

随意契約の内容の公表

局区	会計室
課	会計課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	財務会計総合システム運用保守業務委託
概要	当該業務は、本市の委託により、平成28年度から令和元年度にかけて株式会社NTTデータ東海が開発した新財務会計総合システム（以下「本システム」という。）の運用保守業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本システムは、株式会社NTTデータが著作権を有するパッケージをベースに、本市の発注仕様内容を実現するための改造・機能追加等を行い、平成28年度から令和元年度にかけて株式会社NTTデータ東海により開発されたものである。 本システムは庁内で幅広く利用されているため影響が大きく、安定した稼動が必要不可欠とされ、障害が発生した場合の復旧やシステム修正等にも迅速に対応することが要求されるが、このような対応ができるのは、ソフトウェアに関する全ての情報を保有し、運用保守を行うにあたっての必要なプログラムに関する知識を有している株式会社NTTデータ東海に限定されるため、随意契約をするものである。 ※根拠条文 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額(円)	139,430,500円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、会計室会計課です。
電話番号 052-972-3016

随意契約の内容の公表

局区	会計室
課	会計課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	会計事務のDX化推進(収納データ等作成業務)に伴う財務会計総合システム改修に向けた支援等業務委託(令和8年度)
概要	次期収納データ等作成業務にかかる財務会計総合システム改修について、これまでの検討を踏まえ、要件定義や基本設計を行うとともに、再構築後の収納データ作成業務の安定的な運用の実現に向けた検討を行うための支援業務を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	財務会計総合システムは、株式会社NTTデータ東海が本市の発注仕様内容を踏まえて、平成28年度から令和元年度にかけて開発したものである。 財務会計総合システムの改修を行う際には、システム全体を把握し、プログラムの整合性を常に適切に保ちながら行うことが必要であることや、システムを一時停止することなく、プログラムの改修作業を行うことが必要不可欠であり、その作業はシステム運用を行っている者以外では困難であることから、運用保守業務の契約の相手方である同者と契約を締結している。 本件は、財務会計総合システムへの収納データ等作成機能の追加について、令和7年度に同者と支援業務委託を締結し行ってきた検討を踏まえ、引き続き財務会計総合システムベンダーの知見を活用し、要件定義や基本設計を行うとともに、再構築後の収納データ作成業務の安定的な運用の実現に向けた検討を行うものであることから、業務を行えるのは株式会社NTTデータ東海に限定されるため、随意契約をするものである。 ※根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額(円)	35,200,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、会計室会計課です。
電話番号 052-972-3016

随意契約の内容の公表

局区	防災危機管理局
課	危機対策課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市防災地理情報システム保守委託
概要	名古屋市防災地理情報システムについて、機能の適切な維持管理のため、GISデータやアプリ構成の更新等の環境保守、職員の技術トレーニング及び効果的なGIS使用のための助言や技術支援等、包括的な保守業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	名古屋市防災地理情報システムについては、本市の使用に基づきESRIジャパン株式会社が独自に構築したシステムであり、その保守、職員の技能トレーニング等使用に係る技術支援等ができるものは、本システムの構成及び内容に関して知識を有する同社に限定されます。以上の理由により、ESRIジャパン株式会社と随意契約を行うものです。 ・根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	ESRIジャパン株式会社
契約金額(円)	4,730,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、防災危機管理局危機対策課です。
電話番号 052-972-3526

随意契約の内容の公表

局区	防災危機管理局
課	危機対策課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	東区葵一丁目における不発弾処理仮設工事
概要	東区葵一丁目1301において、令和8年3月12日に建物基礎工事中に発見された不発弾(米国製250kg普通爆弾)の撤去作業のため、仮設の防護壁等の設置及び不発弾撤去後における原状回復を行うもの
契約の相手方を選定した理由	本件は、不発弾の処理を速やかに行い、住民及び付近の安全を図るための準備工事であり、緊急の必要により競争入札に付することができないものであることから随意契約とする。 契約については、不発弾発見現場の状況を把握していることで防護壁等の設置を速やかに行うことができ、かつ、原状回復後の上記建築工事への移行を円滑に行うことができる、現場施工者である株式会社大村技建を相手方とし契約締結するもの。 ・根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	株式会社 大村技建
契約金額(円)	6,556,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、防災危機管理局危機対策課です。
電話番号 052-972-3522

随意契約の内容の公表

局区	防災危機管理局
課	危機対策課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	全国瞬時警報システム(Jアラート)受信機更新工事
概要	総務省消防庁において新たに策定されたソフトウェア及びハードウェア要件を満たす次期Jアラート受信機の導入及び新たな防災気象情報の体系整理の運用開始への対応のため、関連する機器一式を更新するもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約は、総務省消防庁において新たに策定されたソフトウェア及びハードウェア要件を満たす次期Jアラート受信機の導入及び新たな防災気象情報の体系整理の運用開始への対応のためJアラート受信機及び自動起動機の更新を行うものである。 これらは現在運用中のデジタル同報系防災無線システム(以下「システム」という。)の構成要素として相互に連動しており、受信機等の更新に伴い、システム側の改修・調整作業も不可欠であり、当市が導入したシステム全体の構成、ネットワーク設計、機器仕様、各種連動処理を熟知し、高度な専門知識とメンテナンス技術が必要となる。 しかし、当該システムの構築・調整・導入履歴を保有し、内部仕様や接続要件を把握して総合的な改修が可能なのは、現行システムを整備した契約事業者のみであり、他の事業者では当該更新作業を適切に実施することができない。 したがって、本業務を確実に履行できるのは契約事業者以外にいないため、契約の相手方として選定する。 ・根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社ゼネラル 中部情報通信ネットワーク営業部
契約金額(円)	45,477,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、防災危機管理局危機対策課です。
電話番号 052-972-3526

随意契約の内容の公表

局区	防災危機管理局
課	危機対策課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	扇川水位警報用サイレン保守委託
概要	扇川に設置している水位警報用サイレン設備の適正な機能維持を目的として保守委託を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、当該設備を常に正常な状態で保持し、安全・安定運転を確保するために保守点検及び故障時の緊急対応を行うもので、そのプログラム構成及びデータ処理に係る手法を知る者でなければ保守点検を行うことができないため。 ・根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	富士通ネットワークソリューションズ株式会社東海事業所
契約金額(円)	2,325,180

契約の内容についてのお問い合わせ先は、防災危機管理局危機対策課です。
電話番号 052-972-3526

随意契約の内容の公表

局区	防災危機管理局
課	危機対策課
契約締結日	令和8年4月8日
件名	名古屋市水防情報システム改修業務委託(気象庁の防災気象情報体系整理に伴う改修)
概要	令和8年5月下旬から気象庁の新たな防災気象情報の運用が開始されることに伴い、名古屋市水防情報システムについて必要な改修を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	名古屋市水防情報システムは、株式会社気象工学研究所が名古屋市の仕様に沿って独自に構築したシステムであり、その改修ができるものは、本システムのプログラム構成及び内容に関して知識を有する同社に限定されます。 ・根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社気象工学研究所
契約金額(円)	7,700,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、防災危機管理局危機対策課です。
電話番号 052-972-3526

随意契約の内容の公表

局区	防災危機管理局
課	地域防災課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度個別避難計画作成支援アプリケーションシステム運用保守業務委託
概要	令和4年度に構築した「個別避難計画作成支援アプリケーションシステム」の円滑な運営維持及び障害に対応するため、運用保守業務・予防保全業務等を行うもの
契約の相手方を選定した理由	個別避難計画作成支援アプリケーションシステムについては、本市の仕様に基づきNTTビジネスソリューションズ株式会社が独自に構築した、避難行動要支援者の機密情報等を取り扱うシステムであり、本システムの構築及び内容に関して熟知する同社でなければ、機密情報等の円滑かつ適切な管理・保護を含め、当該システムの円滑な運営維持及び運用保守・予防保全業務等を行うことができないことから随意契約を締結したもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	NTTビジネスソリューションズ株式会社
契約金額(円)	85,926,500円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、防災危機管理局地域防災課です。
電話番号 052-972-3591

随意契約の内容の公表

局区	市長室
課	広報課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度広報なごや企画面デザイン及び版下作成業務委託
概要	広報なごやの令和8年5月号～令和9年4月号のうち、企画面に該当するページ(表紙・今月の特集・市政トピックス・シリーズ企画)のデザイン・レイアウト・表紙用写真撮影及び印刷用版下データ作成業務について委託するもの
契約の相手方を選定した理由	本件は、広報なごやのコンセプトを十分理解して、各記事を分かりやすく読みやすいデザイン・レイアウト等で作成する能力が求められる。契約の相手方の選定にあたっては、そうしたデザイン性やアイデア、制作体制等の要素を求めることが必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できない。 このことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき)に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 株式会社三晃社 270点 2位 佐川印刷株式会社 258点 3位 株式会社中広 244点 4位 株式会社アドパブリシティ 204点 5位 株式会社三晃社コミュニケーションデザイン 203点 6位 株式会社角川アスキー総合研究所 195点 7位 株式会社チューキョーP&G 184点
契約の相手方	株式会社三晃社
契約金額(円)	¥12,649,204*

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市長室広報課です。
電話番号 052-972-3134

随意契約の内容の公表

局区	市長室
課	広報課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度地上デジタル放送を活用した行政情報発信システムの使用
概要	地上デジタルテレビ放送のデータ放送画面などを活用して、市政及び区政に関する施策や事業などの情報を提供するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該事業は、市内全域にて複数の民放テレビ局で一斉に放送できるシステムであることを要件としており、その要件を満たすことができるのは、在名の地上デジタルテレビ放送局5局が共同で保有する行政情報発信システムのみであることから、当該5局の共同事業体であるLocipo共同事業体と契約を締結するものである。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	Locipo共同事業体
契約金額(円)	¥10,414,800*

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市長室広報課です。
電話番号 052-972-4804

随意契約の内容の公表

局区	市長室
課	広報課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度インターネット広報業務委託
概要	SNS広報を実施するための広報コンテンツの制作及び配信業務を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	本市の施策等を市民に対して効果的に広報するため、広報コンテンツの制作においては内容の独創性や訴求効果、また、配信業務においては高い広報効果が期待できるかなど、新規性や創造性を求めることが必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できないため、企画コンペを実施した。 当該企画コンペの結果は次のとおりであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき)に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 株式会社角川アスキー総合研究所 262点 2位 テレビ愛知株式会社 252点 3位 株式会社三晃社 208点 4位 スターキャット株式会社 156点 5位 株式会社エクスプレス 143点
契約の相手方	株式会社角川アスキー総合研究所
契約金額(円)	¥11,528,000*

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市長室広報課です。
電話番号 052-972-4804

随意契約の内容の公表

局区	市長室
課	広報課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度SNS発信強化業務委託
概要	SNS(名古屋市広報課Instagram・X)のフォロワー獲得及び発信力強化を目的とした広報コンテンツの制作及び配信業務を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	本市の施策等を市民に対して効果的に広報するため、広報コンテンツの制作においては内容の独創性や訴求効果、また、配信業務においては高い広報効果が期待できるかなど、新規性や創造性を求めることが必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できないため、企画コンペを実施した。 当該企画コンペの結果は次のとおりであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき)に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 テレビ愛知株式会社 226点 2位 株式会社アビリブ 212点 3位 株式会社角川アスキー総合研究所 210点 4位 株式会社三晃社 203点 5位 スターキャット株式会社 119点
契約の相手方	テレビ愛知株式会社
契約金額(円)	¥5,896,000*

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市長室広報課です。
 電話番号 052-972-4804

随意契約の内容の公表

局区	市長室
課	広報課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度「広報なごや点字版」製作・発送業務委託
概要	「広報なごや全市版・各区版」の原稿をもとに、「広報なごや点字版」を毎月製作し、広報課の指示する視覚障害者等へ発送するもの。
契約の相手方を選定した理由	「広報なごや点字版」は、「広報なごや全市版・各区版」に掲載されている多数の情報をすべて点訳するため、高度な技術が必要とする。また、毎月10日までに点字版希望者への製作・発送を完了するためには、相当数の技術者が必要である。このような要求に応え得る事業所は市内に事業所を持つ名古屋ライトハウス以外にないため。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人 名古屋ライトハウス情報文化センター
契約金額(円)	¥27,604,408

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市長室広報課です。
電話番号 052-972-3134

随意契約の内容の公表

局区	市長室
課	広報課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度「声の広報なごや」製作・発送業務委託
概要	「広報なごや」の原稿をもとに、「声の広報なごや」を毎月製作し、広報課の指示する視覚障害者等へ発送するもの。
契約の相手方を選定した理由	「声の広報なごや」は、「広報なごや全市版・各区版」に掲載されている多数の情報をすべて音訳するため、高度な技術を必要とする。また、毎月10日までに声の広報なごや希望者への製作・発送を完了するためには、相当数の技術者が必要である。このような要求に応え得る事業所は市内に事業所を持つ名古屋ライトハウス以外にないため。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人 名古屋ライトハウス情報文化センター
契約金額(円)	¥17,302,080

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市長室広報課です。
電話番号 052-972-3134

随意契約の内容の公表

局区	市長室
課	広報課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度名古屋市市政広報ラジオ番組「施策等説明番組」制作及び放送業務委託
概要	本市の施策等を広く市民に知らせるため、広報ラジオ番組の制作及び放送業務を委託する。
契約の相手方を選定した理由	番組の制作にあたっては、内容の的確性や独創性、また、放送においては、高い広報効果が期待できるかなど、新規性や創造性を求めることが必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できないため、企画コンペを実施した。 当該企画コンペの結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 株式会社エフエム愛知 260点 2位 株式会社ZIP-FM 218点 3位 株式会社CBCラジオ 209点
契約の相手方	株式会社エフエム愛知
契約金額(円)	¥7,260,000*

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市長室広報課です。
電話番号 052-972-3132

随意契約の内容の公表

局区	市長室
課	広報課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度 名古屋市市政広報テレビ番組制作及び放送業務委託
概要	本市の市政情報を周知するため、若年層から高齢者層まで全世代をターゲットとした広報テレビ番組又は番組内コーナーを制作し、名古屋市全域で視聴可能な地上デジタルテレビ放送での放送業務を委託する。
契約の相手方を選定した理由	番組の制作にあたっては、内容の的確性や独創性、また、放送においては、高い広報効果が期待できるかなど、新規性や創造性を求めることが必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できないため、企画コンペを実施した。 当該企画コンペの結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 株式会社パナ・エンタープライズ 218点
契約の相手方	株式会社パナ・エンタープライズ
契約金額(円)	¥39,985,000*

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市長室広報課です。
電話番号 052-972-3132

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	電子複写機の複写に必要とする消耗品等の供給
概要	富士フイルムビジネスソリューションジャパン株式会社が複写機を名古屋市の使用に供し適切な操作方法を指導し、複写機が常時正常な状態で稼動するように保守を行い、消耗品等を円滑に供給する。 より高い割引率の適用を受けるため、総務局内の希望する課室の分を総務課が取りまとめて契約するもの。
契約の相手方を選定した理由	(1) 本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、消耗品の供給・故障時等の技術者の派遣等の業務を総合的に判断し選定している。 (2) 利用実績を勘案すると28%の特別割引を受けることができる。 (3) FAX・スキャナ複合機の利用希望について、各課室公所の希望に最も適合する。 (4) 本市の文書管理システムの標準形式DocuWorksは、富士フイルムビジネスソリューションジャパン株式会社(旧:富士ゼロックス社)が開発したものであり、同社の機器が最もその取扱いに適している。 根拠条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	富士フイルムビジネスソリューションジャパン株式会社 愛知支社
契約金額(円)	(上限) 14,486,028

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局総務課です。
電話番号 052-972-2104

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	法制課
契約締結日	令和 8年 4月 1日
件名	文書管理システム運用保守業務委託
概要	本市の行政文書の事務処理及び行政文書に係る情報の管理を総合的かつ組織的に行い、文書事務の効率化、迅速化及び適正化を図るため運用している「文書管理システム」の保守及び運用業務の委託をするものです。
契約の相手方を選定した理由	本システムは、以下の事業者が製造したパッケージソフトウェアを採用し、本市の仕様に沿って設計及び製造を行ったものです。そのパッケージソフトウェアに関する著作権は以下の事業者が保有しており、パッケージソフトウェアに関する情報は非公開となっています。本業務の遂行に当たっては、本システムのパッケージソフトウェアを含むプログラム修正等が必要となり、そのプログラムの著作権及びプログラム構成に関しての知識を保有している者が、以下の事業者に限定されています。 根拠条文：地方自治法施行令第 167条の 2第 1項第 2号
契約の相手方	日本電気株式会社東海支社
契約金額(円)	21,855,350円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局法制課です。
電話番号 052-972-2246

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市情報連携基盤システム運用保守業務委託(令和8年度)
概要	当該契約は、名古屋市情報連携基盤システムの運用保守を実施する契約を締結するものです。
契約の相手方を選定した理由	次の理由により、下記業者以外が本業務を行うことが不可能であるため、下記業者と随意契約するものです。 1 情報連携基盤システムは、下記業者が著作権を保有するパッケージソフトウェアを活用し、共通標準化基準及び本市独自の仕様に沿って設計及び製造作業を行ったものであり、そのパッケージソフトウェアに関する情報は非公開です。 2 本業務の遂行にあたっては、パッケージソフトウェアを含むプログラム修正等が必要となり、そのプログラムの著作権及びプログラム構成に関する知識を有している者が、下記業者に限定されています。 根拠条文: 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額(円)	112,754,158(税込)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号 052-972-2268

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	NTT地下管路の共同収容に関する個別契約(天白・緑区)
概要	当該契約は、平成17年度に整備した光ファイバー網のうち、天白区～緑区間において、既設のNTT地下管路を利用しており、その使用料を支払うもの。
契約の相手方を選定した理由	光ファイバー網の整備時に利用したNTT地下管路を今年度も引き続き利用するため、随意契約を締結するものである。 (根拠条文) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約
契約の相手方	NTT西日本株式会社
契約金額(円)	3,198,000円(税抜)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号 052-972-2271

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋ガイドウェイバス施設内の光ファイバーケーブルに係る使用に関する協定書
概要	当該契約は、平成17年度に整備した光ファイバー網のうち、守山区内において、ガイドウェイバス専用道を利用しており、その使用料を支払うもの。
契約の相手方を選定した理由	光ファイバー網の整備時に利用したガイドウェイバス専用道を今年度も引き続き利用するため、随意契約を締結するものである。 (根拠条文) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約
契約の相手方	名古屋ガイドウェイバス株式会社
契約金額(円)	2,618,000円(税抜)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号 052-972-2271

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	IP電話機(再リース)賃貸借
概要	本市各拠点で使用しているIP電話機の賃貸借を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	平成29年度に一般競争入札にて導入したIP電話機について、今年度も継続使用するため、再リース契約を行うものである。 再リース対象機器を唯一保有しているNECキャピタルソリューション株式会社 中部支店を随意契約先とするほかないため。 (根拠条文) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約
契約の相手方	NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店
契約金額(円)	3,372,000円(税抜)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号 052-972-2271

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	チャットアプリサービス提供等委託
概要	本契約は、名古屋市(以下「本市」という。)が利用する自治体向けチャットサービスのライセンスを提供すること及び委託者が行うチャットサービスの運用支援等を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	本件は、自治体向けチャットアプリサービス「LoGoチャット」(以下「同サービス」という。)の提供等委託業務を実施する契約を締結するものです。 本市では令和2年4月から同サービスの利用を開始しております。チャットサービスの利用にあたっては、令和8年10月以降にチャット機能を含んだクラウドサービスの導入が予定されていることから、令和8年から新たなサービスに移行した場合、令和8年度中に再度サービス移行を実施することとなり、著しい負担を伴い、合理性を欠くものとなります。 また、同サービスは販売エリアごとに代理店が決められており、愛知県エリアにおいてはフューチャーイン1社のみが販売可能です。 以上のことから、同社と随意契約をするものです。 根拠条文: 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
契約の相手方	株式会社フューチャーイン
契約金額(円)	月額単価 金319.0円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号 052-972-2260

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	テレワーク環境運用保守等業務委託
概要	本契約は、名古屋市(以下「本市」という。)が利用するテレワーク環境について、機器更新及び運用保守業務等を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本件は、令和2年度に構築したテレワーク環境について、引き続き安定的な運用を図るため、機器更新及び運用保守業務等を委託するものです。 本市では、令和8年5月に予定のβ‘モデルへの移行に伴うネットワーク設定変更や、令和8年6月末の電子証明書サーバーのメーカーサポート終了に伴う機器更新および設定作業が必要です。 下記業者は、令和2年度構築(令和2年8月3日締結「テレワーク環境の構築等委託」、令和2年10月1日締結「テレワーク環境の構築等委託(追加分)」)の受託業者および令和3年度以降の運用保守受託業者であり、環境全体の構成・設定・運用に精通しています。 本仕様では、機器の導入から設定・運用までを一体的に管理する必要があり、一部の機器の更新に際しては、既存のテレワーク環境との連携や初期設定、障害対応などを含めた一貫した対応が求められます。複数の業者が参入する場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあります。 テレワーク環境が正常な機能及び性能を保つように、ハードウェア、ソフトウェア等一連の物件全体にかかる保守及び運用支援を行うには、相互に連動した機器の設定管理やサーバーの操作等が必要であり、これらを責任をもって適切に実施できるのは、構築を担い現在も運用保守を実施している下記業者に限られます。 以上のことから、下記業者と随意契約をするものです。
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額(円)	金14,639,680円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号 052-972-2260

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市データ連携基盤システムにかかるパブリッククラウド環境への接続回線提供
概要	本市では、データ連携・データ変換・データ保護の機能を保持するデータ連携基盤システム（以下「データ連携基盤」という。）を構築し、令和8年9月にリリースすることを予定している。 データ連携基盤はパブリッククラウド環境（以下「基盤用環境」という。）へ構築しており、庁内ネットワークから、既存のガバメントクラウド接続回線の一部であるマルチクラウド接続拠点を利用して、基盤用環境に接続している。 本業務は、庁内ネットワークと基盤用環境を接続するため、令和7年度にマルチクラウド接続拠点において必要となる機器の設定変更や新設回線の敷設等を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、現在マルチクラウド接続拠点における機器及び回線の運用保守を実施している業者以外では対応することができないため、当該業者と随意契約を締結するもの。 根拠条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社TOKAIコミュニケーションズ
契約金額(円)	月額215,600円(税込)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号 052-972-2264

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市データ連携基盤システムにかかるパブリッククラウド環境提供
概要	本市では、データ連携・データ変換・データ保護の機能を保持するデータ連携基盤システム(以下「データ連携基盤」という。)を構築し、令和8年9月にリリースすることを予定している。 データ連携基盤はパブリッククラウド環境(以下「基盤用環境」という。)へ構築しているため、本業務では基盤用環境の提供及び基盤用環境の利用に際して必要な設定及び運用補助作業等を委託する必要がある。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、データ連携基盤のシステム開発・構築期間である令和7年度から8年度にかけては、アカウント等のパブリッククラウド環境は同一でなければならないため同じ事業者から提供を受ける必要があり、当該業者と随意契約を締結するもの。 根拠条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額(円)	30,802,200円(税込)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号 052-972-2264

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	インターネット接続回線サービス(USEN)の提供
概要	インターネット利用の増加に対応するため、既存のインターネット接続回線を増速し、10Gbpsのインターネット接続回線サービスを調達するものである。
契約の相手方を選定した理由	現在利用中のインターネット主回線のグローバルIPアドレスは、現行事業者である株式会社USEN ICT Solutionsが管理しており、他事業者へ変更した場合はIPアドレスが変更となる。 IPアドレス変更により各種設定の変更が必要となり、業務影響や障害発生の恐れがある。また、次期分離モデル移行と同時に変更を行うことで、障害要因が増加する懸念がある。 このため、現行IPアドレスを継続利用する方針とし、本要件を満たす唯一の事業者である同社と随意契約を行う。 (根拠条文) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約
契約の相手方	株式会社 USEN ICT Solutions
契約金額(円)	8,218,345円(総額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号 052-972-2257

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	庁内LAN構成変更業務委託(令和8年度)
概要	住民サービスの提供や行政事務の効率的な実施のため構築・稼働している通信基盤である行政情報ネットワーク(以下、「庁内LAN」という。)について構成変更業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	庁内LANの構成変更にあたっては、対象機器の導入及び継続的な保守業務を行っているNECフィールディング株式会社が実施するほかないため。 (根拠条文) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約
契約の相手方	NECフィールディング株式会社
契約金額(円)	22,778,690円(税込)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号 052-972-2265

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市電子申請システム サービス提供及びシングルサインオン開発業務委託
概要	市民や事業者が本市(指定管理者等の外部組織を含む。以下同じ。)への申請・届出等の様々な行政手続や本市が主催する講座・イベント等への申込みをインターネットから行うことができるようにするとともに、本市から申請者に対して通知やお知らせができるシステムをサービスとして提供するための業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	現契約からの更新に当たり、求める機能の充足状況を確認するためにRFIを行ったところ、現行システムのみが必要な機能を兼ね備えていることを確認したため、随意契約を締結するもの。 (根拠条文) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
契約の相手方	株式会社グラファー
契約金額(円)	102,960,000円(税込)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号 052-972-2261

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市ガバメントクラウドにかかる運用管理補助業務委託
概要	名古屋市ガバメントクラウドについては令和 5年11月から利用を開始し、令和 6年 2月から上記事業者がインフラ部分の構築に着手しています。本件は、引き続きガバメントクラウドのインフラ構築及び移行対象システムの支援といった運用管理補助業務を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	令和 5年度の「名古屋市ガバメントクラウドにかかる運用管理補助業務委託」の契約にあたっては、令和10年度までのインフラ構築、移行対象システム支援、運用保守及びクラウド最適化にかかる提案及び経費見積を評価対象とした総合評価落札方式一般競争入札で実施しており、契約の相手方はその落札者である。 今回契約する令和 8年度の役務については、入札時の提案内容及び令和 8年 3月までのインフラ構築の内容を前提としており、上記業者以外の業者ではその情報を有しないために、提案内容等を実現する運用管理補助業務ができない。 根拠条文：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1項第 2号
契約の相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額(円)	63,332,500円(税込)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号 052-972-2263

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市ガバメントクラウド運用支援業務委託
概要	名古屋市ガバメントクラウドの運用にあたって、ガバメントクラウドの利用を予定している各業務システムの稼働環境の整備のための支援とともに、利用中の各業務システム環境の安定稼働を確保し、継続的な改善を実施するための支援を受けるために業務委託を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	名古屋市において、ガバメントクラウドはAWS (Amazon Web Services) を利用しており、ガバメントクラウドの運用に当たっては、AWSの導入やAWSでの運用に関する高度な専門知識・技術や経験・他の事例が必要不可欠であり、CSP(クラウドサービスプロバイダー)であるAWSのコンサルティングチームの他に同等のサービスを提供できる事業者は存在しない。 根拠条文: 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 2号による随意契約
契約の相手方	アマゾンウェブサービスジャパン合同会社
契約金額(円)	42,460,000円(税込)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号 052-972-2263

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	ガバメントクラウド利用権付与兼債務引受契約
概要	ガバメントクラウドの利用にあたって、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第19条に定めるクラウド利用料のデジタル庁における保管及びクラウド利用料にかかる債務引渡を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	地方公共団体における情報システムについては地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第2条に定める対象の基幹業務システム(住民記録等、政令で定める20業務の情報システム)については同法律第10条によりガバメントクラウドを利用することが努力義務とされており、またそれ以外の情報システムについても情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第18条第3項により利用検討を行うことが努力義務とされている。 ガバメントクラウドの利用にあたっては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第19条に定めるクラウド利用料のデジタル庁における保管及びクラウド利用料にかかる債務引渡を実現するため、当該契約を締結する事が必須であり、他の団体や事業者との契約では目的を果たすことができない。 根拠条文: 地方自治法施行令第167の2第1項第2号
契約の相手方	デジタル庁
契約金額(円)	https://calculator.aws/#/ クラウドサービス提供事業者の提供するクラウドサービスの金額は、上記のウェブサイトに記載のとおり。

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号 052-972-2263

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	給与課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	就業ターミナルの購入
概要	本件は、令和8年3月31日でリース期間が満了する機器を購入に切り替えるもの。
契約の相手方を選定した理由	当該物品を所有するのは、これまで賃貸借契約しているNECキャピタルソリューション株式会社中部支店であるため (根拠条文) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約
契約の相手方	NECキャピタルソリューション株式会社中部支店
契約金額(円)	3,547,500円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局給与課です。
電話番号 052-972-2132

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	給与課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	就業ターミナル保守業務委託
概要	本件は、令和8年3月31日でリース期間が満了する機器を購入に切り替えることに伴い、保守業務委託を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本市で使用する就業ターミナルは、職員情報システムとの連携を前提とした仕様により設計されており、就業ターミナルの設定等を行う場合は、職員情報システム側の設定等に関する知識が必要となる。 職員情報システムは日本電気株式会社が著作権を保有しており、当該システムとの連携仕様に関する知識を保有するものが日本電気株式会社に限定されるため。 (根拠条文) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約
契約の相手方	日本電気株式会社東海支社
契約金額(円)	3,547,500円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局給与課です。
電話番号 052-972-2132

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	給与課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	職員情報システム移行及び改修業務委託
概要	当該業務は、本市の委託により日本電気株式会社が開発した職員情報システムについて、システム更新に伴い、職員情報システムの改修等を行うために必要な作業を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	1 本システムは、日本電気株式会社が著作権を保有するパッケージソフトウェアの一部機能（以下、基盤部品等）を活用し、本市の仕様に沿って設計及び製造を行ったものであるため（パッケージソフトウェアに関する情報は非公開）。 2 本業務の遂行に当たっては、本システムに組み込まれている基盤部品等に関する著作権及びプログラム構成に関する知識が必要であり、それらを保有している者が日本電気株式会社に限定されているため。 （根拠条文） 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号による随意契約
契約の相手方	日本電気株式会社東海支社
契約金額（円）	588,280,000円（税込）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局給与課です。
電話番号 052-972-2132

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	企画課
契約締結日	令和8年4月17日
件名	名古屋市次期総合計画策定に向けた検証調査等業務委託
概要	本市では、令和8年度から次期総合計画の策定・検討を開始し、併せて名古屋市基本構想(昭和52 年策定)の改定も予定している。 本業務は、基本構想の改定及び次期総合計画の策定に向け、現行計画の検証や、社会経済情勢の的確な把握等を通じて、計画策定プロセスを総合的に支援することを目的とし、社会の構造変化や新たな課題に対応した基本構想や総合計画の策定に資するものとする。
契約の相手方を選定した理由	当該業務の契約の相手方の選定にあたっては、その委託内容の性質から、企画・運営手法等の能力が高い者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定した。 その結果は以下のとおりであり、1位の者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 EY 新日本有限責任監査法人名古屋事務所 (238点／300点) 2位 三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社 名古屋 (228点／300点) 3位 有限責任監査法人トーマツ 名古屋事務所 (201点／300点) 4位 株式会社 創建 (196点／300点) 5位 一般社団法人地域問題研究所 (192点／300点)
契約の相手方	EY 新日本有限責任監査法人名古屋事務所
契約金額(円)	7,905,700円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局企画課です。
電話番号 052-972-2203

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	企画課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	市民参加型オンラインプラットフォーム運用等業務委託
概要	本市では、現在名古屋市総合計画2028(2024～2028)を推進しているところであるが、令和8年度から次期総合計画の策定・検討を進めていく。あわせて、策定から間もなく50年を迎える名古屋市基本構想の改定を一体的に進める。 従来の総合計画の策定に加えて基本構想の改定も一体的に進めるため、これまで以上に市民等への分かりやすい情報発信及び多様な市民意見の収集・整理を行い、子どもや若者を含む幅広く多様な方々が関わることを設ける。 こうした過程を通して、市民が自らのまちの未来を理解し、関心を持って関わることをできるよう、分かりやすく、親しみやすい基本構想及び総合計画を策定することを目指す。
契約の相手方を選定した理由	当該業務の契約の相手方の選定にあたっては、その委託内容の性質から、企画・運営手法等の能力が高い者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定した。 その結果は以下のとおりであり、1位の者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 株式会社Liquitous (257点／300点)
契約の相手方	株式会社Liquitous
契約金額(円)	8,987,880円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局企画課です。
電話番号 052-972-2203

随意契約の内容の公表

局区	総務局																		
課	企画課																		
契約締結日	令和8年4月1日																		
件名	名古屋市企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務委託																		
概要	名古屋市企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務を委託するもの。																		
契約の相手方を選定した理由	本事業は、寄附の獲得を前提としているため、事業者の能力・技術・センス・経験に基づくノウハウ等により成果に相当な差異が生じるため、一様に仕様を定めることができず、本市への寄附獲得が可能となるようなノウハウやネットワークを有する事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式にて調達を実施した。 なお、公募型プロポーザルの結果、最低基準点以上の点数を得た提案者のうち上位 4 者の提案者と協定を締結した。協定を締結した事業者が寄附を獲得した場合、当該事業者と契約を締結し手数料を支払う。また、下記契約金額は、協定を締結する全ての相手方に対する支払総額の上限である。 各提案者の順位と点数 <table><tr><td>1位</td><td>株式会社名古屋銀行</td><td>185点</td></tr><tr><td>2位</td><td>株式会社ジチタイリンク</td><td>183.75点</td></tr><tr><td>3位</td><td>株式会社カルティブ</td><td>160点</td></tr><tr><td>4位</td><td>三十三地域創生株式会社</td><td>143.75点</td></tr><tr><td>5位</td><td>株式会社三菱UFJ銀行</td><td>138.75点</td></tr><tr><td>6位</td><td>株式会社JTB 名古屋事業部</td><td>120点</td></tr></table>	1位	株式会社名古屋銀行	185点	2位	株式会社ジチタイリンク	183.75点	3位	株式会社カルティブ	160点	4位	三十三地域創生株式会社	143.75点	5位	株式会社三菱UFJ銀行	138.75点	6位	株式会社JTB 名古屋事業部	120点
1位	株式会社名古屋銀行	185点																	
2位	株式会社ジチタイリンク	183.75点																	
3位	株式会社カルティブ	160点																	
4位	三十三地域創生株式会社	143.75点																	
5位	株式会社三菱UFJ銀行	138.75点																	
6位	株式会社JTB 名古屋事業部	120点																	
契約の相手方	株式会社名古屋銀行、株式会社ジチタイリンク 株式会社カルティブ、三十三地域創生株式会社																		
契約金額(円)	11,000千円(契約上限金額)																		

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局企画課です。
電話番号 052-972-2203

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	企画課(シティプロモーション推進)
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度名古屋市シティプロモーション推進事業業務委託
概要	アジア・アジアパラ競技大会の開催を絶好の機会として、名古屋ブランドの理解・イメージ向上を図るため、メディア・イベント等の活用や、企業・庁内等との連携等をはじめとする市内を中心としたシティプロモーションの取り組みを推進するほか、東京圏へのプロモーションの実施に向けた調査検討を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	当該業務の契約の相手方の選定にあたっては、その委託内容の性質から、企画・運営手法等の能力が高い者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定した。 その結果は以下のとおりであり、1位の者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数（順位点／評価点） 1位 名古屋市シティプロモーション推進事業共同体 （株式会社アド近鉄名古屋支社、株式会社パラボックス） （75点／249点）
契約の相手方	名古屋市シティプロモーション推進事業共同体
契約金額(円)	33,500,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局企画課(シティプロモーション推進)
電話番号 052-972-4450

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	総合調整課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度大学連携プラットフォームの導入等業務委託
概要	本市と学生・大学との連携を強化し、連携事業の一層の推進を図るため、コミュニティツールを活用した大学連携プラットフォームの導入及び運用支援を業務委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	令和6年度および令和7年度においては、コミューン株式会社が開発・提供するコミュニティツールを活用し、本事業を実施している。現在、当該プラットフォームには300名を超える学生および大学職員が登録しており、情報収集・情報発信・交流の場として安定的に運用されているなど、一定の成果と利用実績を有している。 仮に現行業者と随意契約を締結せず、別事業者と契約を行った場合、現行のコミュニティツールを継続して利用することはできず、新たな事業者が提供するコミュニティツールへの移行が不可避となる。その場合、既存登録者は再登録が必要となるほか、これまでに蓄積された投稿や交流履歴を引き継ぐことができない。このことにより、登録者数や利用頻度の低下を招き、現在形成されているコミュニティの弱体化を引き起こす。 以上のことから、本業務は、現行業者が構築したコミュニティツールおよび既存コミュニティを引き続き活用することが不可欠であり、業務の性質上、他の事業者では継続性をもって履行することができない。このため、令和8年度大学連携プラットフォームの導入等業務委託については、現行業者を選定し、随意契約を締結するものである。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	コミューン株式会社
契約金額(円)	6,574,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局総合調整課です。
電話番号 052-972-2223

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	総合調整課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	プロ野球公式戦を通した平和啓発事業運営業務委託
概要	名古屋市は、名古屋空襲により犠牲になられた方々を悼むとともに、悲慘な戦争の体験や記憶を後世に語り継ぐことにより、市民の恒久平和の実現を希求する意識の醸成を図り、もって平和な社会の発展に寄与するため、「なごや平和の日」を定め、平和意識の醸成を図るための取り組みを進めている。 本事業は、(株)中日ドラゴンズ及び(株)ナゴヤドーム(以下「連携事業者」という。)との連携により、(株)中日ドラゴンズ主催によるプロ野球公式戦の機会を活用し、空襲で大きな被害を受けた軍需工場の跡地に建てられたバンテリンドーム ナゴヤにおいて、来場者をはじめとした幅広い市民に対して、名古屋空襲の犠牲者を追悼するとともに、平和について考える機会を創出することを目的に、平和に関する啓発事業を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業では、名古屋市と連携事業者との3者間において締結している包括連携協定に基づき、従来のプロ野球公式戦では行わない企画(黙とう、選手からのメッセージ動画の上映等)を特別に実施することから、プロ野球公式戦の運営に支障を出さず確実に本事業を実施でき、かつ、連携事業者と同等程度に本事業の実施に必要な事柄を理解・習熟している団体に業務を委託することが連携事業者から求められており、本事業の実施に必要な能力を有するとともに、連携事業者と一体となって効率的・効果的に企画・運営を担うことができる団体は、連携事業者の運営母体である(株)中日新聞社しかおらず、他に同様の団体が存在しないため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適しないもの)
契約の相手方	株式会社中日新聞社
契約金額(円)	5,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局総合調整課です。
電話番号 052-972-2223

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和8年4月3日
件名	愛知・名古屋2026 大会時の観客等に対する名古屋市催事運営業務委託
概要	愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会の開催にあたり、国内外からの来訪者に、歴史、文化・芸術を中心とした名古屋の魅力や大会の魅力を伝え、様々な体験や交流の機会を創出するため、大会時に要所となる場所において、愛知・名古屋2026に関連した「おもてなし」の拠点を設置するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該業務の契約の相手方の選定にあたっては、通常イベント会場としない場所において実施することや、大会関連施設周辺において実施することから、各会場の特性、来場者層、テーマ性などを踏まえつつ、関係者との調整を進めながら、創造的かつ柔軟な企画立案が求められるため、本市においてあらかじめ最適な発注仕様を定めることが困難である。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、業者から提案を受け、その中で業務を実施するにあたって最も適した能力を有する事業者を選定する公募型企画競争（プロポーザル方式）を実施し、事業者を選定した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者と随意契約を行った。 各提案者の順位と点数 1位 株式会社ジェイアール東日本企画 中部支社 217点 2位 大日本印刷株式会社 左内町営業部 188点 根拠条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社ジェイアール東日本企画 中部支社
契約金額(円)	324,353,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進
電話番号 052-972-3348

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和8年4月27日
件名	愛知・名古屋2026名入れ名古屋扇子作成業務委託
概要	第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会本番時に組織委員会が放送権者・報道関係者に配布するメディアキットのアイテムとして同封し、開催都市の文化や特産品の魅力をPRし、メディアを通じて開催都市に関する情報発信を行い地域経済の活性化につなげるために、愛知・名古屋2026の名入れをした名古屋扇子を作成するものである。 (アジア各国から放送権者・報道関係者の訪日が見込まれることから、飛行機で持ち帰り易く壊れにくいものとして、メディアキットのアイテムに扇子を選択した。また、配布時期が夏季であることから、扇子は暑熱対策に活用でき、実用性の高い記念品として有効である。)
契約の相手方を選定した理由	商品の製作にあたっては、大会の知的財産を活用(愛知・名古屋2026の名入れ)するため、製作できる事業者が組織委員会との間で唯一、当該カテゴリーの商品製作・販売に係るライセンスを取得している上記事業者に限定される。 なお、株式会社末廣堂は米国展示会での販売経験がある為、日本語と英語の両方にて商品紹介及び取扱説明書の添付が可能であり、また、愛知・名古屋を象徴する名古屋城本丸御殿をデザインした扇子の製造経験のある名古屋扇子製造組合の構成員であるため、アジア・アジアパラ競技大会を活用し、開催都市の文化や特産品の魅力をPRすることに適している。 根拠条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社末廣堂
契約金額(円)	6,845,850円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進
電話番号 052-972-4079

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和8年4月10日
件名	愛知・名古屋2026大会ファミリー招待業務委託
概要	愛知県及び名古屋市は、第20回アジア競技大会(2026／愛知・名古屋)及び第5回アジアパラ競技大会(2026／愛知・名古屋)の開催期間中、県内の親子等を招待し、大会を直接体験する機会を提供するため、ファミリー招待事業にかかるチケット管理運営業務(広報・広告を含む)を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約の締結は、愛知県と本契約に関する協定書を締結の上で、事業者の選定を愛知県が行い、受託者を含めた三者での契約を行ったもの。 企画競争を実施することにより、スポーツ大会に関連するイベント等の企画・運営及び広報・広告の実績や、専門的で優れたノウハウがある契約交渉先を選定した。 愛知県が企画競争の実施により選定した事業者と、上記協定書に基づき本市は随意契約を行った。 根拠条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社中日新聞社
契約金額(円)	11,372,332円(うち本市負担額3,790,777円)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進
電話番号 052-972-4620

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和8年4月9日
件名	イベント出展事業業務(その1)
概要	愛知県及び名古屋市では、「第20回アジア競技大会」及び「第5回アジアパラ競技大会」について広報するため、国内の各イベントにてブース出展を実施している。本業務は、ブース出展に使用する両大会の啓発資材等を各会場へ運搬し、PRブースの運営等を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約の締結は、愛知県と本契約に関する協定書を締結の上で、事業者の選定を愛知県が行い、受託者を含めた三者での契約を行ったもの。 愛知県が一般競争入札の実施により選定した事業者と、上記協定書に基づき本市は随意契約を行った。 根拠条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アイアンドエス・ビービーディオー 名古屋支社
契約金額(円)	総額5,885,000円(うち本市負担分1,961,666円)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課
電話番号 052-972-4079

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	「Aichi-Nagoya 2026 名古屋市ポータルサイト」の運用保守業務委託
概要	Aichi-Nagoya 2026 名古屋市ポータルサイト(以下「当サイト」という。)について、管理運用や更新等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	当サイトは、令和7年度に実施した入札後資格確認型一般競争入札により、下記業者に委託し、作成したものである。 当サイトで使用しているC M S(コンテンツ・マネジメント・システム、W e bサイトのコンテンツを構成するテキストや画像、デザイン・レイアウト情報などを一元的に保存・管理するシステム)は、当該業者によって独自に構築されたものであり、当該C M Sの著作権は当該業者が有している。 新規カテゴリーの追加等のC M Sの機能改修、C M Sの不具合対応等保守管理を行うことができるのは、当該CM Sの著作権を有している下記業者に限定される。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するもの。
契約の相手方	株式会社フューチャーイン
契約金額(円)	2,059,200円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課です。
電話番号 052-972-4618

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)及び第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)におけるラストマイル仮設物設置・撤去及び保守管理業務委託
概要	第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の開催にあたり、観客の円滑かつ安全な移動環境を確保するため、各競技会場周辺駅から競技会場までの観客誘導路(ラストマイル)や観客用駐車場等に必要な仮設物を設置することを目的とし、業務委託契約を行ったもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約の締結は、愛知県と本契約に関する協定書を締結の上で、事業者の選定を愛知県が行い、受託者を含めた三者での契約を行ったもの。 本市は、愛知県が一般競争入札の実施により選定した事業者と、上記協定書に基づき随意契約を行った。 根拠条文:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社トーガシ 名古屋支店
契約金額(円)	85,690,000円(うち本市負担分28,563,333円)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進
電話番号 052-972-4616

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)及び第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)における観客用駐車場予約管理等業務委託
概要	第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の開催時において、競技会場周辺において運用する自家用車駐車場(パークアンドバスライド予定地含む)の予約管理等を行うことを目的とし、業務委託契約を行ったもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約の締結は、愛知県と本契約に関する協定書を締結の上で、事業者の選定を愛知県が行い、受託者を含めた三者での契約を行ったもの。 本市は、愛知県が一般競争入札の実施により選定した事業者と、上記協定書に基づき随意契約を行った。 根拠条文:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	タイムズ24株式会社
契約金額(円)	5,381,640円(うち本市負担分1,793,880円)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進
電話番号 052-972-4616

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)及び第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)における観客用シャトルバス演習業務委託
概要	愛知県及び名古屋市が策定した第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会における観客輸送計画案に基づき、受託者がシャトルバス運用対象会場において実際にバスを運行する演習業務を実施するものである。 本演習を通じて、想定されるバス運行ルート、所要時間、通行条件等を実地に検証し、運行上の支障やリスクの有無を把握するとともに課題を抽出し、必要な改善方策を整理することで、大会時におけるシャトルバスの円滑かつ安全な運行を確保することを目的とし業務委託契約を行ったもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約の締結は、愛知県と本契約に関する協定書を締結の上で、事業者の選定を愛知県が行い、受託者を含めた三者での契約を行ったもの。 本市は、愛知県が随意契約により選定した事業者と、上記協定書に基づき随意契約を行った。 根拠条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	東武トップツアーズ・日本旅行 共同企業体
契約金額(円)	2,861,650円(うち本市負担分953,883円)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進
電話番号 052-972-4616

随意契約の内容の公表

局区	総務局アジア・アジアパラ競技大会推進部
課	アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和8年4月24日
件名	愛知・名古屋2026大会 開催都市レセプション運營業務委託
概要	名古屋市が2026年に開催される第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会に合わせて来県するアジア各国・地域の政府要人への歓迎及び地元の魅力発信、大会開催に協力いただいた方々への感謝を伝え、大会後の国際交流、ビジネス、誘客等の愛知・名古屋の成長・発展に資する関係構築へ繋げることを目的とする、レセプション運營業務委託を愛知県と共同で行ったもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約の締結は、愛知県と本契約に関する協定書を締結の上で、事業者の選定を愛知県が行い、受託者を含めた三者での契約を行ったもの。 本市は、愛知県が一般競争入札の実施により選定した事業者と、上記協定書に基づき随意契約を行った。 根拠条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社 JTB名古屋事業部
契約金額(円)	総額79,242,000円(うち本市負担分26,414,000円)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進
電話番号 052-972-4616

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	2026年度開催アジア・アジアパラ競技大会 名古屋市瑞穂公園陸上競技場周辺の都市装飾に向けて製作した看板掲出・保守管理・撤去業務委託契約
概要	本契約は、第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)及び第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)(以下、「両大会」という。)において、大会機運の醸成に向け、両大会のシンボリックな会場となる名古屋市瑞穂公園陸上競技場付近を効果的かつ集中的に装飾することを目的とし、電柱広告媒体を活用した看板の掲出、保守管理及び撤去業務を愛知県と共同で委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本件の対象である電柱は、中部電力グループが保有するものであり、その広告に関する事業は中電クラビス株式会社が保守管理まで一体的に業務を実施しており、不測の事態が生じた際にも円滑かつ迅速な対応が可能である。なお、広告販売に当たっては、販売代理店が存在するものの、販売料金については代理店契約の中で統一料金として定められているため、競争性が無く、販売代理店と契約した場合でも保守管理業務は中電クラビス株式会社が行うこととしている。 以上のことから、本契約については、中電クラビス株式会社と随意契約を締結する。 本契約の締結は、愛知県と本契約に関する協定書を締結の上で、受託者を含めた三者での契約を行うものである。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	中電クラビス株式会社
契約金額(円)	3,017,850 (うち本市負担分 10,05,950)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課です。

電話番号 052-954-7438

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	愛知・名古屋2026大会文化プログラム主催事業実施運営業務
概要	2025年度において作成した「愛知・名古屋2026大会文化プログラム主催事業詳細計画」に基づき、使用備品の調達・搬入・設営、広報等、文化プログラム主催事業（以下、「主催事業」という。）実施までの準備業務及び、開催都市独自コンテンツの実施、メイン会場の運営等、主催事業実施当日の運営業務、また、使用備品の撤去・搬出等、撤収業務を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約の締結は、愛知県と本契約に関する協定書を締結の上で、事業者の選定を愛知県が行い、受託者を含めた三者での契約を行ったもの。 愛知県が一般競争入札の実施により選定した事業者と、上記協定書に基づき本市は随意契約を行った。 根拠条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	文化プログラム主催事業共同事業体
契約金額(円)	284,900,000円(税込) (うち本市予算額94,966,666円)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課
電話番号 052-972-2231

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	東京事務所
契約締結日	令和8年4月1日
件名	東京事務所職員宿舎の借上げ(更新契約)について
概要	令和7年度に契約していた東京事務所職員宿舎のうち、杉並区の物件について更新契約をしたもの。 金額内訳 賃料: 月額120,000円 × 12月 = 1,440,000円 更新料: 120,000円 更新事務手数料: 66,000円
契約の相手方を選定した理由	不動産の借り入れ契約であり、相手方が特定されるため。 根拠条文: 地方自治法施行令167条の2第1項第2号
契約の相手方	物件の所有者(個人)
契約金額(円)	1,626,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局東京事務所です。
電話番号 03-3504-1738

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	東京事務所
契約締結日	令和8年4月1日
件名	東京事務所職員宿舎の借上げ(更新契約)について
概要	令和7年度に契約していた東京事務所職員宿舎のうち、江東区の物件について更新契約をしたもの。 金額内訳 賃料: 月額104,000円 × 12月 = 1,248,000円 管理費: 月額5,000円 × 12月 = 60,000円 更新料: 104,000円
契約の相手方を選定した理由	不動産の借り入れ契約であり、相手方が特定されるため。 根拠条文: 地方自治法施行令167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社マリオン
契約金額(円)	1,412,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局東京事務所です。
電話番号 03-3504-1738

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	東京事務所
契約締結日	令和8年4月1日
件名	東京事務所職員宿舎の借上げ(更新契約)について
概要	令和7年度に契約していた東京事務所職員宿舎のうち、中野区の物件について更新契約をしたもの。 金額内訳 賃料: 月額128,000円 × 12月 = 1,536,000円 更新料: 128,000円 更新事務手数料: 36,400円
契約の相手方を選定した理由	不動産の借り入れ契約であり、相手方が特定されるため。 根拠条文: 地方自治法施行令167条の2第1項第2号
契約の相手方	有限会社カズハウス
契約金額(円)	1,700,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局東京事務所です。
電話番号 03-3504-1738

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	東京事務所
契約締結日	令和8年4月1日
件名	東京事務所職員宿舍の借上げ(更新契約)について
概要	令和7年度に契約していた東京事務所職員宿舍のうち、新宿区の物件について更新契約をしたもの。 金額内訳 賃料: 月額125,000円 × 12月 = 1,500,000円 管理費: 月額5,000円 × 12月 = 60,000円 更新料: 125,000円
契約の相手方を選定した理由	不動産の借り入れ契約であり、相手方が特定されるため。 根拠条文: 地方自治法施行令167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社マリオン
契約金額(円)	1,685,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局東京事務所です。
電話番号 03-3504-1738

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	東京事務所
契約締結日	令和8年4月1日
件名	東京事務所職員宿舎の借上げ(更新契約)について
概要	令和7年度に契約していた東京事務所職員宿舎のうち、文京区の物件について更新契約をしたもの。 金額内訳 賃料: 月額130,000円 × 12月 = 1,560,000円 更新料: 130,000円
契約の相手方を選定した理由	不動産の借り入れ契約であり、相手方が特定されるため。 根拠条文: 地方自治法施行令167条の2第1項第2号
契約の相手方	物件の所有者(個人)
契約金額(円)	1,690,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局東京事務所です。
電話番号 03-3504-1738

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度発行体格付及び名古屋市債に対する個別債務格付の付与
概要	投資家が名古屋市債に投資する際の判断材料となる、第三者機関による格付を取得するもの。
契約の相手方を選定した理由	格付会社は、主に日系2社と外資系3社の計5社あるが、以下の基準から契約の相手方1社を選定した。 ・国内の投資家のみではなく、外資系投資家や海外の投資家が投資判断を行う場合に指標としやすい海外における格付の実績が豊富な外資系の業者であること。 ・他の地方公共団体との比較が容易な格付実績が豊富であり、指標の連続性が保てる業者であること。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	ムーディーズ・ジャパン株式会社
契約金額(円)	2,365,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号 052-972-2309

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	電子複写機の複写に必要とする消耗品等の供給
概要	電子複写機の複写に必要とする消耗品等の供給
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に単体契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約するものである。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 愛知支社
契約金額(円)	2,007,456

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号 052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市ふるさと納税返礼品提供事業支援業務委託
概要	名古屋市が行うふるさと納税返礼品提供事業のうち、寄附の受付、寄附者情報の管理、返礼品提供支援・配送、返礼品公募にかかる業務等を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	ふるさと納税（寄附）募集を行うにあたっては、本市が利用しているふるさと納税ポータルサイトへの返礼品掲載をはじめ、返礼品提供支援にかかる各種手続き業務、寄附情報等の管理に必要なシステムの構築等、募集開始のための準備に一定の期間を確保する必要がある。現時点で、本市の返礼品数は3,000品目を超えている状況の中、「名古屋市ふるさと納税返礼品提供事業支援業務委託」は令和8年3月31日に契約満了を迎える。次期受託者の募集を行うにあたり、継続的な寄附募集を行うためには、他都市での事例と本市の返礼品数及び寄附規模を勘案した結果、受託者変更に伴う準備期間を4か月程度設ける必要があることが判明した。 次期受託者の準備期間中に当該業務を継続して実施可能な事業者は、(株)JTB名古屋事業部のみであるため、(株)JTB名古屋事業部と契約を締結するもの。
契約の相手方	株式会社JTB 名古屋事業部
契約金額(円)	(概算金額) 790,236,320円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号 052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	自治体マイページ利用料(株式会社Workthy)
概要	ふるさと納税ワンストップ特例申請のうちオンラインでの申請受付及び管理を行うシステムの利用
契約の相手方を選定した理由	ふるさと納税に係る業務について委託契約を締結している株式会社JTbは、ワンストップ特例申請に係る業務を株式会社Workthyに再委託し、同社が提供するシステム(ふるさと納税do)を利用して申請情報の管理を行っている。 本市がオンラインによるワンストップ特例申請の受付を行う場合、申請情報を「ふるさと納税do」上で一元的に管理することが、事務処理の効率化及び情報管理上のリスク低減の観点から必要であり、これを実現するためには同システムの利用が必要不可欠である。同システムを提供することができる事業者は、その提供元である株式会社Workthyのみであるため、当該事業者と契約を締結するもの。
契約の相手方	株式会社 Workthy
契約金額(円)	15,416,775

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号 052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	ふるさと納税ポータルサイト掲載等に係る支援業務の委託(ANAあきんど)
概要	ふるさと納税ポータルサイト「ANAのふるさと納税」への掲載、寄附申込フォームの利用、決済サービス、プロモーション等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	ふるさと納税ポータルサイトは多数あるが、ポータルサイトごとにサイト管理・更新の手続きや寄附金の入金・手数料の支払い事務が必要となることから、すべてのサイトと契約することは困難であるため、本市への寄附が多く集まることが見込まれるポータルサイトを選定する必要がある。 「ANAのふるさと納税」は、高所得者が多いANAマイレージクラブ会員を顧客層としているため、本市の高価格な返礼品に対しての寄附が多く集まることが見込まれるだけでなく、旅行や宿泊関連の返礼品を強みとしているため、旅行需要が高まっている現状において多くの寄附が見込まれる。また、寄附情報の安全管理と返礼品の在庫管理の観点から外部システムとの連携による寄附情報の一元管理に対応できる「ANAのふるさと納税」を選定し、当該サイトを運営する会社であるANAあきんど株式会社と契約を締結するもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	ANAあきんど株式会社
契約金額(円)	32,688,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号 052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	ふるさと納税ポータルサイト掲載等に係る支援業務の委託(JALUX)
概要	ふるさと納税ポータルサイト「JALふるさと納税」への掲載、寄附申込フォームの利用、決済サービス、プロモーション等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	ふるさと納税ポータルサイトは多数あるが、ポータルサイトごとにサイト管理・更新の手続きや寄附金の入金・手数料の支払い事務が必要となることから、すべてのサイトと契約することは困難であるため、本市への寄附が多く集まることが見込まれるポータルサイトを選定する必要がある。 「JALふるさと納税」は、高所得者が多いJALマイレージクラブ会員を顧客層としており、本市の高価格な返礼品に対しての寄附が多く集まることが見込まれるだけでなく、旅行や宿泊関連の返礼品を強みとしているため、旅行需要が高まっている現状において多くの寄附が見込まれる。また、寄附情報の安全な管理と返礼品の在庫管理の観点から外部システムとの連携による寄附情報の一元管理に対応できる「JALふるさと納税」をポータルサイトとして選定し、当該サイトを運営する会社である株式会社JALUXと契約を締結するもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社JALUX
契約金額(円)	36,036,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号 052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	ふるさと納税ポータルサイト掲載等に係る支援業務の委託(アイモバイル)
概要	ふるさと納税ポータルサイト「ふるなび」への掲載、寄附申込フォームの利用、決済サービス、プロモーション等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	ふるさと納税ポータルサイトは多数あるが、ポータルサイトごとにサイト管理・更新の手続きや寄附金の入金・手数料の支払い事務が必要となることから、すべてのサイトと契約することは困難であるため、本市への寄附が多く集まることが見込まれるポータルサイトを選定する必要がある。 多くの自治体が利用し、掲載自治体数・返礼品数が上位のポータルサイトであり、寄附情報の安全な管理と返礼品の在庫管理の観点から外部システムとの連携による寄附情報の一元管理に対応できる「ふるなび」をポータルサイトとして選定し、当該サイトを運営する会社である株式会社アイモバイルと契約を締結するもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アイモバイル
契約金額(円)	580,107,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号 052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	ふるさと納税ポータルサイト掲載等に係る支援業務の委託(トラストバンク)
概要	ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」への掲載、寄附申込フォームの利用、決済サービス、プロモーション等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	ふるさと納税ポータルサイトは多数あるが、ポータルサイトごとにサイト管理・更新の手続きや寄附金の入金・手数料の支払い事務が必要となることから、すべてのサイトと契約することは困難であるため、本市への寄附が多く集まることが見込まれるポータルサイトを選定する必要がある。 多くの自治体が利用し、掲載自治体数・返礼品数が上位のポータルサイトであり、寄附情報の安全な管理と返礼品の在庫管理の観点から外部システムとの連携による寄附情報の一元管理に対応できる「ふるさとチョイス」をポータルサイトとして選定し、当該サイトを運営する会社であるトラストバンクと契約を締結するもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社トラストバンク
契約金額(円)	266,264,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号 052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	ふるさと納税ポータルサイト掲載等に係る支援業務の委託(一休)
概要	ふるさと納税ポータルサイト「一休.comふるさと納税」への掲載、寄附申込フォームの利用、決済サービス、プロモーション等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	ふるさと納税ポータルサイトは多数あるが、ポータルサイトごとにサイト管理・更新の手続きや寄附金の入金・手数料の支払い事務が必要となることから、すべてのサイトと契約することは困難であるため、本市への寄附が多く集まることが見込まれるポータルサイトを選定する必要がある。 「一休.comふるさと納税」は、高級領域に特化した宿泊施設予約サイト「一休.com」掲載施設の電子割引クーポンを返礼品として掲載する宿特化型ふるさと納税サイトである。他の政令指定都市でも導入実績があり、寄附金控除限度額が高い高額所得者層からの寄附を多く獲得している。本市においても複数の宿泊施設が掲載されており、旅行需要が高まっている現状において多くの寄附が見込まれる。また、寄附情報の安全な管理と返礼品の在庫管理の観点から外部システムとの連携による寄附情報の一元管理に対応できる「一休.comふるさと納税」をポータルサイトとして選定し、当該サイトを運営する会社である株式会社一休と契約を締結するもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社一休
契約金額(円)	74,620,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号 052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	ふるさと納税ポータルサイト掲載等に係る支援業務の委託(楽天)
概要	ふるさと納税ポータルサイト「楽天ふるさと納税」への掲載、寄附申込フォームの利用、決済サービス、プロモーション等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	ふるさと納税ポータルサイトは多数あるが、ポータルサイトごとにサイト管理・更新の手続きや寄附金の入金・手数料の支払い事務が必要となることから、すべてのサイトと契約することは困難であるため、本市への寄附が多く集まることが見込まれるポータルサイトを選定する必要がある。 多くの自治体が利用し、掲載自治体数・返礼品数が上位のポータルサイトであり、寄附情報の安全な管理と返礼品の在庫管理の観点から外部システムとの連携による寄附情報の一元管理に対応できる「楽天ふるさと納税」をポータルサイトとして選定し、当該サイトを運営する会社である楽天グループ株式会社と契約を締結するもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	楽天グループ株式会社
契約金額(円)	629,331,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号 052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	ふるさと納税決済代行業務に係る委託(三菱UFJニコス)
概要	ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を利用した本市への寄附金のクレジットカード収納に係る事務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」では、クレジットカード決済が必須であり、VISA及びMasterCardブランドのクレジットカード決済について三菱UFJニコス株式会社を指定しているため。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	三菱UFJニコス株式会社
契約金額(円)	11,523,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号 052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	ふるさと納税決済代行業務に係る委託(名古屋カード)
概要	ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を利用した本市への寄附金のクレジットカード収納に係る事務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、多くの方に返礼品を閲覧してもらうことや寄附者の利便性の目的からふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」に掲載している。「ふるさとチョイス」ではクレジットカード決済が必須であり、JCB、American Express及びDinersブランドのクレジットカード決済について株式会社名古屋カードとしている。 このため本件の業務委託について株式会社名古屋カードと契約するもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社名古屋カード
契約金額(円)	6,957,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号 052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	ふるさと納税決済代行業務に係る委託(DGフィナンシャル(ANA))
概要	ふるさと納税ポータルサイト「ANAのふるさと納税」を利用した本市への寄附金のクレジットカード収納に係る事務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	ふるさと納税ポータルサイト「ANAのふるさと納税」では、クレジットカード決済が必須であり、クレジットカード決済について株式会社DGフィナンシャルテクノロジーを指定しているため。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
契約金額(円)	4,024,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号 052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	ふるさと納税決済代行業務に係る委託（GMOペイメントゲートウェイ）
概要	ふるさと納税ポータルサイト「一休.comふるさと納税」を利用した本市への寄附金のクレジットカード収納に係る事務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	ふるさと納税ポータルサイト「一休.comふるさと納税」ではクレジットカード決済が必須であり、クレジットカード決済についてGMOペイメントゲートウェイ株式会社を指定しているため。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	GMOペイメントゲートウェイ株式会社
契約金額（円）	2,057,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号 052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	ふるさと納税決済代行業務に係る委託（SP.LINKS株式会社）
概要	ふるさと納税ポータルサイト「G- Callふるさと納税」を利用した本市への寄附金のクレジットカード収納に係る事務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	ふるさと納税ポータルサイト「G-Callふるさと納税」ではクレジットカード決済が必須であり、クレジットカード決済についてSP.LINKS株式会社を指定しているため。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	SP.LINKS株式会社
契約金額（円）	2,457,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号 052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	ふるさと納税ポータルサイト掲載等に係る支援業務の委託(アマゾンジャパン)
概要	ふるさと納税ポータルサイト「Amazonふるさと納税」への掲載、寄附申込フォームの利用、プロモーション等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	ふるさと納税ポータルサイトは多数あるが、ポータルサイトごとにサイト管理・更新の手続きや寄附金の入金・手数料の支払い事務が必要となることから、すべてのサイトと契約することは困難であるため、本市への寄附が多く集まることが見込まれるポータルサイトを選定する必要がある。 「Amazonふるさと納税」は、国内のオンラインモールユーザー数トップクラスである6,700万人のAmazonユーザーをターゲット層とすることができるふるさと納税サイトである。寄附者はふるさと納税専用サイトへの登録が必要なく、通常のAmazonショッピングアカウントで寄附することができるほか、通常ショッピングの口コミもふるさと納税返礼品のページで閲覧できるため、寄附者への訴求力が高く、より多くの寄附を獲得することが見込まれる。また、寄附情報の安全な管理と返礼品の在庫管理の観点から外部システムとの連携による寄附情報の一元管理に対応できる「Amazonふるさと納税」をポータルサイトとして選定し、当該サイトを運営する会社であるアマゾンジャパン合同会社と契約を締結するもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	アマゾンジャパン合同会社
契約金額(円)	41,772,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号 052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	ふるさと納税ポータルサイト掲載等に係る支援業務の委託(さとふる)
概要	ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」への掲載、寄附申込フォーム、決済サービス、プロモーション等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	ふるさと納税ポータルサイトは多数あるが、ポータルサイトごとにサイト管理・更新の手続きや寄附金の入金・手数料の支払い事務が必要となることから、すべてのサイトと契約することは困難であるため、本市への寄附が多く集まることが見込まれるポータルサイトを選定する必要がある。 多くの自治体が利用し、掲載自治体数・返礼品数が上位のポータルサイトであり、寄附情報の安全管理と返礼品在庫管理の観点から外部システムとの連携による寄附情報の一元管理に対応できる「さとふる」をポータルサイトとして選定し、当該サイトを運営する会社である株式会社さとふると契約を締結するもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社さとふる
契約金額(円)	436,432,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号 052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	ふるさと納税ポータルサイト掲載等に係る支援業務の委託(ジーエーピー)
概要	ふるさと納税ポータルサイト「G-Callふるさと納税」への掲載、寄附申込フォームの利用、プロモーション等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	ふるさと納税ポータルサイトは多数あるが、ポータルサイトごとにサイト管理・更新の手続きや寄附金の入金・手数料の支払い事務が必要となることから、すべてのサイトと契約することは困難であるため、本市への寄附が多く集まることが見込まれるポータルサイトを選定する必要がある。 「G-Callふるさと納税」は、ポータルサイトへの掲載のみならず、G-Call顧客やクレジットカード会員に向けたカタログやダイレクトメールの発行等を通じて厳選された返礼品を紹介することにより寄附金控除限度額が高い高額所得者層からの寄附を多く獲得しているため、本市の高価格な返礼品に対しての寄附が多く集まることが見込まれる。また、寄附情報の安全な管理と返礼品の在庫管理の観点から外部のシステムとの連携による寄附情報の一元管理に対応できる「G-Callふるさと納税」をポータルサイトとして選定し、当該サイトを運営する会社である株式会社ジーエーピーと契約を締結するもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社ジーエーピー
契約金額(円)	20,020,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号 052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	財産管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市公有財産管理システム運用保守業務委託(令和8年度分)
概要	公有財産管理システムについて運用保守業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本システムは、株式会社NTTデータ東海(当時の社名は㈱エヌ・ティ・ティ・データ東海)が、名古屋市の仕様に沿って令和2年度に設計・開発を行ったものである。 本業務は、令和2年度の設計・開発及びその後の改修を踏まえて実施する必要があるほか、その実施にあたっては本システムのプログラム修正等が必要であり、これができる者は、本システム全体のプログラム構成及び内容に関して知識を有し、本システムに関する著作権を有する株式会社NTTデータ東海に限定される。 以上の点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を行うものである。
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額(円)	9, 900, 000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局財産管理課です。
電話番号 052-972-2316

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	財産管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	電子複写機の複写に必要とする消耗品等の供給
概要	令和8年度の財政局財産管理課で使用する電子複写機の複写に必要とする消耗品等の供給についての契約を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討した結果、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行うものである。 主に5つの要件から比較を行い、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社を選定した。 【比較検討内容】 ・Docuworks(本市の文書管理システムの標準形式)との適合性 ・FAX機能の有無 ・月間予定枚数(白黒)を印刷した場合の支払額 ・フィニッシュャートレイの有無 ・印刷速度
契約の相手方	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 愛知支社
契約金額(円)	1,310,184

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局財産管理課です。
電話番号 052-972-2318

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	財産管理課
契約締結日	令和8年4月23日
件名	市有地の先着順売払い
概要	所在地 港区多加良浦町三丁目34番1、35番1、35番2、35番3、35番4
契約の相手方を選定した理由	令和7年12月1日に市有地売払い一般競争入札の公告を実施し、令和8年2月6日に開札を行ったが、応札者がなく入札不調となった。 その後令和8年3月16日から令和8年9月30日を申込期間として先着順売払いを実施したところ、令和8年4月3日に申込みがあったため、令和8年4月23日に、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約を締結したもの。
契約の相手方	株式会社コーブランド 代表取締役 土屋 幸四郎
契約金額(円)	26,161,924

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局財産管理課です。
電話番号 052-972-2318

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約監理課
契約締結日	令和8年4月8日
件名	電子調達システム EntraID外部連携設定業務委託 (テストフェーズ)
概要	再構築後の電子調達システムについては、Entra IDというユーザ認証及びアクセス管理サービスを利用し、一般行政端末からシングルサインオンにより当該システムの利用が可能となる予定ですが、このためには、当該システムと総務局が管理するEntra ID環境との外部連携が必要となります。 本件業務委託は、電子調達システムとの外部連携にあたって必要となるEntra ID環境との接続作業、テスト作業を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	本市が利用するユーザ認証及びアクセス管理サービスであるEntra IDは、総務局デジタル改革推進課が所管し、その管理運用は、(株)大塚商会が実施しています。本市のユーザ認証等の安全性を確保する観点から、Entra ID環境の運用保守、設定変更等については、市Entra ID管理事業者である(株)大塚商会にしか実施できません。 したがって、本業務委託の契約の相手方は、(株)大塚商会に限定されます。 (根拠条文) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社大塚商会 中部支社
契約金額(円)	2,090,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約監理課です。
電話番号 052-972-2321

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約監理課
契約締結日	令和8年4月15日
件名	令和8年度電子入札システム移行対応業務委託
概要	電子調達システムの再構築に伴い、電子入札システム上のデータを、現行システムから新システムに移行します。本番移行作業に加え、移行リハーサル、打ち合わせ等を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	電子入札システムはコアシステム、カスタマイズシステム及び連携システムの3部から構成されています。 本業務委託のデータ提出対象であるカスタマイズシステムは、(株)日立システムズが所有するプログラムをベースに、本市が求める仕様を実現するための改造・機能追加等を行い開発しました。その運用保守は(株)日立システムズが行っており、システムを安定稼働させながら本業務を履行できるものは、(株)日立システムズに限定されます。 (根拠条文) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立システムズ 中部支社
契約金額(円)	5,500,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約監理課です。
電話番号 052-972-2321

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約監理課
契約締結日	令和8年4月13日
件名	令和8年度電子調達システム(登録・PPI)移行対応業務委託
概要	電子調達システムの再構築に伴い、電子調達システム(登録・PPI)上のデータを、現行システムから新システムに移行します。本番移行作業に加え、移行リハーサル、打ち合わせ等を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	電子調達システムは入札参加者登録システム、調達情報サービス(PPI)、電子入札システムの3システムから構成されています。 本業務委託の対象である入札参加者登録システム、調達情報サービス(PPI)は、富士通Japan(株)が所有するプログラムをベースに、本市が求める仕様を実現するための改造・機能追加等を行い開発しました。その運用保守は富士通Japan(株)が行っており、システムを安定稼働させながら本業務を履行できるものは、富士通Japan(株)に限定されます。 (根拠条文) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	富士通Japan(株) 関西・中部公共ビジネス統括部(愛知)
契約金額(円)	8,486,940円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約監理課です。
電話番号 052-972-2321

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	税制課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	電子複写機(市税事務所等)に必要な消耗品等の供給契約
概要	当該業務は、令和8年度に本市との電子複写機に必要な消耗品等の供給契約により、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社の電子複写機の使用、保守、及び消耗品等の供給を受けるもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約をするものである。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
契約金額(円)	9,517,992

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局税制課です。
電話番号 052-972-2332

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	税制課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	市税事務所等の電話交換機等の賃貸借(再リース)
概要	市税事務所等で利用する電話交換機等について、再リース契約を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 現在使用している機器の再リースとなるため、契約の相手方は現にリースを行っている事業者に限定される。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	NTT・TCリース株式会社 東海支店
契約金額(円)	6,184,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局税制課です。
電話番号 052-972-2332

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	税務システム推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度税務総合情報システムの標準化対応業務の委託
概要	税務総合情報システムの標準化において、標準仕様書の4要件のうち機能要件・帳票要件の2要件を中心に対応するにあたり、システム改修に係る設計や製造、テスト等の作業を行う。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本市で稼働する税務総合情報システムは、富士通Japan株式会社が開発及び保守を行うパッケージソフトウェアを採用している。このため、パッケージソフトウェア本体の著作権を有する富士通Japan株式会社でしか標準化に対応するためのシステム改修作業等の業務を履行できないため、随意契約を締結するものである。 2 根拠条文 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（愛知）
契約金額（円）	620,093,870

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局税務システム推進課です。
電話番号 052-265-1112

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	税務システム推進課
契約締結日	令和8年4月16日
件名	令和8年度税務総合情報システム用サーバ機器等の賃貸借(再リース)
概要	サーバ機器等の現行リース契約の満了に伴い、再リース契約を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約は、現在使用している機器等の再リースであり、契約の相手方は現にリースを行っている事業者に限定されるため。 根拠条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	FLCS株式会社 東海支店
契約金額(円)	93,074,916

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局税務部税務システム推進課です。
電話番号 052-265-1112

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	税務システム推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	税務総合情報システムの改修業務委託(上半期)
概要	法令の改正等に伴う税務総合情報システムの改修作業を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 税務総合情報システムは、富士通Japan株式会社が開発及び保守を行うパッケージソフトウェアを採用している。このため、パッケージソフトウェア本体の著作権を有する富士通Japan株式会社でしか改修業務を履行できないため、随意契約を締結するものである。 2 根拠条文 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部(愛知)
契約金額(円)	186,439,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局税務システム推進課です。
電話番号 052-265-1112

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	税務システム推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	税務総合情報システムの改修業務委託(コンビニ交付システム向けデータ抽出)
概要	税務証明のコンビニ交付を行うために税務総合情報システムの改修作業を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	税務総合情報システムは、富士通Japan株式会社が開発及び保守を行うパッケージソフトウェアを採用している。このため、パッケージソフトウェア本体の著作権を有する富士通Japan株式会社でしか改修業務を履行できないため、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部(愛知)
契約金額(円)	76,912,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局税務システム推進課です。
電話番号 052-265-1112

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	市民税課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	個人市民税申告書受付システム保守業務の委託
概要	株式会社インテックが開発した個人市民税申告書受付システムについて、保守業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 排他的権利 個人市民税申告書受付システムは、株式会社インテックが所有するパッケージソフトをベースに、本市の委託仕様内容を実現するための改造・機能追加等を行い開発したものであり、そのプログラムの著作権は株式会社インテックが有している。 また、本システムのプログラム修正に必要な詳細情報は、開発業者である株式会社インテック以外には公開されていない。 当該業務の遂行にあたっては、本システムのパッケージソフトを含むプログラム修正等が必要となるが、そのプログラムの著作権及びプログラム構成に関しての知識を保有している者は、株式会社インテックに限定される。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社インテック 広域IT第2事業本部
契約金額(円)	2,750,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局市民税課です。
電話番号 052-972-2352

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	固定資産税課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	地理情報システムに対する住宅地図データの調達及び搭載に関する業務委託
概要	地理情報システムは、主に次の三つの機能により、土地の異動処理事務、航空写真異動照合調査事務、路線価付設事務などを支援することを目的としたシステムである。 (1) 画地情報管理機能 (2) 固定資産照合調査機能 (3) 路線情報管理機能 固定資産税事務の運営にあたって不可欠な地理情報システムに、事務運用上必要な住宅地図データの調達及びシステム搭載業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務は以下の理由により、地理情報システムを開発した下記業者と随意契約を行うものである。 住宅地図を地理情報システムに搭載するためには、データのフォーマット変換が必要となる。データ変換には地理情報システム独自のデータ構造があり、その詳細は開発業者である下記業者以外には公開されていない。 以上の点から、本業務を履行することができるのは下記業者に限られるため、地方自治法施行令第 167条の 2第 1項第 2号により、下記業者と随意契約をするものである。
契約の相手方	株式会社パスコ
契約金額(円)	4,295,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局固定資産税課です。
電話番号 052-972-2343

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年4月23日
件名	電子調達システム再構築に係る工事契約管理システム改修業務委託(その2)
概要	本委託は、令和8年9月稼働予定の新電子調達システムとの連携を行うため、連携機能の再構築に係るオンラインテスト及び工事契約管理システムの改修を実施するものです。 連携機能再構築については、新電子調達システムのデータベース仕様への対応及びデジタル改革推進課が開発するデータ連携基盤を介したデータ連携機能の構築を実施します。
契約の相手方を選定した理由	工事契約管理システムは、平成19年度に日本電気株式会社が開発したシステムであり、同社が安定稼働に必要な不可欠なプログラムに関する知識を有し、システムの構造を理解し操作できることから、運用保守管理も同社に委託しております。 改修にあたっては、障害が発生した場合の復旧等にも迅速に対応することが要求され、迅速に対応できない場合は契約業務に著しい支障が生じる恐れがあります。 また、障害が発生した場合において運用保守管理との責任の所在を明確化することが困難であります。そのため、本システムの安定稼働を図るためには、現行システムの運用保守と一体業務により行うことが必要不可欠となります。 したがって、本業務委託の契約相手はシステムを開発し、運用保守を行っている業者に限定されます。 以上の理由により、日本電気株式会社 東海支社と随意契約を行なうものです。 (根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
契約の相手方	日本電気株式会社東海支社
契約金額(円)	21,978,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3072

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年4月23日
件名	独自認証機能構築に係る工事契約管理システム改修業務委託 (その2)
概要	本委託は、総務局デジタル改革推進課が令和7年1月に、現行の職員認証システムに代わるシステムとして導入した、次期認証基盤システムを利用して工事契約管理システムへ引き続きログインできるよう、新たに独自認証機能を実装するものです。 令和7年度に実施した要件定義を基に、独自認証機能構築およびテストを実施します。
契約の相手方を選定した理由	工事契約管理システムは、平成19年度に日本電気株式会社が開発したシステムであり、同社が安定稼動に必要なプログラムに関する知識を有し、システムの構造を理解し操作できることから、運用保守管理も同社に委託しております。 改修にあたっては、障害が発生した場合の復旧等にも迅速に対応することが要求され、迅速に対応できない場合は契約業務に著しい支障が生じる恐れがあります。 また、同社以外が本システムの一部を改修した場合、障害が発生した場合において運用保守管理との責任の所在を明確化することが困難であります。そのため、現行システムの改修は運用保守と一体業務により行うことが必要不可欠となります。 したがって、本業務委託の契約相手はシステムを開発し、運用保守を行っている業者に限定されます。 以上の理由により、日本電気株式会社 東海支社と随意契約を行なうものです。 (根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
契約の相手方	日本電気株式会社東海支社
契約金額(円)	9,889,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3072

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年4月20日
件名	白灯油(東山総合公園)
概要	本件は、東山総合公園において、動物の飼育及び植物の生育環境維持のために使用する白灯油を買い入れるものである。
契約の相手方を選定した理由	東山総合公園において使用する白灯油は、令和8年度第1四半期(令和8年4～5月分)の買い入れについて、令和8年1月28日付で一般競争入札に付したところ、令和8年3月17日に応札者なしのため不調となった。 本件は、政府調達協定の適用を受ける契約であるため、再度入札に付す場合、入札公告から契約締結までに約2ヵ月を要する。 しかし、東山動植物園内にあるエネルギーセンターにおいて、ボイラーを稼働させるために不可欠な燃料であり、白灯油の供給が滞った場合、暖房及び給湯等の機能が停止し、施設の適正な運転が不能となる。その結果、動物の飼育及び植物の生育に必要な温度管理等が行えなくなり、動物の健康や生命及び植物の生育に直接的な影響を及ぼすおそれがある。 当該施設、動物および植物は、いずれも名古屋市の財産であり、適正に維持管理すべき責務があることから、白灯油の欠乏を容認することはできない。また、動物の飼育環境及び植物の生育環境を、継続的かつ安定的に維持する必要性がある。 そのため、適正な履行ができると判断した事業者との間で見積合わせを実施し、随意契約を締結するものである。 【根拠条文】 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	シューワ株式会社
契約金額(円)	2,031,040

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-2323

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年04月14日
件名	複合庁舎中土木事務所ビル(上下水道局施設併存)昇降機設備保守委託
概要	昇降機設備の保守点検
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、三精テクノロジーズ株式会社が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	三精テクノロジーズ株式会社名古屋営業所
契約金額(円)	3,207,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年04月14日
件名	中央卸売市場本場発泡スチロール処理設備保守点検委託
概要	本場内で発生する鮮魚・青果物等の廃発泡スチロール容器を減容固化する発泡スチロール処理設備の定期保守点検を行い、将来にわたり発泡スチロールのリサイクルが図れるように設備を常に良好な状態に維持する。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、株式会社名濃が持つ独自の技術・手法をもって開発されたものであり、その技術を有する開発者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社名濃
契約金額(円)	3,877,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年04月14日
件名	中央卸売市場本場エレベーター保守点検委託
概要	エレベーターの保守点検業務 一式
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、日本オーチス・エレベータ株式会社が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	日本オーチス・エレベータ株式会社 中部支店
契約金額(円)	9,993,060

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年04月14日
件名	南部と畜場と畜解体機械等保守点検業務委託
概要	南部と畜場内と畜解体機械を良好な状態に保ち、安全かつ効率よく稼働させ、故障の早期発見および緊急時の対応等、生産工程に支障をきたさないようにと畜解体機械の点検を行う。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、花木工業株式会社が持つ独自の技術・手法をもって開発されたものであり、その技術を有する開発者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	花木工業株式会社
契約金額(円)	32,362,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年04月14日
件名	猪子石工場計算機設備保守点検委託
概要	ごみ焼却プラント設備用計算機について、コントロールステーションを始めとする各機器の保守点検業務を行う。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、富士電機株式会社が持つ独自の技術・手法をもって開発されたものであり、その技術を有する開発者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	富士電機株式会社 中部支社
契約金額(円)	10,340,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年04月14日
件名	五条川工場計算機設備保守点検委託
概要	焼却設備等の計算機設備点検 一式
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、アズビル株式会社が持つ独自の技術・手法をもって開発されたものであり、その技術を有する開発者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー中部支社
契約金額(円)	10,780,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年04月14日
件名	富田工場計算機設備保守点検委託
概要	焼却設備等の計算機設備について、年次点検及び月次点検を行う。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、JFEエンジニアリング株式会社が持つ独自の技術・手法をもって開発されたものであり、その技術を有する開発者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	JFEエンジニアリング株式会社 名古屋支店
契約金額(円)	15,950,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年04月14日
件名	市庁舎エレベーター保守委託
概要	本庁舎、東庁舎及び西庁舎のエレベーター(14台)、並びに西庁舎の小荷物専用昇降機(1台)の保守点検業務 一式
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、株式会社日立ビルシステム(平成26年4月から株式会社日立製作所より当該事業部門が移管)が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立ビルシステム 中部支社
契約金額(円)	10,077,650

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年04月14日
件名	椿町線こ線歩道橋及び東西デッキエレベーター保守点検業務委託
概要	本委託は、椿町線こ線歩道橋及び東西デッキエレベーター保守点検業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、三菱電機ビルソリューションズ株式会社(令和4年4月から三菱電機株式会社より当該事業部門が移管)が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 中部支社
契約金額(円)	3,189,120

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年04月14日
件名	斜行エレベーター等保守点検委託(東山)
概要	本委託は、東山動植物園の昇降路、自然動物館及びアジア象舎の昇降機について、定期点検をおこなうもの。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、三菱電機ビルソリューションズ株式会社(令和4年4月から三菱電機株式会社より当該事業部門が移管)が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 中部支社
契約金額(円)	2,640,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年04月14日
件名	セントラルヒーティング制御装置点検管理委託(東山)
概要	本委託は、東山動植物園の各施設の空間を集中管理する中央監視装置及び自動制御機器について、正常な機能を発揮できるように点検管理を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、アズビル株式会社が持つ独自の技術・手法をもって開発されたものであり、その技術を有する開発者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー中部支社
契約金額(円)	8,635,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年04月14日
件名	道路情報装置点検業務委託(中村)
概要	本委託は、ささしまアンダーパスに設置されている道路情報装置の点検を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	当該装置は、星和電機株式会社が持つ独自の技術・手法をもって開発されたものであり、その技術を有する開発者でなければ保守点検業務を行うことができません。 ただし同設備に関する保守点検・修理等メンテナンスについては、朝日電気工業株式会社に移管されていることから、当該保守点検業務を履行することができるのは同社のみとなっています。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	朝日電気工業株式会社
契約金額(円)	2,420,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年04月14日
件名	瑞穂土木事務所及び瑞穂保健センターエレベーター保守点検業務委託
概要	本委託は、瑞穂土木事務所及び瑞穂保健センターのエレベーターについて保守点検(フルメンテナンス)を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、ダイコー株式会社が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	ダイコー株式会社 名古屋営業所
契約金額(円)	2,089,560

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年04月14日
件名	川名中学校はじめ6校中学校スクールランチ実施校昇降機保守点検業務委託
概要	川名中学校はじめ6校(6基)における昇降機保守点検業務委託
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、日本オーチス・エレベータ株式会社及びシンドラエレベータ株式会社が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 ただし、シンドラ社製設備に関する保守点検・修理等メンテナンスについては、日本オーチス・エレベータ株式会社に移管されていることから、当該保守点検業務を履行することができるのは同社のみとなっています。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	日本オーチス・エレベータ株式会社 中部支店
契約金額(円)	2,085,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年04月14日
件名	山田中学校はじめ7校中学校スクールランチ実施校昇降機保守点検業務委託
概要	山田中学校はじめ7校(7基)における昇降機保守点検業務委託
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、東芝エレベータ株式会社が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	東芝エレベータ株式会社 中部支社
契約金額(円)	2,807,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年04月14日
件名	教育センター空調設備自動制御装置保守点検委託
概要	教育センター空調設備自動制御装置の保守点検
契約の相手方を選定した理由	当該装置は、ジョンソンコントロールズ株式会社が持つ技術・手法をもって開発されたものであり、その技術を有する開発者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	ジョンソンコントロールズ株式会社 名古屋支店
契約金額(円)	2,194,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年04月14日
件名	美術館空調自動制御機器保守点検業務委託
概要	中央監視装置 一式、自動制御装置 一式の保守点検業務委託
契約の相手方を選定した理由	当該機器は、日本電技株式会社が持つ技術・手法をもって開発されたものであり、その技術を有する開発者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	日本電技株式会社 名古屋支店
契約金額(円)	2,090,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年04月14日
件名	科学館自動制御機器保守委託
概要	科学館の空気調和設備等の自動制御設備の保守点検を行うもの
契約の相手方を選定した理由	当該機器は、ジョンソンコントロールズ株式会社が持つ技術・手法をもって開発されたものであり、その技術を有する開発者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	ジョンソンコントロールズ株式会社 名古屋支店
契約金額(円)	8,360,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年04月15日
件名	道路情報装置保守点検業務委託(維―1)
概要	本委託は、東土木事務所始め12土木事務所管内に設置されている道路情報装置の保守点検を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	当該装置は、名古屋電機工業株式会社が独自の技術・手法により開発したものであり、その技術を有する開発者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	名古屋電機工業株式会社 中部支社
契約金額(円)	17,050,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	区政課
契約締結日	令和8年2月25日
件名	区役所ウェブサイト・バナー広告掲載事業
概要	16区の区役所ウェブサイトのトップページへ民間企業等のバナー広告を掲載する。その掲載について、各区12枠、合計192枠を一括で購入し、広告の掲載を依頼する事業者を募集する業務。
契約の相手方を選定した理由	当該事業は令和6年4月より株式会社ジチタイアドと契約し、実施されている。当該契約は、当初契約期間を令和6年4月から令和7年3月までとし、令和11年3月31日まで1年ごとに契約を更新できることを条件としている。 令和7年度において、契約金も契約書どおり納入されており、適正に事業実施したこと、令和8年度についても同じ内容で事業を引き続き行うことを確認し、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間について、契約をするもの。 (根拠条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
契約の相手方	株式会社ジチタイアド
契約金額(円)	2,145,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局区政課です。
電話番号 052-972-3148

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	区政課
契約締結日	令和8年4月21日
件名	中川区役所始め3か所防災行政無線撤去基本調査委託
概要	中川区役所始め3か所の多重固定系防災行政無線に係る建築設備（鉄塔、避雷針）及び電気設備（アンテナ、無線機器、配線等）の撤去工事を実施するにあたり、撤去の工法や工程等の検討をし、撤去のための基礎資料を得ることを目的とした調査を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	令和8年3月10日に一般競争入札の公告を公示、3月23日に入札を実施し、1社の応札があったが予定価格超過であった。3月24日、3月25日に2度入札に付したが、予定価格超過により落札者がなかったため、不落随契の意思を示した1社から見積書を徴取したところ予定価格を下回ったため、随意契約をするもの。 （根拠条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第8号）
契約の相手方	株式会社 本田建築設計事務所
契約金額（円）	8,085,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局区政課です。
電話番号 052-972-3112

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	地域安全推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市ヒヤリハットweb調査業務委託
概要	小学校高学年を対象に、通学路上で身の危険を感じたヒヤリハット体験を収集し、ヒヤリハット体験マップとしてWeb上で一般公開する業務及びヒヤリハット情報を通学路安全対策検討システムへ提供する業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本調査を行うための名古屋市ヒヤリハットweb調査システムは、下記業者により開発されたため、その業務実施ができるものは、本システムの内容に関してすべての情報を保有する同社に限定される。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。
契約の相手方	公益財団法人豊田都市交通研究所
契約金額(円)	2,783,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局地域安全推進課です。
電話番号 052-972-3123

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	広聴課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	法律相談の実施に伴う業務委託
概要	市民相談室、各区役所等において実施する法律相談への弁護士派遣及び法律相談実施場所の提供、当該場所における法律相談の実施
契約の相手方を選定した理由	本件は、名古屋市の実施する法律相談への弁護士派遣の業務を委託し、市民からの法律に関する相談を行うものである。 弁護士登録をする場合は、弁護士法により弁護士会に所属しなければならず、当地域における弁護士会は愛知県弁護士会のみである。 契約期間中、法律相談を実施するため延べ1,041名の弁護士の派遣について、公正で公平な担当弁護士の決定、緊急時の代替要員の確保を含め円滑、迅速に対応できるのは愛知県弁護士会に限られる。 そのため、地方自治施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約により契約を締結するもの。
契約の相手方	愛知県弁護士会
契約金額(円)	34,095,682円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局広聴課です。
電話番号 052-972-3139

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	消費生活課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	地下鉄名古屋駅始め3駅におけるエスカレーター見守り君による普及啓発業務委託
概要	「AIを活用して、エスカレーター上の歩行者を検知し音声で注意喚起する装置((有)来栖川電算が開発したエスカレーター見守り君)」を使って、実際にエスカレーター上を歩く人に直接注意喚起するとともに、対象エスカレーターの利用者全体への啓発をあわせて行うもの。
契約の相手方を選定した理由	エスカレーター見守り君は、有限会社来栖川電算が3D LiDAR に関するノウハウにより独自に開発したエスカレーター向けの人流解析ソリューションである。3D LiDARを活用した実践的な人流解析は、有限会社来栖川電算独自の技術であり、エスカレーター安全利用推進への応用は、有限会社来栖川電算しか取り扱っていない。このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するもの。
契約の相手方	有限会社来栖川電算
契約金額(円)	4,161,960円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局消費生活課です。
電話番号 052-222-9679

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	男女平等参画推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市にじいろLINE相談 SNS 相談システム運用保守業務委託
概要	セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の当事者や周りの方々を対象としたセクシュアル・マイノリティ相談において、LINEを活用した相談業務を実施するため、令和5年度に開発したシステムの運用保守・サポート業務を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、エースチャイルド株式会社が開発し、著作権を有する相談システムに、本市独自の仕様内容を実現するための機能追加等を行い開発したものであり、そのプログラム構成等を把握するのは開発者である同社に限られ、同社以外の者が運用・保守を行うことはできない。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するもの。
契約の相手方	エースチャイルド株式会社
契約金額(円)	2,112,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局男女平等参画推進課で
電話番号 052-972-2234

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	男女平等参画推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市女性のための総合相談 SNS 相談システム運用保守業務委託
概要	名古屋市男女平等参画推進センター相談室で実施している、家庭や職場、地域などで様々な悩みを抱える女性を対象とする相談事業において、LINEを活用した相談業務を実施するため、システムの運用保守及びサポート業務を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、エースチャイルド株式会社が開発し、著作権を有する相談システムに、本市独自の仕様内容を実現するための機能追加等を行い開発したものであり、そのプログラム構成等を把握するのは開発者である同社に限られ、同社以外の者が運用・保守を行うことはできない。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するもの。
契約の相手方	エースチャイルド株式会社
契約金額(円)	2,574,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局男女平等参画推進課で
電話番号 052-972-2234

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	スポーツ施設課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	スポーツセンター駐車場用地賃借(4件分)
概要	枇杷島スポーツセンター、北スポーツセンター、緑スポーツセンター及び鳴海プールにおいて、施設利用者のための駐車場用地を賃借する目的で土地所有者と契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 排他的権利 現在供されている駐車場用地は、スポーツ施設の利用者の利便性を向上するために施設近隣で駐車場を一定数確保することを目的として賃貸借契約を締結している。現状、当該土地は舗装も含め駐車場管理・運営が円滑に行うことができるようになっている。 2 特定役務 別の土地を借入れる場合、土地の舗装及び管制機器の設置など整備費用が別途必要になる。利便性・経済性等を総合的に考慮し、既に駐車場用地として供用されている土地所有者から引き続き土地を賃借するほうが合理的である。 3 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	別紙のとおり
契約金額(円)	別紙のとおり

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局スポーツ施設課です。
電話番号 052-972-3263

スポーツセンター駐車場用地賃借（別紙）

契約の相手方	契約金額(円)
土地の所有者(個人)	3,404,400
土地の所有者(個人)	1,800,000
土地の所有者(個人)	2,579,507
一般社団法人雉本博士銅像後援会	1,596,000

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	スポーツ施設課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	スポーツセンター駐車場用地賃貸借【契約期間(5年)】(2件分)
概要	緑スポーツセンターにおいて、施設利用者のための駐車場用地を賃借する目的で土地所有者と5年間の長期継続契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 排他的権利 現在供されている駐車場用地は、スポーツ施設の利用者の利便性を向上するために施設近隣で駐車場を一定数確保することを目的として賃貸借契約を締結している。現状、当該土地は舗装も含め駐車場管理・運営が円滑に行うことができるようになっている。 2 特定役務 別の土地を借入れる場合、土地の舗装及び管制機器の設置など整備費用が別途必要になる。利便性・経済性等を総合的に考慮し、既に駐車場用地として供用されている土地所有者から引き続き土地を賃借するほうが合理的である。 3 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	別紙のとおり
契約金額(円)	別紙のとおり

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局スポーツ施設課です。
電話番号 052-972-3263

スポーツセンター駐車場用地賃借（別紙）

契約の相手方	契約金額(円)
土地の所有者(個人)	9,750,000
土地の所有者(個人)	1,950,000

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	スポーツ施設課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市総合体育館始め15施設駐車場管制機器賃貸借契約
概要	名古屋市総合体育館始め15施設の駐車場管制機器一式を借り上げるもの
契約の相手方を選定した理由	1 排他的権利 現在、名古屋市総合体育館始め15施設に設置している駐車場管制機器は、NX・TCリース&ファイナンス株式会社と賃貸借契約を締結し設置している。なお、賃貸借契約は、令和8年3月31日で契約期間が終了する。 2 特定役務 駐車場管制機器の再リースをしない場合、15施設において既存の機器を撤去し、新たな機器を設置する必要があり、撤去及び設置工事のため駐車場を利用できない期間が発生する。 金額面及び施設利用者への影響、現行の機器の状態を考慮し、再リースを行うことが適切であると判断したことから、現在の契約の相手方と再リース契約を結ぶもの。 3 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	NX・TCリース&ファイナンス株式会社
契約金額(円)	11, 773, 608円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局スポーツ施設課です。
電話番号 052-972-3263

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	スポーツ施設課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	スポーツ施設における指定管理者への貸付契約(自動販売機)テラスポ 鶴舞
概要	指定管理者が設置する自動販売機について、設置面積に応じた公有 財産の貸付契約を指定管理者との間で締結するもの。
契約の相手 方を選定し た理由	1 排他的権利 指定管理者の業務として自主事業により自動販売機を設置する際 には、貸付契約を締結することを指定管理者の仕様書等で定めてい る。なお、契約期間は指定管理期間の満了日までとする。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益財団法人 愛知県サッカー協会
契約金額(円)	年額117,180円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局スポーツ施設課です。
電話番号 052-972-3263

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	住民課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	マイナンバーカード交付予約受付に係るコールセンター運営等業務委託
概要	マイナンバーカード交付の事前予約を可能とするための専用のコールセンター及びインターネット上のウェブサイトを運営する業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	令和8年度のマイナンバーカード交付予約受付に係るコールセンター運営等業務委託については、一般競争入札を行う予定であるが、新たな事業者との契約締結から必要な体制構築完了までに一定期間を要するため、令和8年度当初からサービスを提供できない期間が生じることとなる。しかしながら、市民サービスへの影響の観点から、本業務は中断させることができず、中断を避けるためには、新たな事業者が体制構築を終了させるまでの間、令和7年度に委託した事業者が引き続きサービスを提供することが必要となるため。 (根拠条令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
契約の相手方	株式会社NTTマーケティングアクトProCX
契約金額(円)	21,507,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局住民課です。
電話番号 052-972-3108

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	住民課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	マイナンバーカード交付等にかかる案内業務委託
概要	マイナンバーカードの交付にかかる時間を短縮し、円滑な交付を実現するため、マイナンバーカード交付や電子証明書発行にかかる説明等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	令和8年度のマイナンバーカード交付等にかかる案内業務委託については、一般競争入札を行う予定であるが、新たな事業者との契約締結から必要な体制構築完了までに一定期間を要するため、令和8年度当初からサービスを提供できない期間が生じることとなる。しかしながら、市民サービスへの影響の観点から、本業務は中断させることができず、それを避けるためには、新たな事業者が体制構築を終了させるまでの間、令和7年度に委託した事業者が引き続きサービスを提供することが必要となるため。 (根拠条令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
契約の相手方	NDSキャリア株式会社
契約金額(円)	27,010,431

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局住民課です。
電話番号 052-972-3108

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	地域振興部住民課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	住民票の写し等の交付事務の一部の委託
概要	市内30駅の地下鉄駅長室(駅情報コーナー)において住民票の写し及び印鑑登録証明書の取次ぎサービスを実施するために、住民票の写し等の交付に伴う取次ぎを委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は市内の広い範囲の地下鉄駅において住民票の写し等の取得機会を設けることにより、市民サービスの向上を図ることを目的としている。地下鉄駅長室において当該事務を実施できるのは名古屋市交通局であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により名古屋市交通局と随意契約するもの。
契約の相手方	住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 商号 名古屋市交通局
契約金額(円)	10,502,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局住民課です。
電話番号 052-972-3114

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	住民課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	戸籍電算システムに係る振り仮名市町村長記録対応業務委託
概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号。以下「改正法」という。)により戸籍の記載事項に氏の振り仮名及び名の振り仮名が追加された。市区町村長は改正法附則第9条第4項に基づき国民に対して戸籍に記載しようとする振り仮名等を通知したところ、第3号施行日から1年を経過した日までに振り仮名の届出がなされなかった戸籍に対しては、市区町村長が仮の振り仮名に基づき、氏名の振り仮名を記録する必要がある。そのための戸籍電算システムへの振り仮名記録対応業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	次の理由から、本件記録対応業務が実施できる業者は、契約予定業者のみに限られる。 契約予定業者は、本システムで利用しているオンライン制御ソフトウェア及びシステム運用管理ソフトウェアの開発元であり、当該ソフトウェアに関するすべての情報を保有するとともに、著作権を有していること。また、本業務に必要となる当該ソフトウェアの詳細情報は、契約予定業者である開発元以外には公開されていないこと。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するもの。
契約の相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額(円)	17,787,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局住民課です。
電話番号 052-972-3108

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	住民課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	住民記録システムに係る振り仮名市町村長記録対応業務委託
概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号。)により住民票の記載事項に氏の振り仮名及び名の振り仮名が追加された。第3号施行日から1年を経過した後、市区町村長により戸籍に記載された氏名の振り仮名を、通知または情報連携により住民票に記載する必要がある。そのための住民記録システムへの振り仮名記録対応業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	次の理由から、本件記録対応業務が実施できる業者は、契約予定業者のみに限られる。 契約予定業者は、本システムで利用しているオンライン制御ソフトウェア及びシステム運用管理ソフトウェアの開発元であり、当該ソフトウェアに関するすべての情報を保有するとともに、著作権を有していること。また、本業務に必要な当該ソフトウェアの詳細情報は、契約予定業者である開発元以外には公開されていないこと。 以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項1号により随意契約を締結するもの。
契約の相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額(円)	25,971,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局住民課です。
電話番号 052-972-3108

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	住民課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	振り仮名記載に係る事務処理センター等運營業務委託
概要	令和5年6月9日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により戸籍法が改正され、戸籍に氏名の振り仮名を記載することとなった。戸籍法に係る施行日（令和7年5月26日）から1年間は振り仮名の届出が可能となり、従来の戸籍の届出に加えて振り仮名の届出の対応が発生することから、振り仮名記載に係る臨時受付窓口や事務処理センターを設置、運営を行うこととしている。届出の受付及び記載処理のため、令和8年6月30日まで事務処理センター等の運營業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	法務省からの資金手当のため現契約を令和8年3月31日をもって終了する必要性が生じたが、本事業は令和8年6月30日まで実施する必要がある、新たな事業者と契約した場合、必要な体制の構築に多大な費用と一定の期間が必要となる。さらに、届出の受付業務は日々発生しており、戸籍への記載処理を中断すると市民サービスに著しい支障が生じるため、令和7年度に委託した事業者が引き続き運営を行うことが必要となる。 以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項2号により随意契約を締結するもの。
契約の相手方	キャリアリンク株式会社
契約金額(円)	80,799,998

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局住民課です。
電話番号 052-972-3108

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	住民課
契約締結日	令和8年3月31日
件名	戸籍電算システムの保守運用業務委託
概要	区役所の戸籍事務で使用しているシステムを安定稼働させ、円滑な窓口運営を行うため、各システム専用端末と各サーバ等とのオンライン通信の監視、処理スケジュールやデータ連携の設定管理、障害時の緊急対応等に関する保守運用を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	次の理由から、本件業務が実施できる業者は、契約予定業者のみに限られる。 契約予定業者は、本市戸籍電算システムで利用しているオンライン制御ソフトウェアおよびシステム運用管理ソフトウェアの開発元であり、当該ソフトウェアに関するすべての情報を保有するとともに、著作権を有していること。また、保守業務に必要となる当該ソフトウェアの詳細情報は、契約予定事業者である開発元以外には公開されていないこと。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するもの。
契約の相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額(円)	199,929,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局住民課です。
電話番号 052-972-3108

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	産業企画課
契約締結日	令和8年4月9日
件名	名古屋市産業連関表作成等業務委託
概要	市内における産業間の経済取引の実態を明らかにするとともに、経済波及効果等を分析し、経済施策等の基礎資料として活用するため、名古屋市産業連関表を作成するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該事業を実施するにあたり必要な専門知識や、業務の円滑な実施に必要な経験・実績を有する事業者と契約する必要があるため、公募型プロポーザル方式で実施した。 提案があった1者について、評価委員により評価基準に基づき事業者の能力及び提案を評価した結果、最低基準点(180点)を上回った下記契約候補者が契約相手として相応しいと判断されたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をした。 提案者の点数 株式会社日本アプライドリサーチ研究所 260点
契約の相手方	株式会社日本アプライドリサーチ研究所
契約金額(円)	13, 733, 610円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局産業企画課です。
電話番号 052-972-2412

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	産業企画課
契約締結日	令和 8 年 4 月 1 日
件名	ナディアパーク共用部及び専有部管理業務委託
概要	ナディアパーク デザインセンタービルについて、共用部及び専有部の管理業務(警備業務除く)を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	ナディアパーク共用部分については、「建物の区分所有等に関する法律」に基づき定めた「ナディアパーク管理規約」に則り、区分所有者間で協議のうえ当該ビル管理者に選任された公益財団法人名古屋産業振興公社に施設の管理を委託することとなっていることから、引き続き管理者に委託する必要がある。 専有部の管理業務についても、共用部と専有部を一体的に管理することで、入居者との調整等の管理業務を効率的かつ円滑に実施することができる。また、管理費用についても一括で管理することで削減することができる。 以上のことから、本契約の相手方が公益財団法人名古屋産業振興公社に特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適さない契約をするとき)に基づく随意契約を締結した。
契約の相手方	ナディアパーク管理者 公益財団法人名古屋産業振興公社
契約金額(円)	金292, 333, 800円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局産業企画課です。
電話番号 052-972-2412

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	産業企画課
契約締結日	令和 8 年 4 月 1 日
件名	ナディアパーク共用部及び専有部警備業務委託
概要	ナディアパーク デザインセンタービルについて、共用部及び専有部の警備業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	ナディアパーク共用部分については、「建物の区分所有等に関する法律」に基づき定めた「ナディアパーク管理規約」に則り、区分所有者間で協議のうえ当該ビル管理者に選任された公益財団法人名古屋産業振興公社に施設の管理を委託することとなっているが、同公社は警備業法第4条の認定を受けておらず警備業務については受託することができない。そのため、区分所有者間で協議のうえ管理業務のうち警備業務については日本管財株式会社に委託をしており、引き続き同社に委託する必要がある。 専有部の警備業務についても、共用部と専有部を一体的に行うことで、有事の際に迅速に対応ができるなど、警備業務を効率的かつ円滑に実施することができる。また、管理費用についても一括で管理することで削減することができる。 以上のことから、本契約の相手方が日本管財株式会社に特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適さない契約をするとき)に基づく随意契約を締結した。
契約の相手方	日本管財株式会社
契約金額(円)	金31, 484, 060円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局産業企画課です。
電話番号 052-972-2412

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	スタートアップ支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度起業家教育授業運営業務委託
概要	小学生・中学生・高校生を対象に、教育委員会と連携し、起業家教育に取り組む学校に対する授業の支援等を実施するもの
契約の相手方を選定した理由	本事業は、学校現場において起業家教育を実施することで、起業関心層の裾野を拡大することが主な目的であり、創造性を求めることが必要不可欠で、契約の相手方の能力や経験に基づくノウハウ等により本事業の成果に著しい差異が生じると認められるため、本市においてあらかじめ最適な発注仕様を定めることが困難である。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 提案があった2者について、評価委員により評価基準に基づき事業者の能力及び提案を評価した結果、下記1位の提案者が最高点を獲得したことから契約相手として最も相応しいと判断したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 株式会社ガイアックス 239点 2位 JPコーチ&コンサルティング株式会社 204点
契約の相手方	株式会社ガイアックス
契約金額(円)	20,219,785

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局スタートアップ支援課です。
電話番号 052-972-3046

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	スタートアップ支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度起業家等交流プログラム運営業務委託
概要	世界的に著名な「Venture Café (ベンチャー・カフェ)」と連携した起業家等交流プログラム「NAGOYA CONNECT(ナゴヤコネクト)」を実施するにあたり、運営に必要な各種の業務を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	一般社団法人ベンチャー・カフェ東京は、国内で唯一、世界的に著名な起業家等交流プログラムである「ベンチャー・カフェ」のライセンスを利用することが許可された法人であり、その性質又は目的が競争入札に適しないものといえるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。
契約の相手方	一般社団法人ベンチャー・カフェ東京
契約金額(円)	59,928,880円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局スタートアップ支援課です。
電話番号 052-972-3046

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	スタートアップ支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度スタートアップ共創促進事業運営業務委託
概要	当地域内におけるスタートアップと事業会社等のオープンイノベーションをはじめ共創を促進するため、マッチング及び伴走支援を実施するとともに共創促進イベントを開催するもの
契約の相手方を選定した理由	本事業は、スタートアップと事業会社等の共創に向けたヒアリングからマッチング、伴走支援を実施することで当地域の共創を促進することが主な目的であり、創造性を求めることが必要不可欠で、契約の相手方の能力や経験に基づくノウハウ等により本事業の成果に著しい差異が生じると認められる。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 提案があった1者について、評価委員により評価基準に基づき事業者の能力及び提案を評価した結果、下記契約候補者の各評価点の平均が6割以上かつ、半数以上の評価委員から6割以上の評価点を得たことから契約相手として相応しいと判断したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 株式会社eiicon 227.5点
契約の相手方	株式会社eiicon
契約金額(円)	14,999,484

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局スタートアップ支援課です。
電話番号 052-972-3046

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	スタートアップ支援課
契約締結日	令和8年4月10日
件名	令和8年度小学生起業家入門プログラム運営業務委託
概要	小学生を対象に、ゲームを通じて社会や経済の仕組みを学ぶワークショップや保護者とともにアイデア創出を学ぶワークショップを実施するもの
契約の相手方を選定した理由	本事業は、起業家精神の醸成や起業家的資質の向上、起業関心層の裾野拡大が目的であり、創造性を求めることが必要不可欠で、契約の相手方の能力や経験に基づくノウハウ等により本事業の成果に著しい差異が生じると認められるため、本市においてあらかじめ最適な発注仕様を定めることが困難である。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 提案があった2者について、評価委員により評価基準に基づき事業者の能力及び提案を評価した結果、下記1位の提案者が最高点を獲得したことから契約相手として最も相応しいと判断したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 株式会社ドングルズ 246点 2位 エイチタス株式会社 204点
契約の相手方	株式会社ドングルズ
契約金額(円)	10,989,825

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局スタートアップ支援課です。
電話番号 052-972-3046

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	スタートアップ支援課
契約締結日	令和8年4月2日
件名	令和8年度中学生・高校生IT・AI活用起業体験プログラム運営業務委託
概要	中学生・高校生を対象に、IT・AIを活用したプログラミング学習や起業を体験するワークショップを実施するもの
契約の相手方を選定した理由	本事業は、ITやAIを活用したプログラミング学習や事業創出に取り組む体験を提供し、その体験を通じて起業家精神の醸成や起業家的資質の向上を図ることが目的であり、契約の相手方の能力や経験に基づくノウハウ等により本プログラムの成果に相当な差異が生じると認められるため、本市においてあらかじめ最適な発注仕様を定めることが困難である。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 提案があった2者について、評価委員により評価基準に基づき事業者の能力及び提案を評価した結果、下記1位の提案者が最高点を獲得したことから契約相手として最も相応しいと判断したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 株式会社RePlayce 221点 2位 株式会社エー・アール・シー名古屋営業所 217点
契約の相手方	株式会社RePlayce
契約金額(円)	11,550,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局スタートアップ支援課です。
電話番号 052-972-3046

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	次世代産業振興課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	先進技術社会実証支援事業運営業務委託
概要	本市において先進技術の有用性を広く周知するとともに、先進技術の研究開発や社会実証を促進するため、先進技術の社会実証にかかる支援を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該事業は日々進歩する先進技術について伴走支援等によりその社会実証を支援するものであり、その遂行には、最新の技術動向に対する深い知見に基づいた実証プロジェクトを構築する創造性が必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できない。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型プロポーザル方式を実施した。 公募型プロポーザルの結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 特定非営利活動法人コミュニティリンク 236点（最低基準点180点）
契約の相手方	特定非営利活動法人コミュニティリンク
契約金額(円)	33,999,790

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局次世代産業振興課です。
電話番号 052-972-2417

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	次世代産業振興課
契約締結日	令和8年4月16日
件名	イノベーター創出促進事業運営業務委託
概要	イノベーションの担い手を創出するため、新規事業の開発や起業を目指す人材を育成するプログラムやプレゼンテーションイベントを実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該事業は、社会に変革をもたらすイノベーターの創出を目的としており、その目的達成には急速に変化する社会情勢を踏まえた事業開発手法やイノベーションにつながる最新テクノロジー、企業内新規事業を促す目的での企業内DXの知見などについて、新規性や創造性を求めることが必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できない。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型プロポーザル方式を実施した。 公募型プロポーザルの結果は次のとおりであり、1位の提案者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 JellyWare株式会社 216.5点（最低基準点180点）
契約の相手方	JellyWare株式会社
契約金額(円)	16, 995, 000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局次世代産業振興課です。
電話番号 052-972-2419

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	次世代産業振興課
契約締結日	令和8年4月10日
件名	研究開発型イノベーション創出支援事業運営業務委託
概要	当地域におけるイノベーション創出に向けて、大学・研究機関と連携して新製品等の研究開発に取り組む企業を支援するもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は新たな価値を生むイノベーションの創出を目的としており、その目的達成には最新の研究成果や先進技術動向に関する知見など、急速に変化する社会情勢を踏まえた新規性や創造性を求めることが必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できない。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型プロポーザル方式を実施した。 公募型プロポーザルの結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 株式会社文化資本創研 230点（最低基準点180点）
契約の相手方	株式会社文化資本創研
契約金額(円)	17,992,700

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局次世代産業振興課です。
電話番号 052-972-2419

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	次世代産業振興課
契約締結日	令和8年4月28日
件名	中小企業水素産業参入支援事業業務委託
概要	当地域の産業競争力の維持・強化に向けて、市内企業の水素分野における技術力向上に資するワークショップや技術講座等を開催するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該事業は市内企業の強みである技術等を活かし水素分野での新たな事業展開を目指すものであり、その目的達成には最新の技術動向に関する知見など、急速に変化する社会情勢を踏まえた新規性や中小企業に対するアプローチにおいて創造性を求めることが必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できない。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型プロポーザル方式を実施した。 公募型プロポーザルの結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 株式会社テクノバ 225点（最低基準点180点）
契約の相手方	株式会社テクノバ
契約金額(円)	8,492,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局次世代産業振興課です。
電話番号 052-972-2417

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	産業立地交流課
契約締結日	令和8年4月28日
件名	中小企業海外展開支援事業業務委託
概要	中小企業の海外事業展開を支援するため、海外企業とのオンラインによる商談及び現地を訪問しての商談の機会を提供するとともに、商談スキル向上、ネットワーキング等を目的としたセミナーを開催する。
契約の相手方を選定した理由	本事業の事業目的は、商談実施による市内中小企業の海外展開支援であり、その目的達成のためには、対象国の最新経済情勢を踏まえた商談先の発掘・アプローチという点で新規性・創造性が必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できないため、公募型プロポーザルを実施した。 評価委員による評価において、評価基準に基づき1者からの提案を評価した結果、最低基準点を上回り、契約相手として相応しいと判断したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をした。 提案者の順位と点数 1位 一般社団法人海外事業支援センター 189.5点
契約の相手方	一般社団法人海外事業支援センター
契約金額(円)	6,990,170円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局産業立地交流課です。
電話番号 052-972-2422

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	地域商業課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	商店街商業機能再生モデル事業(リノベーション事業)企画運営業務委託
概要	商店街の商業機能再生を図るためのモデル事業として、空き店舗の活用プランを策定するワークショップを実施するとともに、プランの実店舗化に対する支援及びプロモーションを通して、商店街エリアの活性化に資するような魅力ある店舗の創出や、地域に根ざしてエリアマネジメントに取り組む人材の発掘・育成を図るもの。 本業務委託においては、ワークショップやプロモーション等を円滑に実施するための企画運営業務を委託する。
契約の相手方を選定した理由	本事業の事業目的は空き店舗の活用を契機とした商店街エリアの活性化及びエリアマネジメントに取り組む人材の発掘・育成であり、その目的達成のためには具体的なまちづくり課題の解決に取り組むため新規性や創造性を求めることが必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できないため、公募型プロポーザルを実施した。評価基準に基づき応募のあった3者の提案を評価した結果、最も評価点が高かった下記契約候補者が契約相手として相応しいと判断されたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をした。 各提案者の順位と点数 1位 株式会社ナゴノダナバンク 277.5点 2位 Too Much株式会社 255点 3位 株式会社On-Co 247.5点
契約の相手方	株式会社ナゴノダナバンク
契約金額(円)	5,692,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局地域商業課です。
電話番号 052-972-2432

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	地域商業課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	商店街商業機能再生モデル事業(未来商店街チャレンジ事業)運営業務委託
概要	空き店舗の増加、事業者の高齢化、需要減少等の商店街の課題を解決するため、先進技術を有する企業等から未来の商店街や店舗のあり方に関するアイデアを募る「アイデアコンテスト」と、優れた提案について商店街内の空き店舗等での「実証プロジェクト」の実施を支援することを目的とする。 本件では、アイデアコンテストの開催及び実証実験支援の業務委託を行う。
契約の相手方を選定した理由	商店街の「未来」を構想するアイデアコンテストにおいて、テーマ設定や趣旨に適する提案の公募を効果的に実施するためには、受託者においても新しい着想・発想ができることが重要である。加えて、実証プロジェクトを効果的に実施するためには、先進技術に対する理解や商店街との調整等において受託者の能力やノウハウ等が必要不可欠であるため、公募型プロポーザル方式を実施した。 評価基準に基づき応募のあった2者の提案を評価した結果、最も評価点が高かった下記契約候補者が契約相手として相応しいと判断されたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をした。 各提案者の順位と点数 1位 株式会社On-Co 272.5点 2位 Too Much株式会社 255点
契約の相手方	株式会社On-Co
契約金額(円)	6,963,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局地域商業課です。
電話番号 052-972-2432

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	中央卸売市場南部市場管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	南部と畜場廃棄物等管理業務委託(長期継続契約【契約期間3年】)
概要	南部と畜場において、継続的に廃棄物等を適切に管理する業務を委託する。と畜場法及び牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、廃棄物等は可食部分と区別し、衛生的に管理しなければならない。 廃棄物等は、処理業者により処分施設へ運搬されるまでの間、適切に管理しなければならないが、令和5年度以降、業務技師の定員1名減により、職員による当該業務が実施できないことから、業務委託を行う。
契約の相手方を選定した理由	本委託業務は、と畜中に随時発生する廃棄物等を適切に管理するものであり、と畜解体業務の工程と密接な関係があるため、と畜場において作業・管理を行っている事業者でなければ実施できない。 名古屋市南部と畜場条例に基づき、南部と畜場におけると畜業の承認を受けている事業者は、公益財団法人名古屋食肉公社のみであり、契約先が限定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をするもの。
契約の相手方	公益財団法人名古屋食肉公社
契約金額(円)	5,935,776円(年額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局中央卸売市場南部市場管理課です。
電話番号 052-614-4129

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	中央卸売市場南部市場管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	南部市場情報管理システム保守点検委託
概要	本委託は、牛・豚のと畜解体・衛生管理及び牛・豚枝肉のせり業務が円滑に行われることを目的に、生産管理システム及びせり管理システムにおける各機器の故障対応（ソフトウェアに対する電話、遠隔操作等でのシステムサポート、部品の交換）と定期点検を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	南部市場の情報システムは、生産管理サーバー、せり管理サーバー、ラベルプリンタ、計量器及び大動物・小動物せり機械（電光表示盤、無線式応札機、ラベルプリンタ）等で構成されており、当該システムを用いてと畜解体作業及び牛、豚のせりが行われているが、食品であるがゆえに安定かつ迅速な運用が強く要求されている。 当該システムは、令和3年度に南部市場情報システムの更新に伴って整備されたもので、日本電気機器株式会社に設計・開発・施工させたものである。 本システムを良好な状態で稼働させるため、保守点検業務を施行できるのは独自に開発した日本電気機器株式会社のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結した。
契約の相手方	日本電気機器株式会社
契約金額(円)	5,720,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局中央卸売市場南部市場管理課で
電話番号 052-614-4129

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	富士フイルムビジネスイノベーション社製電子複写機の複写に必要とする消耗品等の供給
概要	観光文化交流局4台の電子複写機の使用に係る操作方法の指導・保守・必要な消耗品の供給について契約するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件は、この協定に基づき、価格をはじめ機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討した結果、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社愛知支社を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行ったもの。
契約の相手方	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 愛知支社
契約金額(円)	3,832,752

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局総務課です。
電話番号 052-972-3106

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	観光推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度「豊臣兄弟！ 名古屋中村 大河ドラマ館」に関連する展示物等賃貸借
概要	令和8年の大河ドラマ「豊臣兄弟！」の放送にあわせ、名古屋市が中村公園に設置する豊臣ミュージアム内における「豊臣兄弟！ 名古屋中村 大河ドラマ館」について、令和8年度の展示物等を賃貸借するもの。
契約の相手方を選定した理由	「大河ドラマ館」は番組素材を二次使用した展示事業であり、権利元であるNHKが、株式会社NHKエンタープライズの事業としてのみ認めているため、事業の実施にあたっては株式会社NHKエンタープライズと契約する必要がある。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本件業務について、株式会社NHKエンタープライズと随意契約を締結した。
契約の相手方	株式会社NHKエンタープライズ
契約金額(円)	24,970,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光推進課です。
電話番号 052-972-2425

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	観光推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度「豊臣兄弟！ 名古屋中村 大河ドラマ館」企画設計・展示業務
概要	令和8年の大河ドラマ「豊臣兄弟！」の放送にあわせ、名古屋市が中村公園に設置する豊臣ミュージアム内における「豊臣兄弟！ 名古屋中村 大河ドラマ館」について、令和8年度の展示業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、令和8年の大河ドラマ「豊臣兄弟！」を契機とした観光推進のため、中村公園に設置した豊臣ミュージアム内に「大河ドラマ館」を設置するものである。 「大河ドラマ館」は番組素材を二次使用した展示事業であり、権利元であるNHKが、株式会社NHKエンタープライズの事業としてのみ認めているため、事業の実施にあたっては株式会社NHKエンタープライズと契約する必要がある。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本件業務について、株式会社NHKエンタープライズと随意契約を締結した。
契約の相手方	株式会社NHKエンタープライズ
契約金額(円)	75,030,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光推進課です。
電話番号 052-972-2425

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	観光推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋おもてなし武将隊を活用した名古屋城でのおもてなし業務および観光PR業務委託
概要	・名古屋城の来場者に対して、名古屋おもてなし武将隊が、お出迎え、記念撮影、演武などのおもてなし業務を行うことで、来場者の満足度向上、名古屋城の魅力向上及び情報発信を行う。 ・名古屋市内外で実施する観光PRイベント等において、名古屋おもてなし武将隊を活用した名古屋の観光魅力の発信を行い、観光客の誘致を推進する。
契約の相手方を選定した理由	・名古屋おもてなし武将隊は、平成21年度より国の「ふるさと雇用創出事業」を活用し、本市と㈱三晃社で共同して創り上げてきた。 ・現在、武将隊は全国的な人気を持つに至り、本市の観光推進における貴重な観光資源に成長している。令和4年10月に実施した武将隊の活用におけるサウンディング調査では、仮に他の事業者が事務局運営を行った場合、現在の水準を維持することは困難であるとの結果に至っている。 以上の理由から地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本件業務について㈱三晃社と随意契約するものである。
契約の相手方	株式会社三晃社
契約金額(円)	56,999,910

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局観光推進課です。
電話番号 052-972-2406

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	観光推進課
契約締結日	令和8年3月31日
件名	なごや観光ルートバス運行業務委託
概要	なごや観光ルートバス「メーグル」(以下、「メーグル」という。)は、市内中心部の観光施設等を巡回する観光路線バスとして、名古屋駅から名古屋城への急行便(令和8年3月開始)などを含み、平日16便、土・日・休日に21便を運行するもの。メーグルについて、①観光文化交流局が保有する車両5台に環境局所有の燃料電池バス車両1台を加えた計6台を使用した運行管理の実施、②土・日・休日の運行及び増便対応に使用するための予備車両の調達並びにその運行管理の実施、③車両の整備、給油、清掃等の管理業務、④バス停留所施設の維持管理業務 ⑤利用者サービス向上のため、名古屋市交通局(以下、「市交通局」という。)が所有する各種乗車券システムとの利用連携等を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	当事業の実施にあたっては、以下の全ての事項への対応が必須であるが、これらの事項全てに対応可能な事業者は、現時点では市交通局に特定される。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とするもの。 1. 市内全域に渡る交通網との連携による市内観光の回遊性の向上及び多様な乗車券の使用による利用者サービス向上のための、市交通局が所有する各種乗車券システムとの利用連携 2. 現行の車内機器及び運行システムの活用 3. 平日16便、土・日・休日21便の運行ダイヤの維持及び適切な臨時便増便対応等を実施するために必要なバス運転士及び車両の確保、並びに発着点近傍におけるバスの待機場所の確保 4. 発着点となる名古屋駅における、観光利用者に分かりやすい駅構内至近(バスターミナル内)のバス停の設置
契約の相手方	住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 商号 名古屋市交通局
契約金額(円)	82,723,351円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光推進課です。
電話番号 052-972-2425

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	観光推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋おもてなし武将隊事業に関する商標権の貸与
概要	「名古屋おもてなし武将隊」の商標及び使用料等について、名古屋おもてなし武将隊運営事業者と事業に関する協定書を締結するもの
契約の相手方を選定した理由	・名古屋おもてなし武将隊は、平成21年度より国の「ふるさと雇用創出事業」を活用し、本市と㈱三晃社で共同して創り上げてきた。 ・「名古屋おもてなし武将隊」の商品及び役務に関して、本市において平成22年10月に商標登録し、令和2年に登録更新。（令和12年10月満了予定） ・現在、武将隊は全国的な人気を持つに至り、本市の観光推進における貴重な観光資源に成長している。令和4年10月に実施した武将隊の活用におけるサウンディング調査では、仮に他の事業者が事務局運営を行った場合、現在の水準を維持することは困難であるとの結果に至っている。 ・㈱三晃社において令和8年度も継続的な自主運営を予定している。 以上の理由から、本市が保有する商標権について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、使用対価に関する事項も含めた協定を㈱三晃社と締結するものである。
契約の相手方	株式会社三晃社
契約金額(円)	本商標又は本著作物を使用し若しくは第三者に再使用許諾して実施する収益事業によって得た収入に3%を乗じた金額

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局観光推進課です。
電話番号 052-972-2406

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	観光推進課
契約締結日	令和8年3月13日
件名	なごや観光ルートバス用 乗車券作成委託
概要	なごや観光ルートバス「メーグル」の1日乗り放題乗車券である「メーグル1DAYチケット」を、本市が提供するデザインデータを基に印刷・作成する業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	なごや観光ルートバス「メーグル」は、市内全域にわたる交通網との連携による市内観光の回遊性の向上および多様な乗車券の使用による利用者サービス向上のため、市交通局が所有する各種乗車券システムと連携している。そのため「メーグル1DAYチケット」は交通局が市バス用に作成している磁気乗車券と同様の仕様としており、この仕様に対応可能な事業者は現時点で「TOPPANエッジ(株)」に特定される。以上の理由から地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約とするもの。
契約の相手方	住所 名古屋市中区丸の内1丁目16番15号 商号 TOPPANエッジ株式会社 中部営業統括本部
契約金額(円)	2,774,200円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光推進課です。
電話番号 052-972-2425

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	観光推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市観光案内所管理運営委託
概要	本市が設置している観光案内所(金山観光案内所・名古屋駅観光案内所・オアシス21iセンター)及び名古屋駅西側駅前広場観光案内スペースにおいて、本市及び広域の観光・交通・宿泊・歴史・文化等にかかる質、量に富んだ観光情報の収集・発信、案内・相談等を行う観光案内業務の委託を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本市の観光案内所の運営においては、観光庁の示す外国人観光案内所の設置・運営の在り方指針(令和5年3月(改訂版))の運営主体に求めている公平・中立性を行政設置の観光案内所として満たす必要がある。 さらに、本市はJNTO認定外国人観光案内所のカテゴリー3を満たしており、多様化するニーズに的確に対応し、英語等で観光案内をしている。ますます増加するインバウンドへの対応のため、当該業務水準は維持する必要がある。 そうしたことから、以下の点を業務履行の条件とする必要がある。 (1)行政及び各地の観光協会、旅行、宿泊、飲食、交通、観光施設業等の幅広い事業者との連携のもと、市内だけではなく全国の観光情報を正確に収集し、また、公平中立な立場で取捨選択のうえ情報提供できること。 (2)外国人観光客への観光案内を行うために必要な知識と英語等の語学力を併せ持ち、さらに多様化する来訪者へのニーズに的確に対応するノウハウを有する経験豊かな人材による観光案内等を常時行うことができること。 これらの点について、本市の観光振興を図るために官民共同出捐のもと設立された(公財)名古屋観光コンベンションビューローは、観光関連事業者約570社の賛助会員を有することから幅広くかつ正確に観光情報を収集することが可能であることに加え、公益財団法人として、行政に準じた公平中立な情報提供を担保できる。 さらに、英語スタッフの配備はもとより、中国語・ハングル等の多言語対応体制を有し、財団発足時から観光案内所の運営業務を行っている対応実績があり、十分な対応が可能である。 (次頁へ続く)

	また、当該法人の目的は、定款第3条(目的)に記されているとおり、「名古屋市及びその周辺地域の産業技術、文化、歴史等の資源を活用して、コンベンションの誘致及び観光の振興を図ることにより、名古屋市の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に寄与すること」であり、同定款第4条(事業)には、当該法人の目的を達成するための公益目的事業として「観光案内所において観光客に対する情報の提供、地域住民のボランティアによる観光案内等を行う」と明確に記されていることから公益的立場で公平中立に情報提供できると考えられる。 以上の理由により、本業務を履行するうえで必要な要件を備えるのは、現時点では当該財団しかいないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約する。 《参考》(公財)名古屋観光コンベンションビューロー定款抜粋 定款第3条(目的) 「名古屋市及びその周辺地域の産業技術、文化、歴史等の資源を活用して、コンベンションの誘致及び観光の振興を図ることにより、名古屋市の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に寄与すること」 同定款第4条(事業) 「観光案内所において観光客に対する情報の提供、地域住民のボランティアによる観光案内等を行う」
契約の相手方	住所 名古屋市中区栄二丁目10番19号 商号 公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー
契約金額(円)	107,790,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局観光推進課です。
電話番号 052-972-3156

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	観光推進課
契約締結日	令和8年4月14日
件名	名古屋駅西側駅前広場観光案内スペース設置業務委託
概要	本業務は、国内外からの多様な来訪者が集まる名古屋駅西側駅前広場において満足度の高い観光案内サービスを提供するため、同広場に新設される総合情報案内所内に新たな観光案内スペースを設置するもの。 また、当該スペースにおいては、タッチパネルやサイネージといったデジタル機器を活用した効率的な情報の提供・発信や多言語対応などにより本市の観光魅力を伝えることで、更なる観光誘客を図るものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務の実施のため最適な事業実施能力を持つ事業者を選定するため公募型企画競争を実施し、令和8年3月18日に実施した当該企画競争において2者からの提案を評価した結果、下記契約候補者が最低基準点を満たし、最も高い評価を受けたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をするもの。 提案者の順位と点数 1位 TOPPAN株式会社 208点 2位 株式会社プロテラス 201点
契約の相手方	住所 名古屋市西区野南町19番地 商号 TOPPAN株式会社 中部事業部
契約金額(円)	22,990,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局観光推進課です。
電話番号 052-972-3156

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	文化芸術推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	ナディアパーク管理者業務委託
概要	ナディアパーク共用部分の管理運営は、「建物の区分所有等に関する法律」に基づき、令和7年4月1日から当該ビル管理者に公益財団法人名古屋産業振興公社を選任し、業務委託契約を締結して管理を行っており、令和8年度について業務委託契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	「建物の区分所有等に関する法律」に基づき定めた「ナディアパーク管理規約」に則った契約として、相手方が公益財団法人名古屋産業振興公社に特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をするもの。
契約の相手方	ナディアパーク管理者 公益財団法人名古屋産業振興公社
契約金額(円)	80, 263, 000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、文化芸術推進課です。
電話番号 052-972-3175

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	文化芸術推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	ナディアパークセキュリティ管理業務委託
概要	ナディアパーク共用部分のセキュリティ管理業務について、令和8年度について業務委託契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	対象建築物の所有者以外の事業者がセキュリティ管理業務を受託する場合は、警備業法第4条の認定が必要である。令和8年4月1日よりナディアパーク管理者業務委託を受託予定の公益財団法人名古屋産業振興公社は、認定を受けていないため、セキュリティ管理業務を担うことができない。ナディアパーク全体の管理業務については、日本管財株式会社がナディアパーク管理者から第三者委託を受けており、セキュリティ管理業務のみを他社に委託することは望ましくない。以上の理由より、本件については、日本管財株式会社を契約の相手方とすることがふさわしいと判断したことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をするもの。
契約の相手方	日本管財株式会社
契約金額(円)	12, 652, 000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、文化芸術推進課です。
電話番号 052-972-3175

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	文化芸術推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	クリエイティブ・リンク・ナゴヤの事務所借り上げにかかるナディアパークビジネスセンタービルの賃貸借契約
概要	名古屋アーツカウンシルの推進を担うクリエイティブ・リンク・ナゴヤの事務所として使用するため、ナディアパークビジネスセンタービル19階への入居について、締結されている賃貸借契約の規定により、賃貸借契約を自動更新するもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約は、不動産の借り入れ契約であり、性質上契約の相手方が不動産の所有者に特定されるため、地方自治体第167条の2第1項第2号により随意契約をするもの。
契約の相手方	三菱UFJ信託銀行株式会社
契約金額(円)	月額597,960円(税込)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局文化芸術推進課です。
電話番号 052-972-3172

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	文化芸術推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	金山南ビル美術館棟維持管理業務委託
概要	金山南ビル美術館棟(以下「美術館棟」という。)の維持管理業務(以下「本業務」という。)を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、美術館棟設備の運転監視、保守点検及び緊急時の初期対応等の維持管理を行うものである。 金山南ビルは、美術館棟と高層棟で構成されているが、それぞれの設備は連結し、高層棟側にある中央監視室でビル全体の一括集中管理がなされている。ビル全体の維持管理は管理規約により(公財)名古屋まちづくり公社が管理者として定められており、現状、共用部は平成11年より一貫して、同公社が委託している下記業者がその業務を行っている。 本業務は、中央監視室との一体管理が必要であり、これを遂行できるのはビル全体の維持管理を行っている業者に限定されることから、下記業者を本業務の委託契約の相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約をするもの。
契約の相手方	名鉄ビルサービス株式会社
契約金額(円)	49,431,360円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、文化芸術推進課です。
電話番号 052-972-3175

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	名古屋城総合事務所管理活用課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	電子複合機の複写に係る消耗品等の供給
概要	名古屋城総合事務所の電子複写機2台について、操作方法の指導、保守、必要な消耗品の供給について契約するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な、団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件はこの協定に準じて、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討した結果、キヤノンシステムアンドサポート株式会社を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行ったもの。
契約の相手方	キヤノンシステムアンドサポート株式会社 中部営業本部
契約金額(円)	3,360,720

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局名古屋城総合事務所管理活用課です。
電話番号 052-231-1700

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	名古屋城総合事務所管理活用課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	西の丸御蔵城宝館管理者業務委託
概要	名古屋城重要文化財等展示収蔵施設の管理運営方式として、「建物の区分所有などに関する法律」に基づき、当該建物の管理者に選任された一般財団法人名古屋城振興協会に対し、管理業務委託を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	「建物の区分所有等に関する法律」に基づき定めた「名古屋城重要文化財等展示収蔵施設管理規約」の則った契約として、相手方が当該建物の管理者に特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をするもの。
契約の相手方	一般財団法人名古屋城振興協会
契約金額(円)	29,988,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、名古屋城総合事務所管理活用課です。
電話番号 052-231-1700

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	名古屋城総合事務所保存整備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋城本丸御殿障壁画復元模写制作委託
概要	現存している名古屋城旧本丸御殿障壁画及び焼失し現存していない障壁画を、描かれた約400年前の状態に復元模写するもの。 復元模写は平成4年から進めており、令和8年度は47面程度の復元模写を行うもので、最終的には1,362面の復元を予定している。 また、復元した障壁画は翌年度以降に本丸御殿に表具し、観覧に供する予定である。
契約の相手方を選定した理由	○専門的な分野に係る特定役務 名古屋城本丸御殿障壁画復元模写制作は、日本画史上最大の画派「狩野派」の絵師たちにより描かれ、往時の本丸御殿を彩った障壁画の美と色彩感覚を現在によみがえらせるため進めているものであり、忠実に復元するため、 ①日本画の模写、とりわけ復元模写についての知識・経験・能力を有していること。 ②名古屋城本丸御殿障壁画特有の、原作者(狩野派)や描かれた当時の画風など歴史的背景に深い知識や研究実績を有し、焼失した障壁画を含め復元できる能力を有していること。 ③委託枚数を制作する体制が確保できること。 の全ての要件を満たすものに委託する必要がある。 名古屋城本丸御殿障壁画復元模写制作共同体は、本件事業を行うために設立した団体で、平成4年度から復元模写制作を行っている。長年の研究や実績により蓄積された知識・経験・能力を有し、また本丸御殿障壁画を復元するための人材育成も併せて行っており、復元するための組織体制が整っているため、上記の要件を満たしている。 また加えて、既に復元されている模写との微妙な色調等を統一することが必要であり、継続して委託することによって本事業を確実に遂行することができる。 従って、すべての要件を満たす者は名古屋城本丸御殿障壁画復元模写制作共同体に限定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をするもの。
契約の相手方	名古屋城本丸御殿障壁画復元模写制作共同体
契約金額(円)	42,145,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備課です。

電話番号 052-231-2488

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	名古屋城総合事務所保存整備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋城本丸御殿障壁画復元模写の購入
概要	名古屋城本丸御殿障壁画復元模写制作共同体が、自主的に制作した名古屋城本丸御殿の復元模写3面を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	本丸御殿の障壁画復元模写は、観覧ルート上の主要な絵を優先して制作している。 今回の購入の対象物である復元模写3面は黒木書院の襖絵であり、玄関、表書院、対面所、上洛殿といった観覧ルート上の主要な絵の後に制作を予定していたものであるが、制作時期の長期化で書き手が変わることにより、作品の完成度に差異が生じる懸念が想定されたことから共同体が計画に先立ち自主的に制作し、所有している。 平成29年度からの使用貸借契約によって、現在既に名古屋城本丸御殿で観覧に供されているが、本市が所有すべきものであるため、購入するもの。 従って、この名古屋城本丸御殿の復元模写を既に有している者は名古屋城本丸御殿障壁画復元模写制作共同体に限定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をするもの。
契約の相手方	名古屋城本丸御殿障壁画復元模写制作共同体
契約金額(円)	5,027,407

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備課です。
電話番号 052-231-2488

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	名古屋城総合事務所保存整備課
契約締結日	令和8年1月30日
件名	名古屋城仮設模写室等の賃貸借
概要	名古屋城内の仮設模写室等の賃貸借契約を行うもの 期間 令和8年2月1日から令和13年1月31日
契約の相手方を選定した理由	名古屋城内で模写作業を行っているプレハブ施設等のリース契約をオリエントハウス株式会社と締結している。 (令和3年2月1日から令和8年1月31日までの地方自治法第234条の3に定める長期継続契約) 長期継続契約が終了する令和8年2月1日以降も模写作業等は継続実施するため、継続性及び経費削減の観点から、プレハブ施設を所有するオリエントハウス株式会社と再リースの随意契約を締結するもの。 (プレハブ施設を継続契約できるのは、所有しているオリエントハウス株式会社のみである。) 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をするもの。
契約の相手方	オリエントハウス株式会社 名古屋支店
契約金額(円)	30,030,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備課です。
電話番号 052-231-2488

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	名古屋城総合事務所天守閣整備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋城天守閣整備事業先行工事(木材の製材)の追加(その5)
概要	名古屋城天守閣整備事業(以下、「本事業」とする。)は、平成27年度に実施した技術提案・交渉方式による公募型プロポーザルにより優先交渉権者を選定し、平成29年5月9日に基本協定を締結した。 平成29年度は、優先交渉権者の提案に基づき木造復元の基本設計業務を実施し、平成30年度は、基本設計を踏まえ、天守閣木造復元本体工事に先行して、木材の手配・製材・保管・乾燥を行う「先行工事(木材の製材)」(以下「木工事」という。)を契約した。 本工事は、既に契約をしている木工事において令和3年度末までとしていた木材の保管を継続して実施するものであり、基本協定書第5条第1項第5号に基づき行うもの。工期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第18条の規定に基づき技術提案・交渉方式による公募型プロポーザルを採用し、契約予定業者を優先交渉権者として選定している。 技術提案・交渉方式において選定された優先交渉権者は、「特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき」に該当するため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号により随意契約をするもの。
契約の相手方	株式会社 竹中工務店名古屋支店
契約金額(円)	114,952,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局名古屋城総合事務所天守閣整備課です。

電話番号 052-231-2490

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	名古屋城総合事務所天守閣整備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋城天守閣整備事業令和8年次天守台石垣モニタリング調査業務委託
概要	名古屋城天守閣整備事業(以下、「本事業」とする。)は、平成27年度に実施した技術提案・交渉方式による公募型プロポーザルにより優先交渉権者を選定し、平成29年5月9日に基本協定を締結した。平成29年度には優先交渉権者の提案に基づき木造復元の基本設計業務を実施し、平成30年度からは実施設計業務を進めている。 本業務は、天守台及び周辺石垣の保存を目的として、石垣の変動を観測する調査を優先交渉権者の技術提案書及び基本協定書第5条第1項第3号に基づき実施するものであり、平成30年度から継続的に行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第18条の規定に基づき技術提案・交渉方式による公募型プロポーザルを採用し、契約予定業者を優先交渉権者として選定している。 技術提案・交渉方式において選定された優先交渉権者は、「特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき」に該当するため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号により随意契約をするもの。
契約の相手方	株式会社 竹中工務店名古屋支店
契約金額(円)	6,237,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局名古屋城総合事務所天守閣整備課です。

電話番号 052-231-2490

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	名古屋城総合事務所天守閣整備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋城天守閣整備事業令和8年次石垣保存対策設計業務委託
概要	名古屋城天守閣整備事業(以下、「本事業」とする。)は、平成27年度に実施した技術提案・交渉方式による公募型プロポーザルにより優先交渉権者を選定し、平成29年5月9日に基本協定を締結した。平成29年度には優先交渉権者の提案に基づき木造復元の基本設計業務を実施し、平成30年度からは実施設計業務を進めている。 本業務は、天守台及び周辺石垣について、現天守閣解体及び木造復元を見据え、これまでの調査で把握した石垣の劣化等に対して、保存を目的として適切な措置を行うための保存対策設計を実施するものであり、基本協定書第5条第1項第2号に基づき行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第18条の規定に基づき技術提案・交渉方式による公募型プロポーザルを採用し、契約予定業者を優先交渉権者として選定している。 技術提案・交渉方式において選定された優先交渉権者は、「特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき」に該当するため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号により随意契約をするもの。
契約の相手方	株式会社 竹中工務店名古屋支店
契約金額(円)	10,484,100

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局名古屋城総合事務所天守閣整備課です。

電話番号 052-231-2490

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	名古屋城総合事務所天守閣整備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋城木造天守におけるバリアフリー整備にかかる映像等資料作成業務委託
概要	名古屋城天守閣整備事業では、木造天守におけるバリアフリーを実現するため、令和4年度に公募で選定した昇降設備の開発を進めている。合わせて、木造天守側の対応として、昇降設備の設置に伴う、柱や梁等の構造補強や防災避難計画等に関する技術的な検討を進めてきており、今後は木造天守全体のバリアフリー方針検討を進めていく。 令和7年度は、昇降設備開発の情報や木造天守の技術検討情報をもとに、実施設計中の木造天守のCGモデル等を用いて、映像等による技術検討資料を作成した。 本業務は、バリアフリー整備内容等についての情報発信を行い、市民の理解促進に活用するため、令和7年度に作成した技術検討資料をもとに、バリアフリー方針検討を踏まえた木造天守のバリアフリー整備にかかる映像等資料を作成するものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、現在進行中の実施設計業務と並行して作業を行うものであり、令和8年度に行う予定のバリアフリー方針検討を踏まえ、実施設計中の木造天守のCGモデル等を用いて、進行状況や検討内容に応じて柔軟に対応しながら進めていく必要がある。 当該業務を実施できるのは、天守閣整備事業の優先交渉権者として、木造天守の実施設計業務に携わり、木造天守の復元計画に精通・熟知している株式会社竹中工務店名古屋支店に限定されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結するもの。
契約の相手方	株式会社 竹中工務店名古屋支店
契約金額(円)	8,499,700

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局名古屋城総合事務所天守閣整備課です。

電話番号 052-231-2490

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度 電子複写機の使用賃借及び消耗品等の供給(総務課はじめ7台)
概要	電子複写機の賃借及び機器の保守並びに必要な消耗品の供給
契約の相手方を選定した理由	各社の電子複写機の機能及び仕様を比較検討した結果、契約の相手方のものが当局の必要とするものに合致したため。
契約の相手方	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
契約金額(円)	5,698,704

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	アプリを活用した生物多様性調査・保全活動の促進に係る業務委託
概要	多様な主体との連携により、市内の生態系に重要な場所を将来にわたり保全していくため、生きものの種類を写真により判定し、図鑑機能等を備える既製のスマートフォンアプリ「Biome(株式会社バイオーム)」を活用し、身近な自然の調査・保全活動に関わる人の拡大や市民参加による情報収集を目的とした業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務は既存のスマートフォンアプリを活用し、AIによる種の同定を取り入れた生物多様性調査を行うことで調査・保全活動に関わる人の拡大を図るとともに、調査データを精査した上、一括で取得することで情報収集の省力化を図るものである。 現在、日本国内で利用できるAIによる同定機能を有する既存スマートフォンアプリのうち、国内の動植物種について広く対応しているものは株式会社バイオームが開発したBiomeのみであることから、当該アプリの開発事業者である株式会社バイオームと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行う。
契約の相手方	株式会社バイオーム
契約金額(円)	6,538,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度 燃料電池自動車用燃料の購入【岩谷瓦斯水素ステーション充填分(水素ガス)】
概要	各区役所及び環境局の事務連絡用燃料電池乗用車、並びに市バス及びなごや観光ルートバス「メーグル」(MFC-2に限る)として用いる燃料電池バスの燃料(水素ガス)につき、供給元である岩谷瓦斯株式会社と燃料の調達に関する契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	水素エネルギーの啓発や普及促進を目的として、名古屋市の公用車等に燃料電池自動車及び燃料電池バスを導入して運用しているが、市内近郊には水素ステーションが少ないことに加え、営業時間、定休日が異なることなどから、水素ガスを充填できる十分な環境が整っていない。 そのため、導入部署が利用しやすい市内及び市内近郊に水素ステーションを設置し、地方公共団体と取引可能な全ての事業者と契約する必要があることから、岩谷瓦斯株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。 なお、交通局に導入されている燃料電池バスの水素ガス充填は、配置される鳴尾営業所から近いイワタニステーション名古屋鳴海及びエア・リキード名古屋大高を利用することとしている。 また、令和8年度に導入されるなごや観光ルートバス「メーグル」の燃料電池バス(MFC-2)は、利用できる水素ステーションのうち、配置される浄心営業所から最も近いイワタニステーション熱田西及び豊通エア・リキード熱田水素ステーションを利用する予定である。
契約の相手方	岩谷瓦斯株式会社
契約金額(円)	8,272,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	超高速液体クロマトグラフの再賃貸借
概要	現在、超高速液体クロマトグラフを用いて、有害大気モニタリング調査におけるベンゾ(a)ピレンの分析等を行っている。本件は、平成27年度に導入した超高速液体クロマトグラフを令和7年度も引き続き賃貸借するものである。
契約の相手方を選定した理由	現在使用中の超高速液体クロマトグラフは、NX・TCリース&ファイナンス株式会社を相手方として賃貸借契約しており、本件も引き続き同一機器を使用するため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約。
契約の相手方	NX・TCリース&ファイナンス株式会社 名古屋支店
契約金額(円)	1,659,900

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	炭素分析計の再賃貸借
概要	現在、炭素分析計を用いて、大気中の微小粒子状物質(PM2.5)の主要成分の炭素成分のうち、有機炭素、元素状炭素を分析している。本件は、平成28年度に導入した炭素分析計を令和7年度も引き続き賃貸借するものである。
契約の相手方を選定した理由	現在使用中の炭素分析計は、NX・TCリース&ファイナンス株式会社を相手方として賃貸借契約しており、本件は引き続き同一機器を使用するためであるため、NX・TCリース&ファイナンス株式会社を相手方とする。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約。
契約の相手方	NX・TCリース&ファイナンス株式会社 名古屋支店
契約金額(円)	1,998,480

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	水質分析用ガスクロマトグラフ質量分析装置の再賃貸借
概要	現在、水質分析用ガスクロマトグラフ質量分析装置を用いて、公共用水域の水質常時監視における農薬の分析を行っている。本件は、平成28年度に導入した水質分析用ガスクロマトグラフ質量分析装置を令和7年度も引き続き賃貸借するものである。
契約の相手方を選定した理由	現在使用中の超高速液体クロマトグラフは、NX・TCリース&ファイナンス株式会社を相手方として賃貸借契約しており、本件も引き続き同一機器を使用するため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約。
契約の相手方	NX・TCリース&ファイナンス株式会社 名古屋支店
契約金額(円)	1,813,152

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	公害被害補償システム運用保守業務委託
概要	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく被認定者の各種補償給付や被認定者の管理等の事務を実施する公害被害補償システムの運用保守を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	公害被害補償システムは、公害医療費をはじめとした各種補償給付の支払及び認定患者の資格等を一括して管理する特殊性の高いシステムであり、独自の技術により契約予定者が開発したものである。 従って、本業務の運用保守作業は、プログラム構成及びデータ処理に係る全ての手法に熟知する開発者でなければ行うことが困難であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行う。
契約の相手方	株式会社さくらケーシーエス
契約金額(円)	3,218,160

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	条例医療費等支払事務電算処理業務委託
概要	医療機関に対する医療費、手数料及び委託料の支払事務を実施するため、当該事務に係る電算処理業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件電算処理委託業務は、医療費の支払を始めとした医療機関に対する各種支払業務及び認定患者の資格等を一括して管理するシステムを取り扱うものである。本システムは、契約予定者が独自の技術により開発したものであり、その運用・保守作業にあたっては、プログラム構成及びデータ処理に係るすべての手法を知る開発者である契約予定者でなければ行うことが困難である。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とする。
契約の相手方	UT東芝株式会社
契約金額(円)	4,284,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	空きびん選別等委託
概要	千種環境事業所内保管施設・西資源センター・南リサイクルプラザ・鳴海工場内保管施設に一時保管した空きびんの色選別等及び空きびん収集容器の洗浄を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託するものである。 市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 また、本市が収集する空きびんの選別業務の履行にあたっては、受け入れ及び処理が可能な施設等を有し、かつ安定的な搬入体制の確保、品質管理及び不測のトラブル時の施設代替調整が必要である。 上記の条件を満たす事業者は、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合である本件契約の相手方のみであるため、当該事業協同組合と契約を締結する。
契約の相手方	名古屋硝子瓶原料協同組合
契約金額(円)	131,085,515

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	港資源選別センターにおける空きびん・空き缶選別委託
概要	港資源選別センターに搬入された空きびん・空き缶の選別を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託するものである。 市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 本件契約の相手方は、本市が設置した港資源選別センターに従前より入所して本件業務を受託し、業務を遂行するに足りる人員、業務経験を有しており、継続して業務を委託することで効率的な業務遂行が可能であるため、本件契約の相手方と契約を締結する。
契約の相手方	社会福祉法人ゆたか福祉会
契約金額(円)	30,376,610

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	資源循環推進課分室に係る物件の賃貸借
概要	事業者環境推進員の執務室として使用する資源循環推進課分室について、事務所を借り上げるもの。 (対象物件)名古屋市中区大須一丁目29番52号 シティコーポ岩井通201号
契約の相手方を選定した理由	不動産の賃貸借契約であり、契約の相手方が特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結するもの。
契約の相手方	名古屋市住宅供給公社
契約金額(円)	2,232,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	空き缶圧縮(北東部分)委託
概要	千種区、東区、北区(一部)、守山区、名東区で収集する空き缶の圧縮を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託するものである。 市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 また、本市は、市内北東部方面に空き缶の一時保管施設を有していないため、本市の収集車両で搬入できる距離にあり、かつ、搬入を直接受け入れることが可能である施設が必要である。 上記の条件を満たす施設を有するのは、契約の相手方である事業協同組合に所属する事業者のみであり、安定的な搬入体制の確保、品質管理及び不測のトラブル時の施設代替調整が可能となることから、当該事業協同組合と契約を締結する。
契約の相手方	愛知県鉄屑加工処理協同組合
契約金額(円)	23,742,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	プラスチック資源選別・梱包・保管委託
概要	本市が収集したプラスチック資源の選別・梱包及び公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡すまでの間の保管を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託するものである。 市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条1号に「受託業務を遂行するに足りる施設を持ち、人員及び財政的基礎を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有するものであること」と定められている。 本市の収集車両で搬入できる距離にあり、かつ上記の条件を満たす施設を有するのは契約の相手方のみであるため、本件契約の相手方と契約を締結する。
契約の相手方	神鋼環境メンテナンス株式会社
契約金額(円)	865,018,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	紙製容器包装・雑がみ選別等委託
概要	本市が収集した紙製容器包装及び雑がみの選別等を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託するものである。 市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 本市の収集車両で搬入できる距離にあり、かつ上記の条件を満たす施設を有するのは、本件契約の相手方である事業協同組合に所属する事業者のみであり、安定的な搬入体制の確保、品質管理及び不測のトラブル時の施設代替調整が可能となることから、当該事業協同組合と契約を締結する。
契約の相手方	愛知県古紙協同組合
契約金額(円)	200,640,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	ペットボトル選別・梱包・保管委託
概要	本市が収集したペットボトルの選別・梱包及び公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡すまでの間の保管を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託するものである。 市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 本市の収集車両で搬入できる距離にあり、かつ上記の条件を満たす施設を有するのは、本件契約の相手方である事業協同組合に所属する事業者のみであり、安定的な搬入体制の確保、品質管理及び不測のトラブル時の施設代替調整が可能となることから、当該事業協同組合と契約を締結する。
契約の相手方	愛知県古紙協同組合
契約金額(円)	393,492,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	西資源センターにおけるペットボトル選別・梱包・保管等委託
概要	西資源センターに搬入されたペットボトルの選別・梱包及び公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡すまでの間の保管及び当該施設で保管する空きびん・空き缶の一時保管施設の管理を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託するものである。 市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 本件契約の相手方は、本市が設置した西資源センターに従前より入所し、本件業務を受託し、業務を遂行するに足りる人員、業務経験を有しており、継続して業務を委託することで効率的な業務遂行が可能であるため、本件契約の相手方と契約を締結する。
契約の相手方	社会福祉法人共生福祉会
契約金額(円)	25,529,350

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	南リサイクルプラザにおけるペットボトル・紙パック選別・保管等委託
概要	南リサイクルプラザに搬入したペットボトル・紙パックの選別等、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会等へ引き渡すまでの間の保管及び当該施設で保管する空きびん・空き缶の一時保管施設の管理を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託するものである。 市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 本件契約の相手方は、本市が設置した南リサイクルプラザに従前より入所し、本件業務を受託し、業務を遂行するに足りる人員、業務経験を有しており、継続して業務を委託することで効率的な業務遂行が可能であるため、本件契約の相手方と契約を締結する。
契約の相手方	社会福祉法人ゆたか福祉会
契約金額(円)	59,112,526

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	容器包装に係る分別基準適合物(市町村負担分)再商品化委託
概要	容器包装リサイクル法に基づき、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装の市町村負担分にかかる再商品化を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、本市が容器包装リサイクル法に基づく分別収集等により得られるペットボトル、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装にかかる分別基準適合物のうち、市町村負担分にかかる再商品化を委託するとともに、特定事業者負担分にかかる業務実施の取扱いを定めるものである。 同法第3条第1項の規定に定める基本方針では、分別収集された容器包装廃棄物の指定法人等への円滑な引き渡しの必要性が示されている。本市は、同法の精神に則り、安定的な資源化及び事業者責任追及のため指定法人ルートでの資源化を行っているところであり、同法第8条の規定に基づき策定している本市分別収集計画においても同様に定めている。 再商品化を適正かつ確実に行うことができると認められるとして同法第21条の規定により指定された指定法人は、本件契約の相手方以外にないことから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。
契約の相手方	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
契約金額(円)	18,548,747

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	プラスチック資源循環促進法に基づく分別収集物の再商品化委託
概要	プラスチック資源循環促進法に基づき、本市が分別収集して得られたプラスチック資源のうち、製品プラの再商品化を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	分別収集されたプラスチック資源の再商品化にあたっては、プラスチック資源循環促進法の規定により、容器包装リサイクル法に基づく指定法人に委託する方法、または市町村が国から再商品化計画の認定を受けて実施する方法がある。 本市は国から再商品化計画の認定を受けておらず、容器包装リサイクル法に基づく指定法人は契約の相手方のみであるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に基づき随意契約とする。
契約の相手方	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
契約金額(円)	179,049,202

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	空き缶及びペットボトルの選別・梱包・保管委託
概要	各戸収集に係る本市が収集した缶及びペットボトルの混合物及び混載物の選別を行い、空き缶については、当該施設においてアルミ缶とスチール缶とに選別等するもの。ペットボトルについては、選別・梱包及び公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡すまでの間の保管を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託するものである。 市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 本市の収集車両で搬入できる距離にあり、かつ上記の条件を満たす施設を有するのは、本件契約の相手方である事業協同組合に所属する事業者のみであり、安定的な搬入体制の確保、品質管理及び不測のトラブル時の施設代替調整が可能となることから、当該事業協同組合と契約を締結する。
契約の相手方	愛知県古紙協同組合
契約金額(円)	3,172,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	南リサイクルプラザ作業用重機(ショベルローダー)の再賃貸借
概要	南リサイクルプラザにおいて、ペットボトルの受入ホッパへの投入作業及びペットボトルストックヤードの整理に使用する作業用重機をリースする。
契約の相手方を選定した理由	南リサイクルプラザで使用しているショベルローダーは、NX・TCリース&ファイナンス株式会社名古屋支店を相手方として賃貸借しており、本件は引き続き同一の車両を再賃貸借するものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。
契約の相手方	NX・TCリース&ファイナンス株式会社名古屋支店
契約金額(円)	130,790(月額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	南リサイクルプラザ作業用重機(フォークリフト)の再賃貸借
概要	南リサイクルプラザにおいて、空きびんの搬入・搬出作業、ペットボトル成型品の搬出作業及び空きびん収集容器・パレットの整理に使用する作業用重機を再リースする。
契約の相手方を選定した理由	南リサイクルプラザで使用しているフォークリフトは、NX・TCリース&ファイナンス株式会社名古屋支店を相手方として賃貸借しており、本件は引き続き同一の車両を再賃貸借するものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。
契約の相手方	NX・TCリース&ファイナンス株式会社名古屋支店
契約金額(円)	130,240(月額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	粗大ごみ処理手数料収納業務委託
概要	粗大ごみ処理手数料の収納事務をスーパーマーケット、コンビニエンスストア等の販売店に委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	粗大ごみの処理は、市民生活に密着した事項であり、手数料の納付についても容易である必要があるので、納付券取扱店の指定条件に合致し、環境局が適正であると認めた販売店全てに収納事務委託を行うもの。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約
契約の相手方	別紙のとおり
契約金額(円)	45,123,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

別紙

粗大ごみ処理手数料収納業務委託 契約者一覧

No	契約者名
1	株式会社アオキスーパー
2	イオンリテール株式会社中部カンパニー
3	株式会社スギヤマ薬品
4	株式会社スーパーヤマダイ
5	山崎製パン株式会社
6	名古屋酒販協同組合
7	名古屋青果物商業協同組合
8	株式会社バロー
9	株式会社コノミヤ
10	株式会社ツルハ
11	株式会社ファミリーマート
12	株式会社フィールコーポレーション
13	ミニストップ株式会社
14	株式会社オークワ

No	契約者名
15	生活協同組合コープあいち
16	株式会社ヤマナカ
17	ユニー株式会社
18	株式会社義津屋 太平通り店
19	株式会社ローソン中部カンパニー
20	株式会社米増商店
21	愛知県たばこ販売協同組合名古屋中支部
22	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
23	マックスバリュ東海株式会社
24	株式会社不二屋
25	株式会社トミダ
26	合資会社福島商店
27	徳川公設市場協同組合
28	株式会社平和堂

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度 作業用自動車の燃料購入【東邦瓦斯スタンド充填分(圧縮天然ガス)】
概要	圧縮天然ガスを購入するもの
契約の相手方を選定した理由	名古屋市内では天然ガススタンドの設置業者は東邦瓦斯株式会社に 限られているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づ き随意契約とする。
契約の相手方	東邦瓦斯株式会社
契約金額(円)	142.307円/㎡【令和8年4月分協定価格】

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度 作業用自動車の燃料購入【民間スタンド給油分(軽油・ガソリン)】
概要	軽油及びガソリン(レギュラー)を購入するもの
契約の相手方を選定した理由	本市のごみ収集及びし尿収集業務は、10種183台の車両を運用し、市内全域に渡って、業務を展開している。これらの車両は、日曜日を除く毎日稼働しており、収集作業中には頻繁に給油を必要とし、また、地震やその他の災害が発生した際には、廃棄物への迅速な対応が求められ、その際にも給油を必要とする。 このような環境において、質・量ともに安定してガソリン・軽油を供給できる事業者は、市内一円に組合員を擁する愛知県石油業協同組合(官公需適格組合)のみであると考えられるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。
契約の相手方	愛知県石油業協同組合
契約金額(円)	ガソリン(レギュラー)170.94円/L 軽油159.26円/L 【令和8年4月協定単価】

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局	
課	総務課	
契約締結日	令和8年4月1日	
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給＜その1＞	
概要	家庭から出るごみ・資源の収集車両を民間から借り受けるもの	
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集運搬については廃棄物処理法第6条の2第1項に基づき、市町村が行うべき事務である。本契約は、一般廃棄物の収集運搬に必要な車両及び運転手の供給契約であり、これは、廃棄物処理法に基づき市町村が行うべき行為の一部を民間業者に委ねるもので、廃棄物処理法第6条の2第2項に基づく市町村以外の者への委託に準ずるものである。 そのため、一般廃棄物の収集運搬に関し、受託業務を遂行するに足りる車両等の機材、人員を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する事業者であることが必要である。 また、一般廃棄物の収集車両は他の用途に転用することが困難な特殊な車両であるが、安定した業務が遂行できるよう常時供給できる体制になっていることが必要である。 これらの条件を満足し、また過去の実績から判断して安定的かつ確実に業務を遂行できる業者と随意契約を締結するものである。	
契約の相手方	①	旭運輸株式会社
	②	東春運輸株式会社
	③	株式会社平成輸送サービス
	④	大竹運輸株式会社
	⑤	斎藤運輸株式会社
	⑥	昭和橋急配株式会社
	⑦	大成運送株式会社
	⑧	株式会社豊福組運輸
	⑨	中京急送株式会社
	⑩	猪高運輸株式会社
	⑪	中京陸運株式会社
	⑫	株式会社ファントランスポート
	⑬	株式会社安達運輸
	⑭	丸安運輸株式会社
	⑮	米山運送株式会社
	⑯	星山興業株式会社
	⑰	名古屋陸送株式会社
	⑱	株式会社浚洗工業
	⑲	中京道路管理株式会社
	⑳	株式会社ヤシロコンストラクション
	㉑	日本ロードサービス株式会社
	㉒	米山運輸株式会社

契約金額(円)	① 225,090,426
	② 133,440,703
	③ 231,830,500
	④ 55,601,601
	⑤ 135,105,410
	⑥ 102,014,968
	⑦ 75,042,539
	⑧ 235,941,106
	⑨ 128,051,781
	⑩ 72,687,395
	⑪ 28,657,750
	⑫ 99,985,380
	⑬ 30,242,685
	⑭ 84,737,510
	⑮ 41,604,552
	⑯ 58,870,856
	⑰ 82,676,715
	⑱ 55,421,025
	⑲ 42,761,950
	⑳ 57,093,630
	㉑ 28,227,760
	㉒ 43,998,020

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給＜その2＞
概要	家庭から出る資源の収集車両を民間から借り受けるもの
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集運搬については廃棄物処理法第6条の2第1項に基づき、市町村が行うべき事務である。本契約は、一般廃棄物の収集運搬に必要な車両及び運転手の供給契約であり、これは、廃棄物処理法に基づき市町村が行うべき行為の一部を民間業者に委ねるもので、廃棄物処理法第6条の2第2項に基づく市町村以外の者への委託に準ずるものである。 そのため、一般廃棄物の収集運搬に関し、受託業務を遂行するに足る車両等の機材、人員を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する事業者であることが必要である。 また、一般廃棄物の収集車両は他の用途に転用することが困難な特殊な車両であるが、安定した業務が遂行できるよう常時供給できる体制になっていることが必要である。 これらの条件を満足し、また過去の実績から判断して安定的かつ確実に業務を遂行できる業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	① 株式会社平成輸送サービス ② 斎藤運輸株式会社 ③ 昭和橋急配株式会社 ④ 大成運送株式会社 ⑤ 株式会社豊福組運輸 ⑥ 中京急送株式会社 ⑦ 中京陸運株式会社 ⑧ 株式会社ファントランSPORT ⑨ 丸山運輸株式会社
契約金額(円)	① 14,469,840 ② 14,498,550 ③ 14,541,615 ④ 29,040,165 ⑤ 14,498,550 ⑥ 14,492,808 ⑦ 28,710,000 ⑧ 14,527,260 ⑨ 27,848,700

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給＜その3＞
概要	家庭から出るごみの収集車両を民間から借り受けるもの
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集運搬については廃棄物処理法第6条の2第1項に基づき、市町村が行うべき事務である。本契約は、一般廃棄物の収集運搬に必要な車両及び運転手の供給契約であり、これは、廃棄物処理法に基づき市町村が行うべき行為の一部を民間業者に委ねるもので、廃棄物処理法第6条の2第2項に基づく市町村以外の者への委託に準ずるものである。 そのため、一般廃棄物の収集運搬に関し、受託業務を遂行するに足りる車両等の機材、人員を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する事業者であることが必要である。 また、一般廃棄物の収集車両は他の用途に転用することが困難な特殊な車両であるが、安定した業務が遂行できるよう常時供給できる体制になっていることが必要である。 これらの条件を満足し、また過去の実績から判断して安定的かつ確実に業務を遂行できる業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	① 東春運輸株式会社 ② 株式会社平成輸送サービス ③ 斎藤運輸株式会社 ④ 昭和橋急配株式会社 ⑤ 大成運送株式会社 ⑥ 株式会社豊福組運輸 ⑦ 猪高運輸株式会社 ⑧ 星山興業株式会社 ⑨ 株式会社ヤシロコンストラクション ⑩ 米山運輸株式会社
契約金額(円)	① 15,356,110 ② 45,925,880 ③ 15,370,355 ④ 15,373,204 ⑤ 15,350,412 ⑥ 15,299,130 ⑦ 30,740,710 ⑧ 15,065,512 ⑨ 14,586,880 ⑩ 15,099,700

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。

電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給＜その4＞
概要	家庭から出る資源の収集車両を民間から借り受けるもの
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集運搬については廃棄物処理法第6条の2第1項に基づき、市町村が行うべき事務である。本契約は、一般廃棄物の収集運搬に必要な車両及び運転手の供給契約であり、これは、廃棄物処理法に基づき市町村が行うべき行為の一部を民間業者に委ねるもので、廃棄物処理法第6条の2第2項に基づく市町村以外の者への委託に準ずるものである。 そのため、一般廃棄物の収集運搬に関し、受託業務を遂行するに足る車両等の機材、人員を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する事業者であることが必要である。 また、一般廃棄物の収集車両は他の用途に転用することが困難な特殊な車両であるが、安定した業務が遂行できるよう常時供給できる体制になっていることが必要である。 これらの条件を満足し、また過去の実績から判断して安定的かつ確実に業務を遂行できる業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	① 旭運輸株式会社 ② 大竹運輸株式会社 ③ 斎藤運輸株式会社 ④ 米山運送株式会社
契約金額(円)	① 15,491,916 ② 15,489,045 ③ 15,463,206 ④ 15,216,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	昭和区空きびん収集運搬業務委託
概要	昭和区内の一般家庭から排出される空きびんの収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集運搬については廃棄物処理法第6条の2第1項に基づき、市町村が行うべき事務である。本契約は、廃棄物処理法に基づき市町村が行うべき行為の一部(昭和区空きびん収集運搬)を民間業者に委ねるもので、廃棄物処理法第6条の2第2項に基づく市町村以外の者への委託である。 市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準については、「受託業務を遂行するに足る施設を持ち、人員及び財政的基礎を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有するものであること」と定められている。 契約予定者は、平成2年度から当業務を受託し、業務を遂行するに足る人員、車両等の機材、業務経験を有しており、継続して業務を委託することで効率的な業務遂行が可能であることから随意契約とする。
契約の相手方	社会福祉法人ゆたか福祉会
契約金額(円)	68,075,084

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	熱田区空きびん・空き缶収集運搬業務委託
概要	熱田区内の一般家庭から排出される空きびん及び空き缶の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集運搬については廃棄物処理法第6条の2第1項に基づき、市町村が行うべき事務である。本契約は、廃棄物処理法に基づき市町村が行うべき行為の一部（熱田区空きびん・空き缶収集運搬）を民間業者に委ねるもので、廃棄物処理法第6条の2第2項に基づく市町村以外の者への委託である。 市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準については、「受託業務を遂行するに足る施設を持ち、人員及び財政的基礎を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有するものであること」と定められている。 契約予定者は、平成3年度から当業務を受託し、業務を遂行するに足る人員、車両等の機材、業務経験を有しており、継続して業務を委託することで効率的な業務遂行が可能であることから随意契約とする。
契約の相手方	社会福祉法人ゆたか福祉会
契約金額(円)	69,393,412

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	使い捨てライター・指定袋及びスプレー缶類廃液等処理委託
概要	使い捨てライター、指定袋及びスプレー缶類廃液等の焼却処理を委託する。
契約の相手方を選定した理由	本契約は、一般廃棄物の処理を委託する契約であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が行うべき行為の一部を民間業者に委ねるものである。 そのため、本業務の遂行にあたっては、受託業務を遂行するに足る施設、人員を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する事業者であることが必要である。 これらの条件を満足し、また過去の実績から判断して安定的かつ確実に業務を遂行できる業者が株式会社海部清掃のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。
契約の相手方	株式会社海部清掃
契約金額(円)	7,877,100

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	浄化槽汚泥及びし尿処理委託
概要	港作業場で受け入れている浄化槽汚泥及びし尿を、専用管で接続している山崎水処理センター内の処理施設へ圧送し、その処理を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	港作業場で受け入れている浄化槽汚泥及びし尿の処理ができるのは、専用管が接続している山崎水処理センター内の処理施設のみであるため。 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号により随意契約。
契約の相手方	名古屋市上下水道局長
契約金額(円)	63,570,973

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	電池類等及び廃蛍光管等収集運搬及び処分業務委託
概要	ごみ収集・処理時の発火・火災防止対策として、一括収集した電池類等の運搬及び適正処分を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の運搬又は処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されている資格要件、能力等の委託基準を満たす者によって安定的かつ確実な業務の履行を確保する必要がある。契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められる。 電池類等及び廃蛍光管等に含まれる水銀を国内で唯一適正処理できるのは野村興産株式会社のみであり、回収・中間処理については、本市内における野村興産株式会社の協力会社のうち、唯一、一般廃棄物の業務を実施できる永一産商株式会社に委託する。 運搬については、野村興産株式会社が指定し、かつ大阪南港及び名古屋港から釧路港を経てイトム力鉱業所まで定期的な輸送ルートを担う唯一の業者である栗林運輸株式会社、大和運輸株式会社、大新運輸有限会社、栗林商船株式会社、三ツ輪物流株式会社に委託する。
契約の相手方	・野村興産株式会社 ・永一産商株式会社 ・栗林運輸株式会社 ・大和運輸株式会社 ・大新運輸有限会社 ・栗林商船株式会社 ・三ツ輪物流株式会社
契約金額(円)	85,392,368

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	スプリングマットレス処理委託(その1)
概要	自己搬入等で搬入されたスプリングマットレスについて、保管場所(大江破碎、南陽工場及び北名古屋工場)から搬出及び焼却処理を委託する。
契約の相手方を選定した理由	本契約は、一般廃棄物の処理を委託する契約であり、これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が行うべき行為の一部を民間業者に委ねるものである。 そのため、本業務の遂行にあたっては、受託業務を遂行するに足る施設、人員を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する事業者であることが必要である。 これらの条件を満足し、また過去の実績から判断して安定的かつ確実に業務を遂行できる業者が株式会社海部清掃のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。
契約の相手方	株式会社海部清掃
契約金額(円)	5,412,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	スプリングマットレス処理委託(その2)
概要	自己搬入等で搬入されたスプリングマットレスについて、保管場所(大江破碎、南陽工場、愛岐処分場及び北名古屋工場)から搬出及び資源化処理を委託する。
契約の相手方を選定した理由	本契約は、一般廃棄物の処理を委託する契約であり、これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が行うべき行為の一部を民間業者に委ねるものである。 そのため、本業務の遂行にあたっては、受託業務を遂行するに足る施設、人員を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する事業者であることが必要である。 これらの条件を満足し、また過去の実績から判断して安定的かつ確実に業務を遂行できる業者が株式会社アビツのみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。
契約の相手方	株式会社アビツ
契約金額(円)	10,729,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	計量管理システム保守管理委託
概要	ごみ及び資源の搬入・搬出量、搬入・搬出車両並びに手数料徴収事務に係る情報等を一元管理している計量管理システムについて、システムが正常に作動し、計量業務を円滑に行うことができるよう、構成機器の保守点検及びシステムサポートを委託する。
契約の相手方を選定した理由	計量管理システムは、都築電気株式会社が開発したコンピュータシステムで同社独自の技術に基づいており、この業務が実施できるのは同社のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。
契約の相手方	都築電気株式会社 名古屋オフィス
契約金額(円)	6,578,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	環境局計量管理システム用通信回線の使用契約
概要	計量管理システム用通信回線として、本市のセキュリティ要件を満たすIP-VPN型通信回線サービスを25拠点に調達し、その保守管理業務及び通信サービスの提供を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、既に中部テレコミュニケーションが回線を敷設しており、この業務が実施できるのは同社のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。
契約の相手方	中部テレコミュニケーション株式会社
契約金額(円)	8,460,760

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	一般廃棄物(焼却残渣)埋立処分業務委託<その1>(衣浦港3号地 廃棄物最終処分場)
概要	焼却残渣(焼え殻及びばいじん)の埋立処分を委託するもの。
契約の相手方 を選定し た理由	衣浦港3号地廃棄物最終処分場は、愛知県内から発生する一般廃棄物等を埋立処分するため、本市や県などの公共団体と民間企業が出資して設立した(公財)愛知臨海環境整備センターが建設した処分場である。本市ほか県内自治体が建設基金を出捐し、建設を進めたものであり、県内唯一の民間による一般廃棄物(焼却残渣)を処理する処分場である。 一般廃棄物の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されている資格要件、能力等の委託基準を満たす者によって安定的かつ確実な業務の履行を確保する必要がある。本契約の相手方は、これらの基準をみたしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められるため。
契約の相手方	公益財団法人愛知臨海環境整備センター
契約金額(円)	216,370,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	一般廃棄物(焼却残渣)埋立処分業務委託<その2>(三重中央開発株式会社最終処分場)
概要	焼却残渣(ばいじん)の埋立処分を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されている資格要件、能力等の委託基準を満たす者によって安定的かつ確実な業務の履行を確保する必要がある。 その中で、適正に処理できる事業者であること、また、処分場の残容量に余裕があること、さらに地元同意及び自治体との協議が整うことが必要である。 本契約の相手方は、これらの基準をみたしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められるため。
契約の相手方	三重中央開発株式会社
契約金額(円)	25,300,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	守山南部処分場周辺巡回業務委託
概要	守山南部処分場周辺の不法投棄・火災等を防止し、環境の保全を図るため、巡回委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により及び本市契約規則第19条の規定により随意契約とする。 地元住民は処分場周辺の状況を熟知しており、不法投棄、火災や悪臭等、異状な状況をいち早く発見することができるため、本市の早期対応が可能となる。さらに、本市が処分場を管理していくためには、地元住民の理解が不可欠であり、処分場の周辺巡回を通じて現状を確認することで、地元住民の処分場に対する理解の深化に繋がるため。
契約の相手方	下志段味学区各種団体連絡協議会
契約金額(円)	2,740,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市猪子石工場運転管理等業務委託
概要	猪子石工場の焼却設備の運転管理業務の一部及び保守点検業務の一部について、安全性を確保しつつ効率的な工場運営が行われるように委託するもの。また、ごみ焼却停止に伴い、令和9年2月から運転管理業務に替え工場監視業務をおこなうもの
契約の相手方を選定した理由	市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。ごみ処理施設の運転を委託する場合であっても、その責任は引き続き市町村に課せられている。 猪子石工場の安全かつ安定的な運転には、プラント性能やトラブル等の緊急対応について熟知していることが必要である。契約予定者は運転業務等に係る研修を受けた上でプラント設備の運転業務を受託し、相当の経験を積むことにより全ての設備操作や緊急事態が発生した際も即応できる専門的知識、技能を有する唯一のものである。よって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定に基づき随意契約とする。
契約の相手方	株式会社タクマテクノス西日本支社
契約金額(円)	129,492,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市富田工場運転管理等業務委託
概要	富田工場の焼却設備の運転管理業務、保守点検業務、ごみ計量業務、及び投入監視業務のすべての業務の一部について、安全性を確保しつつ効率的な工場運営が行われるように委託するもの
契約の相手方を選定した理由	市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。ごみ処理施設の運転を委託する場合であっても、その責任は引き続き市町村に課せられている。 富田工場の安全かつ安定的な運転には、プラント性能やトラブル等の緊急対応について熟知していることが必要である。契約予定者は、運転業務等に係る研修を受けた上でプラント設備の運転業務を受託し、相当の経験を積むことにより全ての設備操作や緊急事態が発生した際も即応できる専門的知識、技能を有する唯一のものである。よって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定に基づき随意契約とする。
契約の相手方	JFE環境サービス株式会社
契約金額(円)	254,628,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市五条川工場運転管理等業務委託
概要	五条川工場における焼却設備等の運転管理業務、保守点検業務、投入監視業務及び投入ステージ管理業務について、安全性を確保しつつ効率的な工場運営が行われるよう委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。ごみ処理施設の運転を委託する場合であっても、その責任は引き続き市町村に課せられている。 五条川工場の安全かつ安定的な運転には、プラント性能やトラブル等の緊急対応について熟知していることが必要である。契約予定者は、運転業務等に係る研修を受けた上でプラント設備の運転業務を受託し、相当の経験を積むことにより全ての設備操作や緊急事態が発生した際も即応できる専門的知識、技能を有する唯一のものである。よって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定に基づき随意契約とする。
契約の相手方	重環オペレーション株式会社
契約金額(円)	312,840,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	蒸気の需給
概要	猪子石工場におけるごみ焼却による余熱利用の一環として、民間会社へ蒸気を供給するもの。
契約の相手方を選定した理由	猪子石工場の余熱を利用する一環として蒸気の供給を行うものであり、当工場に隣接し、かつ蒸気供給を希望しているのは契約の相手方のみであるため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約
契約の相手方	株式会社ダイワエクセル
契約金額(円)	7,865,316

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	大江破碎工場における蒸気の購入(令和8年度上半期分)
概要	大江破碎工場の破碎処理設備及び空調衛生設備に用いる蒸気を、東レ株式会社名古屋事業場から購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	大江破碎工場の操業に必要な蒸気については、工場建設段階でインシャルコストやランニングコストを検討し、隣接する東レ株式会社名古屋事業場から蒸気を購入するため需給設備を設置したため。 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号により随意契約。
契約の相手方	東レ株式会社 名古屋事業場
契約金額(円)	28,661,219

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	香流橋地域センター管理委託
概要	香流橋地域センターの管理を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	香流橋地域センターは、本市と地元住民との間の協議の場として使用しており、その他にも地元住民の集会所等としての機能も併せて有している。 当該施設は、猪子石工場の建設・運営にあたり地元住民の理解と協力を得るために建設された施設であり、地元に着した施設運営をする事が必要不可欠である。 そのため、施設の管理は地元住民の代表で構成される運営協議会でしか適切に行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するもの。
契約の相手方	香流橋地域センター運営協議会
契約金額(円)	4,230,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	藤前会館管理委託
概要	藤前会館の管理を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	藤前会館は、本市と地元住民との間の協議の場として使用しており、その他にも地元住民の集会所等としての機能も併せて有している。当該施設は、南陽工場の建設・運営にあたり地元住民の理解と協力を得るために建設された施設であり、地元に着した施設運営をする事が必要不可欠である。 そのため、施設の管理は地元住民の代表で構成される運営協議会でしか適切に行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するもの。
契約の相手方	藤前会館運営協議会
契約金額(円)	3,906,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	南陽センター管理委託
概要	南陽センターの管理を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	南陽センターは、本市と地元住民との間の協議の場として使用しており、その他にも地元住民の集会所等としての機能も併せて有している。 当該施設は、南陽工場の建設・運営にあたり地元住民の理解と協力を得るために建設された施設であり、地元に着した施設運営をする事が必要不可欠である。 そのため、施設の管理は地元住民の代表で構成される運営協議会でしか適切に行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するもの。
契約の相手方	南陽センター運営協議会
契約金額(円)	2,016,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	富田北地域センター管理委託
概要	富田北地域センターの管理を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	富田北地域センターは、本市と地元住民との間の協議の場として使用しており、その他にも地元住民の集会所等としての機能も併せて有している。 当該施設は、富田工場の建設・運営にあたり地元住民の理解と協力を得るために建設された施設であり、地元に着した施設運営をする事が必要不可欠である。 そのため、施設の管理は地元住民の代表で構成される運営協議会でしか適切に行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するもの。
契約の相手方	富田北地域センター運営協議会
契約金額(円)	3,940,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	山田地域センター管理委託
概要	山田地域センターの管理を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	山田地域センターは、本市と地元住民との間の協議の場として使用しており、その他にも地元住民の集会所等としての機能も併せて有している。 当該施設は、北名古屋工場の建設・運営にあたり地元住民の理解と協力を得るために建設された施設であり、地元に着した施設運営をする事が必要不可欠である。 そのため、施設の管理は地元住民の代表で構成される運営協議会でしか適切に行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するもの。
契約の相手方	山田地域センター運営協議会
契約金額(円)	4,173,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	ごみ輸送作業車両供給(その1～7)
概要	大江破碎工場の稼働に伴う破碎処理後のごみ輸送作業を行うため車両を借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬・処分については、廃棄物処理法第6条の2第1項に基づき、市町村が行うべき事務である。本契約は、一般廃棄物(破碎処理後のごみ)の運搬作業に必要な車両及び運転手の供給契約であり、同法第6条の2第2項に基づく市町村以外の者への委託に準ずるものである。 本契約の相手方としては、特別な架装を施した他用途への転用も困難な特殊な車両を保有しており、同法に規定されている資格要件、能力等の委託基準を満たし、安定的かつ確実に業務を履行をできる事業者であることが必要である。 本契約の相手方は、これらの要件を満たし、継続的かつ確実に本業務を履行できることを確認しており、さらに、本業務に必要な特別な架装を施した他用途への転用も困難な特殊な車両を保有していることにより契約を締結する。
契約の相手方	(その1)栄和運輸(株)、(その2)株笹野運輸、(その3)パナシアロジ(株)、(その4)名古屋市場運輸(株)、(その5)丸一運輸(株)、(その6)株丸二運送、(その7)株安達運輸
契約金額(円)	(その1)21,743,040、(その2)22,305,360、(その3)22,305,360、(その4)22,336,600、(その5)11,012,100、(その6)11,137,060、(その7)7,021,256

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	焼却灰溶融資源化処理委託
概要	埋立処分量を削減するため、本市焼却工場で発生した焼却灰を民間施設において溶融処理により資源化するもの。
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬・処分については、廃棄物処理法第6条の2第1項に基づき、市町村が行うべき事務である。本契約は、一般廃棄物（焼却灰）の処分を業者に依頼するものであり、同法第6条の2第2項に基づく市町村以外の者への委託である。 本契約の相手方としては、廃棄物処理施設の設置許可を取得しており、同法に規定されている資格要件、能力等の委託基準を満たし、安定的かつ確実に業務を履行できる事業者であることが必要である。 本契約の相手方は、これらの要件を満たしており、過去の他自治体を含めた契約実績から安定的かつ確実に本契約を履行できる。また、近隣県で焼却灰溶融資源化が可能な業者は本契約の相手方のみであることから随意契約とするものである。
契約の相手方	中部リサイクル株式会社
契約金額(円)	137,214,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	焼却灰セメント資源化処理委託
概要	埋立処分量を削減するため、本市焼却工場で発生した焼却灰を民間施設においてセメント原料として資源化するもの。 なお、本市の焼却灰資源化は、運搬時のリスク等を考慮して近隣の事業者へ委託することとしているが、近隣県事業者が指定する受入基準に適した灰の搬出可能量が限られていることから、委託資源化量は全体予定数量のうち搬出可能量としている。
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬・処分については、廃棄物処理法第6条の2第1項に基づき、市町村が行うべき事務である。本契約は、一般廃棄物(焼却灰)の処分を業者に依頼するものであり、同法第6条の2第2項に基づく市町村以外の者への委託である。 本契約の相手方としては、廃棄物処理施設の設置許可を取得しており、同法に規定されている資格要件、能力等の委託基準を満たし、安定的かつ確実に業務を履行できる事業者であることが必要である。 本契約の相手方は、これらの要件を満たしており、過去の他自治体を含めた契約実績から安定的かつ確実に本契約を履行できる。また、近隣県で焼却灰のセメント資源化が可能な業者は本契約の相手方のみであることから随意契約とするものである。
契約の相手方	太平洋セメント株式会社
契約金額(円)	47,190,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	焼却灰焼成資源化処理委託
概要	埋立処分量を削減するため、本市焼却工場で発生した焼却灰を民間施設において焼成処理により資源化するもの。 なお、本市の焼却灰資源化は、運搬時のリスク等を考慮して近隣の事業者へ委託することとしているが、市町村間協議において地元住民から「搬入量は必要最小限に」という要望があることから、委託資源化量は全体予定数量のうち他の資源化手法等で処理出来ない量としている。
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬・処分については、廃棄物処理法第6条の2第1項に基づき、市町村が行うべき事務である。本契約は、一般廃棄物（焼却灰）の処分を業者に依頼するものであり、同法第6条の2第2項に基づく市町村以外の者への委託である。 本契約の相手方としては、廃棄物処理施設の設置許可を取得しており、同法に規定されている資格要件、能力等の委託基準を満たし、安定的かつ確実に業務を履行できる事業者であることが必要である。 本契約の相手方は、これらの要件を満たしており、他市町の契約実績から安定的かつ確実に本契約を履行できる。また、近隣県で焼却灰の焼成資源化が可能な業者は本件契約の相手方のみであることから随意契約とするものである。
契約の相手方	三重中央開発株式会社
契約金額(円)	40,425,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	新名古屋高架株式会社の物件の賃貸借
概要	「本陣倉庫」として書類等を保管するために、新名古屋高架株式会社の物件の借入れを行うもの。 所在地 中村区井深町1-1 新名古屋センタービル本陣街2階 契約面積 273m² 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本物件は、昭和47年以来、災害救助用の備蓄倉庫や書庫として利用し、平成23年度までは総務局が契約を一括して行っていたが、平成24年度より各局個別で契約を行っている。 昨今、本庁舎内の執務室・書庫スペースは慢性的に不足しており、引き続き本庁舎外にも書庫スペースの確保が必要である。 このような状況に鑑み、長期に渡り重要かつ膨大な書類が安定的に管理されていること、他の倉庫に移転した場合に一定のコストがかかることや移転に伴うリスクがあること、賃借費用も適切であると考えられることから、令和8年度も引き続き本物件の賃貸借契約を締結するもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	新名古屋高架株式会社
契約金額(円)	3,963,840

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局総務課です。
電話番号 052-972-2503

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度健康福祉局における電子複写機にかかる使用契約
概要	令和8年度に健康福祉局において使用する電子複写機(15台)の使用にかかる操作方法の指導、保守、必要な消耗品の供給を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本市における複写機にかかる契約については価格設定を有利にするため、財政局契約監理課が各業者と供給協定を締結し、各局及び各課は、この供給協定に基づいて契約を締結している。 本件は、この協定に基づき価格を始め、機器の性能・使用形態等を総合的に比較した結果、キヤノンシステムアンドサポート株式会社を選定し、随意契約を締結したもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	キヤノンシステムアンドサポート株式会社 中部営業本部
契約金額(円)	12,502,710

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局総務課です。
電話番号 052-972-2503

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度名古屋市地域支えあい事業
概要	当該事業は、地域での身近な支えあいを事業の主眼に置き、全小学校区で活動している民生委員児童委員をはじめとした地域の代表者で構成する地域福祉推進協議会を母体として進めている事業であり、地域住民による主体的な「支えあい」活動を通じて、地域での困りごとの把握や問題を解決に結び付ける取り組みである。それぞれの地域の特徴や地域住民をよく知る社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会に、地域支えあい事業を円滑に実施できるような仕組みや事業の実施の支援を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 名古屋市社会福祉法人においては、昭和57年から地域福祉推進協議会の設置や活動を推進しており、それぞれの地域や地域住民の特徴をよく知るため、地域の実情や温度感に合わせて臨機応変に地域住民への働きかけを行うことができることから、当該法人は本事業を委託できる唯一の団体である。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
契約金額(円)	155,446,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号 052-972-2548

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度名古屋市高齢者サロンの整備等生活支援推進事業
概要	当該事業は、平成27年4月から本市の委託により、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が実施している。高齢者や障がい者、子育て中の親子などが、身近な場所で気軽に仲間づくりや生きがいづくりを行い、地域でいつまでもいきいきと暮らせることを目指し、集いの場としてサロンでの交流活動を支えるために、サロンの開設の相談・運営の支援や、実際にサロンを開設・運営するにあたっての経費の助成を行う事業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 当該法人は、平成15年4月から「ふれあい・いきいきサロン」への開設経費の助成をはじめ、「集いの場」としてのサロンの立ち上げや運営の支援、サロンを運営する人材養成などを実施してきた実績がある。また、生活の困りごとのある方を支援につなげるコーディネートの実施や生活支援サービスの関係者で構成する「協議の場」の設置・運営、重層的支援体制整備事業の実施により構築される地域ネットワークを活かした地域福祉を推進できる当該法人は、本事業を委託できる唯一の団体である。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
契約金額(円)	143,134,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号 052-972-2548

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	生活困窮者自立支援制度事務補助システム保守業務委託
概要	令和7年度に開発した生活困窮者自立支援制度事務補助システムの保守を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本契約の保守対象である生活困窮者自立支援制度事務補助システムは、令和7年度に一般競争入札により落札した業者が開発したものであり、当該システムは開発業者が開発した独自のプログラム等を含むことから、その保守は開発業者でしかできないため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社セントラルソフトサービス
契約金額(円)	2,452,560

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号 052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業業務委託 ※なごや・千種地域共生のまちづくりコンソーシアム
概要	介護、障害、子育て、生活困窮という対象別・分野別の枠組みでは解決できない制度の狭間の問題や8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑・複合化する中において、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、令和6年度より16区にて本格実施しており、令和7年度末までの契約を前提として公募による企画競争（プロポーザル方式）により受託事業者を選定した。 令和8年度においては、新たな契約期間について一般競争入札（総合評価落札方式）を行うこととしているが、当該事業者が選定され、令和8年10月から事業を開始するまでの令和8年4月～9月の間、適切かつ安定的に事業を運営することができるのは現運営事業者のみであるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや・千種地域共生のまちづくりコンソーシアム
契約金額（円）	24,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号 052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業業務委託 ※なごや・東地域共生のまちづくりコンソーシアム
概要	介護、障害、子育て、生活困窮という対象別・分野別の枠組みでは解決できない制度の狭間の問題や8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑・複合化する中において、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、令和6年度より16区にて本格実施しており、令和7年度末までの契約を前提として公募による企画競争（プロポーザル方式）により受託事業者を選定した。 令和8年度においては、新たな契約期間について一般競争入札（総合評価落札方式）を行うこととしているが、当該事業者が選定され、令和8年10月から事業を開始するまでの令和8年4月～9月の間、適切かつ安定的に事業を運営することができるのは現運営事業者のみであるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや・東地域共生のまちづくりコンソーシアム
契約金額（円）	24,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号 052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業業務委託 ※なごや・北地域共生のまちづくりコンソーシアム
概要	介護、障害、子育て、生活困窮という対象別・分野別の枠組みでは解決できない制度の狭間の問題や8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑・複合化する中において、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、令和6年度より16区にて本格実施しており、令和7年度末までの契約を前提として公募による企画競争（プロポーザル方式）により受託事業者を選定した。 令和8年度においては、新たな契約期間について一般競争入札（総合評価落札方式）を行うこととしているが、当該事業者が選定され、令和8年10月から事業を開始するまでの令和8年4月～9月の間、適切かつ安定的に事業を運営することができるのは現運営事業者のみであるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや・北地域共生のまちづくりコンソーシアム
契約金額（円）	24,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号 052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業業務委託 ※なごや・西地域共生のまちづくりコンソーシアム
概要	介護、障害、子育て、生活困窮という対象別・分野別の枠組みでは解決できない制度の狭間の問題や8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑・複合化する中において、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、令和6年度より16区にて本格実施しており、令和7年度末までの契約を前提として公募による企画競争（プロポーザル方式）により受託事業者を選定した。 令和8年度においては、新たな契約期間について一般競争入札（総合評価落札方式）を行うこととしているが、当該事業者が選定され、令和8年10月から事業を開始するまでの令和8年4月～9月の間、適切かつ安定的に事業を運営することができるのは現運営事業者のみであるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや・西地域共生のまちづくりコンソーシアム
契約金額(円)	24,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号 052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業業務委託 ※なごや・中村地域共生のまちづくりコンソーシアム
概要	介護、障害、子育て、生活困窮という対象別・分野別の枠組みでは解決できない制度の狭間の問題や8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑・複合化する中において、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、令和6年度より16区にて本格実施しており、令和7年度末までの契約を前提として公募による企画競争（プロポーザル方式）により受託事業者を選定した。 令和8年度においては、新たな契約期間について一般競争入札（総合評価落札方式）を行うこととしているが、当該事業者が選定され、令和8年10月から事業を開始するまでの令和8年4月～9月の間、適切かつ安定的に事業を運営することができるのは現運営事業者のみであるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや・中村地域共生のまちづくりコンソーシアム
契約金額（円）	24,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号 052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業業務委託 ※なごや・中地域共生のまちづくりコンソーシアム
概要	介護、障害、子育て、生活困窮という対象別・分野別の枠組みでは解決できない制度の狭間の問題や8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑・複合化する中において、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、令和6年度より16区にて本格実施しており、令和7年度末までの契約を前提として公募による企画競争（プロポーザル方式）により受託事業者を選定した。 令和8年度においては、新たな契約期間について一般競争入札（総合評価落札方式）を行うこととしているが、当該事業者が選定され、令和8年10月から事業を開始するまでの令和8年4月～9月の間、適切かつ安定的に事業を運営することができるのは現運営事業者のみであるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや・中地域共生のまちづくりコンソーシアム
契約金額(円)	24,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号 052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業業務委託 ※なごや・昭和地域共生のまちづくりコンソーシアム
概要	介護、障害、子育て、生活困窮という対象別・分野別の枠組みでは解決できない制度の狭間の問題や8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑・複合化する中において、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、令和6年度より16区にて本格実施しており、令和7年度末までの契約を前提として公募による企画競争（プロポーザル方式）により受託事業者を選定した。 令和8年度においては、新たな契約期間について一般競争入札（総合評価落札方式）を行うこととしているが、当該事業者が選定され、令和8年10月から事業を開始するまでの令和8年4月～9月の間、適切かつ安定的に事業を運営することができるのは現運営事業者のみであるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや・昭和地域共生のまちづくりコンソーシアム
契約金額（円）	24,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号 052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業業務委託 ※なごや・瑞穂地域共生のまちづくりコンソーシアム
概要	介護、障害、子育て、生活困窮という対象別・分野別の枠組みでは解決できない制度の狭間の問題や8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑・複合化する中において、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、令和6年度より16区にて本格実施しており、令和7年度末までの契約を前提として公募による企画競争（プロポーザル方式）により受託事業者を選定した。 令和8年度においては、新たな契約期間について一般競争入札（総合評価落札方式）を行うこととしているが、当該事業者が選定され、令和8年10月から事業を開始するまでの令和8年4月～9月の間、適切かつ安定的に事業を運営することができるのは現運営事業者のみであるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや・瑞穂地域共生のまちづくりコンソーシアム
契約金額（円）	24,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号 052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業業務委託 ※なごや・熱田地域共生のまちづくりコンソーシアム
概要	介護、障害、子育て、生活困窮という対象別・分野別の枠組みでは解決できない制度の狭間の問題や8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑・複合化する中において、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、令和6年度より16区にて本格実施しており、令和7年度末までの契約を前提として公募による企画競争（プロポーザル方式）により受託事業者を選定した。 令和8年度においては、新たな契約期間について一般競争入札（総合評価落札方式）を行うこととしているが、当該事業者が選定され、令和8年10月から事業を開始するまでの令和8年4月～9月の間、適切かつ安定的に事業を運営することができるのは現運営事業者のみであるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや・熱田地域共生のまちづくりコンソーシアム
契約金額（円）	24,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号 052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業業務委託 ※なごや・中川地域共生のまちづくりコンソーシアム
概要	介護、障害、子育て、生活困窮という対象別・分野別の枠組みでは解決できない制度の狭間の問題や8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑・複合化する中において、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、令和6年度より16区にて本格実施しており、令和7年度末までの契約を前提として公募による企画競争（プロポーザル方式）により受託事業者を選定した。 令和8年度においては、新たな契約期間について一般競争入札（総合評価落札方式）を行うこととしているが、当該事業者が選定され、令和8年10月から事業を開始するまでの令和8年4月～9月の間、適切かつ安定的に事業を運営することができるのは現運営事業者のみであるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや・中川地域共生のまちづくりコンソーシアム
契約金額（円）	24,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号 052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業業務委託 ※なごや・港地域共生のまちづくりコンソーシアム
概要	介護、障害、子育て、生活困窮という対象別・分野別の枠組みでは解決できない制度の狭間の問題や8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑・複合化する中において、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、令和6年度より16区にて本格実施しており、令和7年度末までの契約を前提として公募による企画競争（プロポーザル方式）により受託事業者を選定した。 令和8年度においては、新たな契約期間について一般競争入札（総合評価落札方式）を行うこととしているが、当該事業者が選定され、令和8年10月から事業を開始するまでの令和8年4月～9月の間、適切かつ安定的に事業を運営することができるのは現運営事業者のみであるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや・港地域共生のまちづくりコンソーシアム
契約金額（円）	24,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号 052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業業務委託 ※なごや・南地域共生のまちづくりコンソーシアム
概要	介護、障害、子育て、生活困窮という対象別・分野別の枠組みでは解決できない制度の狭間の問題や8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑・複合化する中において、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、令和6年度より16区にて本格実施しており、令和7年度末までの契約を前提として公募による企画競争（プロポーザル方式）により受託事業者を選定した。 令和8年度においては、新たな契約期間について一般競争入札（総合評価落札方式）を行うこととしているが、当該事業者が選定され、令和8年10月から事業を開始するまでの令和8年4月～9月の間、適切かつ安定的に事業を運営することができるのは現運営事業者のみであるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや・南地域共生のまちづくりコンソーシアム
契約金額（円）	24,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号 052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業業務委託 ※なごや・守山地域共生のまちづくりコンソーシアム
概要	介護、障害、子育て、生活困窮という対象別・分野別の枠組みでは解決できない制度の狭間の問題や8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑・複合化する中において、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、令和6年度より16区にて本格実施しており、令和7年度末までの契約を前提として公募による企画競争（プロポーザル方式）により受託事業者を選定した。 令和8年度においては、新たな契約期間について一般競争入札（総合評価落札方式）を行うこととしているが、当該事業者が選定され、令和8年10月から事業を開始するまでの令和8年4月～9月の間、適切かつ安定的に事業を運営することができるのは現運営事業者のみであるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや・守山地域共生のまちづくりコンソーシアム
契約金額（円）	24,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号 052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業業務委託 ※なごや・緑地域共生のまちづくりコンソーシアム
概要	介護、障害、子育て、生活困窮という対象別・分野別の枠組みでは解決できない制度の狭間の問題や8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑・複合化する中において、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、令和6年度より16区にて本格実施しており、令和7年度末までの契約を前提として公募による企画競争（プロポーザル方式）により受託事業者を選定した。 令和8年度においては、新たな契約期間について一般競争入札（総合評価落札方式）を行うこととしているが、当該事業者が選定され、令和8年10月から事業を開始するまでの令和8年4月～9月の間、適切かつ安定的に事業を運営することができるのは現運営事業者のみであるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや・緑地域共生のまちづくりコンソーシアム
契約金額(円)	24,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号 052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業業務委託 ※なごや・名東地域共生のまちづくりコンソーシアム
概要	介護、障害、子育て、生活困窮という対象別・分野別の枠組みでは解決できない制度の狭間の問題や8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑・複合化する中において、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、令和6年度より16区にて本格実施しており、令和7年度末までの契約を前提として公募による企画競争（プロポーザル方式）により受託事業者を選定した。 令和8年度においては、新たな契約期間について一般競争入札（総合評価落札方式）を行うこととしているが、当該事業者が選定され、令和8年10月から事業を開始するまでの令和8年4月～9月の間、適切かつ安定的に事業を運営することができるのは現運営事業者のみであるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや・名東地域共生のまちづくりコンソーシアム
契約金額（円）	24,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号 052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業業務委託 ※なごや・天白地域共生のまちづくりコンソーシアム
概要	介護、障害、子育て、生活困窮という対象別・分野別の枠組みでは解決できない制度の狭間の問題や8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑・複合化する中において、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、令和6年度より16区にて本格実施しており、令和7年度末までの契約を前提として公募による企画競争（プロポーザル方式）により受託事業者を選定した。 令和8年度においては、新たな契約期間について一般競争入札（総合評価落札方式）を行うこととしているが、当該事業者が選定され、令和8年10月から事業を開始するまでの令和8年4月～9月の間、適切かつ安定的に事業を運営することができるのは現運営事業者のみであるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや・天白地域共生のまちづくりコンソーシアム
契約金額（円）	24,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号 052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	重層的支援体制整備事業の専門的見地からの後方支援業務委託
概要	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業で設置する「包括的相談支援チーム」に対して、困難ケースへの専門職による助言、チーム及び相談支援機関への研修等による対応力の向上を図る等の後方支援を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 令和8年度の新たな契約期間について一般競争入札(総合評価落札方式)を行うこととしているが、当該事業者が選定され、令和8年10月から事業を開始するまでの令和8年4月～9月の間、適切かつ安定的に事業を運営することができるのは現運営事業者のみであるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
契約金額(円)	9,615,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号 052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市成年後見あんしんセンター事業業務委託
概要	名古屋市成年後見あんしんセンター事業として以下の業務を委託するもの ・ 成年後見制度に関する専門相談・申立支援 ・ 成年後見制度に関する広報・啓発 ・ 市民後見人候補者養成研修事業 ・ 市民後見人候補者バンクの設置・運営 ・ 市民後見人の受任調整 ・ 市民後見人の後見活動への支援及び監督 等
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、令和7年10月からの次期契約(5年長期継続契約)に向けて一般競争入札(総合評価落札方式)による公募を行ったところ、不調となった。再度次期契約に向けて一般競争入札(総合評価落札方式)による公募を行う予定だが、令和8年度予算確定後の実施となり、令和8年4月までに新たな受託法人との契約を締結することが困難であることから、4月～9月の間、適切かつ安定的に事業を運営できるのは現運営事業者のみであるため、現在の受託法人と契約を締結するもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	名古屋市社会福祉協議会
契約金額(円)	38,342,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号 052-972-4635

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	成年後見制度市長申立にかかる親族調査等業務委託契約
概要	成年後見制度の市長申立のために必要と判断した対象者の親族に関する戸籍調査及びその者の親族関係図の作成業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 第三者による戸籍謄本等の交付請求は戸籍法により公用又は弁護士、司法書士、行政書士等の専門職に限られている。また、委託案件が多数となり、個人では業務遂行が困難なため、専門職団体への委託が必要である。弁護士や司法書士等は訴訟等の法律事務を業務としており、愛知県弁護士会や愛知県司法書士会として受託意向はない。行政に関する手続の円滑な実施に寄与することを業務目的とする行政書士が適切であるため、愛知県行政書士会に委託するもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知県行政書士会
契約金額(円)	3,750,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
 電話番号 052-972-4635

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋ひきこもりメタバース「ゆるりリンク」にかかる運用保守業務委託
概要	名古屋ひきこもりメタバース「ゆるりリンク」を適切、かつ良好な状態に保つため、システム及びサーバ等の運用について保守・管理を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 令和6年度に「ひきこもり支援のためのメタバース空間構築業務委託」についてプロポーザルを実施し、TOPPAN株式会社と契約した。契約に基づき、TOPPAN株式会社は独自のメタバース空間「メタパ」へ空間構築をした。本件はこの保守・管理を委託するものであり、競争入札に適しないものである。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	TOPPAN株式会社
契約金額(円)	2, 323, 200円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号 052-972-4635

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	在宅高齢者訪問理美容サービス事業委託契約(美容サービス)
概要	在宅高齢者訪問理美容サービス事業について、美容サービスの実施店舗のとりまとめ及び実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、外出して理美容店に出向くことが困難な、主にねたきりの状態にある在宅高齢者に対して理美容サービスを実施するものであり、サービスの実施には安全性への特段の配慮を要するとともに、要介護高齢者に関する一定の知識や技術が求められる。 同団体は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき設立された県内唯一の美容生活衛生同業組合の支部団体である。 実施店舗のとりまとめを組織的に行い、本事業を安定的に運用できるのは、同団体以外存在しないため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知県美容業生活衛生同業組合名古屋美容協議会
契約金額(円)	15,520,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
 電話番号 052-972-2544

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	在宅高齢者訪問理美容サービス事業委託契約(理容サービス)
概要	在宅高齢者訪問理美容サービス事業について、理容サービスの実施店舗のとりまとめ及び実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、外出して理美容店に出向くことが困難な、主にねたきりの状態にある在宅高齢者に対して理美容サービスを実施するものであり、サービスの実施には安全性への特段の配慮を要するとともに、要介護高齢者に関する一定の知識や技術が求められる。 同団体は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき設立された県内唯一の理容生活衛生同業組合の支部団体である。 実施店舗のとりまとめを組織的に行い、本事業を安定的に運用できるのは、同団体以外存在しないため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	名古屋地区理容連絡協議会
契約金額(円)	9,468,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
 電話番号 052-972-2544

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	リハビリテーション専門職による短期集中予防型訪問サービスの実施委託契約
概要	要支援者・事業対象者の自宅に専門職が訪問し、動作指導や生活環境の改善提案を実施する短期集中予防サービスにおいて、利用者の担当ケアマネジャーによる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下、「リハ職」とする。）の派遣依頼により、従事するリハ職を選定し派遣調整を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本サービスは、転倒骨折予防を図るための生活環境の指導であり、その担い手をリハビリテーション専門職としている。 愛知県理学療法士会は、リハビリテーション専門職の人材育成、地域への派遣調整等のマネジメント業務を行っている唯一の団体であり、市内全域からの専門職の派遣依頼に対応できる体制を確保していることから、同団体に委託したもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益社団法人 愛知県理学療法士会
契約金額(円)	1,087,925

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	介護予防に資する通いの場の充実にかかる業務委託
概要	介護予防の取り組みに関する情報提供並びに、介護予防に資する通いの場の運営者や今後の担い手となる世代の育成及び、その活動場所の確保を支援することで、介護予防に資する通いの場の充実をめざすもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、通いの場に対する情報提供や担い手の発掘・育成、場所の確保に関する相談を行うことから、本市における通いの場の代表的な取り組みである高齢者サロンに対する支援と共通する取り組みであり、地域とのネットワークを活用して一体的に実施する必要がある。当該法人はこれまで高齢者サロンの立ち上げ・運営の支援や担い手の発掘・育成を実施してきた実績があり、これまで築き上げた地域とのネットワークを活用できる唯一の団体であるから随意契約を締結した。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
契約金額(円)	8,860,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度名古屋市もの忘れ検診等実施委託契約
概要	・もの忘れ検診 ・もの忘れ検診事業説明 ・委託事業事務取扱要領に規定する委託事業実施の承諾、費用の請求及び支払、その他連絡・調整に係る事務
契約の相手方を選定した理由	1 理由 より多くの市民に検診を受けてもらうため、利便性を重視し、実施医療機関として地域の身近な医療機関を多数確保する必要がある。市内に2,489か所ある医療機関(医科)のうち、約8割が当該法人の会員になっている。この法人に委託することにより、検診を実施する協力医療機関の確保、制度の変更等の周知徹底が円滑にでき、検診精度の確保等、市民サービスが向上する。 他に同様の法人は存在せず、本事業を確実かつ効率的に実施できる唯一の法人であるため、当該法人へ委託するもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人名古屋市医師会
契約金額(円)	102,590,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-972-2549

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度名古屋市かかりつけ医認知症対応力向上研修等事業実施委託
概要	(1) かかりつけ医認知症対応力向上研修 (2) 認知症サポート医フォローアップ研修 (3) 医療従事者の認知症対応力向上研修 (4) 認知症対応モデル病院のフォローアップ研修
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本研修は、いずれも国の認知症地域医療支援事業実施要綱に基づき実施するものであり、本要綱において、事業の企画・立案・実施及び受講者の募集にあたって指定都市医師会の協力の下に行うこととされていることから、本事業の委託団体として当該団体が最も適切であると考えられるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人名古屋市医師会
契約金額(円)	4,930,918

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
 電話番号 052-972-2549

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市地域包括支援センター運営事業
概要	名古屋市地域包括支援センター運営事業実施要綱に規定する事業の実施の委託 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的継続的ケアマネジメント事業 ・ランチ型総合相談窓口事業 ・介護予防支援事業 ・高齢者虐待の防止 ・認知症高齢者を介護する家族支援事業 ・いきいき支援センターの事務局に関する事業 ・高齢者の見守り支援事業の研修に関する事業 ・地域包括ケアの推進に関する事業
契約の相手方を選定した理由	1 理由 令和5年度から令和9年度の5年間は契約継続の適否を毎年判断したうえで同一運営法人が引き続き契約できるものとして、令和4年度にプロポーザルを実施した。契約継続の適否判断は、全29センターを訪問して運営状況の点検評価を行い、結果を運営協議会で報告したうえで、実施している。また、地域包括支援センターは業務範囲が広く、総合相談窓口として市民への周知が必要な事業であり、1年ごとに相談窓口や連絡先が変更になることは市民への混乱が大きいいため、安定的な事業運営を実現できるのは唯一現行の運営法人である。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
契約金額(円)	1,603,440,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市地域包括支援センター運営事業
概要	名古屋市地域包括支援センター運営事業実施要綱に規定する事業の実施の委託 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的継続的ケアマネジメント事業 ・ランチ型総合相談窓口事業 ・介護予防支援事業 ・高齢者虐待の防止 ・認知症高齢者を介護する家族支援事業 ・いきいき支援センターの事務局に関する事業 ・高齢者の見守り支援事業の研修に関する事業 ・地域包括ケアの推進に関する事業
契約の相手方を選定した理由	1 理由 令和5年度から令和9年度の5年間は契約継続の適否を毎年判断したうえで同一運営法人が引き続き契約できるものとして、令和4年度にプロポーザルを実施した。契約継続の適否判断は、全29センターを訪問して運営状況の点検評価を行い、結果を運営協議会で報告したうえで、実施している。また、地域包括支援センターは業務範囲が広く、総合相談窓口として市民への周知が必要な事業であり、1年ごとに相談窓口や連絡先が変更になることは市民への混乱が大きいいため、安定的な事業運営を実現できるのは唯一現行の運営法人である。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般財団法人名古屋市療養サービス事業団
契約金額(円)	399,748,995

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市地域包括支援センター運営事業
概要	名古屋市地域包括支援センター運営事業実施要綱に規定する事業の実施の委託 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的継続的ケアマネジメント事業 ・ランチ型総合相談窓口事業 ・介護予防支援事業 ・高齢者虐待の防止 ・認知症高齢者を介護する家族支援事業 ・いきいき支援センターの事務局に関する事業 ・高齢者の見守り支援事業の研修に関する事業 ・地域包括ケアの推進に関する事業
契約の相手方を選定した理由	1 理由 令和5年度から令和9年度の5年間は契約継続の適否を毎年判断したうえで同一運営法人が引き続き契約できるものとして、令和4年度にプロポーザルを実施した。契約継続の適否判断は、全29センターを訪問して運営状況の点検評価を行い、結果を運営協議会で報告したうえで、実施している。また、地域包括支援センターは業務範囲が広く、総合相談窓口として市民への周知が必要な事業であり、1年ごとに相談窓口や連絡先が変更になることは市民への混乱が大きいいため、安定的な事業運営を実現できるのは唯一現行の運営法人である。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人 紫水会
契約金額(円)	93,845,085

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市地域包括支援センター運営事業
概要	名古屋市地域包括支援センター運営事業実施要綱に規定する事業の実施の委託 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的継続的ケアマネジメント事業 ・ランチ型総合相談窓口事業 ・介護予防支援事業 ・高齢者虐待の防止 ・認知症高齢者を介護する家族支援事業 ・いきいき支援センターの事務局に関する事業 ・高齢者の見守り支援事業の研修に関する事業 ・地域包括ケアの推進に関する事業
契約の相手方を選定した理由	1 理由 令和5年度から令和9年度の5年間は契約継続の適否を毎年判断したうえで同一運営法人が引き続き契約できるものとして、令和4年度にプロポーザルを実施した。契約継続の適否判断は、全29センターを訪問して運営状況の点検評価を行い、結果を運営協議会で報告したうえで、実施している。また、地域包括支援センターは業務範囲が広く、総合相談窓口として市民への周知が必要な事業であり、1年ごとに相談窓口や連絡先が変更になることは市民への混乱が大きいため、安定的な事業運営を実現できるのは唯一現行の運営法人である。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	特定非営利活動法人かくれんぼ
契約金額(円)	68,694,720

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市地域包括支援センター運営事業
概要	名古屋市地域包括支援センター運営事業実施要綱に規定する事業の実施の委託 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的継続的ケアマネジメント事業 ・ランチ型総合相談窓口事業 ・介護予防支援事業 ・高齢者虐待の防止 ・認知症高齢者を介護する家族支援事業 ・いきいき支援センターの事務局に関する事業 ・高齢者の見守り支援事業の研修に関する事業 ・地域包括ケアの推進に関する事業
契約の相手方を選定した理由	1 理由 令和5年度から令和9年度の5年間は契約継続の適否を毎年判断したうえで同一運営法人が引き続き契約できるものとして、令和4年度にプロポーザルを実施した。契約継続の適否判断は、全29センターを訪問して運営状況の点検評価を行い、結果を運営協議会で報告したうえで、実施している。また、地域包括支援センターは業務範囲が広く、総合相談窓口として市民への周知が必要な事業であり、1年ごとに相談窓口や連絡先が変更になることは市民への混乱が大きいいため、安定的な事業運営を実現できるのは唯一現行の運営法人である。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人九十九会
契約金額(円)	69,771,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市地域包括支援センター運営事業
概要	名古屋市地域包括支援センター運営事業実施要綱に規定する事業の実施の委託 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的継続的ケアマネジメント事業 ・ランチ型総合相談窓口事業 ・介護予防支援事業 ・高齢者虐待の防止 ・認知症高齢者を介護する家族支援事業 ・いきいき支援センターの事務局に関する事業 ・高齢者の見守り支援事業の研修に関する事業 ・地域包括ケアの推進に関する事業
契約の相手方を選定した理由	1 理由 令和5年度から令和9年度の5年間は契約継続の適否を毎年判断したうえで同一運営法人が引き続き契約できるものとして、令和4年度にプロポーザルを実施した。契約継続の適否判断は、全29センターを訪問して運営状況の点検評価を行い、結果を運営協議会で報告したうえで、実施している。また、地域包括支援センターは業務範囲が広く、総合相談窓口として市民への周知が必要な事業であり、1年ごとに相談窓口や連絡先が変更になることは市民への混乱が大きいため、安定的な事業運営を実現できるのは唯一現行の運営法人である。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人昌明福祉会
契約金額(円)	102,680,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市地域包括支援センター運営事業
概要	名古屋市地域包括支援センター運営事業実施要綱に規定する事業の実施の委託 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的継続的ケアマネジメント事業 ・ランチ型総合相談窓口事業 ・介護予防支援事業 ・高齢者虐待の防止 ・認知症高齢者を介護する家族支援事業 ・いきいき支援センターの事務局に関する事業 ・高齢者の見守り支援事業の研修に関する事業 ・地域包括ケアの推進に関する事業
契約の相手方を選定した理由	1 理由 令和5年度から令和9年度の5年間は契約継続の適否を毎年判断したうえで同一運営法人が引き続き契約できるものとして、令和4年度にプロポーザルを実施した。契約継続の適否判断は、全29センターを訪問して運営状況の点検評価を行い、結果を運営協議会で報告したうえで、実施している。また、地域包括支援センターは業務範囲が広く、総合相談窓口として市民への周知が必要な事業であり、1年ごとに相談窓口や連絡先が変更になることは市民への混乱が大きいいため、安定的な事業運営を実現できるのは唯一現行の運営法人である。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	医療法人財団善常会
契約金額(円)	101,384,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市地域包括支援センター運営事業
概要	名古屋市地域包括支援センター運営事業実施要綱に規定する事業の実施の委託 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的継続的ケアマネジメント事業 ・ランチ型総合相談窓口事業 ・介護予防支援事業 ・高齢者虐待の防止 ・認知症高齢者を介護する家族支援事業 ・いきいき支援センターの事務局に関する事業 ・高齢者の見守り支援事業の研修に関する事業 ・地域包括ケアの推進に関する事業
契約の相手方を選定した理由	1 理由 令和5年度から令和9年度の5年間は契約継続の適否を毎年判断したうえで同一運営法人が引き続き契約できるものとして、令和4年度にプロポーザルを実施した。契約継続の適否判断は、全29センターを訪問して運営状況の点検評価を行い、結果を運営協議会で報告したうえで、実施している。また、地域包括支援センターは業務範囲が広く、総合相談窓口として市民への周知が必要な事業であり、1年ごとに相談窓口や連絡先が変更になることは市民への混乱が大きいいため、安定的な事業運営を実現できるのは唯一現行の運営法人である。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	医療法人有仁会
契約金額(円)	89,801,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市地域包括支援センター運営事業
概要	名古屋市地域包括支援センター運営事業実施要綱に規定する事業の実施の委託 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的継続的ケアマネジメント事業 ・ランチ型総合相談窓口事業 ・介護予防支援事業 ・高齢者虐待の防止 ・認知症高齢者を介護する家族支援事業 ・いきいき支援センターの事務局に関する事業 ・高齢者の見守り支援事業の研修に関する事業 ・地域包括ケアの推進に関する事業
契約の相手方を選定した理由	1 理由 令和5年度から令和9年度の5年間は契約継続の適否を毎年判断したうえで同一運営法人が引き続き契約できるものとして、令和4年度にプロポーザルを実施した。契約継続の適否判断は、全29センターを訪問して運営状況の点検評価を行い、結果を運営協議会で報告したうえで、実施している。また、地域包括支援センターは業務範囲が広く、総合相談窓口として市民への周知が必要な事業であり、1年ごとに相談窓口や連絡先が変更になることは市民への混乱が大きいため、安定的な事業運営を実現できるのは唯一現行の運営法人である。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	医療法人桂名会
契約金額(円)	67,172,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市地域包括支援センター運営事業
概要	名古屋市地域包括支援センター運営事業実施要綱に規定する事業の実施の委託 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的継続的ケアマネジメント事業 ・ランチ型総合相談窓口事業 ・介護予防支援事業 ・高齢者虐待の防止 ・認知症高齢者を介護する家族支援事業 ・いきいき支援センターの事務局に関する事業 ・高齢者の見守り支援事業の研修に関する事業 ・地域包括ケアの推進に関する事業
契約の相手方を選定した理由	1 理由 令和5年度から令和9年度の5年間は契約継続の適否を毎年判断したうえで同一運営法人が引き続き契約できるものとして、令和4年度にプロポーザルを実施した。契約継続の適否判断は、全29センターを訪問して運営状況の点検評価を行い、結果を運営協議会で報告したうえで、実施している。また、地域包括支援センターは業務範囲が広く、総合相談窓口として市民への周知が必要な事業であり、1年ごとに相談窓口や連絡先が変更になることは市民への混乱が大きいため、安定的な事業運営を実現できるのは唯一現行の運営法人である。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人八事福祉会
契約金額(円)	105,653,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市地域包括支援センター巡回法律相談事業にかかる業務委託契約
概要	いきいき支援センターの利用者が抱える法的課題へ対応する目的で、愛知県弁護士会が選任する弁護士が、高齢者等の相談対応を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、愛知県弁護士会が選任する弁護士によって、いきいき支援センターの利用者に対して法律相談を行うものであり、適切に弁護士の派遣等を行うことが出来るのは愛知県弁護士会に限られているため、愛知県弁護士会との契約を行うもの。 2 根拠条文 地方自治等施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知県弁護士会
契約金額(円)	3,168,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市地域包括支援センター法務能力支援事業にかかる業務委託契約
概要	いきいき支援センター職員に対して法務能力を強化する目的で、愛知県弁護士会が選任する弁護士が、法的問題を抱えるケースの相談助言、ケース会議の出席、研修等を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、愛知県弁護士会が選任する弁護士によって、いきいき支援センター職員に対して法務能力を強化する目的で、助言、ケース会議への出席、研修等を行うものであり、適切に弁護士の派遣等を行うことができるのは、愛知県弁護士会に限られるため、愛知県弁護士会との契約を行うもの。 2 根拠条文 地方自治等施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知県弁護士会
契約金額(円)	3,828,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度福祉総合情報システム外部処理委託(高齢福祉)
概要	福祉総合情報システムの高齢福祉関係事業に関する外部処理業務について委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 契約相手方事業者は本システム全般を開発していることからシステムの著作権を有するとともにシステムを熟知しており、敬老パス交付事業を始めとする膨大かつ複雑な本システムを問題なく円滑に運用している業者であり、当該業務を委託できる唯一の業者である。 システムは、日常業務を中断しないために継続的に運用することが必要とされているところであり、当該業者に委託することにより、制度変更や緊急の対応に伴うシステム改修にも迅速かつ円滑に対応することが可能となることから、合理的である。 2 根拠条文 地方自治等施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アイネス営業本部
契約金額(円)	70,582,490

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
 電話番号 052-888-8612

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度敬老パス発行等業務委託
概要	65歳到達者にかかる敬老パス(ICカード)の新規発行(加工・封入・発送)業務及び令和4年2月から開始した対象交通拡大及び利用上限設定に係る利用回数のカウントのための乗車実績データの抽出に係る運用業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 65歳到達者にかかる敬老パスは、専用機器を保有する交通局においてマナカに無料乗車券情報を入力しており、交通局が乗車券情報を入力するマナカは、マナカ事業者間で締結する協定において、㈱名古屋交通開発機構が発行するものとされている。 敬老パスの交付にあたっては、カード固有番号と個人情報紐づけされた敬老パスと宛名台紙を短期間で正確に突合した上で、対象者あて発送する必要があるが、契約相手方事業者は、マナカ発行事業者としてカード固有情報を読み取り突合に必要なデータを作成し、機械的に作業を行う仕組みを構築しており、65歳到達者にかかる膨大な量の敬老パスを限られた時間内で迅速かつ正確に封入・発送をすることができる。 また、契約相手方事業者はマナカセンターシステムを運用しており、敬老パスによる各交通機関(SRT含む)の乗車実績データを管理している。 以上のことから、契約相手方事業者は、当該業務を委託できる唯一の業者である。 2 根拠条文 地方自治等施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社名古屋交通開発機構
契約金額(円)	16,969,477

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-888-8612

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度はち丸ネットワークシステムに係る保険者独自提供データの抽出業務委託契約(国民健康保険分)
概要	はち丸ネットワークにおいて、情報掲載の同意を得られた登録患者分のデータを登載するため、愛知県国民健康保険団体連合会が保有するレセプトデータのうち、情報掲載の同意を得られた登録患者分の診療情報を定期的に抽出し、委託者に提供するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本業務を実施できるのは、本市が診療報酬の審査支払を委託している審査支払機関である愛知県国民健康保険団体連合会のみであるため。 2 根拠条文 地方自治等施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知県国民健康保険団体連合会
契約金額(円)	1,128,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-972-2549

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度はち丸ネットワークシステムに係る保険者独自提供データの抽出業務委託契約(後期高齢者医療保険分)
概要	はち丸ネットワークにおいて、情報掲載の同意を得られた登録患者分のデータを登載するため、愛知県後期高齢者医療広域連合が保有するレセプトデータのうち、情報掲載の同意を得られた登録患者分の診療情報を定期的に抽出し、委託者に提供するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本業務を実施できるのは、保険者である愛知県後期高齢者医療広域連合のみであるため。 2 根拠条文 地方自治等施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知県後期高齢者医療広域連合
契約金額(円)	1,128,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-972-2549

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	高齢者虐待休日・夜間電話相談事業にかかる業務委託
概要	・高齢者虐待に関する電話相談 ・電話相談に付帯する業務 ・通報・届出の受理 ・その他市長が必要と認める業務
契約の相手方を選定した理由	1 理由 当事業は、休日等に高齢者本人やその家族等から高齢者虐待に関する相談を受ける休日・夜間電話相談事業を実施することにより、高齢者に対する虐待防止及び早期対応を図るものである。 また、当該事業は、事業内容の社会的責任の重さに比して、受託による経済上、運営管理上のメリットはなく、法人の社会的使命感、正義感に依拠して実施する性格の業務である。 当該事業は、高齢者短期入所ベッド確保等事業を委託された特別養護老人ホームを運営する法人のうち、高齢者虐待相談支援事業の準備段階から検討に加わり、高齢者への虐待について十分な理解があるとともに、職員に対する確実な研修体制を備え、唯一の意向のあった当該法人に、個別協議に基づいて委託するものである。 2 根拠条文 地方自治等施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	非公開 非公開とする理由：名古屋市情報公開条例第7条第1項第3号に該当（公開することにより被虐待者の生命・健康の安全確保に支障を及ぼす恐れがあるため。）
契約金額（円）	2,129,810

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
 電話番号 052-972-2549

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	高齢者短期入所ベッド確保等事業にかかる委託
概要	高齢者が親族等からの虐待により、緊急にショートステイ等の利用が必要になった場合に備え、予め受け入れ先の空床を確保し、速やかにショートステイ等を利用できる体制を確保するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 当事業は、高齢者が虐待を受けること等により緊急にショートステイ等が必要となった場合の受け入れ先を確保するものであり、事業内容の社会的責任の重さに比して、受託による経済上、運営管理上のメリットはなく、法人の社会的使命感、正義感に依拠して実施する性格の業務であり、委託先については非公開としている。 また、当該事業は、被虐待者の生命・健康の安全確保に嚴重な配慮が必要となることから、委託先の選定について極めて慎重に取り扱う必要があるため、特別養護老人ホームを運営する法人のうち、高齢者への虐待について十分な理解があり、適切に実施できる法人へ委託する必要がある。 令和7年度の受託法人の選定にあたっては、本事業における専用ベッド及び空床活用ベッドの実施状況等を勘案したところ、現行の5法人以外に令和7年度に事業を実施できる法人はないため、現行の5法人と契約を締結するものである。 2 根拠条文 地方自治等施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	非公開(5法人) 非公開とする理由:名古屋市情報公開条例第7条第1項第3号に該当(公開することにより被虐待者の生命・健康の安全確保に支障を及ぼす恐れがあるため。)
契約金額(円)	・ベッド確保料(専用ベッド)1日あたり6,455円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
 電話番号 052-972-2549

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度名古屋市在宅歯科医療・介護連携推進事業実施委託
概要	在宅歯科医療の推進と介護との連携の仕組みづくりについて、市「在宅歯科医療・介護連携推進会議」の設置や「在宅歯科医療・介護連携室」の設置・運営などの業務の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業の実施には、本市内の歯科医師及び歯科医療機関の協力が必要であるところ、市内の歯科医院のうち80%以上が当該法人の会員になっている。ほかに同様の法人は存在せず、本事業を確実に実施できる唯一の団体である。 2 根拠条文 地方自治等施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人 名古屋市歯科医師会
契約金額(円)	17,827,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-972-2549

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課・保健医療課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度名古屋市在宅医療・介護連携推進事業及び 令和8年度在宅医療体制の整備事業実施委託
概要	<在宅医療・介護連携推進事業> 在宅医療・介護連携推進会議や在宅医療・介護連携支援センターの運営等の業務の実施を委託するもの。 <在宅医療体制の整備事業> 在宅医療支援センターの運営や、かかりつけ医のバックアップ体制の構築の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 両事業の実施には、本市内の医師及び医療機関の協力が必要であるところ、市内の医療機関(医科)のうち約80%が当該法人の会員になっている。他に同様の法人は存在せず、本事業を確実かつ効率的に実施できる唯一の団体である。 2 根拠条文 地方自治等施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人 名古屋市医師会
契約金額(円)	373,410,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課・保健医療課で
電話番号 052-972-2549(高齢福祉課)・052-972-2623(保健医療課)

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度名古屋市高齢者虐待相談センター事業運営業務委託
概要	高齢者虐待に関する専門相談窓口として以下の業務を行うもの。 ・電話相談 ・面接相談、法律相談、介護者・養護者のこころの相談 ・保健福祉従事者等研修、一般市民啓発事業 ・高齢者虐待防止に関する調査研修、情報収集 等
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、令和8年度に公募を行うこととしているが、当該事業者が選定され、令和8年10月から事業を開始するまでの令和8年4月～9月の間、適切かつ安定的に事業を運営できるのは、現運営事業者のみである。 2 根拠条文 地方自治等施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会
契約金額(円)	12,121,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-972-2549

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市「ICTを活用したフレイル予防・見守り事業」アプリケーション運用保守業務委託契約
概要	加齢とともに心身活力が低下し、健康な状態と要介護状態の中間段階にある「フレイル」の予防を推進し、地域における見守りを充実させるため、本市にて開発した「名古屋市フレイル予防ポイント&見守りアプリケーション」(以下、「本アプリ」という。)の運用保守業務の委託を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 令和5年2月に運用開始した本アプリは、(株)NTTドコモが設計から開発まで行い、本アプリのプログラム等の著作権を保有し、当該法人が管理しているクラウドサーバー等のインフラ上で運用してきた。 令和7年4月1日付、グループ内事業移管のため(株)NTTドコモからNTTコミュニケーションズ(株)へこれらの著作権やクラウドサーバー等が移管されることとなったと、同年2月19日に報告を受けた。本アプリは他社による運用保守を行うことが不可能であり、NTTコミュニケーションズ(株)は本アプリの運用保守を行うことができる唯一の団体である。 よって、当該業務を受託可能であるのはNTTコミュニケーションズ(株)のみであるため、上記契約方法による随意契約とした。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
契約金額(円)	34,206,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
 電話番号 052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	柔道整復師による短期集中予防型訪問サービスの実施委託契約
概要	要支援者・事業対象者の自宅に専門職が訪問し、運動指導等を実施する短期集中予防サービスにおいて、利用者の担当ケアマネジャーによる柔道整復師の派遣依頼により、従事する柔道整復師を選定し派遣調整を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本サービスは、転倒骨折予防を図るための運動指導であり、その担い手を柔道整復師としている。 愛知県柔道整復師会は、柔道整復師の有資格者が多く所属しており、市内全域からの派遣依頼に対し、会員の派遣調整業務を安定して行うことができる。 また、同団体とは平成29年に本市と「名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る協定書」を締結しており、本市のミニデイ型・運動型通所サービスを実施する会員の管理や会員の指導等を行っていることから、円滑な事業委託が可能な唯一の団体として委託したものの。 2 根拠条文 地方自治等施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益社団法人 愛知県柔道整復師会
契約金額(円)	2,933,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市有料老人ホーム立入検査業務委託
概要	本市内に所在する有料老人ホームへの立ち入り及び検査業務の一部を名古屋市介護保険サービス事業者指定指導事務の受託法人に委託し、一体的に実施することにより、効果的・効率的な執行体制の構築を図り、有料老人ホーム入所者の福祉の増進及び有料老人ホームの安定的かつ継続的な事業運営の確保を図るもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本業務は、有料老人ホーム等の入居者の自立支援に資する介護サービス提供を推進するため、主として集合住宅等の入居者に対して介護サービスを提供する事業所への重点的な指導が可能となるよう、老人福祉法に基づく立入検査と介護保険法に基づく運営指導を一体的に実施するものである。そのため、名古屋市介護保険指定指導事務の受託法人が当該業務を受託できる唯一の団体であるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人福祉評価推進事業団
契約金額(円)	5,980,830

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号 052-959-3087

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度介護保険指定機関等管理システムの利用契約
概要	令和8年4月1日～令和9年3月31日までの上記システムの利用
契約の相手方を選定した理由	1 理由 介護サービス事業者等の指定・指導権限は、平成24年4月に愛知県より移譲されたが、介護保険指定機関等管理システムとは、もともと指定権限を持っていた愛知県が契約相手方に発注し構築したシステムであり、平成24年4月の権限移譲に伴い、本市においてもこれまで利用しているシステムである。 介護サービス事業者等の指定・指導にかかる業務は、国民健康保険団体連合会との情報連携等もあり、県内統一で行う必要性があり、また当該システムに関する著作権は契約相手方に帰属しているため、当該システムの利用契約については、システムを構築し現在も運営している契約相手方のみ限定されるものである。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	ニッセイ情報テクノロジー株式会社
契約金額(円)	1,488,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号 052-212-6534

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	介護保険指定機関等管理システム改修業務 令和8年6月報酬改定対応
概要	令和8年6月の報酬改定対応に向けた改修業務委託
契約の相手方を選定した理由	契約の相手方が著作権を有する介護保険指定機関等管理システムのLGWAN-ASPサービスにおいて、令和8年6月に施行される制度改正の内容を反映させるために以下のサービス機能を追加開発し、発注者にASPサービス機能として利用許諾するため。 (1)介護報酬体制情報管理機能 令和8年6月から施行される新たな介護報酬体系に基づき、サービス事業所からの介護報酬体制届出について、届出内容の管理機能を改修する。 (2)確認・審査・登録機能 入力された新報酬体系について、決裁を可能とするようシステム機能を改修する。 (3)帳票出力・検索統計機能 帳票出力機能、検索統計機能について機能を改修する。 改修対象となる主なシステム機能は以下の通り。 ①介護報酬体制機能 ②確認・審査・本登録関係機能 ③帳票出力・検索統計機能
契約の相手方	ニッセイ情報テクノロジー株式会社
契約金額(円)	220,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号 052-212-6534

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	介護保険システムの運用保守委託に関する契約
概要	介護保険システムの運用保守に係る業務を委託するもの。 (1) 委託期間: 令和8年4月1日～令和9年3月31日 (2) 委託内容: スケジュールに基づく業務処理の維持運用 システム障害時の対応 システム保守・改善
契約の相手方を選定した理由	1 理由 当業者は、平成12年4月から稼働中の介護保険システムに関する全てのソフトウェアの開発元であり、当該ソフトウェアに関する全ての情報を保有するとともに著作権を有している。 介護保険業務においては、本システムの安定した稼働が必要不可欠であり、障害発生時には迅速な復旧が求められるが、これらの運用保守業務に対応可能な業者は、本システムに関する著作権を有する当業者に限定されることから、当業者との随意契約を行うものである。 2 根拠条文 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額(円)	106,078,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号 052-972-2595

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	介護保険料収納等電算処理の外部委託
概要	介護保険料収納等にかかる電算処理を委託するもの。 (1)委託期間:令和8年4月1日～令和9年3月31日 (2)委託内容:公金収納処理、口座振替請求処理
契約の相手方を選定した理由	1 理由 介護保険料収納等電算処理は、会計室における公金収納処理と密接に連動するものであり、契約の相手方が指定金融機関であって、介護保険料収納等電算処理を行うことのできる唯一の事業者であるため。 2 根拠条文 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	株式会社三菱UFJ銀行
契約金額(円)	65,582,818

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号 052-972-2595

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和8年4月27日
件名	介護保険システムの改修(標準化適合システム(福祉総合システム)とのデータ連携維持)業務委託)
概要	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、介護保険業務を含む20の基幹業務システムは国が定める標準化基準に適合することが求められている。名古屋市(以下「委託者」という。)介護保険システムにおいては他のシステムより遅れて令和11年度に適合する見込みであるが、その間の他の標準化適合システム(福祉総合システム)との連携維持に必要な改修を行うもの。 なお、改修作業のうち、基本設計から結合試験までは令和7年度の「標準化適合システムとのデータ連携維持・一次開発分」にて実施している。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 契約の相手方は、平成12年4月から稼働中の介護保険システムに関する全てのソフトウェアの開発元であり、当該ソフトウェアに関する全ての情報を保有するとともに著作権を有している。 また、当システムに関する全ての保守作業についても、著作権を有する同業者が行っており、当システムに精通している唯一の業者である。 以上のことから、本件は競争入札に適さないため、同相手方との随意契約を締結するもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額(円)	4,433,715

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号 052-972-4638

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和8年4月27日
件名	介護保険システムの標準適合システムへの切り替えに伴うデータクレンジング作業及び移行用データ提供作業
概要	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、介護保険業務を含む20の基幹業務システムは国が定める標準化基準に適合することが求められている。名古屋市（以下「委託者」という。）介護保険システムにおいては、令和8年度から令和11年度において標準化適合システムへの移行を予定している。本件は、既存介護保険システムの提供事業である株式会社NTTデータ東海（以下「受託者」という。）に対して標準化適合システムへの切り替えに必要なデータクレンジング及び移行用データ提供を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 契約の相手方は、平成12年4月から稼働中の介護保険システムに関する全てのソフトウェアの開発元であり、当該ソフトウェアに関する全ての情報を保有するとともに著作権を有している。 また、当システムに関する全ての保守作業についても、著作権を有する同業者が行っており、当システムに精通している唯一の業者である。 以上のことから、本件は競争入札に適さないため、同相手方との随意契約を締結するもの。 2 根拠条文 地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額(円)	441,140,700

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
 電話番号 052-972-4638

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	介護保険体制整備事業(主治医意見書内容向上事業)
概要	介護保険制度の円滑な運営のため、主治医意見書の内容向上を図る研修等の事業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業の目的を達成するには、医療との連携体制が不可欠であるが、一般社団法人名古屋市医師会は、市内約2,400ヶ所ある医療機関のうち約8割にあたる医療機関で組織し、本事業を確実かつ効率的に実施することができる唯一の団体である。 以上のことから、本件は競争入札に適さないため、随意契約を締結するもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人名古屋市医師会
契約金額(円)	2,260,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号 052-750-7881

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	要介護認定事務におけるオンライン申請等にかかる業務委託
概要	要介護認定等のオンライン申請にかかる受付事務・コールセンター業務及び介護認定審査会資料の電子化にかかる資料格納業務について委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 高齢者数の増加に伴い介護保険関係事務の増加が見込まれることから、各区役所・支所における事務負担軽減を図るため、平成30年度より職員の負荷が特に大きい要介護認定事務の一部を外部へ委託している。 令和6年度から、要介護認定関係手続きのオンライン申請受付及び介護認定審査会における一部の部会において審査会資料の電子化を実施しているが、それらの事業において発生する事務について、これまで発生していた事務と合わせて一体的に行い、市民サービスを低下させることのないよう効率的かつ円滑に実施することができるのは、現在要介護認定事務の一部を受託している当該業者以外にないため、同業者と随意契約するもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
契約金額(円)	14,080,968

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号 052-750-7881

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	介護保険課事業者対応部署の庁外執務室の賃貸借契約
概要	介護保険課事業者対応部署の庁外執務室について、5年間の定期建物賃貸借契約を締結するもの
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本契約は、不動産の借入契約であることから、契約の相手方が特定されるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	東栄株式会社
契約金額(円)	令和8年度 30,705,840 契約期間全体 153,529,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号 052-212-6533

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	厚生院管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	厚生院における一般廃棄物及び資源物の収集運搬・処理業務委託契約
概要	厚生院より排出される一般廃棄物及び資源物の収集運搬・処理について委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 厚生院施設は、名古屋市立大学が運営する名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院（以下「みらい光生病院」という。）及び名古屋市立大学医学部保健医療学科リハビリテーション学専攻（以下「大学」という。）と、名古屋市厚生院が運営する特別養護老人ホームからなっている。施設内に廃棄物保管設備が1つしかなく、基準を満たす設備の増設もできないため、三者で委託業者が異なると業務履行が不可能である。 このことから、本業務を履行できるのはみらい光生病院が入札により契約する東海装備株式会社のみであり、同社と随意契約を行うもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	東海装備株式会社
契約金額(円)	1,941,291

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局厚生院管理課です。
 電話番号 052-972-5463

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	厚生院管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	厚生院における食事調理及び配膳業務委託
概要	厚生院(特養)における栄養管理業務のうち次の業務を委託するもの。 ① 調理及び配膳業務 ⑤ 食数・食札管理業務 ② 配膳車配送・回収業務 ⑥ 衛生管理業務 ③ 食器洗浄業務 ⑦ 在庫・消耗品・設備管理業務 ④ 保存食・検食管理業務 ⑧ 厨房ごみ分別業務
契約の相手方を選定した理由	1. 随契理由 令和5年度から、名古屋市厚生院附属病院は、名古屋市立大学が所管する医療機関(名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院)として開院しており、救護施設及び特別養護老人ホームは引き続き厚生院が運営している。(救護施設は令和7年3月末閉所) 厚生院、みらい光生病院ともに、入院患者・入所者への安心・安全な食事提供や栄養管理等を行う必要があるが、調理場は施設内に1つしかなく、名古屋市と名古屋市立大学が調理場を共有して食事を提供している。そのため、両方で委託業者が異なると業務の履行が不可能であることから、名古屋市立大学の委託先である富士産業株式会社を業務の履行が可能な唯一の業者として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を行うもの。 2. 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	富士産業株式会社
契約金額(円)	49,896,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局厚生院管理課です。
 電話番号 052-704-5463

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和 8年 4月 1日
件名	名古屋市障害者虐待相談センター事業委託
概要	障害者虐待相談センター事業は、障害者への虐待について、相談や通報、届出の受理、虐待防止に関する調査研究や情報収集、関係機関の連絡調整等を行うものである。当該事業は障害者に対する虐待防止及び早期対応を図るものである。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 当該法人は、平成24年度より障害者虐待相談センター業務を受託しており、虐待に関するノウハウが蓄積されていること、かつ高齢者虐待センター業務も受託しているため高齢者虐待センター運営事業と一体的に運営することで効果的な事業運営が期待できる。 本事業は、令和7年10月からの次期契約(5年長期継続契約)に向けて一般競争入札(総合評価落札方式)による公募を行ったところ、不調となった。令和8年10月に一般競争入札(総合評価落札方式)を実施する予定であることから、令和8年4月～9月については、被虐待者への迅速かつ適切な支援ができる唯一の法人である現受託業者と継続して契約する必要があるもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会
契約金額(円)	9,980,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号 052-972-2585

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和 8年 4月 1日
件名	名古屋市障害者虐待休日・夜間電話相談事業委託及び名古屋市障害者短期入所ベッド確保等事業委託
概要	当該事業は障害者に対する虐待防止及び早期対応を図るものである。 障害者短期入所ベッド確保等事業では、障害者が親族等からの虐待等により、緊急にショートステイ等の利用が必要となった場合に備え、予め受け入れ先の空床を確保し、速やかにショートステイ等を利用できる体制を整える。 障害者虐待休日・夜間電話相談事業委託では、休日等に障害者本人やその家族等から障害者虐待に関する相談を受ける休日・夜間電話相談事業を実施することにより、24時間（契約期間内毎日）の相談体制を確保する。 被虐待者の生命・健康の安全確保に嚴重な配慮が必要になることから、委託先の選定について極めて慎重に取り扱うとともに、委託先については非公開としている。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 障害者短期入所ベッド確保等事業では、被虐待者の障害種別や性別を問わず受け入れをする必要があることや常時ベッドを確保するという観点から、個室であること及びショートステイ用のベッドが一定確保されていることが委託の条件となるが、以上2つの条件を兼ね備えている事業所を市内に有する法人は当該法人しかない。 また、障害者虐待休日・夜間電話相談事業委託は、休日・夜間に通報や届出があり、緊急的に保護をする必要が生じた場合、被虐待者は保護する必要がある。通報・届出内容の情報共有からベッド確保まで、被虐待者の生命・健康の安全を確保するため、迅速かつ一貫して行う必要がある、障害者短期入所ベッド確保等事業と同様の当該法人に委託するもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	非公表 非公表とする理由：名古屋市情報公開条例第7条第1項第3項に該当（公開することにより被虐待者の生命・健康の安全確保に支障を及ぼす恐れがあるため。）
契約金額(円)	5,489,644

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号 052-972-2585

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市総合リハビリテーションセンターにおけるプレハブ施設（旧通所リハビリ棟）の賃貸借再リース契約
概要	指定管理業務の一部事業を実施するにあたり使用しているプレハブ施設（旧通所リハビリ棟）の賃貸借契約期間満了に伴う5年目の再リース契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 指定管理業務の一環として実施していた「通所リハビリテーション（介護保険事業）」の会場であるプレハブ施設（通所リハビリ棟）について、大和リース㈱との賃貸借契約が令和4年5月末日をもって満了となり、同年6月から再リース契約を締結した。 令和7年4月の附属病院の名古屋市立大学化に伴い、本館棟にて病院基準を満たすため、福祉事業の一部を移転する必要性があり、プレハブ施設（旧通所リハビリ棟）に移転したが、本館棟へ戻すスペースがないため、指定管理業務継続の観点から、令和8年度も引き続き旧通所リハビリ棟を使用する必要がある。 一方、現在、総合リハビリテーションセンターの今後のあり方を検討しているところであり、新たな整備を行うことは困難な状況であり、こうしたことから、当該事業を円滑に実施できるのは、現賃貸契約事業者との再リース契約による方法のみである。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	大和リース株式会社名古屋支社
契約金額（円）	1,993,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号 052-972-2587

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課・高齢福祉課・介護保険課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	なごや福祉用具プラザ事業委託
概要	身体機能の低下した障害者や高齢者の自立を支援するとともに、介護者の負担を軽減するため、福祉用具の普及と介護知識、介護技術の普及を図ることを目的として、なごや福祉用具プラザ事業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 なごや福祉用具プラザ事業（以下、「プラザ事業」という。）は、名古屋市総合リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）の指定管理業務と密接な関連を有するため付帯事業として位置づけ、センターの指定管理者が一体的に運営できるよう指定管理の基本協定書で定めている。したがってプラザ事業の契約の目的を達成するためにはセンターの指定管理者と契約する必要があるため。 また、指定管理業務に付帯する事業として位置づけられている下記の事業もあわせて委託する。 ・家族介護者教室事業 ・高齢者住宅改修相談事業 ・高齢者排せつケア相談支援事業 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団
契約金額(円)	213,576,999

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号 052-972-2587

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	ナゴヤあいサポート事業業務委託契約
概要	障害の特性を理解し、障害のある方に対してちょっとした手助けを実践する「あいサポーター」を養成することにより、障害の有無にかかわらず、全ての人が住みやすい社会の実現を目指す「あいサポート運動」を実施するナゴヤあいサポート事業業務の運営について委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、令和8年度より、「障害者理解に関する講師派遣事業」（以下「講師派遣事業」という。）及び「障害者差別解消の推進に係る職員等向け研修」（以下「市職員研修」という。）と一体的に実施するものである。 令和6～7年度（第1期業務委託契約）の受託業者であるMan to Man Animo株式会社は、令和3年10月より講師派遣事業業務、令和5年度より市職員研修業務、令和6年8月よりナゴヤあいサポート事業業務を受託している。 令和8年度においては、新たな契約期間について一般競争入札（総合評価落札方式）を行うこととしているが、入札手続に加え、選定業者への多様な研修の申込・企画内容（前年度実績：上半期申込下半期実施の研修100件超）等や事業専用ウェブサイトの引継ぎ及び、申込・連絡先変更の周知等に要する期間を考慮して令和8年4月～9月の間、適切かつ安定的に事業を運営することのできる、第1期業務委託契約の受託業者と随意契約を行った。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	Man to Man Animo株式会社
契約金額（円）	31,269,866

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
 電話番号 052-972-2538

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	身体障害者更生相談所
契約締結日	令和8年4月1日
件名	身体障害者更生相談所利用者情報管理クラウドサービス運用支援業務委託
概要	身体障害者更生相談所利用者情報の管理のためのクラウドサービスを使用したシステム利用に係る運用支援を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 身体障害者更生相談所利用者情報の管理のため、クラウドサービスを使用したシステムを利用しているが、株式会社セントラルソフトサービスは当システムを開発した業者である。 当システムは、名古屋市福祉総合情報システムからの抽出データをインポートすることにより基本利用者データを作成している。その他、帳票発行機能も実装しており、職員のクラウドサービス利用に係る運用支援は、当システムを熟知している当該業者でないと実施できないため、当該事業者に委託を行うもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社セントラルソフトサービス
契約金額(円)	2,585,594

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局身体障害者更生相談所です
電話番号 052-835-3821

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市障害児(者)緊急短期入所空床確保事業委託
概要	介護者が疾病等により不在となり緊急的に居宅で介護が受けられない障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)を、短期入所事業所にて、円滑に受け入れることを目的として、予め空床を確保するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 契約の目的が特定の者でなければ達成できない 当該事業は、介護者が疾病等により不在となり居宅で介護が受けられない場合に、緊急に障害者等の受入先を短期入所事業所において確保するものである。 そのため、事業を実施する事業所は、 ①障害児者の障害種別や性別を問わない受入が可能なこと ②緊急時に、24時間受入が可能なこと ③常時、個室が確保できること ④障害特性を十分理解していること という要件を満たしていることが必要である。 実施要件に合致する事業所のうち、本事業へ参入する意思のある法人は、社会福祉法人よつ葉の会及び別の1法人の2法人以外にない。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人よつ葉の会
契約金額(円)	空床確保料として、1日につき 9,014円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
 電話番号 052-972-2560

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市障害児(者)緊急短期入所空床確保事業委託
概要	介護者が疾病等により不在となり緊急的に居宅で介護が受けられない障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)を、短期入所事業所にて、円滑に受け入れることを目的として、予め空床を確保するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 契約の目的が特定の者でなければ達成できない 当該事業は、介護者が疾病等により不在となり居宅で介護が受けられない場合に、緊急に障害者等の受入先を短期入所事業所において確保するものである。 そのため、事業を実施する事業所は、 ①障害児者の障害種別や性別を問わない受入が可能なこと ②緊急時に、24時間受入が可能なこと ③常時、個室が確保できること ④障害特性を十分理解していること という要件を満たしていることが必要である。 実施要件に合致する事業所のうち、本事業へ参入する意思のある法人は、社会福祉法人ひまわり福祉会及び別の1法人の2法人以外にない。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人ひまわり福祉会
契約金額(円)	空床確保料として、1日につき 9,014円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
 電話番号 052-972-2560

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市強度行動障害者支援事業の運営委託契約
概要	名古屋市強度行動障害者支援事業の運営業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 当該事業は、強度行動障害者の行動障害の軽減を図り、地域での安定した生活を支えるため、高度な専門的知識・支援技術を持った強度行動障害者専門支援員の養成・派遣を始め相談から研修まで強度行動障害者支援にかかる総合的な事業である。 名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会（以下「名障連」という。）は、市内の知的障害者福祉施設等の発展を図り、知的障害児者の福祉の増進を図るためにつくられた任意団体である。現在、名障連加盟の施設等において、本市全体の約6割の強度行動障害者の受入れを行っており、強度行動障害者に対する支援のノウハウが蓄積され、活躍できる豊富な人材を有していることから、当該事業を円滑に実施できるのは、当該団体のみであると考えられるため、下記条文に基づく随意契約を締結した。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約
契約の相手方	名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会
契約金額(円)	15,212,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
 電話番号 052-972-2560

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市障害者自立生活体験事業委託契約
概要	施設又は在宅で生活する障害者が、通常の生活の場を一時的に離れ、試行的に独力で自活することのできる機会又は場所を提供することにより、自立生活への意欲の増進及び不安の軽減を図るとともに、その地域生活移行を促進するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 契約の目的が特定の者でなければ達成できない 本事業は、施設入所者や在宅で生活する障害がある方が自立した地域生活に向けての体験を行う事業である。 事業実施にあたり、利用者が自立生活への意欲の増進や不安の解消を図れるよう、個々の障害特性に応じた支援や一定期間経過後に再度支援を行うなど段階的な働きかけが必要となる。 また、実際に地域で自立した生活を送るためには、バリアフリー化された適切な居住の場の確保、ヘルパーや医療スタッフの具体的な派遣計画案の作成、不安に思う当事者へのピアカウンセリングなどの総合的な体験・支援体制が必要となる。 こうした事業実施に必要な設備等とスタッフが確保されており、ワンストップでの確な支援が見込まれ、かつ、本事業の新規開設の相談・協議を受け付けている中で受託可能な法人は、社会福祉法人AJU自立の家のみであるため、上記法人に委託を行うもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人AJU自立の家
契約金額(円)	3,777,942

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
 電話番号 052-972-2560

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市障害者基幹相談支援センター法務能力支援事業にかかる業務委託
概要	名古屋市障害者基幹相談支援センターの職員に対して法務能力を強化する目的で、愛知県弁護士会が選任する弁護士が、法的問題を抱えるケースの相談助言、ケース会議への出席、研修等を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、愛知県弁護士会が選任する弁護士によって、障害者基幹相談支援センター職員に対して法務能力を強化する目的で、助言、ケース会議への出席、研修等を行うものであり、適切に弁護士の派遣等を行うことができるのは、愛知県弁護士会に限られるため、愛知県弁護士会との契約を行うもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知県弁護士会
契約金額(円)	2,112,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号 052-972-2596

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	障害者福祉業務総合支援ソフト(オクトパス5)の賃貸借契約
概要	自立支援給付費の適正化、請求審査業務効率向上を補完するサポートソフト(オクトパス5)の賃貸借契約(令和8年度分)
契約の相手方を選定した理由	1 理由 自立支援給付費の適正化、請求審査業務効率向上を補完するサポートソフトは株式会社ニックの「オクトパス」しか存在しないため 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社ニック
契約金額(円)	2,772,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号 052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市障害者総合支援主治医紹介制度等事業の委託
概要	障害支援区分認定審査会の審査判定資料となる医師意見書の作成に係る名古屋市医師会の会員（病院勤務医等）向けの講習会の開催や、紹介主治医の登録及び名簿の作成等の事業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業については、市医師会の会員（病院勤務医等）との連絡や一斉の周知等が可能でなければ履行が難しく、履行可能な委託先は市医師会に限るため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約。
契約の相手方	一般社団法人 名古屋市医師会
契約金額（円）	2,118,996

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号 052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされている。当該法人は名古屋市東部認定調査センターを運営し、指定市町村事務受託法人に該当し、調査委託にあたり、その契約が必要であるもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約。
契約の相手方	株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
契約金額(円)	52,767,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号 052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査(担当区域:千種区)の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされているため、区内で唯一障害者相談支援事業の委託を受け、障害者の生活や実態を理解している障害者基幹相談支援センター運営事業実施委託団体との契約が必要であるもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約。
契約の相手方	社会福祉法人千種福祉会
契約金額(円)	3,267,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号 052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査(担当区域:北区)の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされているため、区内で唯一障害者相談支援事業の委託を受け、障害者の生活や実態を理解している障害者基幹相談支援センター運営事業実施委託団体との契約が必要であるもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約。
契約の相手方	社会福祉法人共生福祉会
契約金額(円)	3,297,250

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号 052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査(担当区域:西区)の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされているため、区内で唯一障害者相談支援事業の委託を受け、障害者の生活や実態を理解している障害者基幹相談支援センター運営事業実施委託団体との契約が必要であるもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約。
契約の相手方	西区障害者基幹相談支援センター
契約金額(円)	2,571,250

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号 052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査(担当区域:中川区)の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされているため、区内で唯一障害者相談支援事業の委託を受け、障害者の生活や実態を理解している障害者基幹相談支援センター運営事業実施委託団体との契約が必要であるもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約。
契約の相手方	社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会
契約金額(円)	4,114,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号 052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査(担当区域:港区)の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされているため、区内で唯一障害者相談支援事業の委託を受け、障害者の生活や実態を理解している障害者基幹相談支援センター運営事業実施委託団体との契約が必要であるもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約。
契約の相手方	港区障害者基幹相談支援センター
契約金額(円)	3,176,250

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号 052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査(担当区域:守山区)の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされているため、区内で唯一障害者相談支援事業の委託を受け、障害者の生活や実態を理解している障害者基幹相談支援センター運営事業実施委託団体との契約が必要であるもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約。
契約の相手方	守山区障害者基幹相談支援共同事業体
契約金額(円)	3,025,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号 052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査(担当区域:緑区)の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされているため、区内で唯一障害者相談支援事業の委託を受け、障害者の生活や実態を理解している障害者基幹相談支援センター運営事業実施委託団体との契約が必要であるもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約。
契約の相手方	障害者相談支援センターみどり
契約金額(円)	3,388,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号 052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査(担当区域:名東区)の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされているため、区内で唯一障害者相談支援事業の委託を受け、障害者の生活や実態を理解している障害者基幹相談支援センター運営事業実施委託団体との契約が必要であるもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約。
契約の相手方	社会福祉法人 ひまわり福祉会
契約金額(円)	3,025,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号 052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査(担当区域:天白区)の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされているため、区内で唯一障害者相談支援事業の委託を受け、障害者の生活や実態を理解している障害者基幹相談支援センター運営事業実施委託団体との契約が必要であるもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約。
契約の相手方	天白区障害者基幹相談支援センターコンソーシアム
契約金額(円)	2,510,750

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号 052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度愛知県障害者ピアサポート研修事業委託
概要	ピアサポーター(障害当事者)の活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることで、障害福祉サービス事業所等における質の高いピアサポート活動を実施目的とするため「障害者ピアサポート研修事業実施要綱」(令和2年3月6日付け障発0306第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国要綱」という。)に基づき、基礎研修、専門研修及びフォローアップ研修及び研修企画に関する業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は愛知県と共同で実施を行うため、業務委託先については、愛知県と同様の委託先である必要がある。 業務委託先については愛知県が公募型企画競争(プロポーザル)により事業者を選定したため、当該事業所でないと、本事業の主旨、目的を愛知県と共同実施ができないため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	特定非営利活動法人ユートピア若宮
契約金額(円)	5,604,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号 052-972-2558

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和 7年12月22日
件名	生活保護手帳2025年度版及び生活保護手帳別冊問答集2025年度版の購入
概要	生活保護の決定実施において必要となる関係書籍を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 生活保護の決定実施において、その根拠となる最新の関係通知がまとめられた生活保護手帳2025年度版及び生活保護手帳別冊問答集2025年度版を出版しているのは、中央法規出版株式会社1社に限られており、また、同社から購入することで、他の書店や業者よりも安価な特別価格での購入が可能であるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
契約の相手方	中央法規出版株式会社
契約金額(円)	3,051,279

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号 052-972-2559

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和8年3月26日
件名	生活保護扶助費等の追加給付に伴う執務室賃貸借契約
概要	平成25年の生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応による生活保護扶助費等の追加給付事務を行うため、庁外の執務室を賃借するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 令和8年7月の事務処理センター開設に向け、令和8年4月より開設準備を進めるにあたり、市役所からの距離・事業実施に必要な面積・賃料等の条件より当該物件が最適であると判断し、当該物件の賃貸借契約の相手方は賃貸人以外にいないため、随意契約を締結するもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社第一ビルディング
契約金額(円)	1, 679, 901(月額賃借料)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号 052-962-6081

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	緊急宿泊援護供給事業
概要	社会福祉事務所に来所した居住地がないか、又は明らかでない者のうち、生活保護法による保護を必要とする状態にあるが施設等への措置ができない者等に対して、民間簡易宿泊所に依頼し、宿泊及び給食等を提供するもの。 宿泊料等は、契約額の範囲内において実績に応じて支払う。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 事業の性質及び利用者の実態から、近隣住民の理解のもと、社会福祉事務所と連携しながら自立に向けた支援を行うことができる簡易宿泊所に限られる。また、一日最大115名分の個室を確保でき、3食の食事提供ができる条件を満たす簡易宿泊所は株式会社松竹梅以外にはないため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社松竹梅
契約金額(円)	13,197,700

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号 052-972-2555

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	緊急宿泊援護供給事業
概要	社会福祉事務所に来所した居住地がないか、又は明らかでない者のうち、生活保護法による保護を必要とする状態にあるが施設等への措置ができない者等に対して、民間簡易宿泊所に依頼し、宿泊及び給食等を提供するもの。 宿泊料等は、契約額の範囲内において実績に応じて支払う。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 事業の性質及び利用者の実態から、近隣住民の理解のもと、社会福祉事務所と連携しながら自立に向けた支援を行うことができる簡易宿泊所に限られる。また、単身女性及び複数世帯の宿泊が可能で、一日最大20名分の個室または2人部屋の確保、3食の食事提供ができる条件を満たす簡易宿泊所は福屋旅館以外にはないため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	福屋旅館
契約金額(円)	5,104,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号 052-972-2555

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市一時保護事業における一時保護所の管理運営委託
概要	社会福祉事務所に来所した居住地がないか又は明らかでない者のうち、一時的な保護を要する者の宿泊等の援護事業の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 一時保護事業については、宿所提供施設・熱田荘の敷地内施設を用いて、住居のない生活困窮者を対象に一体的に運営を行っており、一時保護事業実施要綱において、熱田荘指定管理者への委託事業として規定している。 このため、指定管理者の公募にあたっては、指定管理の「付帯事業」として位置づけ、提案内容をもとに、指定管理者選定委員会において評価、選定を実施している。 当該事業については、熱田荘の指定管理者選定において、評価・選定手続きを経ているところであり、指定管理者である社会福祉法人芳龍福祉会と随意契約を締結する。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人芳龍福祉会
契約金額(円)	99,776,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号 052-972-2555

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市ホームレス自立支援事業(あつた)の運営委託
概要	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条に規定する生活困窮者のうち、一定の住居を持たない生活困窮者の就労等による自立を支援するため実施する自立支援事業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 自立支援事業あつたについては、宿所提供施設・熱田荘の敷地内施設を用いて、住居のない生活困窮者を対象に一体的に運営を行っており、ホームレス自立支援事業実施要綱において、熱田荘指定管理者への委託事業として規定している。 このため、指定管理者の公募にあたっては、指定管理の「付帯事業」として位置づけ、提案内容をもとに、指定管理者選定委員会において評価、選定を実施している。 当該事業については、熱田荘の指定管理者選定において、評価・選定手続きを経ているところであり、指定管理者である社会福祉法人芳龍福祉会と随意契約を締結する。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人芳龍福祉会
契約金額(円)	142,497,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号 052-972-2555

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市ホームレス自立支援事業(なかむら)の運営委託
概要	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条に規定する生活困窮者のうち、一定の住居を持たない生活困窮者の就労等による自立を支援するため実施する自立支援事業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 自立支援事業なかむらについては、更生施設・笹島寮の施設を用いて、住居のない生活困窮者を対象に一体的に運営を行っており、ホームレス自立支援事業実施要綱において、笹島寮指定管理者への委託事業として規定している。 このため、指定管理者の公募にあたっては、指定管理の「付帯事業」として位置づけ、提案内容をもとに、指定管理者選定委員会において評価、選定を実施している。 当該事業については、笹島寮の指定管理者選定において、評価・選定手続きを経ているところであり、指定管理者である社会福祉法人芳龍福祉会と随意契約を締結する。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人芳龍福祉会
契約金額(円)	125,815,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号 052-972-2555

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	ホームレス就労訓練事業の委託
概要	名古屋市ホームレス自立支援事業の入所者うち、原則として就労していない者(その他名古屋市長が必要と認める者)に軽作業を提供し、自立に向けての支援を行う事業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 ホームレス就労訓練事業については、自立支援事業の入所者を対象に、軽作業の機会を提供し自立を促進するもので、自立支援事業本体と一体的に運営することとしており、ホームレス就労訓練事業実施要綱において、自立支援事業の受託事業者への委託事業として規定している。 当該事業は、自立支援事業とともに、指定管理者の公募にあたっては、指定管理の「付帯事業」として位置づけ、提案内容をもとに、指定管理者選定委員会において評価、選定を実施している。 自立支援センターなかむらの就労訓練事業は、笹島寮の指定管理者選定において、また、自立支援センターあつたの同事業は、熱田荘の指定管理者選定において、それぞれ評価・選定手続きを経ているところであり、指定管理者である社会福祉法人芳龍福祉会と随意契約を締結する。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人芳龍福祉会
契約金額(円)	5,560,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号 052-972-2555

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	精神障害者退院促進等支援事業業務委託
概要	生活保護受給者にかかる長期入院患者退院促進プログラムを円滑に実施するために、社会福祉法人芳龍福祉会が管理及び運営する植田寮に精神保健相談員を配置し、退院が可能な精神障害者の植田寮への受入及び植田寮に入所中の精神障害者の地域生活への移行を積極的に支援することを目的として実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 当該事業は名古屋市植田寮の管理業務に関する協定書において、「付帯事業」として位置づけられている。 このため、指定管理者の公募にあたっては、指定管理の「付帯事業」として位置づけ、提案内容をもとに、指定管理者選定委員会において評価、選定を実施している。 当該事業については、名古屋市植田寮の指定管理者選定において、評価・選定手続きを経ているところであり、指定管理者である社会福祉法人芳龍福祉会と随意契約を締結する。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人芳龍福祉会
契約金額(円)	4,729,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
 電話番号 052-972-2554

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	自立支援事業あつたのプレハブ施設の賃貸借契約
概要	自立支援事業あつたの事業実施のためプレハブ施設の賃貸借契約を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 自立支援事業あつたの事業実施のため、プレハブ施設のリース契約を大和リース株式会社と締結していた。 (平成14年11月1日から平成24年10月31日までの地方自治法第234条の3に定める長期継続契約) 長期継続契約が終了した平成24年11月1日以降も当該事業は継続実施するため、引き続きプレハブ施設が必要であることから、令和4年3月31日まで大和リース株式会社と再リース契約を結んでいた。 事業実施の継続性の観点から、引き続き自立支援事業あつたのプレハブ施設を所有する大和リース株式会社と再リースの随意契約を締結する。 (プレハブ施設を継続契約できるのは所有している大和リース株式会社のみである。) 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	大和リース株式会社
契約金額(円)	7,719,360

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号 052-972-2555

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	電子データを利用した預貯金等照会サービスによる役務の提供
概要	生活保護業務の実施のために必要な預貯金等に係る調査について、事務量の軽減を目的として、契約業者が提供する電子照会サービスである「pipitLINQ」を利用するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 ・排他的権利 pipitLINQは、株式会社NTTデータが所有するシステム（本市が財産調査対象者をデータ化したものをpipitLINQにアップロードすることで照会対象の金融機関へ転送・回答の受領を行うもの）で、pipitLINQの著作権は株式会社NTTデータが保有するものである。 ・特殊な技術に係る特定役務 pipitLINQは株式会社NTTデータが持つ技術・手法をもって開発されたものかつ調査対象金融機関等が限定的であり、そのプログラム構成及びデータの加工に係る手法を知る者は、開発者である株式会社NTTデータに限定されるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額(円)	4,514,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号 052-972-2553

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	最高裁判決を踏まえた保護費の追加支給に係る計算ツール向けデータ抽出処理等業務委託
概要	最高裁判決を踏まえた保護費の追加支給に係る計算ツール向けデータ抽出処理等を行うことを目的として業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 ・ 本システムは、(株)アイネスが所有するパッケージ(データを検索する方法など同社のノウハウをシステム化したもの)をベースに本市の発注仕様内容を実現するための改造・機能追加等を行い開発したものであり、本システムのうちパッケージ部分の著作権は(株)アイネスが保有するものである。 ・ 本システムは、(株)アイネスが持つ技術・手法をもって開発されたものであり、そのプログラム構成及びデータの暗号化に係る手法を知る者は、開発者である(株)アイネス中部支社に限定されるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アイネス 営業本部
契約金額(円)	12,422,025

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号 052-972-4478

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市生活保護関係職員向け研修業務委託
概要	令和3年度に本市各社会福祉事務所職員で構成及び実施された「今後の生活保護業務のあり方懇談会」において、職員研修のさらなる充実化が必要とされ、令和4年度に研修カリキュラムを外部による業務委託により作成した。その内容が専門的かつ相当高度なものであったことから、令和5年度から研修業務の一部を教育機関に委託することになり、令和8年度においても引き続きこのカリキュラムに沿った研修を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本研修は新任職員を対象とした研修であるため、4月から実施する必要がある、また、本研修は生活保護制度に特化した内容となるため、生活保護制度及びその実務に深く精通した大学教授等に講師を担ってもらう必要がある。上記条件を満たすことができるのは日本福祉大学のみであることから。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	学校法人 日本福祉大学
契約金額(円)	4,614,940

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号 052-972-2553

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市就労意欲喚起事業委託
概要	生活保護を受給している方のうち、就労意欲が低い方や基本的な生活習慣に課題を有する方など就労に向けた課題を抱える方に対して、就労に対する意欲喚起や基礎能力の形成、職業斡旋、職場定着までの一貫した支援を行う業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、経済局において実施する「なごやジョブマッチング事業」、「中小企業人材確保相談窓口の運営」及び「人材確保に対する伴走支援事業」と一体的に実施することで業務の効率化が図られるため、経済局において実施する公募型企画競争に合わせ合同実施した。 評価基準に基づき応募のあった1者の提案を評価した結果、最低基準点(360点)を上回ったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき)に基づく随意契約を締結した。 提案者の点数 パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 500点 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社
契約金額(円)	71,871,997

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号 052-972-2553

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度生活保護等版レセプト管理クラウドサービス(Rezept Plus)の利用契約
概要	平成30年4月より導入した生活保護等版レセプト管理クラウドサービス(Rezept Plus)の提供を開発者である富士通Japan株式会社に実施させるもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 生活保護等版レセプト管理クラウドサービス(Rezept Plus)は富士通Japan株式会社が持つ技術・手法をもって開発されたものであり、そのプログラム構成及びデータの暗号化に係る手法を知る者は、開発者である富士通Japan株式会社のみであるため。 本市での運用に合わせ、レセプト管理クラウドサービス(Rezept Plus)導入時に、本市のレセプトデータをデータセンターに移行している。データベースの構築及びデータベースとシステムの結びつけは富士通Japan株式会社が行っており、その手法を知る唯一の業者であるため 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部(愛知)
契約金額(円)	6,433,680円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号 052-972-2554

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	生活保護債権の口座引落にかかる収入システム処理委託
概要	生活保護法第63条返還金、第78条徴収金、地方自治法施行令第160条生活保護費戻入金等の口座引落データを作成するとともに、財務会計総合システム及び生活保護システムに収納情報を反映するデータ処理について委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本件業務は、公金収納のデータを使用して処理を行っている。公金収納処理は本市指定金融機関(株式会社三菱UFJ銀行)が行っており、公金収納のデータの作成業務は公金処理業務を行っている業者以外ではできないことから、株式会社三菱UFJ銀行と契約するものである。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社三菱UFJ銀行
契約金額(円)	11,707,148

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号 052-972-2555

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	生活保護関係収納事務の電算処理委託
概要	生活保護法第63条返還金、第78条徴収金、地方自治法施行令第160条生活保護費戻入金等に係る収入データについて、財務会計総合システムの消込情報と同様の生活保護システム用データの作成を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本件業務は、公金収納のデータを使用して処理を行っている。公金収納処理は本市指定金融機関(株式会社三菱UFJ銀行)が行っており、公金収納のデータの作成業務は公金処理業務を行っている業者以外ではできないことから、株式会社三菱UFJ銀行と契約するものである。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社三菱UFJ銀行
契約金額(円)	13,583,945

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号 052-972-2555

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	生活保護システム運用保守業務委託
概要	平成21年度に本市の委託により(株)アイネス中部支社が開発した名古屋市生活保護システムが安定的に稼働し、適切な状態を維持すること、障害等に対する予防策及び障害時の早期復旧を行うことを目的とした業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 ・ 本システムは、(株)アイネスが所有するパッケージ(データを検索する方法など同社のノウハウをシステム化したもの)をベースに本市の発注仕様内容を実現するための改造・機能追加等を行い開発したものであり、本システムのうちパッケージ部分の著作権は(株)アイネスが保有するものである。 ・ 本システムは、(株)アイネスが持つ技術・手法をもって開発されたものであり、そのプログラム構成及びデータの暗号化に係る手法を知る者は、開発者である(株)アイネス中部支社に限定されるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アイネス 営業本部
契約金額(円)	45,714,900

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号 052-972-4623

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度 生活保護システムの標準化対応等支援業務委託
概要	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき検討を進めている生活保護システムの標準化対応等の支援について業務委託し実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本業務は、生活保護システムの標準化に向けて、令和4年度に支援業務を委託する事業者を、総合評価方式による競争入札で選定し、以後、令和7年度までの支援業務を本事業者に委託してきた。令和7年度までに実施した概要調査・移行計画・各種データ等については、当該事業者がこれまでの同様業務を通じて得た知識・ノウハウを活かし、システム開発事業者との調整も含めた事務検討に携わった上で作成されたものであり、当該事業者以外の者が本業務を受託した場合、契約後からこれらの情報を正確に理解するために相当の工数・期間を要することとなり、これまでの調査業務との整合性、連続性の担保ができないことから、本業務を実施できるのは当該事業者に限られる。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	有限責任監査法人トーマツ 名古屋事務所
契約金額(円)	31,196,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号 052-972-4623

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保険年金課
契約締結日	令和8年2月1日
件名	国民健康保険システムに係る住記連携データの取込処理等の改修
概要	令和8年1月から稼働している国民健康保険システムにおいて、住民記録システムから連携されてくるデータを一部変換して取り込む等の処理が必要であるため、外付けシステムの改修等を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 国民健康保険システムを含めた新保険年金システムは、複数のパッケージシステム及び外付けシステムで構成されている。各パッケージシステムは、契約相手方とは別の業者が開発し、開発業者が著作権を有している。新保険年金システムの導入にあたって、契約相手方はパッケージシステム開発業者から使用許諾を取得し、新保険年金システムが稼働できるよう大規模な設定作業等を行っている。また、外付けシステムは契約相手方が開発を行い、本市と共同で著作権を有している。本件は、新保険年金システムを構成するパッケージシステム及び外付けシステムの修正・設定作業等を行うものであり、短期間で本市が利用可能な状態で提供できる業者は、大規模な設定作業等が行われた新保険年金システムを提供している契約相手方のみである。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立製作所 中部支社
契約金額(円)	9,812,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保険年金課です。
電話番号 052-972-2570

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保険年金課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	国民健康保険診療報酬明細書等、国民健康保険療養費支給申請書及び国民健康保険訪問看護療養費明細書に係る二次点検業務委託
概要	愛知県国保連合会が一次審査を終えた後の国民健康保険診療報酬明細書、国民健康保険療養費支給申請書及び国民健康保険訪問看護療養費明細書について二次点検業務を行い、診療報酬明細書等、療養費支給申請書及び訪問看護療養費明細書の効率的な査定効果、また医療費適正化を図るもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 国民健康保険法第四十五条に基づき本市が一次審査（診療報酬の審査支払）を委託している、愛知県国保連合会に二次点検を委託することにより、他業者では実現できない全件点検が実施でき、合理的な医療費適正化が可能となるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知県国民健康保険団体連合会
契約金額（円）	58,888,997

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保険年金課です。
電話番号 052-972-2568

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保険年金課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務の実施に係る委託
概要	国保情報集約システムによる愛知県内の国民健康保険被保険者資格情報の集約・管理に関する業務、高額療養費の多数回該当の判定に係る業務及び市町村間における情報連携業務等の委託を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本件業務は国民健康保険法第113条の3に基づき、愛知県国民健康保険団体連合会に愛知県内市町村が共同で委託を行うものであるが、愛知県を区域とする国民健康保険団体連合会は、愛知県国民健康保険団体連合会以外には存在しない(国民健康保険法第83条第4項)ため随意契約を行うもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知県国民健康保険団体連合会
契約金額(円)	26,055,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保険年金課です。
電話番号 052-972-2568

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保険年金課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	子ども・子育て支援金制度の施行に向けた保険年金システムの改修
概要	令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が創設されることに伴い、医療保険料とあわせて支援納付金を賦課・徴収することとなったため、必要となる国民健康保険及び後期高齢者医療のシステム改修のうち、開発、テスト、運用計画及びリリースを行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 改修対象の新保険年金システムは、複数のパッケージシステム及び外付けシステムで構成されている。 各パッケージシステムは、契約相手方とは別の業者が開発し、開発業者が著作権を有している。新保険年金システムの導入にあたって、契約相手方はパッケージシステム開発業者から使用許諾を取得し、新保険年金システムが稼働できるよう大規模な設定作業等を行っている。また、外付けシステムは契約相手方が開発を行い、本市と共同で著作権を有している。 本件は、新保険年金システムを構成するパッケージシステム及び外付けシステムの修正・設定作業等を行うものであり、短期間で本市が利用可能な状態で提供できる業者は、大規模な設定作業等が行われた新保険年金システムを提供している契約相手方のみであるため、随意契約を行うものである。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立製作所中部支社
契約金額(円)	265,991,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保険年金課です。
電話番号 052-972-2569

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保険年金課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和7年度税制改正及び育児期間にかかる免除措置の創設に向けた国民年金システム改修の対応
概要	令和7年度税制改正による各種控除の見直し及び特定親族特別控除の創設並びに令和8年10月1日から国民年金第一号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置が創設される。 それに伴い、国民年金保険料の免除要件・免除申請や年金生活者支援給付金のシステム機能に関する「国民年金パッケージシステム」のバージョンアップ、外付け機能の改修並びに各種ドキュメント整備等を行う。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 令和8年1月より稼働している新保険年金システムは、複数のパッケージシステム及び外付けシステムで構成されている。 各パッケージシステムは、契約相手方とは別の業者が開発し、開発業者が著作権を有している。新保険年金システムの導入にあたって、契約相手方はパッケージシステム開発業者から使用許諾を取得し、新保険年金システムが稼働できるよう大規模な設定作業等を行っている。また、外付けシステムは契約相手方が開発を行い、本市と共同で著作権を有している。 本件は、新保険年金システムを構成するパッケージシステム及び外付けシステムの修正・設定作業等を行うものであり、短期間で本市が利用可能な状態で提供できる業者は、大規模な設定作業等が行われた新保険年金システムを提供している契約相手方のみであるため、随意契約を行うものである。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立製作所 中部支社
契約金額(円)	26,840,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保険年金課です。
電話番号 052-972-2565

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保険年金課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	特定健康診査等に係る事務処理委託
概要	名古屋市が、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく特定健康診査、30・35健診、特定保健指導、健康診査(後期高齢者)、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康診査及び保健指導(生活保護・中国残留邦人)の実施を業務委託するにあたり、付随して発生する事務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本件については特定健康診査等に付随して発生する業務であり、特定健康診査等の実施委託先と同一の法人に委託する必要があるもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人 名古屋市医師会
契約金額(円)	28,213,160

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保険年金課です。
電話番号 052-972-2567

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保険年金課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	特定健康診査・特定保健指導等委託
概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、名古屋市が名古屋市国民健康保険の加入者に対して実施する特定健康診査及び特定保健指導、並びに名古屋市独自で実施する30・35健診について、名古屋市医師会を通じて、医師会の会員である医療機関のうち委託業務を受託した者に業務委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 (1)より多くの被保険者に実施するため、利便性を重視し、健診実施機関として地域の身近な医療機関を多数確保する必要がある。 (2)市内2,378か所ある医療機関(医科)のうち80%以上が当該法人の会員であり、他に同様の法人は存在しない。 (3)この法人に委託することにより、特定健康診査は約1,050か所、30・35健診は約800か所の健診実施機関が確保できるとともに健診等の制度変更があった場合、各医療機関への周知徹底が円滑にでき、被保険者へのサービスが向上する。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人 名古屋市医師会
契約金額(円)	973,247,398

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保険年金課です。
電話番号 052-972-2567

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保険年金課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市国民健康保険30・35健診に係る請求の点検及び支払代行業務委託
概要	名古屋市の国民健康保険の加入者に対して実施する名古屋市国民健康保険30・35健診について、健診実施機関から請求の受付、請求内容の点検と健診実施機関への支払いを業務委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 名古屋市国民健康保険30・35健診は国民健康保険法第82条に基づいて実施しており、本件業務においては、国民健康保険法第113条の3に基づいて当該業者に委託するため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知県国民健康保険団体連合会
契約金額(円)	1件400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保険年金課です。
電話番号 052-972-2567

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	医療福祉課
契約締結日	令和8年4月20日
件名	福祉医療費助成制度のDXの推進に係るシステム改修業務委託
概要	国が推進する地方単独医療費等助成の対象者が地方公共団体の内外を問わず、一時的な窓口負担なく受診できる取組みについて、愛知県から対応していくための準備を進める方針が示されたことを踏まえ、国が示すレセプト請求事務等の共通化・標準化に必要な福祉医療費システムの改修等を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 福祉医療費システムは、契約の相手方によって開発されたシステムであり、プログラムソースコードの著作権が契約の相手方に帰属しているため、それらについての解析やプログラム言語への変換作業は当該業者しか対応できないことにより随意契約とした。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額(円)	729,371,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局医療福祉課です。
電話番号 052-972-2574

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	医療福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市福祉医療費助成事業に係るRPA保守管理等委託契約
概要	本市福祉医療費助成事業に係る医療証等の情報をPMH(Public Medical Hub)へ登録するデータを作成するために、データ抽出、加工、連携を自動化するRPAシナリオ及びデータ作成プログラムの保守管理及び令和8年1月から稼働予定の新業務システムに対応するための再構築を外部委託により行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本市福祉医療費助成事業は、令和6年度から国の先行実施事業としてPMHに参加しており、契約予定業者は令和6年度にPMHへの登録用データ作成にかかるRPAシナリオ及び作成プログラムの開発元であり、当該作成プログラムについての著作権を有している。当該作成プログラムの保守管理及び改修は、著作権を有する契約予定業者以外には実施できないため、随意契約を行うもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社セントラルソフトサービス
契約金額(円)	2,805,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局医療福祉課です。
電話番号 052-972-2574

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保健医療課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	医療救護所用衛星携帯電話の賃貸借(再々リース)
概要	災害時医療救護所の非常用連絡手段として配備している医療救護所用衛星携帯電話について賃貸借するもの
契約の相手方を選定した理由	1 理由 現行機器の再々リースのため 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	オリックス・レンテック株式会社
契約金額(円)	月額403,115

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保健医療課です。
電話番号 052-972-3378

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	感染症対策課
契約締結日	令和8年3月17日
件名	RSウイルス定期接種化に伴う健康増進支援システムの改修業務委託
概要	予防接種実施規則等の一部改正に基づき、RSウイルス感染症母子免疫ワクチンが定期接種化されたことに伴い、対応する福祉総合情報システム(健康増進支援システム)の改修を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 (1) 排他的権利 この業務で用いる健康増進支援システムは、株式会社アイネスが開発したパッケージシステムを基に、本市の発注仕様の内容を実現するためカスタマイズしたものを運用し、当該システムのプログラムの著作権は株式会社アイネスが保有している。 (2) 特殊な技術に係る特定役務 健康増進支援システムのプログラム構成及びデータの暗号化に係る手法を知る者は、開発者である同社に限定される。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アイネス営業本部
契約金額(円)	3,716,212

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局感染症対策課です。
電話番号 052-972-4373

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	感染症対策課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	定期予防接種事業委託
概要	ロタウイルス、B型肝炎、小児肺炎球菌、五種混合、三種混合、不活化ポリオ、ヒブ、DT、BCG、MR、水痘、日本脳炎、子宮頸がん、RSウイルス感染症、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、高齢者肺炎球菌、带状疱疹、風しん5期の定期予防接種の実施の委託
契約の相手方を選定した理由	1 理由 (1)市民の利便性を重視し、実施医療機関として地域の身近な医療機関を多数確保する必要がある。 (2)市内2,489か所にある医療機関のうち、約80%が名古屋市医師会の会員になっている。他に同様の法人は存在せず、本事業を確実にかつ効率的に実施できる唯一の団体である。 (3)各医療機関と個別に契約を結ぶ方式では、事務手続き等が膨大となり、市民への接種機会の提供が間に合わないため、年度当初からの接種を開始できない。一方で、名古屋市医師会は日頃から各医療機関と連絡・調整を行っており、事業を行う医療機関をすみやかに募集するとともに資材の配布や事業周知も滞りなく行うことができるため、円滑に接種が開始できる。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人 名古屋市医師会
契約金額(円)	3,616,646,699

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局感染症対策課です。
電話番号 052-972-4373

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	感染症対策課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	任意予防接種事業委託
概要	おたふくかぜ、(一般)風しん(抗体検査を含む)、(一般)麻しん(抗体検査を含む)、高齢者肺炎球菌、帯状疱疹の任意予防接種の実施の委託
契約の相手方を選定した理由	1 理由 (1)市民の利便性を重視し、実施医療機関として地域の身近な医療機関を多数確保する必要がある。 (2)市内2,489か所にある医療機関のうち、約80%が名古屋市医師会の会員になっている。他に同様の法人は存在せず、本事業を確実にかつ効率的に実施できる唯一の団体である。 (3)各医療機関と個別に契約を結ぶ方式では、事務手続き等が膨大となり、市民への接種機会の提供が間に合わないため、年度当初からの接種を開始できない。一方で、名古屋市医師会は日頃から各医療機関と連絡・調整を行っており、事業を行う医療機関をすみやかに募集するとともに資材の配布や事業周知も滞りなく行うことができるため、円滑に接種を開始できる。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人 名古屋市医師会
契約金額(円)	449,100,883

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局感染症対策課です。
電話番号 052-972-4373

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	感染症対策課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度予防接種個別通知業務委託
概要	子どもの予防接種の実施に係る、健康増進支援システムを活用した個別通知状の作成及び発送を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 (1) 排他的権利 この業務で用いる健康増進支援システムは、株式会社アイネスが開発したパッケージシステムを基に、本市の発注仕様の内容を実現するためカスタマイズしたものを運用しており、当該システムのプログラムの著作権は株式会社アイネスが保有しているため。 (2) 特殊な技術にかかる特定役務 健康増進支援システムは、株式会社アイネスが持つ技術・手法をもって開発されたものであり、そのプログラム構成及びデータの暗号化にかかる手法を知る者は、開発者である同社に限定されるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アイネス 営業本部
契約金額(円)	12,900,690

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局感染症対策課です。
電話番号 052-972-4373

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	感染症対策課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	予防接種における接種スケジュールの自動作成及び情報配信システムの運用業務委託
概要	各予防接種の接種時期や接種間隔を考慮した接種スケジュールの自動作成機能を備えた情報配信システムの運用を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本システムは株式会社アイネスが開発し令和5年度までシステムの運用を行ってきたが、令和6年度より株式会社アイネスから株式会社ミラボへ、本システムにかかる著作権を移し、運用者を変更することとなった。他社ではシステムの再構築が必要であり、本システムの情報発信先である市民に対し、予防接種スケジュールの提供を継続的に情報提供する必要があることから、継続的運用が必要であるため、著作権を有することとなった、株式会社ミラボとの契約が必要であるもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社ミラボ
契約金額(円)	2,112,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局感染症対策課です。
 電話番号 052-972-4373

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	健康増進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市がん相談・情報サロン「ピアネット」運営業務委託
概要	がん患者等の支援や、がんに関する情報収集、情報提供を行うことを目的として、名古屋市がん相談・情報サロン事業を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 令和3年度に実施した企画競争(公募型プロポーザル)により選定した事業者と随意契約を行うもの。当該事業者との委託予定期間は令和4年6月1日から令和9年5月31日までであり、前年度の事業運営を評価した上で毎年度契約することとしている。令和8年2月9日開催「名古屋市がん相談・情報サロン事業評価検討会」において、令和7年度の事業が適正に運営されていると判断されるとともに、令和8年度の事業継続についても適当と判断されている。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	特定非営利活動法人 ミーネット
契約金額(円)	28,965,168

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局健康増進課です。
電話番号 052-263-3124

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	健康増進課
契約締結日	令和8年4月15日
件名	胃がん検診等(検診車)業務委託(協会けんぽ特定健診実施会場令和7年度分)
概要	協会けんぽ特定健康診査(集団健診)実施会場において、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん・結核検診および乳がんを実施するとともに、各がん検診の申込受付、受診案内等の発送及び受診者への検診結果の通知を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 当該業者は、協会けんぽとの間で、特定健康診査(集団健診)を実施することが既に決まっている。特定健康診査の実施業者と本市のがん検診の実施業者が異なる場合、受診者がそれぞれの業者へ受診申込をしなければならず、手続きに負担が生じる。また、複数の業者から受診案内・結果通知が届くことや、同一の会場で複数の業者が受付・誘導を行うことで、受診者に混乱が生じる恐れがある。実施業者を同一にすることで、検診の円滑な実施と、受診者の利便性の向上につなげるために当該業者を契約相手方とする。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般財団法人岐阜健康管理センター愛知支部すこやか健診センター
契約金額(円)	9,323,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局健康増進課です。
電話番号 052-263-3124

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	健康増進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度かかりつけ医等こころの健康対応力向上研修事業委託
概要	うつ病や思春期精神疾患に関する専門家等からなる研修企画委員会を設け、研修内容にかかる企画・立案を行い、かかりつけ医として必要で適切なうつ病や思春期精神疾患診療の知識・技術、医療連携等に関する研修事業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、市内の内科医等を中心とする開業医（医療機関勤務者を含む）を対象に、うつ病や思春期精神疾患などの研修事業を実施するものであり、研修事業対象者への周知や参加依頼などを確実にかつ効率的に行う必要があることから、市内2,458か所ある医療機関のうち約80%が会員となっている名古屋市医師会以外に適切な受託可能業者がないため。 なお、国の実施要綱上、「事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等（医師会、精神科病院協会等）に委託することができるものとする。」とあることから、平成21年度に愛知県精神病院協会へ委託を打診したものの、対象が精神科医ではなく内科医等であることなどの理由から、受託可能との回答は得られなかった。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人 名古屋市医師会
契約金額(円)	3,514,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局健康増進課です。
電話番号 052-291-4790

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	健康増進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市「こころの絆創膏」アプリケーション運用保守業務委託
概要	市民への相談窓口情報等の周知啓発及びこころの健康づくりやメンタルヘルスセルフケアの取組みを促すアプリケーションの運用保守業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 名古屋市「こころの絆創膏」アプリケーション（以下、本アプリ）の運用保守について、本アプリは、(株)ユース・エンジニアリング（以下、受託業者）が設計から開発まで行っており、受託業者が管理しているクラウドサーバー等のインフラ上で運用しているため、アプリの管理等について他社による保守を行うことが不可能である。よって、当該業務を受託可能であるのは受託業者のみであるため、上記契約方法による随意契約とする。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社 ユース・エンジニアリング
契約金額（円）	3,300,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局健康増進課です。
電話番号 052-291-4790

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	健康増進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市専用ウェブサーバーの保守管理業務
概要	名古屋市の3課(健康増進課、感染症対策課、子育て支援課)5システム(名古屋市自殺対策ウェブサイト、ゲートキーパー養成研修、名古屋市食育ウェブサイト「なごや食育ひろば」、新型インフルエンザ情報共有ウェブサイト、名古屋市子ども・子育て支援センターウェブサイト)で運用している専用サーバーについて保守管理を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 当該5システムは全て当事業者が独自で制作したものであり、当事業者が各システムに合わせて保守管理するサーバーでなければ、各システムを運用することができないため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人AJU自立の家わだちコンピュータハウス
契約金額(円)	3,620,100

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局健康増進課です。
電話番号 052-291-4790

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	健康増進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市子ども・若者の自殺危機対応チーム運営業務委託
概要	多職種の専門家で構成される「子ども・若者の自殺危機対応チーム」を構成し、学校等地域の支援機関だけでは対応が困難な場合に、助言等を行うためのチームの運営事業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本委託業務は、危機対応チームの運営を行い、自殺危機を把握した学校等からの支援要請を受け、助言等の支援を行うとともに、こうした取り組みから得られた知見等を踏まえた更なる自殺防止対策の実施として、学校等で自殺危機対応に活用できるツールを開発するものである。 本ツールは、危機対応チームがこれまでの実際の支援の中で得た支援方針の策定に必要な情報収集やリスク判断に関する知見やノウハウを実際の現場での支援の中で試行と検証を重ねながら体系化するものである。 そのため、本市における危機対応チームの運営を行い、これまでの支援の中で知見やノウハウを蓄積してきたのは現在事業を受託している株式会社スノームだけであるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社スノーム
契約金額(円)	38,517,794

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局健康増進課です。
 電話番号 052-291-4790

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	医療連携推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	陽子線治療機器更新に係る調査
概要	陽子線治療機器・施設の機能その他の整備諸条件の調査・検討及び事業スキーム等の調査・検討の上概算事業費を算出するなど、陽子線治療機器の更新の可否等の意思決定に必要な比較検討材料を的確に収集・提示するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 陽子線治療機器の更新に関しては、令和7年度に、公立大学法人名古屋市立大学がみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社(令和8年4月1日に株式会社みずほ銀行との合併により、株式会社みずほ銀行に権利義務を承継のうえ解散)に基礎的調査を委託し、現行事業の評価・考察、今後の需要予測、更新手法の比較検討、建築候補地に係る図上調査等を行った。本調査は、この基礎的調査の経過と結果を前提として、調査の連続性を確保しつつ更に詳細な調査により内容の精度を向上させ、最終的には両調査を総合して一貫性のある調査分析結果を取りまとめる必要がある。 また、更新を行う場合に必要となる準備期間を考慮すると本調査は遅くとも令和8年10月末までには完了する必要があるため、短期間で効率的に的確かつ精緻な調査分析を行う必要がある。 そのため、調査の連続性、一貫性、効率性、有効性及び精度の確保の観点から、本調査を履行可能であるのは令和7年度の基礎的調査を履行した契約の相手方である事業者のみであり、当該事業者と随意契約を締結するものである。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社みずほ銀行
契約金額(円)	19,800,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局課医療連携推進課です。
電話番号 052-972-4212

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	環境薬務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	災害時応急用医薬品備蓄業務委託
概要	災害時に、市立中学校に設置された救護所において、救護班が傷病者の治療を行う際に必要な医薬品の備蓄を市内111か所の薬局において行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本件は、市立中学校の周辺の薬局に、災害時に必要な医薬品を備蓄するものである。市内の複数の薬局に対し、医薬品の備蓄を行わせるにあたり、各薬局との円滑な調整は不可欠である。 一般社団法人名古屋市薬剤師会は、市内989薬局の開設者及び勤務薬剤師で組織されており、市内1,299薬局（令和8年2月末現在）の大部分をとりまとめている。一般社団法人名古屋市薬剤師会は、市内における各薬局との調整が可能である唯一の団体であることから、本件を委託するものである。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人名古屋市薬剤師会
契約金額(円)	5,691,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局環境薬務課です。
電話番号 052-972-2651

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	食品衛生課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度食品衛生責任者講習会委託
概要	本市内の食品営業許可及び届出施設に選任が義務付けられている食品衛生責任者に対する集合型(教室型)及びeラーニングによる講習会の実施及び関連事務の委託
契約の相手方を選定した理由	1 理由 食品衛生責任者は、食品衛生法施行規則に基づき、全ての食品営業施設に対して設置が義務付けられている。 本講習会は、食品衛生責任者を対象として、食中毒や食品に関する事件の発生防止のため、施設における衛生管理の手法を習得させるものである。 講習会の実施者は、講習を行うとともに、各業種固有の疑問点にも解決方法を示し、業界全体の自主管理が向上するよう、食品衛生の自主管理に関する実践的な知識を有していることが必要である。また、受講者の情報を一元管理するとともに、集合型(教室型)及びeラーニングによる講習会を併せて行うことにより受講者の利便性を向上させることが必要である。 現在、上記のように全ての業種を網羅した食品衛生の自主管理を実践しており、集合型(教室型)及びeラーニングによる講習会を併せて実施しているのは食品衛生協会のみであり、本市で実施できるのは、日本食品衛生協会の支部である名古屋市食品衛生協会のみであることから、随意契約を締結するもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益社団法人 名古屋市食品衛生協会
契約金額(円)	6,490,340

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局食品衛生課です。
電話番号 052-972-2646

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	食品衛生課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市食の安全・安心情報システム等保守委託契約
概要	当該業務は、本市の委託により株式会社フューチャーインが平成20年度に開発した名古屋市食の安全・安心情報システム及びこれに付随した情報公開請求システムに係るファイル群（以下「本件システム等」という。）の保守を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本システムは、株式会社フューチャーインが所有するパッケージ（データを検索する方法など同社のノウハウをシステム化したもの）をベースに本市の発注仕様内容を実現するための改造・機能追加等を行い開発したものであり、本システムのうちパッケージ部分の著作権は株式会社フューチャーインが保有しており、同社以外での保守ができないため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社 フューチャーイン
契約金額(円)	2,254,560

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局食品衛生課です。
電話番号 052-972-2646

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	食品衛生課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度名古屋市犬の鑑札・狂犬病予防注射済票交付事務及び手数料収納事務委託
概要	動物病院及び狂犬病予防集合注射会場での狂犬病予防注射実施時に狂犬病予防法に基づく犬の鑑札・狂犬病予防注射済票交付事務及び、名古屋市保健衛生関係手数料条例に基づく犬の登録申請手数料・狂犬病予防注射済票交付手数料の収納事務を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	1 理由 (公社)名古屋市獣医師会は、市内91か所の動物病院で組織され、16区すべてに会員動物病院があることから、動物病院を利用する市民の利便性を確保できる市内唯一の団体と言える。 また、集合注射は4～5月の約2ヵ月間に35か所以上の会場において、獣医師等のスタッフにより実施しているが、スタッフの確保や円滑な運営が可能な団体は、市内における獣医師の職種団体として唯一の公益法人である当団体のみであり、当団体が本委託事務を実施することが、最も確実かつ効率的である。 以上から、(公社)名古屋市獣医師会が、本事業を確実かつ効率的に実施できる唯一の団体であることから随意契約とする。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益社団法人 名古屋市獣医師会
契約金額(円)	21,944,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局食品衛生課です。
電話番号 052-972-2649

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和8年3月31日
件名	令和8年度名古屋のびのび子育てサポート事務局支部運営委託
概要	地域の中での市民同士の助け合いによる子育て支援機能の充実を図るため、地域において子育ての援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）と、子育ての援助を受けたい者からなる会員組織を運営し、会員間の相互による子育ての援助活動を支援する「名古屋のびのび子育てサポート事業」の運営について、より身近な場所で、新たな入会希望者の利便性の向上を図るとともに、依頼への応答、活動時の支援等の充実を図ることを目的とし、市内8か所に事務局支部を設置し、その支部の運營業務について委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	名古屋のびのび子育てサポート事務局支部は、地域における子育ての相互援助活動の窓口として、新たな入会希望者への対応を行うとともに、依頼への応答や援助活動に関する会員からの相談等を行うものである。 支部を地域子育て支援センター事業を実施している民間保育所に設置することで、同センターを利用する在宅の子育て家庭や保育所を利用する家庭に対して、効果的に事業を紹介し利用してもらうことができると考えられる。 また、同センターは地域の関係機関との連携等の地域支援活動を実施しているため、地域特性をよく理解しながら相互援助活動の支援を行うことができ、包括的に地域の子育て支援を実施できる効果が非常に大きいと考えられる。 これらのことから、包括的、継続的かつ安定した事業運営を行うことができるのは、現行支部を設置する保育所以外にはないと考えられ、現運営を受託している法人と随意契約を行うもの。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	別紙のとおり
契約金額(円)	別紙のとおり

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号 052-972-3083

■令和8年度名古屋のびのび子育てサポート事務局支部運営委託 契約先一覧

区分	契約の相手方	契約金額（円）
北支部	（福）名北福祉会	5,840,950
西支部	（福）共育ちの会	5,650,550
中村支部	（福）長円寺福祉会	5,650,550
昭和支部	（福）枳中福祉会	5,515,350
瑞穂支部	（宗）名古屋イエスキリスト教会	5,759,750
南支部	（社）名古屋キリスト教社会館	5,964,750
守山支部	（社）和進奉仕会	5,515,350
名東支部	（社）フジ福祉会	5,542,550

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和8年3月19日
件名	令和8年度のびのび子育てサポート事業に係る各種保険の加入
概要	名古屋のびのび子育てサポート事業(厚生労働省補助事業であるファミリー・サポート・センター事業)について、活動中の事故や傷害について補償する「地域子育て支援補償保険」、「お見舞金制度」、研修会等の参加者が被った傷害について補償する「研修・会合傷害保険」、自動車を使用した送迎中の事故を補償する「移動サービス専用自動車保険」に加入するもの。
契約の相手方を選定した理由	随意契約を行う予定の一般財団法人女性労働協会は、各自治体のファミリー・サポート・センターの運営を支援するため、相談や交流会等の事業の実施や会員管理を円滑にするためのソフトウェアの開発等を長年行っており、制度の実態をよく把握している。同様の組織は、他に存在しない。 これらの保険は、女性労働協会が保険会社と協力し、ファミリー・サポート・センター事業において必要な補償に特化して設計したものであり、事故の際の対応も事業の状況を踏まえてスムーズに行うことができること、「地域子育て支援補償保険」と一緒に加入することができる女性労働協会独自の「お見舞金制度」があることも含め、同サービスを提供できる団体は他にないため、随意契約を行うもの。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般財団法人女性労働協会
契約金額(円)	4,303,290

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号 052-972-3083

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	児童福祉センター中央児童相談所相談課
契約締結日	令和8年3月13日
件名	名古屋市西部児童相談所音声マイニングシステム保守業務委託契約
概要	児童相談所相談業務支援システムについて、次の内容の保守業務を行うもの。 (1)システム保守 本件システムに障害が発生した場合、復旧作業を実施。 (2)運用支援 ア 問い合わせ対応 本件システムの操作や仕様、データ内容に関する問い合わせ対応を実施。 イ 停電時の対応 対応マニュアルを作成する。
契約の相手方を選定した理由	1 排他的権利・特殊な技術に係る特定役務 本システムは、NTT西日本株式会社が開発したものであり、その保守運用、質疑応答、障害復旧を行うにあたって必要なプログラム及びその構成、環境設定等に関する知識・情報を有する者は、当該開発者に限定されるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約
契約の相手方	NTT西日本株式会社
契約金額(円)	10,599,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局児童福祉センター中央児童相談所相談課です。電話番号:052-757-6111

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	児童福祉センター中央児童相談所相談課
契約締結日	令和8年3月31日
件名	名古屋市 特に支援を要する女子児童の受入体制強化に係る業務委託
概要	精神科医療機関へ入院の必要性はないが、他害行為や多動傾向にあり、他の児童にちょっかいをかける児童など、集団活動をする一時保護所の生活に馴染めない児童については、その特性に合った対応が可能な機関への委託が望ましいとされる。そのような女子児童への支援に対して知識と経験が豊富であり、常に児童の入所可能な状態を確保できるよう、空床の確保が可能であり、なおかつ必要なタイミングで速やかに委託一時保護を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 排他的権利 児童の特性を十分に理解するとともに、一時保護に対しての知識と経験が豊富であり、常に5室の空床を確保できる機関として、自立援助ホームやグループホーム等の施設に限定される。 2 特殊な技術に係る特定役務 事業開始にあたり、自立援助ホームやグループホーム等を実施可能であるか確認したところ、女子児童用の空床5部屋の確保については、特定非営利活動法人くらし応援ネットワークのみが対応可能という事であった。 以上の経過から、本事業を実施するにあたり、受託することができる団体は同法人に限定されるものであり、契約の性質が競争入札に適さないため、随意契約とするもの。 3 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約
契約の相手方	特定非営利活動法人くらし応援ネットワーク
契約金額(円)	18,589,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局児童福祉センター中央児童相談所相談課です。電話番号:052-757-6111

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	児童福祉センター中央児童相談所相談課
契約締結日	令和8年3月31日
件名	名古屋市 特に支援を要する男子児童の受入体制強化に係る業務委託
概要	精神科医療機関へ入院の必要性はないが、他害行為や多動傾向にあり、他の児童にちょっかいをかける児童など、集団活動をする一時保護所の生活に馴染めない児童については、その特性に合った対応が可能な機関への委託が望ましいとされる。そのような男子児童への支援に対して知識と経験が豊富であり、常に児童の入所可能な状態を確保できるよう、空床の確保が可能であり、なおかつ必要なタイミングで速やかに委託一時保護を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 排他的権利 児童の特性を十分に理解するとともに、一時保護に対しての知識と経験が豊富であり、常に5室の空床を確保できる機関として、自立援助ホームやグループホーム等の施設に限定される。 2 特殊な技術に係る特定役務 事業開始にあたり、自立援助ホームやグループホーム等を実施可能であるか確認したところ、男子児童用の空床5部屋の確保については、特定非営利活動法人陽和のみが対応可能という事であった。 以上の経過から、本事業を実施するにあたり、受託することができる団体は同法人に限定されるものであり、契約の性質が競争入札に適さないため、随意契約とするもの。 3 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約
契約の相手方	特定非営利活動法人 陽和
契約金額(円)	18,589,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局児童福祉センター中央児童相談所相談課です。電話番号:052-757-6111

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	児童福祉センター中央児童相談所相談課
契約締結日	令和8年3月31日
件名	児童虐待相談等法律問題援助事業に係る業務委託契約
概要	児童相談所が児童虐待相談等に対応するにあたり、児童相談所の職員が法的な問題について、弁護士から助言・指導等を受けることにより、適正かつ効果的な相談援助業務を確保することを目的として、弁護士による法律相談業務や司法的対応業務（家庭裁判所への申立て等）に係る委託契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 排他的権利 児童相談所と子どもサポート弁護団は「児童虐待防止のための機関連携に関する協定書」を締結し、日頃から連携しながら児童虐待防止対策を推進しており、平成16～27年度、令和2～7年度に同様の業務を委託して実施していた実績がある。 2 特殊な技術に係る特定役務 子どもサポート弁護団は愛知県からも平成15年度から現在に至るまで、同様の業務を随意契約により受託しており、こうした状況を勘案すると、業務を適切に履行することができる事業者は当該団体に限定されるため。 3 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約
契約の相手方	子どもサポート弁護団
契約金額(円)	3,168,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局児童福祉センター中央児童相談所相談課です。電話番号:052-757-6111

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	児童福祉センター中央児童相談所相談課
契約締結日	令和8年3月25日
件名	名古屋市児童相談所相談業務支援システム保守業務委託契約
概要	児童相談所相談業務支援システムについて、次の内容の保守業務を行うもの。 (1)データ保守 ア システム障害発生時のデータ復旧 本件システムに障害が発生した場合、バックアップからの復旧作業を実施。 (2)運用支援 ア 問い合わせ対応 本件システムの操作や仕様、データ内容に関する問い合わせ対応を実施。 イ システムの改善対応 名古屋市が指定するシステムの修正、各種帳票の追加等に対応するため、月一回程度打ち合わせを実施し、現行の児童相談所業務に沿うように改修を行う。 ウ 停電時の対応 電気設備点検等に伴う停電に対してあらかじめ必要な対応を行うほか、予期しない停電が長時間に及んだ場合に必要な対応を実施。
契約の相手方を選定した理由	1 排他的権利・特殊な技術に係る特定役務 本システムは、株式会社ソフテムが開発したものであり、その保守運用、質疑応答、障害復旧を行うにあたって必要なプログラム及びその構成、環境設定等に関する知識・情報を有する者は、当該開発者に限定されるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約
契約の相手方	株式会社ソフテム
契約金額(円)	11,253,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局児童福祉センター中央児童相談所相談課です。電話番号:052-757-6111

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	電子複写機の仕様にかかる操作方法の指導、保守、必要な消耗品の供給契約
概要	令和8年度子ども青少年局において使用する電子複写機(7台)の使用にかかる操作方法の指導、保守、必要な消耗品の供給を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に検討した結果、キヤノンシステムアンドサポート株式会社と契約をするものである。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	キヤノンシステムアンドサポート株式会社 中部営業本部
契約金額(円)	7,898,880

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局総務課です。
電話番号 052-972-3192

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市産後ケア事業
概要	出産後1年以内の産婦及び乳児に対して、医療機関等において宿泊型、通所型、訪問型によるケアの実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、出産後1年以内の産婦及び乳児に対して、医療機関等において宿泊型、通所型、訪問型による心身のケア及び育児手技等の指導・助言を行う事業である。 育児困難感を抱える母親に対して助産師が寄り添い、きめ細やかな支援を必要とする事業の性格上、名古屋市産後ケア事業事業者登録実施要綱に規定する登録基準を満たす事業者から申請を受け、審査の上、登録を決定した事業者において、母子への心身のケアを実施するとともに育児に資する指導等を実施している。これらの登録事業者と契約しなければ必要な支援を実施することができないため、随意契約を行うもの。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	別紙参照
契約金額(円)	別紙参照

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号 052-972-2629

令和8年度 産後ケア事業契約相手方一覧

別紙

事業者名	契約金額(円)
医療法人 一真会	13,640,000
医療法人 平針北クリニック	10,080,000
日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院	8,540,000
箕浦 砂也子	8,000,000
医療法人 博報会(上野産婦人科)	5,380,000
医療法人 博報会(名古屋バースクリニック)	5,370,000
森川 和枝	4,990,000
なごや助産院	3,460,000
医療法人医聖会	3,220,000
医療法人 東恵会	2,940,000
公立大学法人名古屋市立大学	2,860,000
あお助産院	2,770,000
医療法人 岩田病院	2,650,000
田口 絢子	2,570,000
一般社団法人ママズケア	2,380,000
松下 知子	2,120,000
羽立 泉恵	2,000,000

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市産前・産後ヘルプ事業委託
概要	本事業にかかる生活家庭支援員（ヘルパー）の派遣及びサービスの提供、利用者負担額の徴収及び事業実績報告等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、妊産婦の体調不良時に自宅にヘルパーが訪問し、家事や育児の支援を行う事業である。 妊産婦に対して細やかで継続的な支援が必要とされる事業の性格上、指定訪問介護事業者又は本市が定める登録基準を満たす事業者から申請を受け、審査の上、登録を決定した事業者からヘルパーを派遣している。 これらの登録事業者と契約しなければ切れ目なくヘルパーを派遣することが困難となり、さらに支援の質が確保できないことから円滑に事業が実施できない。 なお、登録事業者は随時募集している。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	別紙のとおり
契約金額（円）	別紙のとおり

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号 052-972-3083

令和8年度 産前・産後ヘルプ事業契約相手方一覧

事業者名	契約上限額(円)
有限会社 ナゴヤ・ベビーシッター・サービス	4,790,000
株式会社ポピンズファミリーケア	15,600,000
社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会	4,370,000
株式会社 ラヴィ	2,200,000
オフィス・パレット株式会社	6,160,000
株式会社 イコニコ・カンパニー	10,860,000
株式会社リズムリット	9,330,000
LAGOM合同会社	3,740,000
株式会社愛真会	6,120,000
株式会社ベアーズ	2,400,000

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	子どもあんしん電話相談事業に関する業務委託
概要	夜間の子どもの急な発熱や事故などの場合に、家庭での応急手当や見守り方、医療機関への受診の必要性や育児、母子の健康に関することなどについて、看護師等が電話でアドバイスをする「子どもあんしん電話相談事業」の実施全般を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、夜間の急な病気や事故に係る様々な事案に対し、迅速かつ的確に電話対応することが求められることから、電話対応が可能な経験豊富な看護師を複数確保していることと、市内で救急医療を行っている医療機関について豊富な情報を有していることが必要となる。 あわせて、本事業の開設時間である夜間において、相談内容により直ちに医師から助言を得ることのできる態勢が必要であることと、緊急を要する場合に即座に医療対応できることが望ましく、夜間対応可能な急病センターで実施することで、これらの要求に応える必要がある。 以上のことから、本市内において夜間対応可能な急病センターを運営しており、これらの要件を満たす唯一の団体である（一社）名古屋市医師会と契約するもの。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	（一社）名古屋市医師会
契約金額（円）	17,277,604

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号 052-972-2629

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	妊婦タクシー利用支援事業委託
概要	本市が発行する妊婦のための緊急時タクシー利用券の提出があった際に、タクシー料金のうちから提出された利用券の枚数に500円を乗じた金額を控除する。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、妊婦の緊急時の移動に係る身体的・精神的負担の軽減を図るため、妊婦のための緊急時タクシー利用券を交付し、タクシーによる移動支援を行うことを目的としている。 事業の性質上、名古屋交通圏のタクシーを運用しているタクシー協会等の事業者から申請を受け、登録を決定した事業者に業務委託を予定している。これらの登録事業者と契約しなければタクシーを利用した移動支援を行うことができないため、随意契約を行う。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約
契約の相手方	別紙のとおり
契約金額(円)	別紙のとおり

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号 052-972-3961

(別紙)妊婦タクシー利用支援事業委託

業者名	契約上限額
名古屋タクシー協会	102,281,060円
名古屋市個人タクシー協同組合	2,335,010円

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	妊婦・子育て家庭応援金にかかる支給関連業務等委託
概要	国の妊婦のための支援給付に基づき、伴走型相談支援と一体的に実施する経済的支援として、妊娠・出生届出後にそれぞれ5万円を支給する名古屋市妊婦・子育て家庭応援金（以下「応援金」という。）支給事業を実施している。 当該事業の実施に際し、福祉総合情報システム（以下「本システム」という。）上のデータをもとにした対象者の抽出作業、抽出した対象者への申請書データの作成・印刷作業、返送された申請書のデータ化作業、支払処理等の支給関連業務について委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本システムは、株式会社アイネスが開発し、著作権を有する基本設計部分をベースに、本市独自の仕様追加や、制度改正への対応等を行いながら、現在に渡り継続して使用しているものであり、基本設計部分の著作権を有する同社以外の者がそれを利用し、支給関連業務等を実施することはできないため。 また、返送された申請書を迅速にデータ化処理し、早急な応援金支給を実施するため、データ化処理に最適化した申請書（バーコード印字等）を作成する必要があるため、株式会社アイネス以外に申請書の作成・印刷業務を委託すると、応援金支給の遅れにつながるため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	アイネス中部支社（株）
契約金額（円）	17,014,844

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号 052-972-3961

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度妊婦健康診査等委託
概要	妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児一般健康診査及び新生児聴覚検査を名古屋市医師会に委託して実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 市民の利便性を重視し、実施医療機関として地域の身近な医療機関を多数確保する必要がある。 2 市内2,489か所ある医療機関のうち、約80%が名古屋市医師会の会員になっている。他に同様の法人は存在せず、本事業を確実に実施できる唯一の団体である。 3 各医療機関と個別に契約を結ぶ方式では、事務手続き等が膨大となり、年度当初からの健康診査を開始できない。また、事業の取り扱いの変更等があった場合、各医療機関への周知徹底に非常に手間がかかり市民サービスに影響が出る恐れもある。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人名古屋市医師会
契約金額(円)	1,935,147,396

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号 052-972-3083

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	妊婦健康診査等委託
概要	妊婦健康診査、産婦健康診査及び新生児聴覚検査を愛知県助産師会に委託して実施するもの
契約の相手方を選定した理由	1 市民の利便性を重視し、実施医療機関として地域の身近な助産所を多数確保する必要がある。 2 県内の全ての助産所が会員になっている。他に同様の機関は存在せず、本事業を確実かつ効率的に実施できる唯一の団体である。 3 各助産所と個別に契約を結ぶ方式では、事務手続き等が膨大となり、年度当初からの健康診査を開始できない。また、事業の取り扱いの変更等があった場合、各助産所への周知徹底に非常に手間がかかり市民サービスに影響が出る恐れもある。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益社団法人愛知県助産師会
契約金額(円)	6,831,570

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号 052-972-3083

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	母子保健システム運用における健康診査等帳票の点検、読込及び集計業務
概要	妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児一般健康診査、妊産婦歯科診査、新生児聴覚検査について、医療機関等から送付される実施報告書等の帳票の点検と、母子保健システムへの読込、入力及び支払統計等の作成業務を委託する。
契約の相手方を選定した理由	当該業務の履行にあたっては、健康診査等の受診データをOCR機器により母子保健システムに読込む必要がある。その際には専用の読込プログラムと読込み設定が必要となることから、母子保健システムの開発業者である株式会社アイネス以外の利用については、当社の著作権を侵害する。 また、上記業務の前提となる点検業務についても、専用の読込プログラム等を念頭に置いた帳票の作成を行う必要があるとともに、点検内容に基づいたプログラムの修正も継続的に行っていく必要があるため、同社への委託契約とする必要があるもの。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	(株)アイネス 中部支社
契約金額(円)	10,668,196

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号 052-972-3083

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	妊産婦歯科診査等委託
概要	母子保健法に基づく妊産婦歯科診査を名古屋市歯科医師会に委託して実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1.市民の利便性を重視し、実施医療機関として地域の身近な歯科医院を多数確保する必要がある。 2.市内1,418か所ある歯科医院のうち、約80%が当該団体の会員になっている。他に同様の法人は存在せず、本事業を確実に効率的に実施できる唯一の団体である。 3.各歯科医院と個別に契約を結ぶ方式では、事務手続き等が膨大となり、年度当初からの歯科診査を開始できない。また、事業の取り扱いの変更等があった場合、各歯科医院への周知徹底に非常に手間がかかり市民サービスに影響ができる恐れもある。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人名古屋市歯科医師会
契約金額(円)	71,753,660

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号 052-972-3083

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	なごや妊娠SOSに関する業務委託
概要	思いがけない妊娠等に悩む人及びその家族等が、電話、メール、LINEにて相談できる窓口の開設のほか、相談員の研修等、なごや妊娠SOS事業について委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、思いがけない妊娠等に悩む人及びその家族等からの相談を受ける業務であり、妊娠や出産といった医療に直接関わる相談に対応することが求められる。そのため、妊娠・出産に関する医療や医療機関情報(各医療機関における医師の配置状況、術式の方法や処置件数等)、柔軟な電話対応が可能な保健看護職が必要であり、医療の領域に及ぶ内容については的確に対応するために医師に助言を求めることができる実施体制が必要である。一般社団法人名古屋市医師会は総合的にこれらの機能を持っている唯一の機関であり、さらに相談対応のための専用の一室を同一施設内で確保できることから、本団体と契約するもの。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	(一社)名古屋市医師会
契約金額(円)	6,868,875

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号 052-972-2629

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	「共働きカップルのためのパパママ教室」事業に関する委託契約
概要	共働き夫婦を対象として、妊娠期及び産褥期の母体の健康管理、夫婦の協力に関する講話や育児体験、子育て支援サービスなどの情報提供などを行う教室の企画及び準備、運営など事業の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、妊娠・出産に係る医学的専門知識に基づき保健指導を行うものである。従って、医学的専門知識をもつ保健師若しくは助産師が行う必要がある。また、毎回複数の保健師若しくは助産師が従事できる体制確保が必要である。 公益社団法人愛知県助産師会は、助産師が会員となっている県内唯一の団体である。臨床経験豊富なこれら医学的専門知識を有する専門職が、年間を通して事業を実施できる体制が整っているのは本団体のみである。そのため、本団体と随意契約を締結する。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	(公社) 愛知県助産師会
契約金額(円)	4,204,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号 052-972-2629

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	社会的養育ステップハウス事業業務委託
概要	児童自立援助事業所及び児童養護施設等を退所して就労又は就学し自活する者に対し、児童自立生活援助事業所職員による巡回見守を行う住居を提供することで、無理のないステップでの自立を促進し、自立後の生活の安定を図ることを目的とした社会的養育ステップハウス事業を実施するにあたっての一連の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業の対象者は施設等を退所し、就労又は就学して自活するにあたり、住居支援が必要と判断される者であり、事業者の主な業務は対象者の社会的自立に向けた生活支援及び就労継続支援等である。そのため、同じような年齢層の児童を対象とする児童自立生活援助事業を既に実施しており、支援のノウハウや経験が十分に蓄積されている事業者が適当である。 本市の児童自立生活援助事業者のうち、就労支援のノウハウや経験が十分に蓄積されており、関係機関との効果的かつ円滑な連携ができる法人は、名古屋市児童擁護施設等退所児童就労支援事業を実施している社会福祉法人昭徳会のみである。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2項に基づく随意契約を締結するもの。
契約の相手方	社会福祉法人 昭徳会
契約金額(円)	19,355,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども福祉課です。
電話番号 052-972-2519

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市こどもの意見表明等支援事業業務委託
概要	本市児童相談所により、一時保護所や市内児童養護施設、里親又はファミリーホーム等において一時保護又は入所措置等されている児童等に対し、児童相談所や施設の職員、里親とは異なる第三者（意見表明等支援員）が意見を聴取し、当該児童等の意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所等との連絡調整等を行い、もってこどもの権利擁護を推進することを目的とする事業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は令和6年10月1日から長期継続契約を締結しており、令和8年3月31日に契約期間が満了する。本事業は令和8年度以降もこどもの意見表明権の保障のため継続していく必要がある。次の事業者は、こどもの権利擁護についての専門性があり、こどもの意見表明支援についての実績を有している事業者を選定する予定としている。 こどもの意見表明支援を行う本事業はこどもや関係機関との信頼関係の構築が不可欠であることから、次期事業者を選定するまでの短期間のみ新規事業者を実施させることは、業務の性質上、適当ではない。また、短期間なため十分な研修等が困難であり、他の事業者が代替して実施することは不可能と考えられるため。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人 愛知PFS協会
契約金額(円)	2,994,785

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども福祉課です。
電話番号 052-972-2519

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市保護者支援事業業務委託
概要	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及び児童虐待を行った保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを実施することにより健全な親子関係の形成を図るとともに、児童相談所職員をはじめ子どもの支援を行う者に対し研修を実施し人材育成を行うことにより児童虐待を防止することを目的とする。
契約の相手方を選定した理由	名古屋市保護者支援事業は、令和4年度に事業開始し、直近の契約では、令和6年8月1日から令和8年3月31日までの長期継続契約としていた。 この事業は、令和8年度以降も継続して運営していく必要があるが、その業務内容については、これまでの実践から得た知見を基に、より実効性を高めるための仕様のアップデートが必要と考えている。次の事業者の選定に当たっては、仕様書においてアップデートの大枠を示した上で、候補者から具体的な提案を募る必要があり、プロポーザル方式により事業者を選定することを予定している。 新契約に移行するまでの期間については現行の枠組みで運営を行うが、3月以前から相談している方への継続的な対応等、相談機関として最低限求められる継続性を担保するためには、唯一本事業の運営実績があり、ペアレントトレーニングにかかる豊富なノウハウや、児童相談所等他支援機関との関係を有する事業者による運営でなければ支障をきたすため。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人 青少年養育支援センター陽氣会
契約金額(円)	4,189,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども福祉課です。
電話番号 052-972-3979

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市ヤングケアラー支援事業業務委託
概要	ヤングケアラーの相談ニーズを受け止め、気軽に相談できる専用窓口を設置するほか、ヤングケアラー同士の交流を促進するオンラインサロン等の開催や、関係機関の理解と連携の促進のための研修等を実施することによりヤングケアラーを支援する「なごやヤングケアラーコネクトPocket」の運営を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	「なごやヤングケアラーコネクトPocket」は、名古屋市ヤングケアラー支援事業として、令和6年10月21日に開設した。本事業は、その開設準備も含めて同年9月1日から令和8年3月31日までの長期継続契約としていた。 なごやヤングケアラーコネクトPocketは、令和8年度以降も継続して運営していく必要があるが、その業務内容については、これまでの実践から得た知見を基に、より実効性を高めるための仕様のアップデートが必要と考えている。次の事業者の選定に当たっては、仕様書においてアップデートの大枠を示した上で、候補者から具体的な提案を募る必要があり、プロポーザル方式／総合評価方式により事業者を選定することを予定している。 新契約に移行するまでの期間については現行の枠組みで運営を行う。しかし、3月以前から相談している方への継続的な対応等、相談機関として最低限求められる継続性を担保するためには、唯一本事業の運営実績があり、ヤングケアラーの相談にかかる豊富なノウハウや、子ども・若者総合相談センター等他支援機関との関係を有する事業者による運営でなければ支障をきたすため。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人 草の根ささえあいプロジェクト
契約金額(円)	3,999,952

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども福祉課です。
電話番号 052-972-3979

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市養育支援ヘルパー事業業務委託契約
概要	本事業は、不適切な養育状態にあるなど、虐待のおそれ又は虐待のリスクが高い家庭であって、本来、児童の養育についての支援が必要でありながらも、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対して、ヘルパーを派遣し、継続的な訪問による家事・育児の支援を行うことで、当該家庭における児童の安定した養育を図るもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、不適切な養育状態にあるなど、虐待のおそれ又は虐待のリスクが高い家庭であって、本来、児童の養育についての支援が必要でありながらも、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対して、ヘルパーを派遣し、継続的な訪問による家事・育児の支援を行うことで、当該家庭における児童の安定した養育を図ることを目的としており、名古屋市養育支援ヘルパー事業者登録等実施要綱に基づき登録を行った事業者、及び名古屋市産前・産後ヘルプ事業実施要綱に基づき名古屋市産前・産後ヘルプ事業を受託している事業者のうち、本事業の受託を希望する事業者に事業の実施を委託している。これらの事業者と契約しなければ、切れ目なくヘルパーを派遣することが困難となり、支援の質が確保できないことで、円滑に事業が実施できないため。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	①社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 ②有限会社ナゴヤ・ベビーシッター・サービス ③株式会社イコニコ・カンパニー
契約金額(円)	①5, 000, 000円 ②3, 500, 000円 ③2, 200, 000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども福祉課です。
電話番号 052-972-3979

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市若年女性へのアウトリーチモデル事業業務委託
概要	「困難な問題抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性を発見し、相談機関を周知・案内することや、同時に実施する簡易的な相談場所を兼ねた居場所へ案内し、若年女性への自立へとつなげていくために、繁華街やSNS上での見回りを実施する。
契約の相手方を選定した理由	当該事業は、支援につながりにくい困難な問題を抱える若年女性を支援につなげることを目的として、令和7年7月より実施している。継続的に事業を実施することで利用者との関係性を構築し支援につながっており、期間を空けることなく令和8年度も継続していく必要があり、次の事業者選定にあたってはプロポーザル方式により事業者選定を予定している。 新契約に移行するまでの期間(令和8年4月～6月)については現行の枠組みで運営を行うが、現実施事業者はこれまでの利用者及び関係者と信頼関係を構築しており、当該期間のみの新規事業者による実施は、利用者への影響及び業務の継続性の観点から適当ではない。また、短期間のため実施場所の確保や従事スタッフへの研修などが困難であり、必要とする事業実施が望めないため、他の事業者が代替して実施することは不可能である。 以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、現実施事業者と随意契約を行う。
契約の相手方	一般社団法人 愛知PFS協会
契約金額(円)	4,200,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども福祉課です。
電話番号 052-972-2519

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	運営指導管理システムにおけるクラウドサービス運用支援業務委託
概要	クラウドサービスを利用した運営指導管理システム（以下「システム」という）は、令和7年度に開発を行い、令和8年度からの運用開始を予定している。令和8年度以降も引続きシステムに対する運用支援及び改善業務等を行う必要があることから、業務の委託を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	運営指導におけるデジタルトランスフォーメーションを推進し、事業者の利便性向上と庁内の事務の業務改善を行うため、クラウドサービスを利用した運営指導管理システムの構築を行ったところである。 本システムは、市内の全ての障害児通所支援事業所等が利用するシステムであり、安定した稼動が必要不可欠である。また、障害児支援の業務に支障を来さぬよう、障害が発生した場合の復旧やシステム修正等にも迅速に対応することが要求される。 このような対応ができるのは、開発したソフトウェアに関する全ての情報を保有し、運用のための必要な知識を有する株式会社NTTデータ東海に限定されるため、随意契約をするものである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額(円)	6,490,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども福祉課です。
電話番号 052-972-3187

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	公立児童発達支援センターの利用料・食費の収納管理にかかる帳票出力処理業務
概要	児童福祉法に基づく障害児通所支援を公立児童発達支援センターで利用する際の利用料・食費の収納管理に係る納付書、口座振替開始通知書、納入通知書、督促状、調定関係書類等の作成における事務処理を各公立児童発達支援センターでの処理によらず、福祉総合情報システムによる処理を行うことにより、事務の合理化・効率化を図るもの。
契約の相手方を選定した理由	1 排他的権利 現在稼働している本業務システムは、TIS株式会社が構築して株式会社三菱UFJ銀行が令和6年度から引き継いでいるものであり、当該システムに係るプログラムの著作権は株式会社三菱UFJ銀行が有しているため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アイネス 営業本部
契約金額(円)	1,907,840

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども福祉課です。
電話番号 052-972-2520

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども福祉課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	児童福祉法等関係利用者負担金収納管理事務運用委託業務
概要	児童福祉法に基づく障害児通所支援を公立児童発達支援センターで利用する際に発生する利用料・食費における収納管理事務の運用を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 排他的権利 現在稼働している本業務システムは、TIS株式会社が構築して株式会社三菱UFJ銀行が令和6年度から引き継いでいるものであり、当該システムに係るプログラムの著作権は株式会社三菱UFJ銀行が有しているため。 2 特殊な技術に係る特定役務 当該システムは、TIS株式会社が持つ技術・手法をもって開発され株式会社三菱UFJ銀行が令和6年度から引き継いでいるものであり、そのプログラム構成及びデータの暗号化に係る手法を知るものは、移行先である株式会社三菱UFJ銀行に限定されるため。 3 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社三菱UFJ銀行 東海公務部
契約金額(円)	13,446,705

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども福祉課です。
電話番号 052-972-2520

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	児童福祉センター中央児童相談所相談課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	中央児童相談所における富士フイルムビジネスイノベーション社製電子複写機の複写に必要とする消耗品等の供給契約
概要	富士フイルムビジネスイノベーションAC7070-PFS型複写機の複写に必要な消耗品等の供給に関する契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 排他的権利 本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 2 特殊な技術に係る特定役務 本件は、この協定に基づき、価格をはじめ、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約をするものである。 3 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約
契約の相手方	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 愛知支社
契約金額(円)	1,598,784

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局児童福祉センター中央児童相談所相談課です。電話番号:052-757-6111

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	児童福祉センター中央児童相談所相談課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	中央児童相談所一時保護所における富士フイルムビジネスイノベーション社製電子複写機の複写に必要とする消耗品等の供給契約
概要	富士フイルムビジネスイノベーションAC4570-PFS型複写機の複写に必要な消耗品等の供給に関する契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 排他的権利 本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 2 特殊な技術に係る特定役務 本件は、この協定に基づき、価格をはじめ、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約をするものである。 3 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約
契約の相手方	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 愛知支社
契約金額(円)	376,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局児童福祉センター中央児童相談所相談課です。電話番号:052-757-6111

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	児童福祉センター中央児童相談所相談課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	中央児童相談所相談課里親担当における富士フイルムビジネスイノベーション社製電子複写機の複写に必要とする消耗品等の供給契約
概要	富士フイルムビジネスイノベーションAC4570-PFS型複写機の複写に必要な消耗品等の供給に関する契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 排他的権利 本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 2 特殊な技術に係る特定役務 本件は、この協定に基づき、価格をはじめ、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約をするものである。 3 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約
契約の相手方	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 愛知支社
契約金額(円)	828,624

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局児童福祉センター中央児童相談所相談課です。電話番号:052-757-6111

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	児童福祉センター中央児童相談所相談課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市里親養育包括支援事業に係る業務委託契約
概要	名古屋市里親養育包括支援事業は、市内1か所に里親養育包括支援機関（以下「機関」）を設置し、機関と児童相談所が連携しながら、里親希望者の面接や社会調査、里親と子どものマッチング、里親への訪問指導等に至るまでの一貫した里親養育支援を総合的に実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 排他的権利 機関の業務内容に里親への訪問指導が含まれているため、機関には里親支援専門相談員を配置することとしており、本事業を受託することができるのは里親支援専門相談員を既に配置している児童福祉施設（乳児院・児童養護施設）の運営法人に限定される。 2 特殊な技術に係る特定役務 令和3年10月の事業開始にあたり、本事業への参入意向調査を実施したところ、乳児院ほだかを運営する社会福祉法人中央有鄰学院以外からは「参入意向無し」との意向が示されたため、以降、同法人との業務委託契約を締結している。 なお、子ども福祉課が令和7年3月に策定した「社会的養育推進計画2029」において、令和11年度までに里親支援センターを市内2カ所設置することを目標としている。現在は1カ所であるが、そこは里親養育包括支援機関事業を受託し、里親支援の経験を積んだうえ、令和7年1月に里親支援センターとなっている。里親支援センターについては、里親養育包括支援機関事業を受託し、里親支援の経験を積んだうえで開設することでスムーズな業務遂行が可能となると考える。 計画策定にあたり、市内施設に対して子ども福祉課が令和6年5月に実施したアンケートでは、令和11年度までの里親支援センターの開設意向があるところは乳児院ほだかを運営する同法人のみであり、令和7年7、8月に実施した施設ヒアリングにおいても同様の状況であった。 以上の経過から、令和8年度も引き続き本事業を実施するにあたり、受託することができる団体は同法人に限定されるものであり、契約の性質が競争入札に適さないため、随意契約とするもの。 3 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約
契約の相手方	社会福祉法人中央有鄰学院
契約金額(円)	29,697,905

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局児童福祉センター中央児童相談所相談課です。電話番号:052-757-6111

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	幼保企画課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	民間保育所等保育士就職マッチングシステム事業委託
概要	保育所等が保育士等を安定して確保できるよう実施する、名古屋市民間保育所等マッチングシステムを利用した民間保育所等と保育士等とのニーズにあわせた職業紹介及びシステム内の求人・求職の管理業務の委託、マッチングに付随する関係機関との連絡調整、民間保育所等の広報、民間保育所等への雇用に関する研修などの業務委託。(令和8年4月1日から令和9年3月31日)
契約の相手方を選定した理由	公益社団法人名古屋私立保育連盟(以下、「名保連」という。)は、市内民間保育所等の基盤の確立と保育事業の振興を図ることを目的に、市内民間保育所等の代表者によって組織される団体であり、その団体加入率は9割に上る。また、名保連の活動は、市内民間保育所等への研修の定期的な実施や保育士養成施設等の関係機関との定期的な情報交換などの実績がある。 本事業を行う事業者は、有料職業紹介事業の許可を得ていること、市内の保育関係の求人・求職の動向を正確に把握し、かつ、保育所等の個別のニーズを把握し細やかな相談ができることが必要である。 市内の保育事業に係る公益的な活動を目的とし、かつ各保育所等と個別のつながりを持つ名保連は、当該業務委託の目的を達成するに必要なすべての条件を満たす唯一の法人であることから、当該事業委託契約の相手方として選定した。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益社団法人名古屋私立保育連盟
契約金額(円)	4,590,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局幼保企画課です。
電話番号 052-972-2524

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	幼保企画課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	民間保育所等保育士就職マッチングシステム保守業務委託
概要	本市のサブサイトとして、令和2年4月より運用を開始している、インターネット上で求職者と求人者をマッチングするシステムの保守業務委託
契約の相手方を選定した理由	本システムサイトは、本市のサブサイトとして、株式会社アドプランナー及びその委託先である株式会社ONEWEBが令和元年度に開発、令和2年4月より運用を開始している、インターネット上で求職者と求人者をマッチングするシステムである。 本システムサイトはスクラッチ(打ち合わせを重ねてゼロからシステム開発)により構築されていることから、本システムサイトに関する資料やノウハウは開発した株式会社ONEWEBしか保有していない。 システム保守は、予期せぬエラーやバグが発生した際の調整や修正、要件の追加等を継続的に行う必要があるが、インターネット上で不特定多数の個人情報を24時間365日取り扱うため、システムを契約開始日から常に安全にかつ確実に稼働するためには、保守開始日(契約開始日)からプログラム構成及びデータ処理に係るすべての手法を知る必要がある。また、現在、システムのサーバーはが契約・管理をしているため、システムの運用を継続しながら、データサーバーを移行し再設定(再構築)を行う必要がある。 株式会社ONEWEB以外が保守を行う場合、予期せぬエラーやバグが発生した場合に、問題個所の発見・修正に時間を要する、また、問題が解決できない場合には開発元に別途対応を依頼する必要があるなどにより、対応に遅れが生じることがあることから、個人情報を24時間365日取り扱う本サイトにおいては情報の安全性を担保することが困難である。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社ONEWEB
契約金額(円)	2,410,760

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局幼保企画課です。
電話番号 052-972-2524

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	幼保企画課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度名古屋市病児・病後児デイケア事業業務委託
概要	病気又は病気の回復期にあることから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で育児を行うことができない児童を施設で一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とした病児・病後児デイケア事業の運営に関する業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	契約の相手方は、全市における配置バランス等を踏まえ、事業の実施基準を満たすとして指定されている施設の設置者であり、これまで事業を適正かつ誠実に実施してきている。なお、指定に当たっては、名古屋市医師会からの推薦を受けている。 また、本事業は、周知及び利用者の利便性の観点から、従前からの実施場所(施設)が望ましい上、施設には事業の実施に必要な改修等の整備がなされており、施設を変更することは非効率である。 以上の理由により、引き続き契約の相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	別紙一覧のとおり
契約金額(円)	別紙一覧のとおり

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局幼保企画課です。
電話番号 052-971-1101

契約の相手方	施設名	契約金額(円)
医療法人あんどファミリークリニック	ほいみん	22,563,000
医療法人アライフサポート	ココカラキッズケア	20,472,000
北医療生活協同組合	にじ	20,472,000
医療法人みわたクリニック	LaLaLu	31,057,000
医療法人ふじたファミリークリニック	みらい	21,188,000
医療法人ネオキッズ	ひよこ	8,828,000
荒川内科医院	もらいぼしKids	20,581,000
医療法人としわ会	病児・病後児保育シャイン	20,472,000
ひばりがおかこどもとアレルギーのクリニック	かるがも	20,472,000
横山内科小児科	マミーのいえ	25,175,000
ひばりがおかこどもとアレルギーのクリニック	ひばりの森	22,505,000
宮の森クリニック 耳鼻咽喉科	きのみ	22,394,000
医療法人純正会 名古屋西病院	あらこ	20,472,000
公益社団法人日本海員掖済会 名古屋掖済会病院	キッズポートえきさい	12,752,000
社会医療法人宏潤会 大同病院	ひだまり病児保育室	20,581,000
医療法人名南会	そらっこ病児保育室	20,581,000
医療法人Acofeliz	doudou	20,472,000
南医療生活協同組合 総合病院南生協病院	にこにこ	20,581,000
たかぎクリニック	よつば	29,159,000
医療法人松川クリニック	プチポケット	23,132,000
公益社団法人名古屋民間保育園連盟	すくすく北	20,581,000
社会福祉法人親和会	すくすく港	6,163,000

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	保育運営課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	公立保育所における非常通報装置保守点検業務委託
概要	公立保育所に設置している非常通報装置(SPE110型、PFE800型またはPFE900型)の保守及び点検の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	現在、保育所に設置している非常通報装置(SPE110型、PFE800型またはPFE900型)は、テルウェル開発の装置で金融機関仕様となっており、防犯上の問題から他の防犯会社へ保守ノウハウの提供を行っていない。また、通報装置本体に異常等を監視する24時間自己診断機能があり、同社の通報機センターに自動通報する仕組みとなっている。そのため、テルウェルは、保守・点検できる唯一の会社である。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結するもの。
契約の相手方	テルウェル西日本株式会社
契約金額(円)	2,031,480

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局保育運営課です。
電話番号 052-972-2525

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	保育運営課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン社製電子複写機の複写に必要なとする消耗品等の供給
概要	本件は富士ゼロックス社製電子複写機の複写に必要なとする消耗品等の供給を受けるもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行うより有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件はこの協定に基づき、価格、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討し、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約をするものである。
契約の相手方	富士フイルムイノベーションジャパン(株) 愛知支社
契約金額(円)	6,363,684

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局保育運営課です。
電話番号 052-972-2525

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	保育運営課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	保育業務システムにおけるクラウドサービス運用支援業務
概要	クラウドサービスを用いた保育業務システム(以下、「システム」という)について、令和5年度に開発、令和6年度より運用開始している。 令和8年度以降も引続きシステムに対する運用支援及び改善業務等を行う必要があることから、業務の委託を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	保育業務におけるデジタルトランスフォーメーションを推進し、事業者の利便性向上と庁内の事務の業務改善を行うため、クラウドサービスを利用した保育業務システムの構築を行ったところである。 本システムは、市内の全ての民間保育施設が利用するシステムであり、安定した稼動が必要不可欠である。また、保育業務に支障を来さぬよう、障害が発生した場合の復旧やシステム修正等にも迅速に対応することが要求される。 このような対応ができるのは、開発したソフトウェアに関する全ての情報を保有し、運用のための必要な知識を有する日本電通株式会社に限定されるため、随意契約をするものである。 (根拠条文) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	日本電通(株) 名古屋支店
契約金額(円)	8,400,441

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局保育運営課です。
電話番号 052-228-1483

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども未来企画課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	児童福祉システム運用保守業務委託
概要	児童福祉システムにおけるシステムサーバ等の運用及びシステムの保守に係る業務を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	児童福祉システムは、株式会社アイネスが開発し、著作権を有する基本設計部分をベースに、本市独自の仕様を反映させ改造・機能追加等を行い開発したものであり、基本設計部分の著作権を有する同社以外の者が運用・保守を行うことはできないため。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	(株)アイネス 営業本部
契約金額(円)	21,797,325

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画課です。
電話番号 052-972-2597

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども未来企画課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	児童手当バッチ処理業務委託
概要	児童手当の認定及び支払業務、並びに児童手当の現況届等に係る事務処理等、児童手当システムにおいて大量発生する事務について、処理の一部をバッチ処理により行うため、これに係る業務を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	当該業務は、株式会社アイネスにより開発された児童手当システム（以下「本システム」という。）からデータの抽出・帳票の作成等を行うものである。 対象者の抽出業務については、同社が保有する本システムの著作権にかかるものであるため、同社以外には履行が困難である。 帳票類の出力業務については、同社以外の者に履行させた場合、抽出データの提供又は読込みのためのシステム改修が必要となるため、同社以外には履行が困難である。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	(株)アイネス 営業本部
契約金額(円)	9,321,983

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画課です。
電話番号 052-972-2597

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども未来企画課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	児童扶養手当現況届等バッチ処理業務委託
概要	児童扶養手当、名古屋市ひとり親家庭手当及び愛知県遺児手当の現況届に係る事務処理等、児童扶養手当システムにおいて大量発生する事務について、処理の一部をバッチ処理により行うため、これに係る業務を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	当該業務は、株式会社アイネスにより開発された児童福祉システム（以下「本システム」という。）からデータの抽出・帳票の作成等を行うものである。 対象者の抽出業務については、同社が保有する本システムの著作権にかかるものであるため、同社以外には履行が困難である。 帳票類の出力業務については、同社以外の者に履行させた場合、抽出データの提供又は読込みのためのシステム改修が必要となるため、同社以外には履行が困難である。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	(株)アイネス 営業本部
契約金額(円)	11,019,659

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画課です。
電話番号 052-972-2597

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども未来企画課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市ひとり親家庭の文化・スポーツ交流事業業務委託
概要	ひとり親家庭の親子に対し、親子の交流の促進や、子ども自身が将来を考える機会を提供することを目的として文化的事業やスポーツの体験の場を提供する、文化・スポーツ交流事業について委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本委託業務内容は、地方自治法施行令167の2第1項第3号に規定する母子福祉団体による役務の提供が可能となる業務であるため。
契約の相手方	社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会
契約金額(円)	6,514,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画課です。
電話番号 052-972-2522

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども未来企画課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度福祉総合情報(母子父子寡婦福祉資金貸付金及び名古屋市寡夫福祉資金貸付金)システムのバッチ処理等業務委託
概要	母子父子寡婦福祉資金貸付金及び名古屋市寡夫福祉資金貸付金業務システムのデータを基に、毎月必要となる督促状・償還金の納付書や、年度更新に必要となる借受状況届(継続貸付)等の帳票作成を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件業務は、株式会社アイネスにより開発された福祉総合情報(母子父子寡婦福祉資金貸付金及び名古屋市寡夫福祉資金貸付金)システム(以下「本システム」という。)からデータの抽出・帳票の作成等を行うものである。 対象者の抽出業務については、同社が保有する本システムの著作権にかかるものであるため、同社以外には履行が困難である。 帳票類の作成については、同社以外の者に履行させた場合、抽出データの提供又は読込みのための処理時間が必要となるため、その分だけ直近のデータが反映できなくなり、市民サービスの低下を招くことになる。また、提供又は読込みには新たなプログラム開発が必要となるため、多大な経費が必要となる。 ・根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アイネス営業本部
契約金額(円)	11,204,930

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画課です。
電話番号 052-972-2522

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども未来企画課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市高校生世代の学習・相談支援事業業務委託
概要	名古屋市中学生の学習支援事業（以下、「学習支援事業」という。）を利用したことがある高校生世代の児童に対して、自主学習の場所の提供による高校生活への定着支援や児童交流の取り組みを行うものとともに、職業や進路、友人関係などの様々な悩みに対する相談支援を行うことで、対象児童に自分の将来を考えるきっかけを提供することにより、学校から社会への移行を考え始める高校生世代の児童等に対して学習・相談を含めた包括的な支援を行うことを目的とする「名古屋市高校生世代への学習・相談支援事業」を業務委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、学習・相談支援事業を実施する会場において、原則、中学生の学習支援事業を利用したことがある高校生世代の児童等を対象に、引き続き自主学習の場の提供等を行いながらキャリア等を含めた包括的な支援をするものである。したがって、中学生の学習支援事業を実施している該当事業者と随意契約を行うもの。 <根拠条文> 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	別紙のとおり
契約金額(円)	別紙のとおり

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画課です。
電話番号 052-972-3199

【別紙】名古屋市高校生世代の学習・相談支援事業業務委託

契約の相手方	契約金額(円)
一般社団法人愛知PFS協会	1, 216, 088
生活協同組合北医療生活協同組合	587, 202
特定非営利活動法人教育支援協会東海	11, 455, 400
特定非営利活動法人こどもNPO	2, 038, 960
特定非営利活動法人ささしまサポートセンター	914, 100
株式会社スターシャル教育研究所	5, 789, 300
一般社団法人チャンス	7, 538, 850
社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会	301, 444
株式会社トライグループ	10, 019, 526
株式会社KHP	605, 000
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	603, 644
特定非営利活動法人名古屋おやこセンター	597, 080
株式会社学研エル・スタッフィング	303, 600
社会福祉法人名古屋市北区社会福祉協議会	300, 828
西区社協・名古屋おやこセンターコンソーシアム	298, 540
社会福祉法人名古屋市中村区社会福祉協議会	300, 828
こころん・ふりあんコンソーシアム	302, 500
社会福祉法人名古屋市瑞穂区社会福祉協議会	300, 828
社会福祉法人名古屋市熱田区社会福祉協議会	300, 828
社会福祉法人名古屋市守山区社会福祉協議会	300, 828
てんぱくプレーパークの会・名古屋市天白区社会福祉協議会コンソーシアム	280, 940

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども未来企画課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市ひとり親家庭休養ホーム事業委託契約
概要	ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条第3項に規定する母子・父子休養ホームに準ずる施設及び遊園地等を指定し、名古屋市ひとり親家庭手当受給世帯に当該施設を無料又は低額な料金でレクリエーションその他休養のために利用させるものであり、各指定施設との事業委託契約(令和8年度)を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	名古屋市ひとり親家庭休養ホーム事業実施要綱に定める一定の要件を満たす施設と広く契約を行い、利用者が様々な施設から利用施設を選択できるようにすることで、各施設間における競争性を担保している。 そのため、事業の性質や利用者の選択肢を確保する観点から競争入札は適さず、契約の相手方を選定するものである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約
契約の相手方	LEGOLAND Japan(同)
契約金額(円)	4,305,121

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画課です。
電話番号 052-972-2522

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども未来企画課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度子ども食堂等コーディネート事業業務委託
概要	子ども食堂等をはじめとした居場所づくりに関して、地域における担い手の発掘や育成、地域資源とのコーディネートや各種補助金等の支援制度の紹介、運営に係る補助金の申請受付、立上げや運営に関する総合相談など、子ども食堂等を支援するとともに、地域資源とのネットワークを活かし、気になる子どもを支援に繋ぐ体制づくりを行う事業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該法人は既に高齢者や障害者、子育て中の親子、地域住民等を対象として地域団体などが実施している「ふれあい・いきいきサロン」に対する支援の一つとして子ども食堂の立上げや運営の相談や支援を行ってきたほか、子ども食堂同士や地域や子ども支援団体とのネットワークづくりに向けた取り組みを行っている。 本事業で実施する子ども食堂等への支援と支援に繋ぐ体制づくりは、現在当該法人で実施している相談や支援、ネットワークづくりに向けた取り組みと類似する取り組みであり、現在までの実績やネットワークを活用して一体的に取り組むことにより、効果的かつ効率的に実施することが可能であることから、本事業を委託できる唯一の団体である。 <根拠条文> 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
契約金額(円)	9,999,990

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画課です。
電話番号 052-972-4393

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども未来企画課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市ひとり親家庭職業体験事業業務委託
概要	ひとり親家庭の子どもの自立につながる職業観や勤労観を身につけるとともに、ひとり親家庭の親同士及び親子の交流を促進するための場を提供する、職業体験事業について委託するもの。 様々な現場で職業を体験する「職業体験会」と、将来設計や進路について学ぶ「ライフプラン講習」を実施する。
契約の相手方を選定した理由	本委託業務内容は、地方自治法施行令167の2第1項第3号に規定する母子福祉団体による役務の提供が可能となる業務であるため。
契約の相手方	社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会
契約金額(円)	2,991,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画課です。
電話番号 052-972-2522

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども未来企画課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度名古屋市母子家庭等自立支援センター事業(県等合同事業)業務委託
概要	母子家庭の母等の総合的な自立の支援を目的とした母子家庭等自立支援センター事業(県等合同事業)について、名古屋市母子家庭等自立支援センター事業実施要綱第5条の規定により委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本委託業務内容は、地方自治法施行令167の2第1項第3号に規定する母子福祉団体による役務の提供が可能となる業務であるため
契約の相手方	社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会
契約金額(円)	19,995,601

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画課です。
電話番号 052-972-2522

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども未来企画課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度名古屋市ひとり親家庭就業自立支援センター ジョイナス.ナゴヤ運営業務委託契約について
概要	母子家庭の母等の総合的な自立の支援を目的とした母子家庭等自立支援センター事業について、名古屋市母子家庭等自立支援センター事業実施要綱第5条の規定により委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本委託業務内容は、地方自治法施行令167の2第1項第3号に規定する母子福祉団体による役務の提供が可能となる業務であるため
契約の相手方	社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会
契約金額(円)	67,450,906

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画課です。
電話番号 052-972-2522

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども未来企画課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度名古屋市ひとり親家庭等生活支援事業委託契約
概要	疾病等により一時的に生活援助などが必要なひとり親家庭等の生活の安定を図るため、家庭支援員による支援を行う事業である。家庭支援員の派遣及び子の預かり等のサービス提供、利用者負担額の徴収などを委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	名古屋市ひとり親家庭等生活支援事業事業者登録要綱に定める一定の要件を満たす施設と広く契約を行い、利用者が様々な施設から利用施設を選択できるようにすることで、各施設間における競争性を担保している。そのため、事業の性質や利用者の選択肢を確保する観点から競争入札は適さない。 また、本契約はサービスの提供時間にかかる委託料単価が要綱上定められているため、価格による競争も適さない。 <根拠条文> 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	別紙のとおり
契約金額(円)	今回契約分30,332,000 全指定施設総額40,054,000 委託料単価(1時間あたり): 生活支援3,140／子育て支援1,350(時間外加算あり)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画課です。
電話番号 052-972-2522

別紙

	事業者名	金額
生活援助	名古屋市社会福祉協議会	12,919,000
	有限会社 ナゴヤ・ベビーシッターサービス	4,910,000
	有限会社伊藤ケアサービス	691,000
	ルミエールコアカンパニー合同会社	4,749,000
	株式会社リズムメリット	3,667,000
子育て支援	一般社団法人 育裕会	3,396,000
		30,332,000

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	青少年家庭課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度名古屋市若者自立支援ジャンプアップ事業業務委託
概要	若者の職業的自立を効果的に支援するため、ニート等就労困難な状態にある若者の社会的自立に向けた自信や意欲の回復と、一定の就労意欲を取り戻した若者の一般就労に向けた活動の支援を行うことを目的として、様々な支援プログラム等を実施する。また、若者支援に理解と熱意のある企業と連携し、軽易作業等の段階的な経験を積むことができる「社会体験」の機会を提供する体制を整備することで、若者の職業的自立を地域若者サポートステーション事業(厚生労働省事業)と一体的に実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、厚生労働省の「令和7・8年度地域若者サポートステーション事業仕様書」第1. 6(3)アに記載される、「地方公共団体が地域の実情に応じて講ずる措置」として位置づけられたものである。 愛知労働局の実施する競争入札により、名古屋地域若者サポートステーションの実施団体として選定された団体との随意契約を行った。 なお、当該団体は、本市の推薦要件を満たし、本市からの推薦書の交付を受けた団体である。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約
契約の相手方	NPO法人 ICDS
契約金額(円)	15,783,469

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局青少年家庭課です。
電話番号 052-972-3258

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	電子複写機の複写に必要とする消耗品等の供給
概要	本件は、キヤノンシステムアンドサポート株式会社製電子複写機の使用にかかる操作方法の指導、保守及び必要な消耗品等の供給が必要になることから、契約するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件は、この協定に基づき、価格をはじめ機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討した結果、下記業者を選定し、随意契約を行うものである。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	キヤノンシステムアンドサポート株式会社 中部営業本部
契約金額(円)	9,093,804

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局総務課です。
電話番号 052-972-2704

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	電子複写機の複写に必要とする消耗品等の供給
概要	本件は、富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社製電子複写機の使用にかかる操作方法の指導、保守及び必要な消耗品の供給が必要になることから、契約するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件は、この協定に基づき、価格をはじめ機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討した結果、下記業者を選定し、随意契約を行うものである。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 愛知支社
契約金額(円)	10,265,964

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局総務課です。
電話番号 052-972-2704

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	新名古屋高架株式会社の物件の賃貸借
概要	市役所庁舎内の倉庫では保管しきれない資料や物資などを保管するための倉庫の賃貸借契約
契約の相手方を選定した理由	本件は、スペースの制約上庁舎内に保管できない書類・物品の保管場所を確保するため、庁舎外の倉庫の借入れを行うものです。 従来から下記業者の物件を住宅都市局所管倉庫として利用しておりますが、庁舎内の執務室・書庫スペースは慢性的に不足しており、引き続き、庁舎外に書庫スペースの確保が必要となります。 また、下記業者以外の者から物件を借り入れる場合、倉庫内の書類・物品・書棚等を全て移転させなければならず、運搬に相応の費用・労力が必要となること、また書類を運搬する際の紛失・情報漏えいの懸念もあることから、引き続き、下記業者の物件を借り入れることが適当であると認められます。 したがって、下記業者を選定するものです。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	新名古屋高架株式会社
契約金額(円)	4,704,480円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局総務課です。
電話番号 052-972-2704

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	監理指導課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度住宅都市局工事システム等保守管理委託
概要	本件は、工事及び業務委託の事務の効率化などを目的に開発された住宅都市局工事システム等の保守管理を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	住宅都市局工事システムは、下記業者が所有する素材（データ検索方法など同社のノウハウをシステム化したもの）をもとに、本市の仕様に沿って改造・機能追加等を行い開発したものであり、システム障害を起こすことなく本業務を行うためには、そのプログラムを熟知している必要がある。 また、当該システムの開発者以外がシステム整備を行った場合、システムの障害発生時に責任の所在が不明確になり、適正なシステムの運用が困難となることから、下記業者を選定するもの。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	NECネクサソリューションズ株式会社 中部支社
契約金額(円)	8,316,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局監理指導課です。
電話番号 052-972-2913

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	監理指導課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度住宅都市局工事システム整備業務委託
概要	(A) 現在「住宅都市局工事システム」は、「財政局電子調達システム」とシステム間同士でデータ連携を行っているが、今後は「データ連携基盤」を介してデータ連携を行うように変更となる。よって、データ連携の連携方式を全面的に改修する必要があるためシステム改修を行うが、今回はそのシステム改修による「連携テスト」を行うもの。 (B) 令和7年度、「財政局電子調達システム」は再構築が行われ、以下①②の改修を行うこととなる。 ①入札参加資格有資格者の事業者情報の見直し ②電子入札に関する調達案件情報の見直し よって、データ連携の連携内容を改修する必要があるためシステム改修を行うが、今回はそのシステム改修による「連携テスト」を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	住宅都市局工事システムは、下記業者が所有する素材（データ検索方法など同社のノウハウをシステム化したもの）をもとに、本市の仕様に沿って改造・機能追加等を行い開発したものであり、システム障害を起こすことなく本業務を行うためには、そのプログラムを熟知している必要がある。 また、当該システムの開発者以外がシステム整備を行った場合、システムの障害発生時に責任の所在が不明確になり、適正なシステムの運用が困難となることから、下記業者を選定するもの。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	NECネクサソリューションズ株式会社 中部支社
契約金額(円)	3,740,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局監理指導課です。
電話番号 052-972-2913

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	監理指導課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度営繕積算システムRIBC2の利用
概要	本件は、住宅都市局が発注する建築・設備工事の積算業務において、単価表及び工事費積算内訳書を作成するために必要な営繕積算システムRIBC2のソフトウェアを利用するもの。
契約の相手方を選定した理由	下記業者は、営繕積算システムRIBC2の開発、管理及び機能改善を行っており、またソフトウェアに関する著作権を保有し、その提供を行っている唯一の者である。 そのため、本件の履行が唯一可能な下記業者を選定するもの。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般財団法人 建築コスト管理システム研究所
契約金額(円)	3,146,770

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局監理指導課です。
電話番号 052-972-2913

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	都市計画課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度都市計画情報提供システム運営業務委託
概要	本業務は、名古屋市が所有するシステムプログラム及び地図データを総合的に保守管理し、名古屋市の都市計画情報を、インターネットを介して常時安定して提供するための「都市計画情報提供システム」のシステム運営を行うもの。また、都市計画が決定あるいは変更された際には、告示と同時にその内容を反映させる作業を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	都市計画情報提供システム（以下「システム」という。）は、インターネット及び窓口設置の端末で都市計画情報を提供するものであり、特定の地図情報公開サービスのソフトウェアを採用している。本業務は当該システムの運営（保守管理）を行うものである。 本業務をシステムの開発者である下記業者以外の者が行い、予期せぬ障害が発生した場合、その原因が開発時のものなのか、運営（保守管理）によるものなのかを判断することができず、責任の所在が不明確になるおそれがある。また、障害等により、システムの修正を行う場合、修正部分のみならずシステム全体の品質が確保できなくなるおそれがある。 したがって、本業務の遂行が可能な唯一の者である下記業者を選定する。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社パスコ名古屋支店
契約金額(円)	6,338,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局都市計画課です。
電話番号 052-972-2712

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	ウォーカブル・景観推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度 都市景観管理システム保守管理及び機能改修業務委託
概要	本業務は、平成18年度本市委託により株式会社パスコが開発した都市景観管理システムについて、保守管理及び機能改修業務を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	都市景観管理システム(以下「システム」という。)は、景観法(平成16年法律第110号)に基づく行為の届出や屋外広告物の許可申請の情報を管理するとともに、様々な景観に関するデータを一元的に管理・運営するために構築されたものであり、本業務は、システムの保守管理を行うものです。 下記業者は、令和4年度のシステム再構築、令和5年度の導入以降、一貫してシステムの保守管理を行っており、迅速かつ的確な業務の遂行が可能です。 本業務を下記業者以外の者が行い、予期せぬ障害が発生した場合、その原因が開発時のものなのか、保守管理及によるものなのか判断できず、責任の所在について判断できなくなるおそれがあります。また、障害等により、システムの修正を行う場合、システム全体の品質が確保されなくなるおそれがあります。 よって、本業務の遂行が唯一可能な者である下記業者を選定します。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社パスコ名古屋支店
契約金額(円)	4,147,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局ウォーカブル・景観推進課です。
電話番号 052-972-2732

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	ウォーカブル・景観推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	屋外広告物許可申請手数料データ作成業務委託
概要	本業務は、R8年度の本市の屋外広告物許可事務に係る許可申請手数料のデータ作成及び出力等を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	屋外広告物の許可申請手数料の収納は、会計室における公金収納処理と密接に連動するものであり、株式会社三菱UFJ銀行は指定金融機関から本市の納入済通知書受入業務を受託しており、屋外広告物申請手数料の公金収納を迅速かつ確実に行うことのできる唯一の事業者となるため。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社三菱UFJ銀行
契約金額(円)	¥6,001,979

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局ウォーカブル・景観推進課で
電話番号 052-972-2735

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	ウォーカブル・景観推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	屋外広告物定例処理業務委託
概要	本業務は、本市の所有する屋外広告物定例処理プログラムの運用により、屋外広告物の許可情報に関するデータの管理、許可エントリの作成及びそれに伴う各種帳票の打出し並びに収納金の消込み処理及びそれに伴う各種帳票の打出しを行うもの。
契約の相手方を選定した理由	屋外広告物定例処理プログラムに必要なユーティリティプログラムの著作権をUT東芝株式会社が有しており、当該事業者でなければ本業務を実施できないため。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	UT東芝株式会社
契約金額(円)	¥6,965,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局ウォーカブル・景観推進課で
電話番号 052-972-2735

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	交通企画・モビリティ都市推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度徳重交通広場・テラス広場の維持管理業務委託
概要	本件は、徳重地区において下記業者との共同事業により商業施設（下記業者が管理する施設）と一体整備した施設である徳重交通広場・テラス広場の維持管理を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	本件は、「徳重地区における共同事業に関する実施協定書」（平成21年9月2日締結）第13条に基づき下記業者が所有する商業施設と徳重交通広場・テラス広場とを一体的に良好な状態で維持管理するため業務委託するものです。 当該施設は、電気設備、消防設備、上下水道設備及び施設監視設備等を商業施設と一体として整備しており、消防法令に基づく各種検査・報告等を一括して実施することとなります。 加えて、施設監視設備（管理用カメラ用モニター・レコーダー、火災報知監視盤）は商業施設内の防災センターのみに設置されており、下記業者でなければ立ち入ることができず、他の業者では対応できません。 また、同広場は市バスを始めとするバス事業者等が乗入れており、積雪や大雨等の気象状況により迅速に緊急対応し、公共交通に支障をきたすことがないように求められます。下記業者は、隣接する商業施設に常駐（AM2:00～AM4:30を除く）しており、こうした状況にも速やかに対応できます。 以上のことより、当該施設と商業施設とを一体的かつ円滑に維持管理することができる唯一の者である下記の業者を選定するものです。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	ユニー株式会社
契約金額（円）	12,541,900

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課
電話番号 052-972-2724

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	交通事業推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度SRTのSmart機能運用保守業務委託
概要	当該業務は、令和6年度に実施した「SRTの運行開始に向けたSmart機能の構築及び効果検証手法の検討・導入業務委託」及び、令和7年度に実施した「SRTの運行開始に向けたSmart機能に係るデジタルサイネージ導入等業務委託」で構築したSmart機能（ウェブサイト（ARスタンプラリーを含む）、デジタルサイネージ、走行位置表示システム及びODシステム）の令和8年度分の運用保守業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該業務をシステムの構築者であるNTT西日本以外の者が行い、予期せぬ障害が発生した場合、その原因が開発時のものなのか、運営（保守管理）によるものなのかを判断することができず、責任の所在は不明確になる恐れがある。また、障害等により、システムの修正を行う場合、修正部分のみならずシステム全体の品質が確保できなくなるおそれがある。 したがって、過年度業務の受託者であるNTT西日本株式会社東海支店を契約の相手方として選定するものである。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	NTT西日本株式会社 東海支店
契約金額(円)	11,283,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局交通事業推進課です。
電話番号 052-972-2727

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	交通事業推進課
契約締結日	令和8年4月17日
件名	令和8年度 SRT名城ルート運行開始に係る準備業務委託
概要	本業務は、SRT事業の名城ルートの運行開始に向けた準備のために、事業計画及び運行計画の作成、運行に係る許可申請、運賃収受システムの設定、車両及び架装品の確認並びに連節バスの乗務員教育等を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	事業計画及び運行計画の作成にあたっては、運行事業者以外には効率的、弾力的な運行ダイヤの作成、予備車両や人員の確保・調整ができない。また、運行に係る許可申請は旅客自動車運送事業の登録免許者に限り行うことができ、運行事業者は当該免許を保有している。 車両及び架装品の動作確認については、運行事業者が保有する運賃収受システムとの連携が必要であり、連節バスを安全に運行させるため、運行事業者に所属する運転士が習熟運転をする必要がある。 以上のことから、下記業者は目的を達成できる唯一の業者であるため、随意契約の相手方に選定するものである。 根拠条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	名鉄バス株式会社
契約金額(円)	9,832,900円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局交通事業推進課です。
電話番号 052-972-2744

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	建築指導課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	建築指導課等が使用する倉庫の賃貸借
概要	本件は、スペースの制約上庁舎内に保管できない書類・物品の保管場所を確保するため、庁舎外の倉庫の借入れを行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、スペースの制約上庁舎内に保管できない書類・物品の保管場所を確保するため、庁舎外の倉庫の借入れを行うものです。書類の出し入れを頻繁に行う必要があることから、庁舎から近い場所での借り入れが必要です。 従来から下記業者の物件を住宅都市局所管倉庫として利用しておりますが、庁舎から至近であり、近傍の民間倉庫と比較しても低額な賃借料で借り入れております。 下記業者以外の者から物件を借り入れる場合、現在の物件より遠方となること又は賃借料が高額になることに加え、倉庫内の書類・物品・書棚等を全て移転させなければならず、運搬に多大な費用・労力が必要となるだけでなく、書類を運搬する際の紛失・情報漏えいの懸念もあり、下記業者と比較すると、経費の節減、業務の円滑な実施の確保の面で不利になるものと認められます。 したがって、下記業者を選定するものです。 根拠条文 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
契約の相手方	若狭工業株式会社
契約金額(円)	6,000,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局建築指導課です。
電話番号 052-972-2917

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	建築指導課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	建築基準法道路情報システム整備等委託
概要	本業務は、建築基準法第42条に規定する道路種別を明示した建築基準法道路情報システムのデータを修正・登録すると共に、指定道路図公開ウェブサイトシステムの公開用指定道路図及び建築情報マップの更新等を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務における各システムを構成するシステムソース、画像表示ツールなどは開発業者の独自のものであり、これらの権利は開発業者に帰属する排他的なものであるため、他業者ではサポート、改修などを行うことができない。よって、本業務の遂行が唯一可能である本システムを開発した業者を選定するもの。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社カナエジオマチックス
契約金額(円)	5,599,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局建築指導課です。
電話番号 052-972-2928

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	開発指導課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度盛土・開発情報公開システム運用及びデータ更新業務委託
概要	盛土・開発情報公開システム(以下「システム」という。)は、インターネットで盛土・開発情報を提供するものであり、特定の地図情報公開サービスのソフトウェアを採用している。本業務は当該システムの運営(保守管理)を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務をシステムの開発者である下記業者以外の者が行い、予期せぬ障害が発生した場合、その原因が開発時のものなのか、運営(保守管理)によるものなのかを判断することができず、責任の所在が不明確になるおそれがある。また、障害等により、システムの修正を行う場合、修正部分のみならずシステム全体の品質が確保できなくなるおそれがある。 したがって、本業務の遂行が可能な唯一の者である下記業者を選定する。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社パスコ
契約金額(円)	11,759,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局開発指導課です。
電話番号 052-972-4222

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	建築審査課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度建築情報システム保守委託
概要	住宅都市局で稼働中の建築情報システム（以下「システム」という。）にかかる以下の事項について保守業務を行う。 (1)一般保守業務 ・システムの安定稼働、利便性向上、セキュリティ確保等のために必要な保守を行う。 (2)定期保守業務 ・毎月、安定稼働に必要なメンテナンス作業、定期的業務処理（統計処理等）ウィルス対策ソフトの更新、バックアップの確認作業を行う。 (3)機器等保守業務 ・ハードウェア保守 システム機器に障害が発生した場合、緊急かつ速やかに修復を行い、機器を正常に動作させる。 ・ソフトウェア保守 ソフトウェアにシステムに影響する不具合が確認された場合、速やかに対策モジュール等のインストールを行う等の措置をとり、不具合を解消する。 (6)端末の入替及び追加に伴う作業 ・リース期間が満了したクライアント端末の入替及び端末の新規追加に伴う必要ソフトのインストールとシステムの動作確認を行う。
契約の相手方を選定した理由	本業務の実施にあたっては、システムを構成する統計ツールなどは開発業者の独自システムであり、これら根幹部分の権利は開発業者に帰属する排他的なものであるため、他業者ではサポート、改修などを行うことができません。また、障害発生時には速やかな対応が必要となりますが、開発業者以外では、障害となる原因を探るためのシステム全般の調査を行うことができません。よって本業務委託の遂行が唯一可能である本システムの開発から携わった業者を選定するものです。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（愛知）
契約金額（円）	5,080,240

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局建築審査課です。
電話番号 052-972-2927

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	建築審査課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	住宅供給公社東照ビルに係る賃貸借契約について
概要	当該契約は、建築審査課における建築確認申請事務において、建築基準法改正に伴う保存期間の延伸により増加する申請書類等の保管場所として賃借するもの。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方を選定した理由	書類の持出しを緊急に行う場合があることから、庁舎から利便性の高い場所での借入れが必要であること、保管義務のある書類のため、管理がしっかりしていること、水害等で浸水の可能性がないことなどを総合的に判断した結果、これらの条件を満たす物件を所有する下記のものを選定した。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	名古屋市住宅供給公社
契約金額(円)	188,970円(月額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局建築審査課です。
電話番号 052-972-2927

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	建築審査課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度建築行政共用データベースシステム(ガバメントクラウド環境)利用契約
概要	建築確認に係る申請受付から完了検査等の情報を台帳として整備することが建築基準法に規定されており、この一連事務処理や民間機関からの各種報告書の入力業務を一般財団法人建築行政情報センター(ICBA)が開発した「建築行政共用データベースシステム」を用いて行う。「建築行政共用データベースシステム」はインターネット経由で提供されるソフトウェアのクラウドサービス(SaaS)である。 このシステムは、建築確認情報の管理等を主として行うシステムであるが、電子申請受付システムや通知・報告システムといったサブシステムと併用することで、電子申請による確認申請情報や指定確認検査機関(民間機関)からの電子報告による情報も連携管理等できるシステムである。
契約の相手方を選定した理由	国はクラウドを活用したシステム上で業務を行うことを推進しており、一般財団法人建築行政情報センター(ICBA)はインターネット経由でソフトウェアのクラウドサービス(以下「SaaS」という)を提供している唯一の組織である。 また、SaaS利用により、ユーザー側でハードウェアの用意が不要な点、管理・メンテナンスが不要な点を総合的に判断し、選定した。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般財団法人建築行政情報センター
契約金額(円)	3,869,250

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局建築審査課です。
電話番号 052-972-2927

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	建築安全推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度 定期報告情報管理システム保守管理委託
概要	本業務は、建築基準法第12条第1項等に基づく定期報告に係る台帳として運用する定期報告情報管理システムの保守管理を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、建築基準法第12条第1項等に基づく定期報告制度に係る台帳を管理することを目的に整備した定期報告情報管理システム（以下「本システム」という。）の保守を行うものです。 本システムは、平成28年度より稼働し、台帳管理業務において必要不可欠であり、安定稼働が求められます。 本業務を選定業者以外の者が請け負った場合、本システムの構造・仕組みを熟知していないことにより、システム障害の復旧に時間を要する可能性があり、システム障害の対応措置によっては、本システム全体への影響、システムダウンが予測され窓口業務の為の台帳として必要な安定性、即応性が著しく損なわれるおそれがあります。また、その原因が、開発時又は保守管理のどちらによるものか特定できないことも予測され、それによる責任の所在についてトラブルになるおそれがあります。 以上より、本業務を唯一施行可能な、本システムの設計・開発者である下記業者を選定するものです。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社 メイケイ
契約金額(円)	2,519,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局建築安全推進課です。
電話番号 052-972-2935

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	住宅企画課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度分譲マンション外部役員派遣等支援事業業務委託
概要	本業務は、管理不全の可能性があるマンションに対し、本市職員とマンション管理士が直接訪問し、アドバイス等働きかけをするプッシュ型支援の「訪問アドバイス」事業、当該マンションの中でも特に管理不全マンションとなる可能性が高いマンションに対し、マンション管理士を継続的に派遣する伴走型支援の「外部役員派遣」事業及び適切な長期修繕計画の作成を支援する「長期修繕計画作成支援」事業の3つの支援事業を連携させて複合的に実施するものである。
契約の相手方を選定した理由	これら3つの支援事業を一体的に実施する取り組みは、全国的に見ても事例が少ない先導的な事業であり、他都市の先進的な支援事業や国土交通省のマンション施策に精通していることが不可欠である。 また、本業務の実施にあたっては、マンション管理に関する高度な専門知識を有する国家資格であるマンション管理士を複数名、かつ継続的に派遣する必要があるが、マンション管理士が所属する専門家団体のうち、支援対象マンションの状況に応じて適切なマンション管理士を安定的に派遣することができる団体は、マンション管理士団体の唯一の全国組織であり、国土交通省のマンション施策に関する検討会等の委員も務めている「日本マンション管理士会連合会」の愛知県内における会員である下記業者に限られるため。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人愛知県マンション管理士会
契約金額(円)	11,153,120

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局住宅企画課です。
電話番号 052-972-2960

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	住宅企画課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度 分譲マンション管理支援窓口運営等業務委託
概要	本業務は、マンション管理状況届出に関する相談対応、届出書の受付から支援制度の実施までをワンストップで行うことにより、管理組合によるスムーズな届出を推進するとともに管理状況に合った適切な支援制度を受けられるようにするものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務の適切な遂行には、本市のマンション施策に対する十分な理解やマンションの管理から修繕工事に至るまでの豊富な知識が求められるとともに、個人の資産や管理組合内の紛争に関するもののほか、管理や修繕に関する民間事業者についての相談も見込まれるため、相談業務の実施にあたっては秘密厳守・公平性・中立性が求められる。 下記業者は、本市のマンション管理適正化推進計画において、マンション管理適正化のため、管理組合からの委託によりマンション管理の業務を実施する団体として位置づけられるとともに、分譲マンションや市営住宅の管理から修繕工事に至るまでのノウハウがあり、管理組合の運営から工事の技術的な内容までの助言を行う能力を持っている。 また、地方住宅供給公社法に基づく本市出資団体であり、営利を目的とせず公平・中立な立場で相談を受けることが可能である。 さらに、下記業者は本市とのマンション管理の連携協定団体であり、かつ、マンション管理推進協議会の運営団体であるため、協定他団体や協議会加盟団体との連携が可能であることや、本市の住生活基本計画において、本市と密接な連携を図り、本市の住宅施策で民間では難しい分野で多様な役割を果たすと位置づけられている。 以上より、下記業者は、本業務を適切に遂行することができる唯一の者である。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	名古屋市住宅供給公社
契約金額(円)	44,079,090

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局住宅企画課です。
電話番号 052-972-2960

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	住宅管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	公営住宅収納事務委託
概要	本業務は、公営住宅の家賃収納事務等を当該住宅の管理代行者に委託するもの。なお、名古屋市営住宅条例施行細則第36条に、当該業務は管理代行者へ委託する旨が規定されている。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、公営住宅の家賃等の決定に係る業務の補助及び入居者から家賃等を収納・還付する業務である。 本業務のうち、家賃等の決定に係る業務は、公営住宅法に基づく応能応益家賃制度により毎年度入居者からの収入申告に基づいて行うものであり、管理代行業務に含まれる入居決定、使用権承継、同居承認といった業務と密接不可分である。 また、入居者の立場から見ても、家賃、修繕、各種手続きや申請などさまざまな問題を抱えているなかで、本業務についてのみ問い合わせ窓口が他の業者となることは、ワンストップサービスの維持ができなくなり、一度で済むはずの問合せが複数窓口で必要となったり、どこの窓口問い合わせるべきか混乱が生じるなど多大な不便を強いられることになる。 さらに、本業務の一環として家賃等の決定に係る業務を行うためには、入居者についての所得、家族構成その他の膨大かつ詳細な個人情報を取り扱うことがある。 このように業務の性格、入居者サービス、個人情報の保護などの観点から、本業務は管理代行業務と一体で行う必要があるため、管理代行者である名古屋市住宅供給公社に本業務を委託するものである。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	名古屋市住宅供給公社
契約金額(円)	239,499,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局住宅管理課です。
電話番号 052-972-2956

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	住宅管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度市営住宅明渡し請求訴訟代理人業務委嘱に関する協定
概要	本委嘱は、本市の再三にわたる明渡し指導に応じない家賃滞納者等に対して、建物の明渡し等を求めて訴訟を提起するにあたり、下記の業務を委嘱するものである。 【委嘱する業務】 ・明渡し請求訴訟に関し、訴状、準備書面その他裁判所への提出書類の作成 ・上記の他、訴訟行為に関する業務の遂行
契約の相手方を選定した理由	本業務は、市営住宅の明渡し請求訴訟は、一般賃貸住宅と異なり、民法、借地借家法のみならず、公営住宅法や地方自治法等の関係法規が絡み合い複雑になっているほか、行政対象暴力や行政訴訟事件としての性質も帯びることがあり、専門的な知識が必要となる。 現在、市営住宅の明渡し請求訴訟については、全国の公営住宅を運営する自治体職員が参考とする書籍（「Q and A地方公務員のための公営住宅運営相談」株式会社ぎょうせい発行）の追録執筆者として名を連ねるなど公営住宅問題の専門家であること、本市全体の法律相談業務を行い行政機関側の法律問題解決の実績も多数あることから、大場鈴木堀口合同法律事務所の堀口久弁護士と協定を締結し、訴訟代理人に選任している。 これまでも本市の明渡し請求訴訟に関わっており、現在進行中の訴訟や既に提訴に向けた相談をしている案件も多くあること、訴訟実績も十分であることから、堀口久弁護士と再度協定を締結するものである。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	大場鈴木堀口合同法律事務所 弁護士 堀口久
契約金額(円)	121,000(単価契約)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局住宅管理課です。
電話番号 052-972-2958

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	耐震化支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度名古屋市民間木造住宅耐震診断事業に関する業務委託 (単価契約)
概要	本業務は、木造住宅所有者の耐震診断申込みにより、耐震診断員(建築士)に耐震診断を行わせ、所有者に診断結果を報告させるものである。 また、耐震診断の内容を指導し審査するとともに、住宅所有者との間で支障なく耐震診断を遂行できるように監督するものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務の特殊性から、設計業務に準ずる耐震診断を行う建築士に指導を行う団体として、建築士法で位置づけられるもののうち、全市を一括して本業務を実施できるのは公益社団法人愛知県建築士事務所協会に限られるため。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益社団法人愛知県建築士事務所協会
契約金額(円)	82,500,000 (単価:82,500/件)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局耐震化支援課です。
電話番号 052-972-2921

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	耐震化支援課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市住宅供給公社東照ビル(事務室)に係る賃貸借契約について
概要	本業務は、名古屋市民間木造住宅耐震診断事業を実施するにあたり、診断員の選定と診断結果報告書のチェックをする審査会を行い、審査会に使用する備品(パソコン、プリンター、机等)を保管するため、事務室の借入れを行うものです。
契約の相手方を選定した理由	(賃借する事務室の条件) (1)市職員及び審査員が行き来するため、市役所の近傍であること。 (2)診断員が場所を間違えることがないように、診断員に広く知られていること。 (3)個人情報を大量に扱うため、建物のセキュリティーシステムが導入されていること。 東照ビルは、市役所から近く、従来から審査会の会場として賃借しており、管理人が常駐しセキュリティーシステムが導入されているため、(1)～(3)の条件を全て満たしている。また、他の貸事務室と比較しても、より安価に賃借することが可能です。 したがって、下記業者を選定するものです。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	名古屋市住宅供給公社
契約金額(円)	217,754(月額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局耐震化支援課です。
電話番号 052-972-2921

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	緑都市整備事務所
契約締結日	令和8年4月1日
件名	有松駅前及び鳴海南駅前公共施設管理業務委託
概要	本委託は、有松駅前公共施設及び鳴海南駅前公共施設の清掃、監視及び点検等を実施することにより施設全体の良好な維持管理をするものです。 《有松駅前公共施設》 ○駅前広場(歩道部) ○地下歩行者通路 ○歩行者連絡橋 ○歩行者連絡橋エレベーター ○自由通路 ○自由通路エレベーター ○立体横断施設 ○その他業務(修繕補修) 《鳴海南駅前公共施設》 ○駅前広場(車道部以外) ○歩行者連絡橋 ○歩行者連絡橋エレベーター ○その他業務(修繕補修)
契約の相手方を選定した理由	本業務は、有松駅前公共施設及び鳴海南駅前公共施設の清掃、監視及び点検等を実施するものである。 有松駅前のエレベーター及び地下歩行者通路並びに鳴海南駅前のエレベーター監視カメラの映像は、下記業者が管理する有松再開発ビル内の監視施設に送られ、ビル全体と一体的に監視業務が行われているため、モニター監視及び保守点検の業務は下記業者でなければ履行することができない。 また、清掃及び巡回監視等の業務はビルの警備清掃と合わせて行うなど、一体的な管理を行うことで経費の削減及び業務の円滑な実施が期待できる。 よって、下記業者を選定するものである。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社イーストヒル
契約金額(円)	26,370,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局市街地整備部緑都市整備事務所です。
電話番号 052-321-6222

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	まちづくり企画課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度金山総合駅連絡通路橋管理業務委託
概要	金山総合駅は、金山地区に点在していた各鉄道駅の乗換え利便性の向上を図るため、一箇所に集約し、総合駅として整備したものです。当通路橋は、金山総合駅の中心に位置し、南北駅広場を結ぶ連絡通路橋は、各鉄道駅の利用者はもとより、南北の地域住民への公共通路として管理する必要があります。 当該業務は、上記の性格をもつ連絡通路橋の管理業務である総括管理業務はじめ消防用設備・電気設備点検、警備業務、清掃業務、水光熱費の支払い業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	1. 選定理由 金山総合駅連絡通路橋（以下「通路橋」という。）はJR、名鉄、地下鉄の各鉄道駅と接続し、多数の乗降客が利用する公共性の高い施設であり、総合駅の両隣に位置するアスナル金山と金山南ビルとを結ぶ、金山地区の回遊の起点でもあります。また、近年では総合駅を活用した都市利便の増進やまちの賑わい創出も求められているところです。そのため、通路橋管理業務については、交通拠点としての安全・快適な利用と金山地区の賑わいづくりの両立を図りながら行っていく必要があります。 下記業者は、不法滞在者等の対応や設備に係る点検等について、各鉄道事業者と通路橋に関する協定等を締結していることから、当該業務を各鉄道事業者と連携して適切に行える唯一の者です。 また、金山地区の賑わいづくりのためには、都市再生利便増進協定を本市や鉄道事業者等と締結した下記業者に本業務を行わせることが適切であると考えられます。 よって、下記業者は、本業務を適切に実施できる唯一の者であるため、下記業者を選定します。 2. 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益財団法人 名古屋まちづくり公社
契約金額(円)	19,149,240円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局まちづくり課です。
電話番号 052-972-4224

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	名港開発振興課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度堀川における水上交通の活性化に向けた運航等業務委託
概要	本業務は、堀川における民間主体による持続的な運航に向け、一般市民や観光客など多くの利用が見込まれる区間に絞って定期運航を行うとともに、名古屋城と連携した誘客、集客効果の高い企画等を実施するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、堀川における公民連携による持続的な水上交通の運航に向け、一般市民や観光客など多くの利用が見込まれる区間に絞って船舶の定期運航を行うとともに、名古屋城と連携した誘客、集客効果の高い企画等を実施するものです。 本業務で使用する朝日橋の棧橋については、朝日橋舟運事業者協議会が占用許可を受けており、使用は当該協議会の会員に限られます。 本市は、当該協議会と「「堀川における水上交通の活性化」に係る棧橋の活用検討業務に関する協定書」を締結しており、下記業者は、この協定に基づく当該協議会から推薦を受けた会員であり、本業務を履行できる唯一の者です。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	東山ガーデン株式会社
契約金額(円)	31,743,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局名港開発振興課です。
電話番号 052-972-3975

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	名港開発振興課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	金城ふ頭駐車場周辺施設維持管理業務委託
概要	本件業務は、本市が管理する金城ふ頭駐車場の周辺道路の巡視等の維持管理業務及び同駐車場と接続する歩行者デッキに設置されたエレベーターの点検・監視等管理業務を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	本件周辺道路は、金城ふ頭駐車場の利用車両のみが通行しており、当該道路の通行規制やトラブル発生時等における対応には、同駐車場の指定管理者との緊密な連携が不可欠です。また、本件エレベーターの監視カメラ等の設備は、金城ふ頭駐車場の設備と一体であり、監視業務は同駐車場の管理室で行わなければなりません。 下記業者は、金城ふ頭駐車場の管理業務を行っており、本件業務と一体的に管理を行うことにより、人件費の大幅な削減を図ることができます。したがって、本件業務は、金城ふ頭駐車場の管理業務と一体的な管理を行うことにより、経費の削減及び業務の円滑な実施の確保が可能であることから、同駐車場の指定管理者から委託を受け、同駐車場の管理業務を行う下記業者を随意契約の相手方として選定するものです。 ※根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
契約の相手方	日本管財株式会社
契約金額(円)	5,623,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局名港開発振興課です。
電話番号 052-972-2777

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	名港開発振興課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	金城ふ頭地区歩行者デッキ維持管理業務委託
概要	金城ふ頭駅から商業施設を結ぶ歩行者デッキは、金城ふ頭駅から民間敷地境界までを結ぶ部分（以下「駅デッキ」といいます。）、民間企業が敷地内に整備した部分（以下「民間デッキ」といいます。）及び民間敷地境界から金城ふ頭駐車場を経由して商業施設までを結ぶ部分（以下、「駐車場デッキ」といいます。）が一体となっており、本件は、本市が管理する駅デッキ及び駐車場デッキについて、清掃等管理業務を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	歩行者デッキは民間デッキが面積及び延長の大部分を占めており、かつ、本市が管理する駅デッキと駐車場デッキの間を民間デッキが結んでいることから、民間デッキと一体的に管理業務を行うことで経費の削減及び業務の円滑な実施の確保が可能です。 ※根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
契約の相手方	積村ビル管理株式会社
契約金額(円)	2,832,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局名港開発振興課です。
電話番号 052-972-2777

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	ささしまライブ24総合整備事務所
契約締結日	令和8年4月14日
件名	椿町線こ線歩道橋及び東西デッキエレベーター保守点検業務委託
概要	当該業務は、都市計画道路椿町線こ線歩道橋及び東西デッキエレベーターの保守管理を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	当該施設は、三菱電機株式会社が独自技術により設計施工したものである。 当該施設の円滑な運用のためには設備内容や制御技術を熟知した製造メーカーに行わせる必要があり、そのメンテナンスは三菱電機ビルソリューションズ株式会社が担当している。 よって、下記業者と随意契約を締結するものである。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 中部支社
契約金額(円)	3,189,120

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局ささしまライブ24総合整備事務所です。電話番号 052-453-0171

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	企画経理課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	令和8年度緑政土木局広聴システム保守業務委託
概要	本委託は、緑政土木局広聴システムが正常に稼働するよう保守業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	緑政土木局広聴システムは、LINEを活用した道路・公園の損傷等に係る通報の受付及び対応状況の公開、またLINEをはじめ電話や来庁の通報等を一元管理するもので、本業務は当該システムを正常に稼働させるための保守を行うものです。本システムは、下記業者が開発、著作権を有するパッケージを軸に複数のクラウドサービスを本市の業務に合わせて連携させたものである。本業務は下記業者が持つ技術が必要であり、連携プログラムを知る者は、開発業者しかいない。よって、本業務を履行できるのは下記業者のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、下記業者と随意契約するものである。
契約の相手方	モビルス株式会社
契約金額(円)	¥4,915,900

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	技術指導課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	緑政土木局総合システム保守委託
概要	本委託は、緑土総合システムが正常に稼働するよう、保守業務等を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、緑政土木局総合システムが正常に稼働するように保守業務を委託するものである。本システムは工事・業務委託等の設計書情報、契約情報の施工管理等を行う当局における基幹システムであり、当該業者が持つ技術・手法をもって開発をされたものである。本システムに関する詳細な構成情報やプログラム仕様、データ管理手法等は、情報セキュリティに関する非公開情報である。そのため、プログラム及びデータ管理に係る手法を知る下記業者のみが本業務を履行可能である。以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、下記業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額(円)	¥27,321,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	技術指導課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	令和8年度緑政土木局テクニカルセンター運營業務委託
概要	本委託は、緑政土木局が実施する、技術職員を中心として採用年次や任用段階ごとにカリキュラム構成された集団技術研修の運営を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、テクニカルセンターの運營業務を委託するものである。テクニカルセンターは、自治体職員であり、技術者でもある行政職技術職員を対象に実務能力の向上を目的とした研修を行い、また、当局職員のみならず公共工事を請け負う民間企業に所属する技術者を対象とした研修も行う事業である。本業務は研修の運営、外部講師の選定及び調整、カリキュラム等の改善を委託するものであるが、研修や講習会開催等の実績だけではなく、当局の行政職技術職員としての視点、特に発注関係事務（積算、監督・検査）を適正に実施する公共工事発注者としての視点が必要不可欠である。下記団体は、本市の土木事業に協力することにより市民生活の利便に寄与することを目的として設立され、当局の発注関係事務に携わった土木行政経験者を有している。また、県内他自治体に対し、技術支援（当団体から実務経験が豊富な技術者を派遣し当該自治体の実務を通じて技術者の能力向上を図る業務委託）の経験があるなど、本業務に必要な業務遂行能力のある職員を配置できる。さらに行政や民間企業を対象とした研修や講習会等の開催実績も豊富である。本業務の遂行に必要な能力を備えた者は下記団体の他にはおらず、本業務を履行可能な相手方は下記団体に限られる。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、下記団体と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	公益財団法人なごや建設事業サービス財団
契約金額(円)	¥22,000,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	技術指導課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	建設CALSシステム保守業務委託
概要	本委託は、建設CALSシステム(電子納品システム、維持管理支援システム)の保守業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	建設CALSシステム(以下「本システム」という。)は、工事や業務委託の成果品管理、維持管理にかかる情報を管理するシステムであり、本業務は、本システムを正常に稼働させるため、保守を行うものである。本システムは、下記業者が著作権を保有するパッケージソフトを改造・機能追加等を行い開発したものである。また、本システムは、下記業者が持つ技術・手法をもって開発されたものであり、そのプログラム構築を知る者は、開発業者しかいない。よって、本業務を履行できるのは開発業者のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、下記業者と随意契約するものである。
契約の相手方	国際航業株式会社 名古屋支店
契約金額(円)	¥9,097,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	技術指導課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	工事事務システム改修業務委託(電子調達システム再構築対応)(その2)
概要	本委託は、工事事務システム改修委託(電子調達システム再構築対応)を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	当局における基幹システムであり、工事・業務委託等の設計書情報、契約情報の施工管理を行うための工事事務システム(以下「本システム」という)は、日本電気株式会社が開発・保守管理を行っており、本システムのプログラムおよびデータ管理に係る手法は、同社のみが保有している。今回連携先の財政局電子調達システムの再構築に伴い、本システムと電子調達システムを疎結合化するためのインターフェースの再定義や、内部事務手続きの変更にあわせたプログラム・ユーザインターフェース設計・開発を行う必要があり、本業務を支障なく遂行できるのは、本システムのプログラム構成およびデータ管理に係る手法・機能等を知る開発業者に限定される。以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、下記業者と随意契約するものである。
契約の相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額(円)	¥22,022,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	技術指導課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	工事事務システム改修委託(総務局システム群再構築要件調査)(その2)
概要	本委託は、工事事務システム改修委託(総務局システム群再構築要件調査)を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	当局における基幹システムであり、工事・業務委託等の設計書情報、契約情報の施工管理を行うための工事事務システム(以下「本システム」という)は、日本電気株式会社が開発・保守管理を行っており、本システムのプログラムおよびデータ管理に係る手法は、同社のみが保有している。今回連携先の総務局システム群(職員認証システム、文書管理システム)の再構築を行うにあたり、本システムを疎結合化するためのインターフェースの再定義や、内部事務手続きの変更にあわせたプログラム・ユーザインターフェース設計・開発を行う必要があり、本業務を支障なく遂行できるのは、本システムのプログラム構成およびデータ管理に係る手法・機能等を知る開発業者に限定される。以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、下記業者と随意契約するものである。
契約の相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額(円)	¥17,644,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	技術指導課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	名古屋市設計積算システム保守業務委託
概要	本委託は、名古屋市設計積算システムを正常に稼働するために保守業務等を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、名古屋市設計積算システムを正常に稼働するために保守業務等を委託するものである。名古屋市設計積算システム等に係る著作権の一部を下記業者が保有しており、当該業者が持つ技術・手法を持って開発されたものであるため、そのプログラム構成及びデータの暗号化に係る手法を知る者は、開発者である下記業者に限定される。以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、下記業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部(愛知)
契約金額(円)	¥113,419,900

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	技術指導課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	CADソフト操作研修業務委託
概要	本委託は、緑政土木局が採用するCADソフトの基本操作研修を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、緑政土木局が現在利用しているCADソフト（以下、「本ソフト」という。）の操作方法について、局内職員への研修業務を行うものである。本ソフトは、下記業者が所有するパッケージをベースに当局の発注仕様内容を実現するために下記業者が改造・機能追加等を行い開発したものである。また、本ソフトの操作方法について職員研修を行うためには、本ソフトに関する研修体制が整備されていることが必要不可欠である。以上の理由から、本業務を実施できるものは、本ソフトの開発者であり、本ソフトに関する研修体制が整備されている下記業者に限定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき下記業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社大塚商会 中部支社
契約金額(円)	¥2,094,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路管理課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	行政財産使用許可物件データ補正業務委託
概要	本業務委託は、道路情報管理システム内の行政財産使用許可物件データについて、令和7年度に許可、変更した箇所の補正を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、緑政土木局所管の行政財産(道路)を使用する料金を算定するための基礎となる行政財産使用許可物件について、前年度の変更分を補正してデータの更新を行うものである。この業務は、道路情報管理システムを用いて行われるものであるが、同システムと併せて入出力等ソフトも下記業者(株式会社カナエジオマチックス)が開発・構築・保守を行っているとともに、著作権も有している。したがって、これらシステムやソフト自体を操作し行う本業務は他社では対応できないことから、下記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社カナエジオマチックス
契約金額(円)	¥4,356,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路管理課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	名古屋市道路占用調整協議会事務局運営業務委託
概要	本業務は、名古屋市道路占用調整協議会における事務局の運営業務を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、名古屋市道路占用調整協議会及び協議会に設置されている各部会の事務局運営業務の一部を委託するものである。名古屋市道路占用調整協議会は、道路の不経済な損傷、交通の著しい障害又は付近住民に対する危害を防止するため、道路に関する工事、道路の占用及び道路の占用に関する工事について、その計画、時期、方法、他の占用物件の保全、その他必要な事項を調整するための関係者による協議会である。本業務委託は、占用調整協議会の構成員である名古屋市緑政土木局、住宅都市局、国土交通省、愛知県警察本部、名古屋高速道路公社、各占用企業者と行政的な見地から綿密な調整を行う必要があるため、土木行政の専門的な知識と経験が必要である。下記団体は、本市の土木事業に協力することにより市民生活の利便に寄与することを目的として設立されており、土木行政経験者を有しているため、本業務に必要な業務遂行能力のある職員を配置できる唯一の適切な団体である。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、下記団体と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	公益財団法人なごや建設事業サービス財団
契約金額(円)	¥6,490,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路管理課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	道路占用収納関連業務電算委託
概要	本業務は、道路占用料収納消込業務に係る収入データ及び各帳票の作成を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、道路占用料の収入管理のため、本市の指定金融機関において、各種の公金収入のうち道路占用料に関する納入済通知書を分類し、その収入データを作成することを目的としている。下記の業者は、本市の指定金融機関であり、本店内において納入済通知書の分類を行っているため、納入済通知書を取り扱うことができる。また、作成する収入データは、納入済通知書の金額との一致が当然に求められ、同業務には、迅速性、安定性及び正確性が不可欠であるため、公金管理上、本業務を行うことができるのは、指定金融機関である下記の業者に限定される。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用により、下記の業者と随意契約するものである。
契約の相手方	株式会社三菱UFJ銀行
契約金額(円)	¥5,077,985

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路管理課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	道路占用許可事務電算システム運用業務委託
概要	本委託は、道路占用許可事務電算システムの運用に必要な業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、「道路占用許可事務電算システム」(以下、「システム」という。)を正常に稼働させるため、運用業務を委託するものである。当該システムは、下記業者が所有しているAPOROシステムをベースに構築されており、APOROシステムと通信機器及び通信環境、地図等のデータベースを共有し、稼働している。また、下記業者の施設内にサーバを設置し、運用管理を行っていることから、システムの動作検証についても他の業者が行うことができないため、地方自治法第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約するものである。
契約の相手方	一般財団法人 道路管理センター
契約金額(円)	¥5,358,100

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路管理課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	令和8年度道路交通情報収集提供業務に関する委託契約
概要	本業務は、本市が管理する道路について、道路工事、交通事故等に伴う交通規制、渋滞等の道路交通情報を収集、整理し、これらの情報を電話問い合わせ、テレビ・ラジオ放送等の各種媒体を通じ、道路利用者へ提供するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、本市が管理する道路について、道路工事、交通事故等に伴う交通規制、渋滞等の道路交通情報を収集、整理し、これらの情報を電話問い合わせ、テレビ・ラジオ放送等の各種媒体を通じ、道路利用者へ提供するものです。 道路は各管理者の区別なく連続的、一体的に利用される施設であることから、道路利用者からは本市が管理する道路だけでなく、接続する他の管理者が管理する道路を含む総合的かつ一元的な道路交通情報の提供を求められます。 下記法人は、唯一、全国規模でこうした道路交通情報の収集提供業務を専門的に行い、当該業務に関して豊富な実績を有している事業者であるため、本業務について地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものです。
契約の相手方	公益財団法人 日本道路交通情報センター
契約金額(円)	¥6,075,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路利活用課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	名古屋市道路情報管理公開システム保守業務委託
概要	本委託は、道路情報管理公開システムの保守業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、「道路情報管理公開システム」の保守業務を行うものである。当該システムは名古屋市が管理する道路法上の道路に関する情報を管理し、市民向けにも公開するものであり、下記業者が開発し、当該業者が著作権等を保有している。ソースコード等は非公開であり、改修・障害対応に必要な権利・ノウハウも当該業者が独占的に保有しているため、同業務を当該業者以外が履行することは困難で契約の目的を達成できない。したがって、本業務委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、下記業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	国際航業株式会社 名古屋支店
契約金額(円)	¥8,767,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路利活用課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	令和8年度道路台帳サービスセンター業務委託
概要	本委託は、道路台帳を利用者の閲覧の供し、道路に関する照会に対応するとともに、道路台帳の保管及び整理を行う業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務委託は、道路台帳を利用者の閲覧に供し、道路に関する照会に対応するとともに、道路台帳の保管及び整理を行う業務を委託するものである。道路についての情報は、建物の建築、土地の利用計画等に欠くことのできないものであり、これらの情報提供業務は、道路に関する法制度及び本市の道路行政の実務をふまえて利用者に正確でわかりやすいサービスを提供できる専門的な知識と経験が必要である。下記団体は、本市の土木事業に協力することにより市民生活の利便に寄与することを目的として設立されており、道路行政経験者を有しているため、本業務に必要な業務遂行能力のある職員を配置できる唯一の適切な団体である。したがって、本業務委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、下記団体と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	公益財団法人なごや建設事業サービス財団
契約金額(円)	¥5,445,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路利活用課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	道路情報管理システム保守業務委託
概要	本委託は、道路情報管理システムの保守業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務委託は、「道路情報管理システム」の保守業務を行うものである。本業務は、同システムを開発し、著作権を有する下記業者以外の者では行うことができない。したがって、本業務委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、下記業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社カナエジオマチックス
契約金額(円)	¥8,360,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	測量調査課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	電子申請受付簿保守業務委託
概要	本委託は、電子申請受付簿が正常かつ安定して稼働するように保守及びライセンス管理業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本委託は、電子申請受付簿（以下「本システム」という。）が正常かつ安定して稼働するよう、保守業務を委託するものである。本システムは、ノーコードツールを基盤としつつ、標準機能では実現できない要件を満たすために、開発業者が独自に設計・実装したフルコード部分を組み合わせたハイブリッド構成となっている。特に、以下のような開発業者固有の設計情報・実装仕様に依存しており、第三者による保守は技術的に困難である。 ・ノーコード設定とフルコード処理が相互に依存する独自アーキテクチャ ・業者独自のコード体系、命名規則、モジュール構成、外部連携仕様 ・ノーコード側のフィールド構成・権限設定とコード側ロジックの密結合 ・変更時に広範囲へ影響が波及する独自設計 これらの技術情報は開発業者が独自に保有するもので、一般に公開されておらず、第三者がコードの意図や副作用まで正確に把握して安全に保守するには、大幅な解析作業を必要とし、障害・データ不整合等の重大なリスクを伴う。とりわけ、ノーコードとフルコードの密結合構造においては、開発時の内部仕様を理解していない業者が変更を行うと、周辺ロジックの破壊やデータ欠損発生の可能性が高く、本業務を履行可能な業者は開発業者のみである。以上のとおり、本システムは開発業者が保有する専有的な技術・独自仕様に基づいて構築されており、競争入札に付することができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、下記業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	ピープルソフトウェア株式会社
契約金額(円)	¥3,281,520

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路建設課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	土地調査・測量及び図面作成業務委託(単価契約)
概要	本委託は、嘱託登記に必要な土地の調査・測量及び図面等を作成するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務内容は、本市の登記事務を円滑に行うための、嘱託登記に必要な土地の調査・測量及び図面等作成業務である。土地家屋調査士法第68条の規定により、調査士会に入会している調査士または調査士法人でない者(公共嘱託登記土地家屋調査士協会を除く)は、この業務を行う事ができないことになっている。本業務は短期間に大量の業務を遂行する必要があり、業務の遂行能力からみて相当規模の団体に委託を行う必要がある。下記法人は、同法第63条に規定された公益社団法人であり、委託業務を受託処理できる唯一の団体であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により下記法人と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
契約金額(円)	¥4,768,753

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	第二鶴舞横断歩道橋エレベーター維持管理業務委託
概要	本件業務委託は、中区千代田五丁目地内の第二鶴舞横断歩道橋エレベーター棟(東・中央・西)及びエレベーター(中央・西)を、適切に維持管理をするための業務委託である。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、第二鶴舞横断歩道橋のエレベーター保守点検を行うものである。当該エレベーターは安全性の担保の観点からエレベーターの製造元またはその製造元が正規に指定する保守業者と契約する必要がある。現在製造元であるシンドラーエレベーター株式会社は日本での事業を停止しており、下記業者が唯一シンドラーエレベーター株式会社の事業を継承し保守業者として指定されている。また、下記業者の他に製造元から指定されている保守業者は存在していない。以上の理由により、当該業務を履行可能な業者は下記業者に限られるため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結するものである。
契約の相手方	日本オーチス・エレベータ株式会社 中部支店
契約金額(円)	¥5,593,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	レインボーブリッジ田幡エレベーター維持管理業務委託
概要	本委託は、北区田幡一丁目始め2カ所に設置しているレインボーブリッジ田幡エレベーターを適正に維持管理するための業務委託である。
契約の相手方を選定した理由	本委託は、レインボーブリッジ田幡のエレベーターの監視及び保守点検、清掃並びに異常時の初期対応を行うものである。当該エレベーターは一般人が頻繁に利用し、また高齢者、障害者などの利用もある立体横断施設であるため、緊急時を含め利用の安全については万全を期さなければならない。当該エレベーターを監視するモニターは、名古屋高速道路公社の各施設を総合的に管理する防災センター内に設置してあるため、同センター内で監視業務を受託している下記業者でなければ監視及び異常時の初期対応を行うことができない。また、監視業務を受託し利用者の利用形態等を把握している下記業者であれば、利用者の支障にならないよう保守点検及び清掃を実施することが可能である。よって、下記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をするものである。
契約の相手方	日本空調サービス株式会社 名古屋支店
契約金額(円)	¥9,365,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	令和8年度休日夜間緊急連絡センター業務委託
概要	緑政土木局所管事項に関し、勤務時間外における市民等からの電話による通報・要望等を集中管理し、所管土木事務所長等へ連絡及び指示する業務を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本件、休日夜間緊急連絡センター業務委託は、緑政土木局所管事項に関し、勤務時間外における市民等からの電話による通報・要望等を集中管理し、所管土木事務所長等へ連絡・指示するなど、本市の業務を補完・代替するものである。市民生活に密接した内容の通報が多く、市民の安全を確保するために、休日・夜間においてもその通報等に迅速かつ的確に対応しなければならない。これらの業務に関して、防護柵などの交通安全施設の損傷等により、交通安全上支障がある現場での緊急業務に適切な対応ができるなど行政判断を行える職員を複数名雇用し、常時体制が整う状態を維持できる唯一の下記団体と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するものである。
契約の相手方	公益財団法人なごや建設事業サービス財団
契約金額(円)	¥32,359,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	国道155号地滑り観測機器保守点検業務委託
概要	本委託は、守山土木事務所及び上志段味東谷の地滑り観測機器の調整及び保守点検を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務委託は、守山土木事務所管内に設置された地滑り観測機器の保守点検業務を行うものである。当該観測装置は、国道155号沿いの東谷山に設置した地表面変位検知器、地滑り検知制御器及び地滑り観測装置からなる地滑りを総合的に監視する装置であり地滑りが発生したときは別途システムである道路情報装置と連動して自動的に通行規制を行う設備であることから、常に障害が発生しないように万全を期さねばならない。本装置の制御システムは下記業者が本装置用に独自開発したシステムが使用されており、他の業者では保守点検を行うことができない。そのため下記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。
契約の相手方	基礎地盤コンサルタンツ株式会社 中部支社
契約金額(円)	¥2,772,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	小幡連絡橋エレベーター管理業務委託
概要	本委託は、守山区小幡南一丁目の小幡連絡橋に設置された、エレベーター及びその付帯施設の維持管理業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本委託は、小幡連絡橋に設置されているエレベーターの安全かつ円滑な機能の確保を図るための保全点検・監視等の業務である。本施設は構造上再開発ビルと連結しており、使用する監視モニターも、再開発ビル内の管理室に設置されている。再開発ビルの管理規約第50条に定められた管理室に立ち入りすることができるのは、管理者及び管理者から業務の指示を請け負った業者に限定されていることから、管理者である下記団体と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するものである。
契約の相手方	名古屋市住宅供給公社
契約金額(円)	¥16,072,892

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	都計御田線立体横断施設エレベーター監視等業務委託
概要	本委託は、都計御田線立体横断施設に付帯するエレベーターの監視業務等を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本委託は、御田跨線橋に付帯するエレベーターの監視、緊急時の駆け付け対応、運転時間管理及び清掃を行う業務である。エレベーターの5時から翌日0時30分までの運行にあたり、毎晩0時30分に一般利用者の安全を現地にて確認した後に、運転の停止をする必要がある。また、エレベーターの異常に対して万全の態勢を期す必要があり、特に近年社会的関心が高いエレベーターの閉じ込め事象に対しては、短時間で現地に駆け付けができなければ、目的が達成できない業務である。下記業者は、現在、当該エレベーターに最も近い場所（徒歩1分）で、他施設の24時間管理を行っており、常駐職員も配置し、監視に必要な設備も整えている。よって、新たな施設も必要なく、経費の節減、業務の円滑な実施の確保の面からも、競争入札に付することが不利と認められることから、下記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき随意契約をするものである。
契約の相手方	名鉄ビルサービス株式会社
契約金額(円)	¥10,296,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	矢田南デッキエレベーター監視業務委託
概要	本件業務は、矢田南デッキに設置しているエレベーターの監視及び異常時における初期対応をすることにより、利用者への安全及びエレベーターの円滑な機能を確保するものである。
契約の相手方を選定した理由	本委託は、平成9年3月に東区大幸地区に開設されたバンテリンドームナゴヤへの連絡橋である矢田南デッキの西端に設置したエレベーターの監視業務を行うものである。当該エレベーターは、一般人が頻繁に利用している。また、高齢者・身障者等も利用している立体横断施設であるため、緊急時の利用者の安全のためには万全を期さなければならない。当該エレベーターを監視するモニターは、バンテリンドームナゴヤ防災センター内に設置してあるため、同センター内で監視業務を受託している下記業者でなければ対応できない。よって、下記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社アサヒファシリティズ名古屋支店
契約金額(円)	¥4,556,420

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	都計御田線立体横断施設エレベーター管理業務委託
概要	本委託は、都計御田線立体横断施設に付帯するエレベーターの管理業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本委託は、都計御田線立体横断施設に付帯するエレベーターの安全かつ円滑な機能の確保を図るため、エレベーター機器の遠隔監視、異常時の初期対応及び保守点検を行う業務である。エレベーターの運行にあたり、一般利用者の安全を確保するためには、エレベーターの異常に対して万全の態勢を期す必要があり、その管理は機器、システム構造、性能等を熟知した専門業者に行わせる必要がある。下記業者は、当該エレベーターの製造元で、エレベーター機器に熟知しており、異常時においても早急な復旧を唯一行うことができる。よって、下記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約をするものである。
契約の相手方	東芝エレベータ株式会社 中部支社
契約金額(円)	¥6,732,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	河川計画課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	堀川水辺活用における管理運営業務委託
概要	本委託は、堀川納屋橋地区及び尾頭橋地区の河川敷地におけるにぎわい創出にかかる業務及び堀川ギャラリーの管理運営業務を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本委託は河川敷地占用許可準則(平成28年5月30日国水政第33号。)に基づく都市・地域再生等占用主体となり、堀川納屋橋地区及び尾頭橋地区の河川敷地利用により、にぎわいの創出や魅力あるまちづくりに資するための事業を行うものである。納屋橋地区及び尾頭橋地区の地域団体との連携・調整能力や、にぎわい創出のための企画提案能力、堀川ギャラリーの管理運営能力が求められることから、本事業は令和7年～令和9年度を事業期間として、公募型プロポーザル方式の企画競争により契約候補者の選定を行った。この公募に基づき選定された下記事業者と、地方自治法第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものである。 提案事業者の順位と点数 1位なごや建設事業サービス財団234点 なお、提案事業者は1者のみであったが、最低基準点(180点)以上の点数を得ている。
契約の相手方	公益財団法人なごや建設事業サービス財団
契約金額(円)	¥15,261,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	河川計画課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	堀川フラワーフェスティバルハンギングバスケット作成会運営業務委託
概要	本業務委託は、堀川フラワーフェスティバルハンギングバスケット作成会の運営を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、堀川の浄化啓発を目的として実施する「堀川フラワーフェスティバル」において、ハンギングバスケット作成会を運営するものである。本作成会は、市民から参加費を徴収して行うことから、参加者全員が公平に、かつ一定水準以上のハンギングバスケットに関する専門的指導を受けられる体制を確保する必要がある。また、作成したハンギングバスケットは「堀川フラワーフェスティバル」で約2か月間堀川沿川に展示するため、植物が枯れず品質を維持できるよう、適切な管理・仕立ての技術を踏まえた指導及び作成補助が不可欠である。これらを満たす専門資格として一般社団法人である日本ハンギングバスケット協会が認定する「ハンギングバスケットマスター」が全国で唯一存在する。日本ハンギングバスケット協会愛知県支部は同専門資格保有者を安定的に確保・派遣し、統一された指導及び作成補助を提供できる県内で唯一の団体である。他の事業者では同等の資格者を確保できず、品質維持や公平性を担保した指導体制の構築は困難である。以上の理由から、日本ハンギングバスケット協会愛知県支部と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。
契約の相手方	日本ハンギングバスケット協会愛知県支部
契約金額(円)	¥2,610,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	都市農業課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	有害動物取扱業務委託(単価契約)
概要	本業務は、農産物等への被害を及ぼしたアライグマ、ハクビシン、ヌートリアの駆除業務の一部を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、市民が捕獲したアライグマ、ハクビシン、ヌートリアを捕獲した際の駆除業務の一部を行うものである。本件は「有害動物取扱業務委託(単価契約)」にて一般競争入札を行ったが入札者がいなかったため、入札不調となった。鳥獣保護管理法では、捕獲した個体を放置することが禁止されており、衛生上の観点からも速やかな処理が必要である。また、動物の捕獲は突発的に発生することから、年度当初の4月1日からの継続的な体制確保が不可欠である。本業務を改めて競争入札に付す暇がないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、下記の業者と随意契約を行うものである。
契約の相手方	公益社団法人愛知県ペストコントロール協会
契約金額(円)	¥2,652,419

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	緑地管理課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システムに係る施設使用料の口座振替処理業務委託
概要	本委託は金融期間マスター作成処理、口座振替請求処理、口座振替結果処理、帳票等の印刷を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、スポーツ・レクリエーション情報システムにおける使用料の口座振替処理業務を委託するものである。下記の業者は、本市の指定金融機関であり、本店内において納入済通知書の分類を行っているため、納入済通知書を取り扱うことができる。また、業務内で作成する収入データは、納入済通知書の金額との一致が当然に求められ、同業務には、迅速性、安定性及び正確性が不可欠であるため、公金管理上、本業務を行うことができるのは、指定金融機関である下記の業者に限定される。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用により、下記の業者と随意契約するものである。
契約の相手方	株式会社三菱UFJ銀行
契約金額(円)	¥10,818,324

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	緑地利活用課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	緑の協働事業実施業務委託
概要	本委託は、市内各地で本市とパートナーシップにより緑のまちづくり活動を行う市民活動団体の育成支援及び人材育成、協働催事及び協働管理を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、市内の公園緑地等において、本市との協働により緑のまちづくり活動を行う市民活動団体の育成支援や市民参加の裾野の拡大を目的とした講習会・普及啓発等の業務を委託するものである。当該業務の遂行にあたっては、本市の緑化推進事業を理解しているだけでなく本市全域において展開されている多様な緑のまちづくり活動・協働事業等に対して適切な情報提供及び指導等を、本市と連携のもと総合的に行うことが必要不可欠である。下記団体は、地方公共団体と連携して緑地の保全及び緑化の推進に関して適切な指導等を行うことができることから、市民・企業・行政を結ぶ中間支援組織であることが認められ、都市緑地法に基づき「緑地保全・緑化推進法人」の指定を受けた県内唯一の公益法人である。よって、本業務を履行できる唯一の団体として選定するものである。以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づいて、下記団体と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	公益財団法人名古屋市みどりの協会
契約金額(円)	¥36,040,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	緑地維持課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	緑のリサイクルチップ化委託 単価契約
概要	本業務は、緑政土木局が管理する施設から発生する剪定枝等の破碎処理を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	公園等の維持管理業務により発生する剪定枝は、ゴミの減量を推し進めるため、再資源化する「緑のリサイクル」で対応を行っている。下記の業者は、剪定枝を対象とする本市の一般廃棄物処分業の許可を有している唯一の業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものである。
契約の相手方	名古屋港木材倉庫株式会社
契約金額(円)	¥18,389,415

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	緑地維持課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	公園巡回清掃その他管理委託(天－3)
概要	本委託は、天白区天白公園デイキャンプ場、島田緑地自然生+F22:F33態園、相生山緑地オアシスの森、細口池公園の維持管理業務を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本委託は、天白区天白公園デイキャンプ場、島田緑地自然生態園、相生山緑地オアシスの森、細口池公園の維持管理業務を行うものである。下記団体に本業務を委託することは、当該団体が長年培った高齢者の技術と経験を活かし、また、働くことにより積極的に社会参加しようとする会員により構成される団体であることから、高齢者就労支援に大きく貢献するものである。以上のことから、本委託の契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき、下記団体と随意契約により施行するものである。
契約の相手方	公益社団法人名古屋市シルバー人材センター
契約金額(円)	¥3,364,565

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	緑地維持課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	有料公園施設(アーチェリー場)その他管理委託(名ー4)
概要	本委託は、有料公園施設(アーチェリー場)その他管理業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	この業務は、猪高緑地アーチェリー場において施設の施錠開錠、受付、的の設置・撤収、利用日報作成、利用者の安全管理、清掃及び猪高緑地森の集会所駐車場と明德公園駐車場において施設の施錠開錠、周辺施設の点検、清掃を行うものである。下記団体に本業務の委託を行うことは、当該団体が長年培った高齢者の技術と経験を生かし働くことにより、積極的に社会参加しようとする会員により構成される団体であることから、高齢者の就業支援に大きく貢献するものである。以上のことから、本委託の契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項3号に基づき、下記団体と随意契約するものである。
契約の相手方	公益社団法人名古屋市シルバー人材センター
契約金額(円)	¥5,139,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	緑地維持課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	からくり人形時計塔保守点検委託(中－8)
概要	本委託は、中区若宮大通公園に設置されている「からくり人形時計塔」の保守点検を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	中区若宮大通公園に設置されている「からくり人形時計塔」(以下、「当設備」とする)は、三英傑の尾張からくりを用いた人形が演技を行う全国でも大変珍しい設備であり、からくり人形師の協力を得て当初愛知時計電機(株)が製造し、設置後のメンテナンスも行ってきた。しかし、同社が当設備にかかる事業から撤退することになり、平成24年1月に同社からナルセ時計(株)へ、平成28年12月からは(株)ちくたく亭へ、令和3年1月からは(株)フレスノに対し当設備にかかる技術譲渡が行われた。当設備は、からくり人形駆動用に特別に制作された制御用ソフトウェアや、特殊な構造の人形駆動用ガイドなど、特殊な技術の蓄積により繊細な動きを表現しており、通常のメンテナンスや部品清掃、修繕は製造者もしくはその技術譲渡を受けた者以外には行えない業務である。したがって、製造者より同設備の技術譲渡を唯一受けている下記業者と地方自治法施行令第167の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社フレスノ
契約金額(円)	¥5,122,920

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	緑地維持課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	公園施設保守その他管理委託(中－4)
概要	本委託は、中区矢場公園のエレベーターの保守・管理・点検及び、公園の清掃を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本委託は、矢場公園よりナディアパークへのペDESTリアンデッキに設置したエレベーターの防犯監視カメラによる遠隔監視、同エレベーター及びカメラの保守点検、矢場公園全域の巡回及び清掃を行うものである。矢場公園及びペDESTリアンデッキは、同パークと構造上接続した施設である。防犯監視カメラによる監視業務は同パークの監視と同じ防災センター内で行い、巡回及び清掃業務は同パークの警備清掃と併せて行うなど、一体的な管理を行うことで経費の削減及び業務の円滑な実施の確保に資する。よって、同パークの管理者から委託を受け、防災センターでの監視業務及び同パーク全体の警備清掃業務を実施する、下記の団体と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約を締結するものである。
契約の相手方	日本管財株式会社
契約金額(円)	¥5,148,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	東山管理課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	東山動植物園植物園エリア夜間展示企画計画策定業務
概要	本委託は、東山動植物園植物園エリア夜間展示企画について計画策定業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本企画を実現するには、展示やマーケティング等に関する高度な知識及び専門的な技術が必要であり、また、過去に実施事例のない事業であるため、本市においてあらかじめ最適な発注仕様を定めることが困難である。これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結するものである。 各提案者の順位と点数（二次審査対象の提案者のみ記載） 1位中京テレビ放送株式会社6点（順位点）、298点（合計点） 2位株式会社新東通信10点（順位点）、287点（合計点） 3位株式会社MAISONETTE13点（順位点）、263点（合計点） 4位テレビ愛知株式会社10点（順位点）、259点（合計点）位株式会社一旗一点（順位点）、一点（合計点） ※順位は順位点が少ない順に決定。
契約の相手方	中京テレビ放送株式会社
契約金額（円）	¥4,939,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	東山管理課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	平和公園会館及び里山の家普及啓発管理案内委託(東山)
概要	本委託は、平和公園会館における管理・案内および清掃業務及び里山の家における普及啓発・管理・案内業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	この業務は平和公園会館及び里山の家において、施設の施錠開錠、平和公園に関する案内業務、苦情・要望等の受付・報告、日報の作成、公園の秩序維持の監視、施設内外の清掃を行うものである。本業務を下記の団体に委託を行うことは、当該団体が長年培った高齢者の技術と経験を活かし、働くことにより積極的に社会参加しようとする会員により構成される団体であることから、高齢者の就労支援に大きく貢献するものである。以上のことから本委託の契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき、下記の団体と随意契約するものである。
契約の相手方	公益社団法人名古屋市シルバー人材センター
契約金額(円)	¥7,047,700

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	東山動物園
契約締結日	令和8年04月01日
件名	ユーカリ栽培管理委託(引佐)
概要	本委託は、コアラ飼料用のユーカリ栽培管理を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	当該業務は、本市がシドニー市よりコアラを譲り受ける際、飼料であるユーカリは日本国内で確保する旨の条件があるため、その栽培管理を委託するものである。ユーカリ樹は台風や霜による被害を受ける事が多いため、日本の風土では一地域の圃場で栽培することは、餌の安定供給の面からリスクが大きく、またコアラはユーカリの新芽を好んで食べるため、本市では静岡県浜松市をはじめ4地区に圃場を分散して確保している。ユーカリ栽培は、飼料としての需要がコアラに限られるため、動物園等から特段の栽培管理を受けている場合を除き、販売を目的に栽培しているものはない。また、当該業務を行うには栽培技術者の育成、土地の確保、餌として供給できるまでの生育期間など、その準備に多大な時間とコストを要する。そのため、毎年入札により事業者を決定し、速やかに餌を供給できる状態にすることは不可能であり、容易に業者を変更することは出来ない。このため、静岡県西部地区において、昭和58年度より本市の委託を受け、これまでに培われた経験により高い栽培技術を有している当該地区唯一の団体である下記組合と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約を締結するものである。
契約の相手方	引佐町森林組合
契約金額(円)	¥9,735,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	東山動物園
契約締結日	令和8年04月01日
件名	ユーカリ栽培管理委託(鹿児島)
概要	本委託は、コアラ飼料用のユーカリ栽培管理を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	当該業務は、本市がシドニー市よりコアラを譲り受ける際、飼料であるユーカリは日本国内で確保する旨の条件があるため、その栽培管理を委託するものである。ユーカリ樹は台風や霜による被害を受ける事が多いため、日本の風土では一地域の圃場で栽培することは、餌の安定供給の面からリスクが大きく、またコアラはユーカリの新芽を好んで食べるため、本市では鹿児島県をはじめ4地区に圃場を分散して確保している。ユーカリ栽培は、飼料としての需要がコアラに限られるため、動物園等から特段の栽培管理を受けている場合を除き、販売を目的に栽培しているものはない。また、当該業務を行うには栽培者の育成、土地の確保、餌として供給できるまでの生育期間など、その準備に多大な時間とコストを要する。そのため、毎年入札により事業者を決定し、速やかに餌を供給できる状態にすることは不可能であり、容易に業者を変更することは出来ない。このため、鹿児島地区において、平成2年度より本市の委託を受け、これまでに培われた経験により高い栽培技術を有している当該地区唯一の団体である下記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社コアラ・ユーカリ園
契約金額(円)	¥12,595,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	東山動物園
契約締結日	令和8年04月01日
件名	ユーカリ栽培管理委託(沖縄)
概要	本委託は、コアラ飼料用のユーカリの栽培管理を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	当該業務は、本市がシドニー市よりコアラを譲り受ける際、飼料であるユーカリは日本国内で確保する旨の条件があるため、その栽培管理を委託するものである。ユーカリ樹は台風や霜による被害を受ける事が多いため、日本の風土では一地域の圃場で栽培することは、餌の安定供給の面からリスクが大きく、またコアラはユーカリの新芽を好んで食べるため、本市では沖縄県名護市をはじめ4地区に圃場を分散して確保している。ユーカリ栽培は、飼料としての需要がコアラに限られるため、動物園等から特段の栽培管理を受けている場合を除き、販売を目的に栽培しているものはない。また、当該業務を行うには栽培技術者の育成、土地の確保、餌として供給できるまでの生育期間など、その準備に多大な時間とコストを要する。そのため、毎年入札により事業者を決定し、速やかに餌を供給できる状態にすることは不可能であり、容易に業者を変更することは出来ない。下記組合は、沖縄地区において昭和61年から平成29年度まで本市のユーカリ関連事業を行っていた前受託者から事業(圃場と栽培管理人)と高い栽培技術を継承した当該地区唯一の団体である。そのため下記組合と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものである。
契約の相手方	沖縄北部森林組合
契約金額(円)	¥8,800,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	東山植物園
契約締結日	令和8年04月01日
件名	東山動植物園令和8年度春のライトアップ催事業務委託(その2)
概要	本委託は、東山動植物園において開催する春まつりでのライトアップ催事設営・管理及び撤収等の業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は名古屋市東山植物園内で開催する春のライトアップを実施するにあたり、照明施設の保守及び撤収を行うものである。植物園における春のライトアップは、桜の開花傾向を踏まえ、令和8年4月4日(土)から4月12日(日)(月曜休園日を除く)にかけて八重桜を中心としたライトアップを開催することとしている。令和7年度に同催事の照明設備等の設営業務を受託している業者が、引続き本業務を行わなければ、設備の撤去及び再設置の業務等が発生し、期間の短縮、経費の節減及び業務の円滑な実施の確保の面で不利になると認められる。以上の理由より、下記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づく随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社日比谷花壇
契約金額(円)	¥4,466,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	総務課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	キヤノン社製電子複写機の使用に係る操作方法の指導、保守、必要な消耗品の供給
概要	本件は、キヤノン社製電子複写機の使用に際し、必要な消耗品等の供給を受けるものである。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものである。
契約の相手方	キヤノンシステムアンドサポート株式会社 中部営業本部
契約金額(円)	¥1,788,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	総務課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン社製電子複写機の複写に必要なとする消耗品等の供給
概要	本件は、富士フィルムビジネスイノベーションジャパン社製電子複写機の使用に際し、必要な消耗品等の供給を受けるものである。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものである。
契約の相手方	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 愛知支社
契約金額(円)	¥18,999,647

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	技術指導課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	地方自治体版土木工事積算システム基準データ使用料(XML版)
概要	地方自治体版土木工事積算システム基準データとは、国土交通省の基準に基づく工事工種体系データ、歩掛データ及び機械損料データであり、本契約はこのデータの提供を受けるものである。
契約の相手方を選定した理由	緑政土木局及び住宅都市局では、国土交通省の基準に準じて土木工事の積算を行っており、本データを使用することを前提に積算システムが構築されている。国土交通省の基準に基づく、地方自治体版土木工事積算システム基準データを提供している業者は下記の業者に限定される。上記の理由から地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものである。
契約の相手方	一般財団法人 日本建設情報総合センター
契約金額(円)	¥8,800,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	技術指導課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	令和8年度 積算基準データ使用料
概要	積算基準データとは、国土交通省の基準に基づく業務委託基準データ、下水道工事基準データであり、本契約はこのデータの提供を受けるものである。
契約の相手方を選定した理由	緑政土木局では、国土交通省の基準に準じて土木工事等の積算を行っており、本データを使用することを前提に積算システムが構築されている。国土交通省の基準に基づく、積算基準データを提供している業者は下記の業者に限定される。上記の理由から地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものである。
契約の相手方	一般財団法人 建設物価調査会
契約金額(円)	¥5,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局技術指導課です。

電話番号 052-972-2813

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	技術指導課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	緑政土木局基幹ネットワーク通信機器賃貸借(その3)
概要	緑政土木局電算室(中土木事務所ビル)のサーバ機器類及び16土木事務所を庁内ネットワークに接続するための通信関連機器を賃貸借するものである。
契約の相手方を選定した理由	令和8年3月1日に開始した「緑政土木局基幹ネットワーク通信機器賃貸借(その2)」に基づく契約により、機器類の賃貸借を行っているが、令和8年3月31日をもって契約満了となる。しかし当該機器の使用状況は良好であり、機器故障時の代替品の確保及びソフトウェアサポートも引き続き受けられることから、契約満了後においても同一機器の借入を継続することが適当であると判断される。これにより、新規に機器を調達する場合と比較して、費用の抑制が可能であり、かつ賃貸借の低減を図ることができる。上記の理由から地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものである。
契約の相手方	NX・TCリース&ファイナンス株式会社 名古屋支店
契約金額(円)	¥4,433,440

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局技術指導課です。

電話番号 052-972-2813

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	橋梁施設課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	東海道新幹線331k611m付近笠寺橋(寺部跨線橋)の点検の施行に関する協定書
概要	本協定は、本市の管理橋梁であり東海旅客鉄道株式会社の営業線を跨ぐ笠寺橋の橋梁点検に伴う保安対策・仮設業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本協定は、東海旅客鉄道(株)の営業線を跨ぐ笠寺橋の橋梁点検に伴う保安対策・仮設を行うものであり、本協定の施行は鉄道事業者である東海旅客鉄道(株)に限定されるものである。以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものである。
契約の相手方	東海旅客鉄道株式会社 新幹線鉄道事業本部
契約金額(円)	¥14,071,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局橋梁施設課です。

電話番号 052-972-2869

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	大幸南広場(地下部)の管理委託に関する細目協定書
概要	本件は、多目的広場の維持管理に関し、平成13年3月23日付けで名古屋市交通局と締結した「大幸南広場(地下部)の管理委託に関する協定」に基づき、委託を施行するものである。
契約の相手方を選定した理由	大幸南広場の地下部は、地下鉄ナゴヤドーム前矢田駅出入口と連絡しており、エレベーター、エスカレーターの維持管理は一体で行うことが必要である。また、その運行管理及びカメラ監視は地下鉄ナゴヤドーム前矢田駅駅長室で行っているため、利用者への緊急時対応も高速度鉄道事業者でないと履行できない。以上の理由によって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、高速度鉄道事業者(名古屋市)と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	高速度鉄道事業者(名古屋市)
契約金額(円)	¥10,263,220

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局技術指導課です。

電話番号 052-972-2813

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	有松駅前公共施設の維持管理の費用に関する協定
概要	本件は、有松駅前公共施設の一体的な維持管理を行うための必要事項について定める「有松駅前公共施設の維持管理に関する基本協定」(以下「維持管理協定」という。)が締結されており、維持管理協定第6条第2項の規定に基づき、住宅都市局との間に令和7年度における維持管理の負担額について定める「令和7年度有松駅前公共施設の維持管理の費用に関する協定」を締結するものである。
契約の相手方を選定した理由	住宅都市局にて管理を行っている立体横断施設に面しているため、その維持管理は一体で行うことが必要である。また、その運行管理及びカメラ監視や利用者への緊急時対応も一括で発注する必要がある。以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、名古屋市住宅都市局と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	名古屋市住宅都市局
契約金額(円)	¥9,661,466

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局道路維持課です。

電話番号052-972-2874

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	第二鶴舞横断歩道橋エレベーター東棟、中央棟及び西棟の維持管理に関する細目協定
概要	本件は、第二鶴舞横断歩道橋エレベーター東棟、中央棟及び西棟の維持管理に関し、平成10年12月15日付けで名古屋市交通局と締結した「第二鶴舞横断歩道橋エレベーター東棟(地下鉄鶴舞駅エレベーター3号機)の財産区分並びに東棟、中央棟及び西棟の管理に関する協定」第5条の規定に基づき、名古屋市交通局との間に維持管理の負担額及び支払方法等の細目について協定を締結するものである。
契約の相手方を選定した理由	第二鶴舞横断歩道橋エレベーター東棟(地下鉄鶴舞駅エレベーター3号機)については、地上部は道路施設であるが、地下部は高速度鉄道事業者の施設であることから東棟全体を一括して管理する方が効率的であること、並びに東棟、中央棟及び西棟内での緊急時の利用者に対する対応について、現場に近く迅速に対応ができることから、高速度鉄道事業者に委託するものである。なお、「第二鶴舞横断歩道橋エレベーター東棟(地下鉄鶴舞駅エレベーター3号機)の財産区分並びに東棟、中央棟及び西棟の管理に関する協定」において、名古屋市交通局に緊急時の利用者に対する対応を委託することとしている。以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、高速度鉄道事業者(名古屋市)と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	高速度鉄道事業者(名古屋市)
契約金額(円)	¥2,435,730

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局道路維持課です。

電話番号052-972-2874

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	ガイドウェイバス専用道の駅舎昇降設備の維持管理に関する細目協定書
概要	本件はガイドウェイバス志段味線の駅舎にある昇降設備(エレベーター・エスカレーター)の維持管理について、名古屋ガイドウェイバス株式会社と細目協定を締結するものである。
契約の相手方を選定した理由	ガイドウェイバス専用道高架構造物は「ガイドウェイバス専用道高架構造物の維持管理に関する協定」に基づき、名古屋ガイドウェイバス株式会社が施設全体の維持管理を行っている。中でも、駅舎昇降設備の利用者の安全を確保するためには、常時の監視と合わせて日常的な設備保守を行う一元管理が必要となる。以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、下記業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	名古屋ガイドウェイバス株式会社
契約金額(円)	¥49,710,980

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局道路維持課です。

電話番号052-972-2874

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	ガイドウェイバス専用道駅舎昇降設備の更新又は調査に関する協定
概要	本件は、その協定のインフラ部における停留場(駅舎)の大規模な修繕として、駅舎昇降設備の更新を行うにあたり名古屋ガイドウェイバス株式会社と協定を締結するものである。
契約の相手方を選定した理由	ガイドウェイバス専用道高架構造物は、ガイドウェイバス志段味線を運行する会社が施設全体の維持管理を行っている。エスカレーターは、バスの運行管理に用いているシステムや監視設備とも連携しており、エスカレーターの更新に当たっては、会社の所有するこれらのシステムや設備の機能に支障のないように施工しなければ、安定したバスの運行が確保できない恐れがある。また、エスカレーター更新中の利用者対応やバスの運行に影響が発生した場合の対応についても、バスの営業と並行して会社が行う必要がある。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、下記業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	名古屋ガイドウェイバス株式会社
契約金額(円)	¥214,775,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局道路維持課です。

電話番号052-972-2874

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	名城公園地下横断歩道の維持管理に関する年度協定書
概要	本件は、名古屋市(道路管理者)と名古屋市(高速度鉄道事業者)が、令和7年7月8日付で締結した「高速度鉄道鉄道名城公園駅と接続する名城公園地下横断歩道の管理等に係る基本協定書」の第6条に基づき、年度協定を締結するものである。
契約の相手方を選定した理由	名城公園地下横断歩道については道路施設であるが、高速度鉄道事業者が所管する名城公園駅と接続されており、全体を一括して管理する方が効率的であること、緊急時の利用者に対する対応について、現場に近く迅速に対応ができることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものである。
契約の相手方	高速度鉄道事業者(名古屋市)
契約金額(円)	¥21,819,930

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局道路維持課です。

電話番号052-972-2874

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	河川工務課
契約締結日	令和8年04月01日
件名	上社ターミナルビル維持管理業務委託
概要	当該業務は、名古屋市名東区上社一丁目802番に所在する建物、付属設備及び当該敷地の共有部分並びに名古屋市(上社自転車駐車場及び上社調節池管理者)の専有設備のうち共有部分と一体的に管理すべきものについて、維持管理業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	当該業務は、名古屋市(観光文化交流局、スポーツ市民局、住宅都市局、緑政土木局)、名古屋市交通局及び上社振興株式会社が、入居する複合ビルである上社ターミナルビルの維持管理を委託するものである。平成10年4月1日付で3者による「上社ターミナルビルの維持管理等に関する協定」を締結しており、この協定書に基づく確認書により下記業者を受託者と定めている。以上の理由により、地方自治法第167条の2第1項第2号に基づき下記業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社名古屋交通開発機構
契約金額(円)	¥3,064,111

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局河川工務課です。

電話番号052-972-2895

随意契約の内容の公表

局区	千種区
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	新池駐車場賃貸借
概要	千種区役所仮設庁舎では繁忙期等を中心に来庁者駐車場が不足しており、周辺には他に適当な用地がないことから新池駐車場の一面を整備し使用している。 新池駐車場の一面を千種区役所仮設庁舎第2駐車場として運用するため、賃貸借契約を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	新池駐車場の使用にあたっては不動産の借り入れ契約であり、管理運営を委託されている公益財団法人東山公園協会に相手方が特定されることから、地方自治法第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行うもの。
契約の相手方	公益財団法人 東山公園協会
契約金額（円）	2,992,500円（支払限度額）

契約の内容のお問い合わせ先は、千種区役所総務課です。

電話番号 052-753-1815

随意契約の内容の公表

局区	千種区
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	千種区役所仮設庁舎第2駐車場管理運営業務委託
概要	千種区役所仮設庁舎では繁忙期等を中心に来庁者駐車場が不足しており、周辺には他に適当な用地がないことから新池駐車場の一面を整備し使用している。 新池駐車場の一面を千種区役所仮設庁舎第2駐車場として運用するにあたって、管理運営業務の委託を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	新池駐車場の一面を第2駐車場として使用する際、第2駐車場の区画を形成する業務や第2駐車場への出入庫管理業務等が必要となるが、第2駐車場は千種スポーツセンター駐車場と出入口を共有するため、当該業務については千種スポーツセンター指定管理者である株式会社JPNに相手方が特定されることから、地方自治法第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行うもの。
契約の相手方	株式会社 J P N
契約金額（円）	4,040,000円（支払限度額）

契約の内容のお問い合わせ先は、千種区役所総務課です。

電話番号 052-753-1815

随意契約の内容の公表

局区	東区
課	区政部総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	リコー社製電子複写機に必要な消耗品の供給に関する契約について
概要	名古屋市との協定に基づき、東区役所及び東保健センターにおける一般事務用電子複写機の使用にかかる操作指導・保守及び必要な消耗品等を供給するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約をするものである。 以上により、本契約の相手方は特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とする。
契約の相手方	リコージャパン株式会社
契約金額(円)	1,902,120円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、東区役所総務課です。
電話番号 052-934-1111

随意契約の内容の公表

局区	北区
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市北区総合庁舎空調設備等建物設備管理業務委託
概要	この業務は、北区総合庁舎の衛生設備、冷暖房の熱源・冷却塔・空調機・各種ポンプ及び各種水槽等を遠隔監視システムによりセンターにて24時間監視し、始動・停止・設定温度の変更・緊急停止・警報の内容確認等の運転管理と併せて、中央監視装置保守・空調設備保守・衛生設備保守及び清掃業務を行なうものです。
契約の相手方を選定した理由	1 選定理由 遠隔監視業務と中央監視装置保守業務につきましては、アズビル(株)が独自の技術に開発・製造したシステムで運用しているため、他の業者では業務を行うことができません。業者を変えるためには現状使用可能なシステムを全て破棄し、新しく取替えなければならず、取替には多額の費用が掛かります。 また、各種機器の保守点検業務と遠隔監視業務を一括して契約することにより、中央監視盤に故障警報が発せられると、遠方監視センターでこの信号を受信し、休日、夜間を問わず、直ちに確認やメンテナンスの指令が発せられ、24時間の緊急対応が可能となり、被害を最小限にとどめるとともに、迅速な復旧が可能となるためアズビル(株)と契約するもの。 2 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	アズビル株式会社ビルシステムカンパニー 中部支社
契約金額(円)	7,505,310

契約の内容についてのお問い合わせ先は、北区総務課です。
電話番号 052-917-6414

随意契約の内容の公表

局区	北区
課	企画経理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	電子複写機に必要な消耗品の供給
概要	北区役所1・2・3階事務室及び楠支所1・2階事務室内に電子複写機を設置し、市民課、保険年金課、福祉課、民生子ども課、総務課、企画経理課、地域力推進課及び楠支所区民生活課、楠支所区民福祉課における一般事務用に使用するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結しています。 本件は、この協定に基づき、価格をはじめ、機器の性能・使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約するものです。 2 適用法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	リコージャパン株式会社 エンタープライズ事業本部 中部MA事業部 公共営業部
契約金額(円)	3,511,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、北区企画経理課です。
電話番号 052-917-6429

随意契約の内容の公表

局区	北区
課	総務課
契約締結日	令和8年4月22日
件名	北区長公舎の賃貸借契約
概要	名古屋市区長公舎規程に基づき、災害発生時における初動対応の指揮監督を行うために、災害対策本部である区役所に早期に参集することを目的として、民間所有の建物を名古屋市北区長が居住する公舎として賃借するもの。
契約の相手方を選定した理由	名古屋市区長公舎規程に基づく不動産の賃貸借契約であり、契約の相手方である賃貸人が特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とするもの。
契約の相手方	物件所有者(個人)
契約金額(円)	月額104,000円(総額2,770,500円) ※初期費用含む

契約の内容についてのお問い合わせ先は、北区総務課です。
電話番号 052-917-6414

随意契約の内容の公表

局区	西区
課	地域力推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度名古屋西の観光推進に係る情報発信等業務委託
概要	「まめきちまめこ」氏を西区観光アンバサダーとして活用する観光情報発信等事業を円滑に実施するため、同氏との連絡・調整、情報発信および観光PR冊子制作に係る調整および進行管理を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	「まめきちまめこ」氏の意向により、本件に係る調整および交渉は株式会社ネオパブリシティが一元的に行っており、同社が事実上唯一の履行可能な事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約とした。
契約の相手方	株式会社ネオパブリシティ
契約金額(円)	3,254,061

契約の内容についてのお問い合わせ先は、西区地域力推進課です。
電話番号 052-523-4507

随意契約の内容の公表

局区	中村区
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	中村区役所等複合庁舎におけるエレベータ保守管理業務委託
概要	中村区役所等複合庁舎におけるエレベータ(東芝インバーター制御式MRレスエレベーター)について、その運行の安全確保を図るため、保守点検業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、東芝エレベータ株式会社が独自の技術により設計施工したものであり、エレベータ設備が常に安全かつ良好な状態で運転できるように、定期的な保守点検、部品の修理・取替及び障害発生時に緊急対応を行うもので、エレベータの稼働に当たって細心の安全性が求められることから、当該設備の製造者でなければ保守点検を行うことができないため。 適用条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	東芝エレベータ株式会社 中部支社
契約金額(円)	3,009,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、中村区区政部総務課です。
電話番号 052-433-2717

随意契約の内容の公表

局区	中村区
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	中村区役所等複合庁舎における空調設備用自動制御機器保守業務委託
概要	中村区役所等複合庁舎における空調設備用自動制御機器(空調サブシステムsavic-netG5、自動制御機器)について、常に安全かつ良好に運用できるよう、運転状況等の遠方監視及び保守管理を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	空調設備用自動制御機器(空調サブシステムsavic-netG5、自動制御機器)のシステムは、アズビル株式会社が独自の技術及び機器を用いて構築しており、同設備の遠方監視及び保守管理はアズビル株式会社でしか行うことができないため。 適用条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー中部支社
契約金額(円)	3,388,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、中村区区政部総務課です。
電話番号 052-433-2717

随意契約の内容の公表

局区	中区
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	中区役所平和不動産共同ビル駐車場賃貸借契約について
概要	中区役所平和不動産共同ビルに付属する駐車場のうち、地下3階駐車場に属する平和不動産株式会社の専用使用である駐車場6台分を名古屋市(中区役所)の駐車場として賃借するもの。
契約の相手方を選定した理由	1. 契約の相手方を選定した理由 地下3階駐車場は共用部分であり、54台分の駐車スペースがある。中区役所平和不動産共同ビル使用規則により、このうち48台を名古屋市、6台を平和不動産株式会社が専用使用すると定められている。来庁者用駐車場をより多く確保し、地下3階全体を中区役所の駐車場として利用するためには、平和不動産株式会社の専用使用している6台分を賃借する必要がある。そのため、平和不動産株式会社を相手方として賃貸借の随意契約をするものである。 2. 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	平和不動産株式会社
契約金額(円)	3,564,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、中区区政部総務課です。
電話番号 052-265-2214

随意契約の内容の公表

局区	中区
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	中区役所防災用非常用発電機設備保安管理業務委託
概要	中区役所防災用非常用発電機の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	中区役所平和不動産共同ビルの管理業務については、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)に基づく中区役所平和不動産共同ビル管理規約により、平和不動産プロパティマネジメント株式会社を管理者に選任している。 中区役所平和不動産共同ビル管理規約第14条第1項第1号において管理者の業務として「共用部分等の維持管理並びに運転、点検及び保守に必要な業務」が掲げられている。本件非常用発電機設備は共用部分に設置されており、ビル全体にかかる既設の非常用発電機と一体で保守点検を行うためビル管理者に委託する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結するもの。
契約の相手方	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
契約金額(円)	2,539,900

契約の内容についてのお問い合わせ先は、中区区政部総務課です。
電話番号 052-265-2214

随意契約の内容の公表

局区	中区
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	中区役所空調設備等年間保守点検整備業務委託契約
概要	中区役所平和不動産共同ビルのうち、中区役所専有部分にかかる空調設備等について、保守点検整備業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1. 契約の相手方を選定した理由 中区役所平和不動産共同ビルの管理業務については、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)に基づく中区役所平和不動産共同ビル管理規約により、平和不動産プロパティマネジメント株式会社を管理者に選任している。 管理者は、設備運転管理業務については、日本空調システム株式会社に委託している。区役所専用部分の空調設備は共用部分の空調設備に接続されており、ビル全体の空調設備の一部となっているため、区役所専用部分の保守点検整備業務を、地方自治法第施行令167条の2第1項第2号に基づき、日本空調システム株式会社に随意契約により委託するもの。 2. 根拠条文 地方自治法第施行令167条の2第1項第2号
契約の相手方	日本空調システム株式会社
契約金額(円)	14,135,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、中区区政部総務課です。
電話番号 052-265-2214

随意契約の内容の公表

局区	中区
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	中区役所平和不動産共同ビルに係る管理者業務委託
概要	中区役所平和不動産共同ビルの共用部分のうち名古屋市区分所有分の管理者業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1. 契約の相手方を選定した理由 中区役所平和不動産共同ビルについては、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)に基づく中区役所平和不動産共同ビル管理規約が定められており、同規約第12条により、令和7年3月19日開催の中区役所平和不動産共同ビル定期集会において令和7年4月1日から3年間の任期で、平和不動産プロパティマネジメント株式会社が管理者として選任された。また、同規約第13条で、中区役所平和不動産共同ビルの管理者業務を管理者に委託することとされている。 これにより、令和7年度の中区役所平和不動産共同ビル共用部分の管理者業務の持分割合分について、中区役所平和不動産共同ビル管理者である平和不動産プロパティマネジメント株式会社に委託するもの。 2. 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
契約金額(円)	250,794,339

契約の内容についてのお問い合わせ先は、中区区政部総務課です。
電話番号 052-265-2214

随意契約の内容の公表

局区	中区
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	中区役所区長公舎賃貸借契約の更新
概要	中区長の区長公舎を業者から借り上げるものの契約の更新
契約の相手方を選定した理由	不動産の借入れ契約であり、相手方が特定されるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により、随意契約とする。
契約の相手方	株式会社ユニホー
契約金額(円)	1,488,000円(契約期間全体 2,976,000円)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、中区総務課です。
電話番号 052-265-2205

随意契約の内容の公表

局区	中区
課	企画経理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	電子複写機の保守並びに必要な消耗品の供給契約
概要	当該契約は、名古屋市との協定に基づき、事務用電子複写機の使用にかかる保守、必要な消耗品の供給について契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。本件は、この協定に基づき、価格をはじめ、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から有利な提案をした事業者と契約をするもの。 (根拠条文:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
契約の相手方	リコージャパン株式会社
契約金額(円)	2,200,176(上限)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、中区区政部企画経理課です。
電話番号 052-265-2309

随意契約の内容の公表

局区	昭和区
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	昭和区総合庁舎空調設備・空調自動制御機器・衛生設備の遠方監視及び保守業務委託について
概要	当該業務は、遠方監視業務、中央監視盤装置保守管理業務、空調機器保守管理業務、衛生機器保守管理業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	昭和区総合庁舎の空調設備等の中央監視は、アズビル株式会社が独自に設計製作したシステム(BOSS24)及び機器を使用しており、24時間体制で遠方監視及び保守点検業務を行っている。 本件は、当該設備を正常な状態で維持し、安全・安定した状態を確保するため、定期的な保守点検や故障時の緊急対応を行うものであり、そのシステム及び機器の構成について知識を有する開発者でなければ遠方監視及び保守点検業務を行うことができない。 よって、契約先をアズビル株式会社とするものである。 【根拠法令】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約
契約の相手方	アズビル株式会社ビルシステムカンパニー中部支社
契約金額(円)	10,153,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、昭和区総務課です。
電話番号 052-735-3815

随意契約の内容の公表

局区	昭和区
課	総務課
契約締結日	令和8年4月6日
件名	名古屋市昭和区長公舎にかかる賃貸借契約について(長期継続契約)
概要	昭和区長公舎として、長期にわたる賃貸借契約を締結するもの
契約の相手方を選定した理由	昭和区長が居住する目的で賃貸物件を契約をするにあたり、契約の相手方が当該物件の持ち主に限定されるため、契約方式を2号随意契約とすることとして選定したもの。
契約の相手方	丸宏中村産業有限会社
契約金額(円)	3,626,250

契約の内容についてのお問い合わせ先は、昭和区役所総務課です。
電話番号 052-735-3815

随意契約の内容の公表

局区	中川区
課	企画経理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	電子複写機の設置、保守及び複写に必要とす消耗品等の供給契約
概要	中川区役所における電子複写機の使用に係る保守及び必要な消耗品の供給について契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約をするものである。
契約の相手方	シャープマーケティングジャパン株式会社
契約金額(円)	1, 798, 500円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、中川区企画経理課です。
電話番号 052-363-4383

随意契約の内容の公表

局区	港区
課	総務課
契約締結日	令和8年4月27日
件名	区長公舎の賃貸借契約
概要	名古屋市区長公舎規程に基づき、災害時における指揮監督を行う区長の早期参集を図るため、区役所近傍に民間所有の建物を名古屋市港区長が居住する公舎として賃貸借するもの。
契約の相手方を選定した理由	名古屋市区長公舎規程に基づき選定した不動産の借入れ契約であり、契約の相手方である賃貸人が特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。
契約の相手方	物件の所有者(個人)
契約金額(円)	月額105,000円、総額2,579,966円(手数料等含む)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、港区役所総務課です。
電話番号 052-654-9615

随意契約の内容の公表

局区	港区
課	企画経理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	リコー社製電子複写機の保守並びに必要な消耗品の供給
概要	港区役所、港保健センター、南陽支所に設置する電子複写機の使用賃借及び複写に必要とする消耗品等の供給について契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約をするものである。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	リコージャパン株式会社
契約金額(円)	3,566,040円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、港区役所企画経理課です。
電話番号 052-654-9672

随意契約の内容の公表

局区	南区
課	地域力推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	「世代を超え、地域でつながる音楽会 ～South Wind Orchestra～」 企画運營業務委託
概要	当該業務は、南区の「区の特성에応じたまちづくりの事業」の一環として、南区内の小中学生(ジュニア)と(公財)名古屋市文化振興事業団が創設した みなみシニア吹奏楽団の有志で“世代を超え、地域でつながる吹奏楽団”「South Wind Orchestra」を結成し、地域に根差した活動の企画運營業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	(公財)名古屋市文化振興事業団は、南区内に根差した文化芸術の振興団体であるとともに、高齢者の生きがいを生み出す趣旨で「みなみシニア吹奏楽団」を創設するなどの地域活性化への理解と実績を十分に兼ね備えた唯一の団体であることから、令和4年度より受託者として、定期的な練習会や広報イベント、区民まつり等地域行事への参加等を企画・調整・運営している。また、演奏会や広報媒体等を通じて吹奏楽団の活動を地域に周知し、地域間・世代間交流による地域活性化等に寄与した。 上記のとおり、当該業務を実施する上で必要な経験と実績を持つ、唯一の団体であることから、(公財)名古屋市文化振興事業団を受託者とするのが妥当である。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益財団法人名古屋市文化振興事業団
契約金額(円)	3,518,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、南区地域力推進課です。
電話番号 052-823-9326

随意契約の内容の公表

局区	南区
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度 南区役所合同庁舎空調設備等遠方監視及び保守業務委託
概要	区役所合同庁舎の空調、衛生設備等について、円滑な運用と故障等に対する速やかな対応のため、遠隔での運転状態の常時監視と対象設備の保守業務を一括で委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	区役所内に設置されている「中央監視装置」は、区役所内の空調設備・給排水衛生設備を自動制御する装置であり、アズビル株式会社が持つ技術・手法をもって設置・開発されたものである。 本件は、その自動制御システムを常に正常な状態で維持し、安全かつ良好な運転を確保するために、保守点検及び常時監視し故障時の緊急対応を行うものである。そのプログラム構成及びデータ処理に係る手法を知る設置・開発者のアズビル株式会社が、それらの業務を行うことのできる唯一の業者であるため。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	アズビル株式会社ビルシステムカンパニー中部支社
契約金額(円)	11,090,200円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、南区総務課です。
電話番号 052-823-9314

随意契約の内容の公表

局区	南区
課	市民課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度 南区役所市民課受付番号発券機操作管理業務委託
概要	当該業務は、南区役所市民課前フロアにおいて受付番号発券機の案内や申請書・届書の記載指導等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	当初の入札では予定価格の範囲内の入札がなく、再度の入札に付したところ、入札者がいなかった。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により当初の入札参加者のうち、入札金額が最も低かった者から随意契約をするものである。
契約の相手方	株式会社NPS
契約金額(円)	2,681,756円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、南区市民課です。
電話番号 052-823-9335

随意契約の内容の公表

局区	緑区役所
課	徳重支所区民生活課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	緑区役所徳重支所等共同ビルにかかる自動車駐車場使用契約
概要	当該自動車駐車場は、20年間の事業用定期借地権を設定した市有地に菱晃開発株式会社が民間駐車場を建設して所有・経営しており、本市が徳重支所等に隣接する当該駐車場のうち100台分を緑区役所徳重支所・徳重地区会館・緑保健センター徳重分室・徳重図書館の利用者への便宜を図るため支所等利用者駐車場として借り上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	当該自動車駐車場は、菱晃開発株式会社が本市と「駐車場に係る事業用定期借地権設定契約」を締結し、民間駐車場を建設して所有・経営しているが、平成19年度に実施した「緑区東部方面地域センター（仮称）等整備事業提案競技」の条件として、本市が徳重支所等に隣接する当該駐車場の内、100台分を緑区役所徳重支所・徳重地区会館・緑保健センター徳重分室・徳重図書館の利用者への便宜を図るため支所等利用者用駐車場として借り上げることとされているため。 ・根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	菱晃開発株式会社
契約金額(円)	16,790,400(年間)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑区役所徳重支所区民生活課庶務担当です。
電話番号 052-875-2256

随意契約の内容の公表

局区	名東区
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名東区役所に設置する電子複写機の使用賃借及び複写に必要とする消耗品等の契約
概要	名東区役所で使用する電子複写機が、常時正常な状態で使用できるように保守を行い、必要な消耗品等を供給するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機にかかる協定」を複数事業者と締結している。 本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約したもの。 ・根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	リコージャパン株式会社
契約金額(円)	1,999,008円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、名東区役所区政部総務課です。
電話番号 052-778-3013

随意契約の内容の公表

局区	天白区
課	総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	区長公舎の賃貸借契約について
概要	災害時における指揮監督を行う区長の早期参集を図るため、区役所近傍に民間所有の建物を区長公舎として賃借するもの。
契約の相手方を選定した理由	・選定理由 不動産の借り入れ契約であり、相手方が特定されるため。 ・根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	物件所有者(個人)
契約金額(円)	2,043,625円(手数料等を含む)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、天白区区政部総務課です。
電話番号 052-807-3814

随意契約の内容の公表

局区	市会事務局
課	議事課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市会会議録・委員会記録検索システム運用保守及びデータ作成業務委託
概要	名古屋市会会議録・委員会記録検索システム(以下「本システム」という。)の運用保守業務及び名古屋市会会議録及び委員会記録データの作成業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該業者は、前年度(令和7年度)における本システムの運用保守業務及びデータ作成業務の委託先であるが、当該業者以外の者がこの業務を行おうとすると、過年度分の会議録等データの加工に概ね半年以上の期間を要するため、年度開始後、当分の間、会議録等の検索・閲覧ができなくなることに加え、データ加工の費用も相当の額が見込まれることから、当該業者と契約を締結するもの。 根拠条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社 会議録研究所
契約金額(円)	2,294,050円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市会事務局議事課です。
電話番号 052-972-2090

随意契約の内容の公表

局区	監査事務局
課	管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度包括外部監査契約
概要	地方自治法第 252条の36第 1項の規定に基づき、議会の議決を経た上で、包括外部監査契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件契約における包括外部監査人は、地方自治法第 252条の28第 1項及び第 2項で規定する資格要件(弁護士、公認会計士、実務精通者又は税理士)を満たす必要があること、また、外部監査人候補者評価委員による評価の結果に基づいて選定されたものであることから、地方自治法施行令第 167条の 2第 1項第 2号の規定により随意契約とするものである。
契約の相手方	公認会計士 近藤 繁紀
契約金額(円)	(上限)13,955,700円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、監査事務局管理課です。
電話番号 052-972-3332

随意契約の内容の公表

局区	監査事務局
課	管理課
契約締結日	令和8年4月17日
件名	財政援助団体等監査等業務委託
概要	地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項に基づく財政援助団体等監査等の業務の一部を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該業務の契約の相手方の選定にあたっては、企画内容等価格以外の要素を評価して選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式を実施した。 その結果は下記のとおりであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、1位の者と随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 有限責任あずさ監査法人 261点 2位 EY新日本有限責任監査法人 248点 3位 あすの監査法人 228点 ― 公認会計士越田圭事務所 161点 (注)最低基準点(180点)に達していない提案者は、順位決定の対象としない。
契約の相手方	有限責任あずさ監査法人
契約金額(円)	4,689,300円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、監査事務局管理課です。
電話番号 052-972-3332

随意契約の内容の公表

局区	人事委員会事務局
課	任用課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度及び令和9年度職員採用試験における適性検査「SPI3」の実施について
概要	適性検査「SPI3」を利用した公平・公正な採用試験の実施、検査の採点結果確認を円滑に行うため、検査の実施に係る業務を委託することを目的とするもの。
契約の相手方を選定した理由	1 提案理由 本契約は、適性検査(SPI3)を利用した公平・公正な採用試験の実施、検査の採点結果確認を円滑に行うため、検査の実施に係る業務を委託することを目的とするが、契約を履行し得る事業者が限定されており、競争入札に適しないため、随意契約とする。 2 選定理由 本市においては、人材確保における競争が激化する中、民間企業志望者や転職希望者も含めた多様な受験者を確保するため、令和7年度の採用試験から民間の採用選考で広く用いられている適性検査であるSPI3を導入している。令和8年度からは、受験者の利便性向上と受験機会の拡大を図るため、SPI3テストセンター方式を導入する。本市が採用試験において採用する適性検査(SPI3)は、株式会社リクルートマネジメントソリューションズのみが提供できる商品であり、また、検査結果の判定についても同社のみが可能であることから、本契約事業者を選定する。 根拠条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社リクルートマネジメントソリューションズ
契約金額(円)	12,298,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、人事委員会事務局任用課です。
電話番号 052-972-3308

随意契約の内容の公表

局区	人事委員会事務局
課	任用課
契約締結日	令和8年4月23日
件名	令和8年度春実施試験第1類採用試験問題集の作成等に関する委託契約について
概要	当該業務は令和8年度春実施試験第1類採用試験の第1次試験を実施するため、採用試験問題集の作成等を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約の事業者を選定するうえで、令和8年度春実施試験と同様の受験資格の試験を実施する地方自治体と契約実績のある事業者で、以下の3つの条件をすべて満たす必要がある。 ・契約実績の内容について、地方自治体が実施する筆記試験が一日間で実施され、その試験の申込者数が本市と同規模であること。 ・各試験区分における出題内容と適合する択一式問題が作成できること。 ・試験日程に応じた問題集の納入及び採点結果の報告が可能であること。 上記3つの条件をすべて満たす事業者は本契約事業者のみであるため、選定した。 根拠条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益財団法人 日本人事試験研究センター
契約金額(円)	4,115,254

契約の内容についてのお問い合わせ先は、人事委員会事務局任用課です。
電話番号 052-972-3308

随意契約の内容の公表

局区	人事委員会事務局
課	任用課
契約締結日	令和8年4月23日
件名	令和8年度春実施試験第1類採用試験の第1次試験会場の借上について
概要	当該業務は令和8年度春実施試験第1類採用試験の第1次試験を実施するため、試験会場の借上を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約は、令和8年度春実施試験第1類採用試験で使用する会場を借り上げるものであり、以下の条件を満たす必要がある。 ・施設の利便性が良く、試験実施会場へのアクセスが良好な市内の会場であること。 ・試験日及び試験日前日の会場の事前予約が可能なこと。 ・事務の効率性、同一試験区分同一試験会場の観点から、試験区分のうち最大人数である「行政」の970人が収容可能な会場であること。 上記の条件をすべて満たす会場は中京大学のみであるため、本契約事業者を選定した。 根拠条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	中京大学サービス株式会社
契約金額(円)	2,448,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、人事委員会事務局任用課です。
電話番号 052-972-3308

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校事務センター
契約締結日	令和8年4月1日
件名	事務参考用「内外教育」の購入
概要	小学校、中学校及び高等学校が、事務参考用として購読する「内外教育」(令和8年度分)について、学校事務センターで一括して契約し、支払いを行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 選定理由 教育に関する全国的な最新の情報をまとめた資料が学校運営上必要であり、発行元との契約でしか入手できないため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社 時事通信社
契約金額(円)	4, 169, 880円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校事務センターです。
電話番号 052-971-4671

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	名古屋市博物館総務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市博物館資料システム運用保守業務委託
概要	名古屋市博物館資料システム（以下、「本システム」という。）は、名古屋市博物館及び秀吉清正記念館の収蔵する博物館資料に関する情報を適切に管理し、関連する業務の効率化と正確化を図るとともに、収蔵品の目録情報及び画像を、インターネットを通じて公開することで、博物館資料の利用促進を図るシステムである。 これら一連の作業を円滑に実施するため、令和5年4月から契約しているが、引き続き以下の内容でシステムの運用保守業務を委託するものである。 (1)クラウドサービス維持管理 クラウドサーバ維持管理、データ容量追加 (2)システムセキュリティ等対応 セキュリティパッチ適用、バックアップ、ウィルス対策ソフトウェアの導入、システム監視、障害復旧等 (3)システム運用支援 職員からの問い合わせ対応、設定変更支援等
契約の相手方を選定した理由	本システムは、富士通Japan株式会社が独自に開発し、クラウドを通じて提供しているシステムであり、同社がプログラムに関する著作権を有し、同社が保有するデータセンター内のクラウドサーバを用いる必要があるため、当該システムの運用支援・保守を実施することができるのは同社に限られることから、システム構築業務を受注した事業者と随意契約を締結するものである。 根拠条文：地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
契約の相手方	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（愛知）
契約金額（円）	年額2,432,760円（総額7,298,280円）（税込）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局名古屋市博物館総務課です。

電話番号 052-853-2655

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	鶴舞中央図書館 整理課
契約締結日	令和8年4月3日
件名	名古屋市図書館電子書籍購入契約
概要	図書館が提供する電子書籍サービスについて、令和8年度分の購入契約を締結したもの。
契約の相手方を選定した理由	図書館オンラインシステムと電子書籍サービスは利用者データや書誌データなどを連携し、一体的に運用している。本市の現行の図書館オンラインシステムと連携し、電子書籍を提供できるのは、予定業者だけである。よって、競争入札に適しない契約として、随意契約を締結する。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社図書館流通センター
契約金額(円)	15,010,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局鶴舞中央図書館整理課です
電話番号 052-741-3197

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	教育DX推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	コンピューター(小中特別支援学校・高等学校指導者用及び小中特別支援学校学習者用)1組の賃貸借(再リース)
概要	文部科学省から示されたGIGA スクール構想の実現に向けた1人1台端末の賃貸借契約が満了することに伴い、次期端末更新(令和8年8月末)までの間、延長利用を行うものであり、本件は令和8年度分の契約にかかるものである。
契約の相手方を選定した理由	現在使用している機器の再リースであり、既に設置済みの機器を継続して利用する必要があることから、契約の相手方は現行の事業者に限定されるため。 根拠条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店
契約金額(円)	151,415,000円(総額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局教育DX推進課です。
電話番号 052-972-4676

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校施設課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度空調設備保全管理業務委託(管理諸室等)
概要	小・中・高・特別支援学校及び幼稚園の管理諸室等に設置した空調機器のうち、ガスヒートポンプ方式のものについて、円滑な運転と安全を確保するための保守点検及び不具合時の対応について業務委託を実施するものである。
契約の相手方を選定した理由	1 随意契約とする理由及び業者選定理由 下記の条件をすべて満たす唯一の業者である東邦瓦斯株式会社と随意契約を行う。 ・保全管理業務契約を締結している機器の使用年数、運転時間等のデータを同社が一括管理し、継続したデータのもと保守・メンテナンスを行っていること ・同社は、対象機器の全メーカーの部品・消耗品等の管理・供給を行うことが可能であること ・災害や事故等の緊急時に、迅速な対応が可能であること 2. 根拠条文 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
契約の相手方	東邦瓦斯株式会社
契約金額(円)	87,392,140

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校施設課です。
電話番号 052-972-3223

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校施設課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	空調設備保全管理業務委託(学校普通教室等・その3)
概要	小・中学校の普通教室等に設置したガスヒートポンプ方式の空調機器について、円滑な運転と安全を確保するための保守点検、不具合時の対応及び遠隔監視について業務委託を実施するものである。
契約の相手方を選定した理由	1 随意契約とする理由及び業者選定理由 下記の条件をすべて満たす唯一の業者である東邦瓦斯株式会社と随意契約を行う。 ・保全管理業務契約を締結している機器の使用年数、運転時間等のデータを同社が一括管理し、継続したデータのもと保守・メンテナンスを行っていること ・同社の遠隔監視システムによって対象機器の状態がリアルタイムに把握されており、迅速な故障対応等が可能であること ・同社は、対象機器の全メーカーの部品・消耗品等の管理・供給を行うことが可能であること ・災害や事故等の緊急時に、迅速な対応が可能であること 2. 根拠条文 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
契約の相手方	東邦瓦斯株式会社
契約金額(円)	43,647,956

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校施設課です。
電話番号 052-972-3223

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校施設課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	防災減災対応システム保全管理業務委託(小学校体育館・令和6年度設置分)
概要	令和6年度に一部の小学校の体育館に設置した防災減災対応システムについて、円滑な運転と安全を確保するための保守点検及び不具合時の対応について業務委託を実施するもの
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、I・T・O株式会社が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を締結したため。 根拠条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	I・T・O株式会社
契約金額(円)	17,351,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校施設課です。
電話番号 052-972-3223

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校施設課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和 8年度特殊建築物等定期点検業務委託(高蔵小学校始め83校(園))
概要	建築基準法第12条に基づき、敷地や構造及び建築設備上の腐食や劣化状況について定期点検を行い、公共建築物の安全確保の徹底を図るもの。
契約の相手方を選定した理由	令和 8年 2月25日に入札後資格確認型一般競争入札の公告を実施し、令和 8年 3月10日開札を行ったが、予定価格超過のため、不調となった。 再入札に付したが応札者がなかったため、地方自治法施行令第 167 条の 2第 1項第 8号に基づき、同入札に付した競争入札参加資格を有し、1回目に応札のあった業者から見積書を徴収した結果、予定価格の範囲内かつ最低価格を提示した、下記業者と随意契約を締結するもの。
契約の相手方	株式会社ユキ商事
契約金額(円)	6,594,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校施設課です。
電話番号 052-972-3222

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	教職員課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	就業ターミナル等の賃貸借
概要	令和8年3月31日でリース期間が満了する「就業ターミナル等の賃貸借」の機器を令和8年4月1日から令和8年7月31日までの間、再リースするもの。
契約の相手方を選定した理由	現在使用している就業ターミナル等の賃貸借契約は、令和8年3月31日で終了するが、問題なく使用できており、7月末までは貸借者から保守対応が可能であると聞いているため、現在使用している機器を再リースするもの。 現在使用している機器を再リースする場合、契約の相手方は現行賃貸借契約の相手方業者に限定されるため、随意契約とするものである。
契約の相手方	株式会社JECC
契約金額(円)	1, 559, 200円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局教職員課です。
電話番号 052-972-3238

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	教職員課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和 8年度 名古屋市教職員健康診断管理システム運用業務委託
概要	名古屋市教職員を対象とする健康診断の結果入力等の電算処理及び健康診断結果票等の帳票作成の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 排他的権利 本市教職員の健康診断に関する事務処理業務については、名古屋医師協同組合が本市教職員向けに独自開発した専用システムにより運用されており、当該システムの著作権は名古屋医師協同組合が保有している。このため、他の事業者による代替的な履行は困難であり、同組合が当該業務に関して排他的な権利を有している。 2 特殊な技術に係る特定役務 当該システムは、本市教職員向けに特化して構築されており、健康診断結果の電算処理や問診票・結果票の作成等の機能を有するとともに、過年度の健診結果との一体的な管理・分析が可能な構造となっている。これにより、各教職員の健康状態の経年変化を継続的に把握することができ、個別の健康管理に資する業務運用がなされている。このような技術的特性および過去データとの密接な連動性を踏まえると、当該システムを前提とした事務処理業務は、名古屋医師協同組合以外では現実的に実施が困難であると判断される。 3 根拠条文 以上の理由から、本件契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（「特定の者が有する著作権その他の権利の性質又は内容により、その者でなければ契約の目的を達成することができない場合」）に該当すると認められるため、名古屋医師協同組合との随意契約を実施するもの。
契約の相手方	名古屋医師協同組合
契約金額(円)	10,461,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局教職員課です。
電話番号 052-972-3249

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	教職員課
契約締結日	令和8年4月10日
件名	教職員人事情報システム業務委託
概要	名古屋市公立学校における教職員の人事情報等の管理及び処理業務を専門の業者へ業務委託するもの。 (入力関係) 教職員人事マスター、学校基本マスター、年度末人事マスター等への各種新規データの入力、メンテナンス 等 (出力関係) 教職員名簿原稿、教職員検索用各種名簿・リスト等、教職員人事情報テキストUSB始め各種USB作成 等
契約の相手方を選定した理由	本契約は、名古屋市公立学校全教職員に関する人事情報並びに学校基本情報等の管理及び多岐にわたる事務処理業務の委託である。現在のシステムは本市教職員用にのみ開発されたものであり、システムの著作権は(株)ナイスが所有しており、(株)ナイス以外では本業務が履行できないため。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の 2第 1項第 2号
契約の相手方	株式会社ナイス
契約金額(円)	7, 159, 900円(税込)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局教職員課です。
電話番号 052-972-3238

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	新しい学校づくり推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	メタバースを活用した不登校児童生徒支援業務委託
概要	メタバース空間の運営や、メタバース空間内での双方向のオンライン授業等の実施について委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	令和8年度のメタバース空間における不登校児童生徒支援について、令和8年4月から不登校児童生徒支援のための授業等が実施可能な事業者が、準備期間等の関係上、現行の契約の相手方業者に限定されるため、随意契約とするものである。
契約の相手方	有限会社 八千代電工
契約金額(円)	9,900,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局新しい学校づくり推進課です。

電話番号 052-253-7937

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	義務教育課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	インターネット上におけるいじめ等防止対策事業委託
概要	◇内 容 SNSを活用した児童生徒による報告・相談体制を構築するとともに、インターネット上の誹謗・中傷、不適切な書き込みの検索・監視・削除等を行う。 ◇意 義 いじめ等の兆候をいち早く把握し迅速な対応を行い、児童生徒がいじめの被害者・加害者にならないこと、及びインターネットトラブルの未然防止に取り組む。
契約の相手方を選定した理由	本事業において実施するSNSを活用した報告・相談では、アプリ上の相談内容を学校現場での指導につなげることを重要視しており、相談者の匿名性を確保しつつ、相談者の学校・学年までが特定できる仕様のアプリは「スタンドバイ」アプリのみである。また、「スタンドバイ」アプリを用いた相談員の配置を行う請負業務については、ポールトゥウィン株式会社のみが専属的に行っている。以上のことから、本業務については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とする。
契約の相手方	ポールトゥウィン株式会社
契約金額(円)	124,169,760円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局義務教育課です。
電話番号 052-972-3236

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度 腎臓・糖尿病検診委託
概要	市立学校(園)の園児児童生徒全員を対象に尿検査を実施し、腎疾患、糖尿病の早期発見に努める。 腎臓検診 ・試験紙によるたん白、潜血の検査(1・2次) 糖尿病検診 ・試験紙による糖の検査(1・2次) (※幼稚園児は、糖尿病検診は必須でないため実施しない。)
契約の相手方を選定した理由	主な業務として全学校へ容器等の資材配付、1次検査、2次検査及び欠席者等への対応として各校3回まで検体を回収し、愛知県腎臓病学校検診マニュアルに沿った適切な検査することとしている。 検診機関の選考条件は以下の通りである。 ① 事業所が名古屋市役所東庁舎から50キロメートル以内かつ愛知県内にあること。 ② 衛生検査所の登録があること。 ③ 学校保健安全法に定める6月末までに、名古屋市立学校414校に通う約169,000人の幼児児童生徒全員を対象に所定の検査が可能であること。 ①、②の条件を満たす衛生検査所に対し、③について聞き取りを実施した結果、受託可能な検診機関は1者のみであったため、当該業者と随意契約するもの。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2項
契約の相手方	愛知県衛生検査協同組合
契約金額(円)	38,282,640円(概算)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3246

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和8年4月13日
件名	民間水泳施設における水泳指導補助等業務委託
概要	菊住小学校始め7校(以下「当該校」という。)の水泳指導について、名古屋市教育課程に準じた4回(1回につき、45分の水泳指導を2コマ実施)の指導を委託する。
契約の相手方を選定した理由	当該校の全児童に対し、体育の授業である水泳指導を円滑に行うため、当該校・プール施設間の移動が片道15分程度で全て完了すること、学年・泳力に合った水深調整をするなど安全面への対応ができること、原則、水槽が学校に全面貸切された状態で授業ができることが必要である。 当該校について、以上の条件を満たす民間水泳施設は下記業者に限られるため、随意契約を行うものである。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	別添のとおり
契約金額(円)	別添のとおり

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3246

学校名	契約の相手方	契約金額
菊住小学校	山大不動産株式会社	3,572,000
正木小学校	服部産業株式会社	2,577,960
中川小学校	東邦ガス不動産開発株式会社 港事業部	2,844,064
千代田橋小学校	株式会社JPN	2,538,400
丸の内小学校	株式会社コパン	2,927,092
高田小学校	株式会社 あいち社労保険センター	2,566,000
桶狭間小学校	株式会社コパン	3,179,477

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和8年4月13日
件名	民間水泳施設における水泳指導補助等業務委託
概要	田代小学校(以下「当該校」という。)の水泳指導について、名古屋市教育課程に準じた4回(1回につき、45分の水泳指導を2コマ実施)の指導を全学年の試行実施として委託する。 また、指導に必要な水深調整台の購入についても委託する。
契約の相手方を選定した理由	当該校の全児童に対し、体育の授業である水泳指導を円滑に行うため、当該校・プール施設間の移動が片道15分程度で全て完了すること、学年・泳力に合った水深調整をするなど安全面への対応ができること、原則、水槽が学校に全面貸切された状態で授業ができることが必要である。 しかし、当該校は、当該校とプール施設間の移動が片道15分程度で全て完了する施設がないため、学校運営への支障が最小限となるよう、受入可能な事業者の中で最も近いことが必要である。 当該校について、以上の条件を満たす民間水泳施設は下記業者に限られるため、随意契約を行うものである。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	コナミスポーツ株式会社
契約金額(円)	7,309,940円(概算)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3246

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和8年4月13日
件名	市営温水プールにおける水泳指導補助等業務委託
概要	橘小学校(以下「当該校」という。)の水泳指導について、名古屋市教育課程に準じた4回(1回につき、45分の水泳指導を2コマ実施)の指導を委託する。
契約の相手方を選定した理由	当該校の全児童に対し、体育の授業である水泳指導を円滑に行うため、当該校・プール施設間の移動が片道15分程度で全て完了すること、学年・泳力に合った水深調整をするなど安全面への対応ができること、原則、水槽が学校に全面貸切された状態で授業ができることが必要である。 当該校について、以上の条件を満たす学校外水泳施設は3施設あるが、学校外プール活用校及び学校プール改修校の選定基準(教育長決裁)第4条の規定に基づき経路距離1.2kmのラ・グラッセ山王橋を優先し、当該施設の管理事業者と随意契約を行うものである。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	服部産業株式会社
契約金額(円)	2,561,200円(概算)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3246

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度 学校給食廃食用油の売払い
概要	市内小学校(209校)、特別支援学校(3校)の給食調理場で排出される廃食用油を回収し、売却するもの。
契約の相手方を選定した理由	地方自治法第234条第1項により一般競争入札(入札後資格確認型)とし、令和8年2月16日に開札を行い、1回目の入札では予定価格を下回っており、2回目の入札において応札者はなく不調となった。1回目の入札で応札があった業者に、不落随意契約にむけた見積聴取を依頼したが、予定価格を上回る見積の提出がかなわなかった。このため、今年度受託している業者に見積の提出を依頼した結果、予定価格を上回る見積があったことから、当該業者と不落随意契約を締結する。
契約の相手方	有限会社 山田商店
契約金額(円)	(1Lあたり)118.0円(税抜)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3247

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度 児童生徒心臓検診業務委託(高等学校・特別支援学校・夜間中学校)
概要	学校保健安全法第13条第1項、同法施行規則第6条第1項第9号に係る「心臓の疾病及び異常の有無」を検査するため、市立学校の夜間中学校・高等学校1年生及び特別支援学校全学年を対象として、心電図測定及び結果判定等を専門の検診機関に委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	児童生徒の健康と生命を守るため、小児心臓検診に習熟した心臓専門医等の学識経験者から成る「名古屋市児童生徒心臓検診検討会議」において、検診機関の選考条件は以下のとおりとされた。 ①事業所が本市内又は市内近郊にあること。 ②豊富な学校健診の経験があること。特別支援学校については、特別支援学校(知的障害)での経験があること。 ③標準12誘導心電図で検診できること。 ④学校保健安全法に定める6月末までに所定の検診が可能であること。 ⑤専門医による判読が可能であること。小中学生については、小児心臓専門医により、短期間ですべての判読ができること。 ⑥精密検診(2次・3次検診)を実施できること。 上記の条件を満たしている検診機関は、名古屋公衆医学研究所のみであった。 以上の理由により、名古屋公衆医学研究所と随意契約をするもの。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般財団法人名古屋公衆医学研究所
契約金額(円)	10,544,647円(概算)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
 電話番号 052-972-3246

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度 児童生徒心臓検診業務委託(小・中学校)
概要	学校保健安全法第13条第1項、同法施行規則第6条第1項第9号に係る「心臓の疾病及び異常の有無」を検査するため、市立小中学校の1年生を対象として、心電図測定及び結果判定等を専門の検診機関に委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	児童生徒の健康と生命を守るため、小児心臓検診に習熟した心臓専門医等の学識経験者から成る「名古屋市児童生徒心臓検診検討会議」において、検診機関の選考条件は以下のとおりとされた。 ① 事業所が本市内又は市内近郊にあること。 ② 豊富な学校健診の経験があること。 ③ 標準12誘導心電図で検診できること。 ④ 学校保健安全法に定める6月末までに所定の検診が可能であること。 ⑤ 専門医による判読が可能であること。小児心臓専門医により、短期間ですべての判読(約35,000人分)ができること。 ⑥ 精密検診(2次・3次検診)を実施できること。 上記の条件を満たしている検診機関は、名古屋市医師会協同組合のみであったため、名古屋市医師会協同組合と随意契約をするもの。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	名古屋市医師会協同組合
契約金額(円)	47,983,570円(概算)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3246

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校事務センター
契約締結日	令和8年4月1日
件名	学校図書館用図書管理ソフトウェア保守業務委託
概要	小学校、中学校及び特別支援学校に導入されている学校図書館用図書管理ソフトウェア「情報BOX」に係る保守業務を一括して委託するもの。 (業務内容) 学校図書館用図書管理ソフトウェア「情報BOX」が円滑かつ安全に稼働するために、以下の事項相当以上の業務を行う。 (1) 情報BOXの保守管理 ① 電話・メール・FAX等における問合せ対応 ② 不具合時の緊急対応(遠隔操作含む) (2) 書誌情報の提供 MARC(情報BOX対応MARC)の円滑な使用・管理 (3) その他 情報BOX使用に関しての相談対応等
契約の相手方を選定した理由	株式会社学校ヘルプデスクは学校図書館用図書管理ソフトウェア「情報BOX」の顧客サポート業務をソフト開発会社から一括して委託されており、当該委託業務を遂行できる唯一の業者であるため。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社学校ヘルプデスク
契約金額(円)	¥3,663,000★

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校事務センターです
電話番号 052-971-4671

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	蓬左文庫
契約締結日	令和8年4月1日
件名	蓬左文庫空調設備遠隔運転監視及び保守点検等業務委託
概要	蓬左文庫の空調設備について、中央監視及び遠隔運転するとともに保守点検を実施し、万一の故障時には緊急出動して応急処置等の対応を行う等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	空調設備にかかる中央監視装置を委託業者の監視センターと通信回線により接続することで、24時間の遠隔監視・遠隔運転を可能とするが、蓬左文庫に設置されている中央監視装置を中心とする自動制御システムは、アズビル株式会社(開発当時の社名:株式会社山武)が開発したシステムを採用しているため、当該自動制御システムを利用した遠隔監視及び遠隔運転を行える者は、アズビル株式会社に限定される。 また、自動制御システムの保守点検についても、プログラム構成及びデータの暗号化の手法などを知る開発者でなければ対応できないため。 根拠条文:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー中部支社
契約金額(円)	総額25,968,800円 (長期継続契約:令和11年3月31日まで)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会蓬左文庫です。
電話番号 052-935-2173

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	消防部指令課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	消防救急デジタル無線基地局設備保守業務委託
概要	消防救急デジタル無線基地局設備の適正な機能維持のため、保守業務の委託をおこなうもの。
契約の相手方を選定した理由	消防救急デジタル無線基地局設備は、消防救急業務遂行のため24時間365日停止すること無く、障害が発生した場合も直ちに復旧させ運用継続することが必要な設備であるため、保守業務を行うにあたっては、障害発生を未然に防止し、障害発生時には直ちに必要な部品の調達、修理等を行い復旧させることはもとより、障害の原因を分析し再発防止策を講じることが必要となります。 消防救急デジタル無線基地局設備は株式会社国際電気が製造開発したものであり、そのシステム全体について総合的に知識を有し、かつ、各機器別のメンテナンス保守技術と保守用専用治具を有するのは株式会社国際電気以外に無く、他保守業者では保守業務を実施することができません。 したがって、本業務を確実に履行できるのは株式会社国際電気以外には無く、契約の相手方として選定します。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社 国際電気 中部支店
契約金額(円)	38,170,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局消防部指令課です。
電話番号 052-972-3524

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	消防部指令課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	緊急通報用電話に係る位置情報通知システムの提供
概要	本件は、一般加入電話機からの119番通報時に、位置情報通知システムを利用してNTT西日本株式会社が保有する加入者情報を使用するものです。
契約の相手方を選定した理由	本件で使用する加入者情報は、NTT西日本株式会社が社内システムとして独自に保有する情報であり、その提供条件等についても総務省消防庁とNTT西日本及びNTT東日本株式会社との協議により、全国一律に定められたものであり、他の業者では実施できないことから、契約の相手方としてNTT西日本株式会社 東海支店を選定するものです。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	NTT西日本株式会社 東海支店
契約金額(円)	月額 182,600円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局消防部指令課です。
電話番号 052-972-3524

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	救急部救急課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	救急車積載用自動体外式除細動器(21台)の再リース契約
概要	令和8年3月1日からの再リース契約を締結した救急車及び非常用救急車積載用自動体外式除細動器(21台)について、契約終了に合わせて再リース契約をするものです。
契約の相手方を選定した理由	本件は、再リースという契約の性質上、契約の相手方を限定せざるを得ないため、NX・TCリース&ファイナンス株式会社 名古屋支店と契約するものです。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	NX・TCリース&ファイナンス株式会社 名古屋支店
契約金額(円)	月額 565,950円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局救急部救急課です。
電話番号 052-972-3563

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	消防航空隊
契約締結日	令和8年4月1日
件名	航空機燃料4月～6月分 概算80,000リットルの購入
概要	県営名古屋空港内に格納庫がある消防航空隊が運航する回転翼航空機の燃料を購入するものです。
契約の相手方を選定した理由	消防航空隊の運航する回転翼航空機は、災害発生時の緊急出動に対応するため、格納庫のある県営名古屋空港内において、必要時速やかに燃料を補給する必要がある。現在、県営名古屋空港内で航空機用燃料を販売する唯一の者と契約締結するものです。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	マイナミ空港サービス株式会社 名古屋事業所
契約金額(円)	18,744,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局消防航空隊です。
電話番号 0568-28-0119

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	総務部施設課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	消防局保有車両用燃料(ガソリン及び軽油)の購入について(令和8年度4月分)
概要	消防局が保有する自家給油取扱所16箇所で使用する消防車両用燃料(ガソリン及び軽油)を調達するものです。
契約の相手方を選定した理由	本市と愛知県石油業協同組合は、地震、風水害等の災害が発生した場合に、本市の要請によりガソリン、軽油及び重油等の燃料を優先的に供給する「災害時における燃料供給に関する協定」を締結しています。 また、国においては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年6月30日法律第97号)に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針(以下「基本方針」という。)を定めており、基本方針では、災害時の燃料供給協定を締結している官公需適合組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合(以下「石油組合」という。)を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合で、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときは、当該石油組合と随意契約ができることとされています。 以上のことから、基本方針に基づき、平常時及び災害時の安定的な燃料確保に鑑み、愛知県石油業協同組合と随意契約を締結するものです。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知県石油業協同組合
契約金額(円)	14,632,410円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局総務部施設課です。
電話番号 052-972-3518

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	安全衛生課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	メンタルヘルス外部相談窓口開設委託
契約の概要	外部相談窓口の開設（電話、メール相談及び対面相談）、相談窓口体験研修、職場訪問型メンタルヘルス研修の実施、並びにメンタルヘルスに関する職員向けコラムの作成等
契約の相手方を 選定した理由	本業務の遂行にあたっては、相談員が公認心理士、臨床心理士、又は精神保健福祉士の有資格者であること、メンタルヘルス問題について、電話、メール及び対面による相談ができ、どの相談方法でも1人の相談者に対し同一の相談員が対応すること、さらに自傷等の緊急事案に速やかに対処できるよう、市内の本支店を対応窓口とすることを必要としています。これらの条件を全て満たす事業者は、株式会社ジャパンイーエーピーシステムズ中部支社のみであることから、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社ジャパンイーエーピーシステムズ 中部支社
契約金額（円）	2,458,500円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 安全衛生課 です。

電話番号 052-972-3619

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	調査課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋市上下水道局例規類集データ更新委託
契約の概要	電子版で提供している名古屋市上下水道局例規類集について、収録されている例規に制定改廃が生じた場合には最新の情報に更新して維持管理する必要があるため、データの更新作業を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	電子版の名古屋市上下水道局例規類集は、第一法規株式会社が有しているデータベースから、データ更新を行っています。当該データベースは当該事業者が開発したパッケージソフトをベースに構築されており、その著作権は当該事業者に帰属しています。例規の制定改廃があった場合には、このデータベースに当局の指定する例規を収録することでデータ更新することになりますが、この作業を行うことができる事業者は第一法規株式会社以外にはないため、当該事業者と随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	第一法規株式会社
契約金額（円）	2,970,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 調査課 です。

電話番号 052-972-3614

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	人材育成推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	技術教育センター研修業務委託
契約の概要	本業務は、配水管の接合・加工・解体、給水設備の設置、バルブ操作、漏水調査、簡易水質試験など、当局の技術教育センターで行う技術研修について、配水管工技能講習会における講師資格を有する者による実技指導業務等を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	本業務の遂行にあたっては、配水管の接合や乙分水栓の穿孔、水質管理に至るまで、本市水道事業に係る幅広い技術分野の技術・技能を習得した講師をそろえる必要があります。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、これまでの当局業務の多様な受託実績により、当局独自の工法を含め、水道事業に係る技術・技能に精通する人材を多数有しています。また、公益社団法人日本水道協会が開催している「配水管工技能講習会」の受託実績を有するとともに、同講習会の講師資格を持つ人材を多数有しております。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、本業務の履行に必要な講師の要件を満たす人材を確保することができる唯一の事業者であることから、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額(円)	32,340,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 人材育成推進課 です。

電話番号 052-937-4748

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	広報サービス課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	なごや水フェスタ運営業務委託
契約の概要	なごや水フェスタのイベント運営業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	当該業務委託の相手方の選定にあたっては、企画内容等の要素を評価して選定する必要があるため、公募プロポーザルを実施しました。その結果は以下のとおりであり、1位である株式会社三晃社と随意契約を締結するものです。 各提案者の順位と点数 1位 株式会社三晃社 264点 2位 スターキャット株式会社 226点 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社三晃社
契約金額(円)	5,940,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 広報サービス課 です。

電話番号 052-972-3608

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	資産活用課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	電子複写機に係る消耗品の供給 技術管理課始め9件（単価契約）
契約の概要	本件は、技術管理課を始めとする9箇所で使用する電子複写機について、電子複写サービスを委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結しています。 本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	富士フイルムビジネスソリューションジャパン株式会社 愛知支社
契約金額（円）	1～18,000枚まで（1か月）1枚当たり1.70円（税抜き）ほか1件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 資産活用課 です。

電話番号 052-972-3729

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	資産活用課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	電子複写機に係る消耗品の供給 東部営業センター始め17件（単価契約）
契約の概要	本件は、東部営業センターを始めとする17箇所で使用する電子複写機について、電子複写サービスを委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結しています。 本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協 定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	リコージャパン株式会社 エンタープライズ事業本部 中部MA事業部 公共営業部
契約金額（円）	1～6,000枚まで（1か月）1枚当たり2.07円（税抜き）ほか10件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 資産活用課 です。

電話番号 052-972-3729

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	データセンター運用委託（単価契約）
契約の概要	上下水道局が所有する情報システム機器を収容する民間データセンターについて、その運用に関する各業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本件は、上下水道局が所有する情報システム機器を収容する民間データセンターの運用業務を委託するものです。 中部テレコミュニケーション株式会社は、現在、上下水道局が所有する情報システム機器を収容する民間データセンターの運用業務を受託しているところ、当該事業者以外の者に発注すると、移転費用等の経費が余分に必要となるほか、移転による各システムの停止など業務の円滑な実施の面でも不利となることから、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
契約の相手方	中部テレコミュニケーション株式会社
契約金額（円）	情報システム課機器等搭載ラック1ラック当たり 208,770円（税抜き）ほか5件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号 052-265-1151

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和8年4月24日
件名	施設総合管理システム改修業務委託
契約の概要	施設総合管理システムは、上下水道施設の管理業務を総合的に支援するシステムです。 本委託は、「施設台帳管理」「故障実績管理」「保全業務管理」「事業量管理」の4つのサブシステムについて、W-PPP事業者が利用できるように、W-PPP事業対象施設に限定した故障・点検・事業量情報の入力、編集、参照権限及び機器情報の参照権限を持ったアカウントを作成するものです。また、機密情報（設計金額・固定資産額など）が漏洩しないように情報の表示制御ができるようにします。
契約の相手方を 選定した理由	本システムは、当局の発注仕様を実現するため、三菱電機株式会社が開発したパッケージソフトをベースにカスタマイズ（改良・機能追加等）を行ったものであり、基本ソフトウェア部分の著作権は当該事業者が所有しています。したがって、本業務を行うことができる唯一の事業者であることから、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	三菱電機株式会社 中部支社
契約金額（円）	10,890,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号 052-889-6139

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	上下水道マッピングシステムセキュリティ設定変更業務委託
契約の概要	当局が現在所有する上下水道マッピングシステムのサーバー機器類について、通信セキュリティの強化を目的としてリモートアクセスの設定変更および管理アカウントの設定変更を行うもの。
契約の相手方を 選定した理由	上下水道マッピングシステムのサーバーの構築および保守は、NEC フィールディング株式会社にて行われており、本システムの正常稼働を担保した上で本委託業務を行うことができるのは当該事業者に限定されるため、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	NEC フィールディング株式会社
契約金額（円）	2,587,200円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号 052-889-0128

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	上下水道マッピングシステム運用保守業務委託
契約の概要	本件は、地理情報システムを利用して上下水道の管路情報を管理する「上下水道マッピングシステム」の運用保守業務を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	株式会社ジオプラン・ナムテック名古屋事務所は、本システムの基本ソフトウェア部分に関する著作権を所有しています。したがって、運用保守や障害対応および改修等の作業を実施できるのは当該事業者に限定されるため、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	株式会社ジオプラン・ナムテック 名古屋事務所
契約金額（円）	49,946,600円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号 052-889-1056

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	上下水道マッピングシステム改修業務委託
契約の概要	本件は、地理情報システムを利用して上下水道の管路情報を管理する「上下水道マッピングシステム」に、別途開発中の「災害情報システム」との連携に必要な機能を追加するなどの改修業務を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	株式会社ジオプラン・ナムテック名古屋事務所は、本システムの基本ソフトウェア部分に関する著作権を所有しています。したがって、改修等の作業を実施できるのは当該事業者に限定されるため、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社ジオプラン・ナムテック 名古屋事務所
契約金額（円）	8,250,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号 052-889-1056

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課福江分室
契約締結日	令和8年4月1日
件名	上下水道管路情報WEB公開システム運用保守業務委託
契約の概要	本件は、不動産会社等がインターネットを利用して、上下水道管路情報を閲覧・出力することができる上下水道管路情報WEB公開システムの保守を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	株式会社インフォマティクス名古屋営業所は、本システムの基本ソフトウェア部分に関する著作権を所有しています。したがって、運用保守や障害対応および軽微な改修等の作業を実施できるのは当該事業者に限定されるため、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社インフォマティクス 名古屋営業所
契約金額（円）	11,770,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課福江分室 です。

電話番号 052-889-1056

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課福江分室
契約締結日	令和8年4月1日
件名	上下水道管路情報WEB公開システム改修業務委託
契約の概要	本件は、現行機器のリース満了に伴い、上下水道管路情報WEB公開システムをクラウド環境へ移行するため、現行システムの機能および運用を踏まえ、アプリケーション改修およびセキュリティ対策の強化を行うとともに、これに基づくクラウド基盤およびネットワーク構成等の設計・構築を一体的に委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	本システムのアプリケーションは株式会社インフォマティクス名古屋営業所が開発しており、設計情報および著作権を当該事業者が保有しています。 このため、現行仕様・運用を踏まえたアプリケーション改修と、それに連動する稼働環境の設計・構築を整合的に実施できる者は当該事業者限定されるため、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項
契約の相手方	株式会社インフォマティクス 名古屋営業所
契約金額（円）	71,423,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課福江分室 です。

電話番号 052-889-1056

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	設計積算システムサーバー更新業務委託
契約の概要	設計積算システム（NADIAS）（以下、「本システム」という。）は、上下水道局施設・整備の設計積算、委託積算及び積算情報を一元管理する電算処理システムです。本件は、令和8年7月から稼働予定の本システムの次期サーバー（発注件名：「設計積算システム機器賃貸借（その2）」）に本システムを構築し、現在のサーバーから運用を切り替えるための業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本システムは、当局の発注仕様を実現するため、株式会社日立システムズが開発したパッケージソフト（設計積算・数量計算用）をベースにカスタマイズ（改良・機能追加等）を行ったものであり、基本ソフトウェア部分の著作権は当該事業者が所有しています。したがって、本システムの改修・構築業務を担当できるのは当該事業者に限定されるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立システムズ 中部支社
契約金額（円）	9,212,995円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号 052-889-6139

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	単価契約システム運用保守業務委託
契約の概要	単価契約システム（以下「本システム」という。）は、水道・下水道工事の単価契約業務で使用される「基準」「単価」「代価」等を一元的に管理するとともに、積算及び工事管理業務（施行指示書作成等）の標準化を図り、積算・工事データを保管する事を目的として構築されたものです。本件は、本システムを適切かつ円滑に運用するため、システムの運用管理及びソフトウェア等の保守を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	株式会社メイケイは本システムの主要な開発事業者であり、システム全体を掌握する唯一の事業者です。したがって、本システムの業務内容を十分に熟知し、本業務ができるのは当該事業者に限定されるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社メイケイ
契約金額（円）	7,805,600円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号 052-889-6139

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	道路情報管理システム運用保守業務委託
契約の概要	本件は、区域標保全業務に必要な道路台帳平面図の電子データを管理する道路情報管理システムの運用保守業務を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	株式会社カナエジオマチックスは、本システムの開発事業者であり、そのプログラム構成に係る手法を知る唯一の事業者です。したがって、障害発生時においてシステム運用に支障を生じさせることなく、原因究明及び復旧を迅速に行い、本システムを安定的に稼働させることができるのは当該事業者に限定されるため、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社カナエジオマチックス
契約金額（円）	2,717,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号 052-889-1056

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	施設総合管理システム運用保守業務委託
契約の概要	施設総合管理システムは、上下水道施設の管理業務を総合的に支援するシステムです。 本件は、本システムを適切かつ円滑に運用するため、システムの運用管理及びソフトウェア等の保守を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	三菱電機株式会社中部支社は本システムの開発事業者であり、そのプログラム構成に係る手法を知る唯一の事業者です。したがって障害発生時においてシステム運用に支障を生じさせることなく原因究明及び復旧を迅速に行い、引き続き本システムを安定的に稼働させることができるのは当該事業者に限定されるため、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	三菱電機株式会社 中部支社
契約金額(円)	11,000,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号 052-889-6139

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和8年4月24日
件名	設計積算システム改修業務委託
契約の概要	本件は、既存の設計積算システムの変更（工事費積算処理及び画面入力・帳票出力仕様の変更、数量計算方法変更等）を行うため、システムの一部改修を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	本システムは、局の発注仕様を実現するため、株式会社日立システムズが開発したパッケージソフト（設計積算・数量計算用）をベースにカスタマイズ（改造・機能追加等）を行ったものであり、基本ソフトウェア部分の著作権は当該事業者が所有しています。したがって、本システムの改修業務ができるのは当該事業者以外にはないため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立システムズ 中部支社
契約金額（円）	8,259,845円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号 052-889-6139

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和8年4月27日
件名	単価契約システム改修業務委託
契約の概要	本件は、庁内ネットワークの次期分離モデルへの移行に伴い、単価契約システムのデータベースソフトの脆弱性対応を行うものである。
契約の相手方を 選定した理由	株式会社メイケイは本システムの主要な開発事業者であり、システム全体を掌握する唯一の事業者です。したがって、本システムの業務内容を十分に熟知し、本業務ができるのは当事業者以外には無いため、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社メイケイ
契約金額（円）	2,578,125円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号 052-889-6139

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	上下水道管路情報WEB公開システム機器賃貸借（再リースその2）
契約の概要	本件は、上下水道管路情報WEB公開システムで現在使用している賃貸借機器（契約名：「上下水道管路情報WEB公開システム機器賃貸借」）について、賃貸借契約を継続するとともに、当該機器の保守を受注者があわせて行うことを目的とするものです。
契約の相手方を 選定した理由	再リースであることから、本契約は現行の賃貸借契約の相手方である株式会社J E C Cに限定されるため、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社JECC
契約金額（円）	8,905,600円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号 052-889-1056

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	営業課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	営業時間外屋内修繕工事等初期対応業務委託
契約の概要	夜間や休日の昼間など当局の営業時間外における、お客さまからの緊急修繕依頼に対し、その受付や修繕に訪問する指定給水装置工事事業者及び指定排水設備工事店（以下「工事店」という。）との連絡調整などの初期対応業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	お客さまからの当局への緊急修繕依頼に対しては、給水区域全域においていつでも円滑に対応する必要があります。 名古屋市指定水道工事店協同組合（官公需適格組合）は、給水区域全域にわたって組合加入の工事店を有し、工事店と連帯して業務の履行について責任を負うなど、受付から工事店への連絡調整までの一連の業務を給水区域全域にわたって円滑かつ確実に履行する体制が整備されている唯一の者であることから、当該組合と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	名古屋市指定水道工事店協同組合
契約金額（円）	65,087,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 営業課 です。

電話番号 052-972-3735

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	営業課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	局費用負担屋内修繕等業務委託（単価契約）
契約の概要	お客さまからの水回りトラブルへの緊急対応依頼に対し、迅速に現地に出発し確認・調査し原因などを明らかにし、応急処置として緊急止水を行うなどの初期対応業務を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	本業務は、夜間や休日等における屋内の給水装置の修繕依頼について、メータ筐内漏水など当局の費用負担により行わなければならない修繕を当局にかわって行うものです。 お客さまからの当局への緊急修繕依頼に対しては、給水区域全域においていつでも円滑に対応する必要があります。 名古屋市指定水道工事店協同組合（官公需適格組合）は、給水区域全域にわたって組合加入の工事店を有していることから、夜間や休日においても緊急修繕等に対応できる体制をとることが可能であり、また、従来より修繕受付窓口である修繕センターを設置・運営するなど優れた技術力を活かして、良好かつ豊富な実績をあげており、本件業務を給水区域全域にわたって円滑かつ確実に履行する体制が整備されている唯一の事業者であることから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	名古屋市指定水道工事店協同組合
契約金額（円）	逆流防止機能付止水栓取替屋間施工 1 件26,200円（税抜き）ほか14件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 営業課 です。

電話番号 052-972-3735

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	営業課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	指定給水装置工事事業者及び排水設備指定業者の登録等事務委託（単価契約）
契約の概要	本業務は、愛知県における広域化・共同化に向けた取り組みとして、各事業体が行っている給水装置（水道）及び排水設備（下水道）における指定工事店の登録等事務の受付から書類審査までの業務を、本市において一括して実施することとし、これを委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務の遂行にあたっては、受付や審査に係る給水装置や排水設備に関する知識と経験が求められるのはもとより、本業務が行政処分である工事店の指定の基礎となるものであることから、行政機関と同様の公正性・公平性が求められます。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、本業務の履行に必要な能力を保持した社員を有し、かつ、行政機関と同様の公正性・公平性を確保した上で本業務を遂行することができる唯一の事業者であることから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	指定給水装置工事事業者新規指定1件当たり2,800円（税抜き）ほか9件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 営業課 です。

電話番号 052-972-3637

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	給排水設備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	貯水槽水道台帳システム保守業務委託
契約の概要	貯水槽水道台帳システム（以下「本システム」という。）は、貯水槽水道点検指導業務に関して、計画の策定・点検結果の管理および各種統計帳票出力等の処理を行い、業務全般に関して効率化・正確化及び迅速化を図っています。本件は、本システムを効率的かつ安定的に稼働させるため、保守業務委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	日本電子計算株式会社名古屋支店は貯水槽水道台帳システムの開発事業者であり、障害発生時の原因究明と復旧を迅速に行い、現行プログラムの変更・修正等を確実に遂行することができるのは当該事業者に限られるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	日本電子計算株式会社 名古屋支店
契約金額（円）	2,860,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 給排水設備課 です。

電話番号 052-972-3647

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	給排水設備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	グリース阻集器維持管理適正化業務委託
契約の概要	本業務は、油脂などの流出による下水道管の閉塞や公共用水域の汚濁の未然防止を図るため、飲食店などに対してグリース阻集器の適正管理について働きかけを行う業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務の遂行にあたっては、本市下水道事業に精通していることや、排水設備全般に関する専門知識を備えている必要があります。また、飲食店などに対し、必要に応じてグリース阻集器の構造や維持管理に関する改善の働きかけを行い、その結果が当局からの指導の根拠となることから、行政機関と同様の公正性・公平性が求められます。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、本業務の履行に必要な能力を保持した社員を有し、かつ、公正性・公平性を確保した上で本業務を遂行することができる唯一の事業者であることから、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	22,000,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 給排水設備課 です。

電話番号 052-972-3737

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	給排水設備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	メータ検定満期取替業務委託（単価契約）
契約の概要	水道メータは、計量法で定められた検定有効期間の満了日までの期間内に取り替える必要があります。本業務は、一般メータ及び集合住宅の普通式メータを料金の調定に支障のない期間内において、計画的かつ確実に取り替える業務を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	本業務の遂行にあたっては、給水区域内の本管状況やメータ取替時に必要となる指定給水用具の特性や操作方法を熟知した技術を必要とします。また、法的な履行期限があり、水道事業者として期限内に業務を遂行する必要があります。 名古屋市指定水道工事店協同組合（官公需適格組合）は、長年、本市の給水設備を施工してきた経験から、本市の給水区域内の本管状況やメータ取替時に必要となる指定給水用具の特性や操作方法の知識と技術力を有しています。また、所属する組合員が全域にわたって存在することから、給水区域内のどこの地域でも対応でき、施工難易度が高い場合や緊急時においても、組合に所属する工事店が互いに協力し、組合内で速やかに問題を解決し確実な業務の履行が可能です。当該組合は、本業務に必要な知識と技術力を有し、確実に業務を行うことができる唯一の事業者であるため、随音契約を締結するものです（根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	名古屋市指定水道工事店協同組合
契約金額（円）	メータ取替工普通式メータ口径13屋間1ヶ所当たり3,300円（税抜き） ほか85件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 給排水設備課 です。

電話番号 052-353-8637

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	給排水設備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	検針困難メータ等改良業務委託（単価契約）
契約の概要	水道料金の算定に不可欠なメータ検針に際して、定期的な検針が大変困難な状況にあるお客さまの敷地内の水道メータについて、メータ取付状態などを改良する業務及び鉛製給水管の解消に伴いメータの移設をする業務を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	本業務は、屋内給水装置を改良する業務であり、給水装置工事に関して必要な知識及び技能を有する本市の指定給水装置工事事業者（以下「工事店」という。）が行う必要があります。 また、本業務の遂行にあたっては、断水を伴うなどお客さまにご不便をおかけする作業であるため、お客さまに対して特に十分な説明をした上で実施する必要があります。さらに、施工不良による漏水などが起きないように確実な作業を給水区域全域を対象に行える事業者に施工を行わせる必要があります。 名古屋市指定水道工事店協同組合（官公需適格組合）は、組合加入の多数の工事店を有し、施工難易度が高い場合でも相互の工事店が連携することにより確実な業務の履行ができます。また、給水区域内の各地に工事店が存在し、全域にわたった円滑な施工ができます。さらに、お客さまへの説明から施工までの一連の業務を丁寧にかつ確実に履行する体（根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	名古屋市指定水道工事店協同組合
契約金額（円）	ビニル管布設工13耗（砂） 1メートル当たり8,070円（税抜き）ほか83件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 給排水設備課 です。

電話番号 052-353-8637

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	給排水設備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	小規模貯水槽水道点検業務委託
契約の概要	本業務は、受水槽の有効容量が10m ³ 以下の小規模貯水槽水道について、設置者または管理者立会いのもとで実施する点検及び水質検査等業務を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	本業務の遂行にあたっては、本市水道事業に精通していることや、給水装置全般に関する専門知識を備えているとともに、貯水槽水道の点検及び水質検査等を実施する技術を有している必要があります。また、点検結果は貯水槽水道の設置者又は管理者に対する当局からの指導・助言・勧告の根拠となることから、行政機関と同様の公正性・公平性が求められます。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、本業務の履行に必要な能力を保持した社員を有し、かつ、公正性・公平性を確保した上で本業務を遂行することができる唯一の事業者であることから、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	74,580,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 給排水設備課 です。

電話番号 052-972-3647

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	給排水設備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	地下排水槽臭気改善促進業務委託
契約の概要	本業務は、地下排水槽に起因する悪臭（ビルピット臭気）の解消および未然防止を図るため、既設の地下排水槽における臭気調査を行うとともに、ビル管理者へ改善を働きかける業務を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	本業務の遂行にあたっては、本市下水道事業に精通していることや、排水設備全般に関する専門知識を備えている必要があります。また、施設所有者や管理者に対し、必要に応じて地下排水槽の構造や維持管理に関する改善の働きかけを行い、その結果が当局からの指導の根拠となることから、行政機関と同様の公正性・公平性が求められます。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、本業務の履行に必要な能力を保持した社員を有し、かつ、公正性・公平性を確保した上で本業務を遂行することができる唯一の事業者であることから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	9,900,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 給排水設備課 です。

電話番号 052-972-3737

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	給排水設備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	排水設備現場確認業務委託（単価契約）
契約の概要	本業務は、お客様の申請により指定排水設備工事店（以下「指定工事店」という。）が施工した排水設備工事が、当局の基準どおりに施工されているかを現場確認する業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務の遂行にあたっては、本市下水道事業に精通していることや、排水設備全般に関する専門知識を備えている必要があります。また、現場確認した結果が、指定工事店に対する当局からの指導や処分（指定工事店資格の停止・取消など）の根拠となることから、行政機関と同様の公正性・公平性が求められます。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、本業務の履行に必要な能力を保持した社員を有し、かつ、公正性・公平性を確保した上で本業務を遂行することができる唯一の事業者であることから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	排水設備現場確認1件当たり11,400円（税抜き）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 給排水設備課 です。

電話番号 052-972-3737

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	配水課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	配水ブロック情報管理システム運用保守業務委託
契約の概要	本件は、配水ブロック情報管理システムのシステム保守管理を委託するものです。主な業務内容は、システム障害発生時の対応やシステムの稼働状況の確認のためのソフトウェアの点検、及び測定データのバックアップなどになります。
契約の相手方を 選定した理由	本システムは、三菱電機株式会社が開発したパッケージソフトをベースにカスタマイズを行ったものであり、基本ソフトウェア部分の著作権は当該事業者が所有しています。したがって、本システムの保守業務ができるのは当該事業者以外にはないため、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	三菱電機株式会社 中部支社
契約金額(円)	12,210,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 配水課 です。

電話番号 052-972-3685

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	配水課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	配水管布設工事監督補助等業務委託
契約の概要	本業務は、監督業務の充実と効率化を目的として、北部管路センターにおける配水管布設工事の監督補助等業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務の遂行にあたっては、道路利用者の安全や工事の品質を確保するため、配水管布設工事に関する総合的な知識と経験が必要とされます。また、本業務では当局職員の監督補助として、現場の施工状況を確認・把握しますが、その情報をもとに当局が施工業者に対して指導を実施することから、公正性・公平性が求められます。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、工事の施工管理に精通した社員を有し、かつ、公正性・公平性を確保したうえで本業務を遂行することができる唯一の事業者であることから、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	95,590,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 配水課 です。

電話番号 052-972-3685

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	配水課
契約締結日	令和8年4月24日
件名	配水ブロック情報管理システム改修業務委託
契約の概要	本件は、配水ブロック情報管理システムを災害情報システムと連携するためのシステム改修を委託するものです。主な業務内容は、配水ブロック情報管理システムが保有するデータの一部を災害情報システムに送信するものです。
契約の相手方を 選定した理由	本システムは、三菱電機株式会社が開発したパッケージソフトをベースにカスタマイズを行ったものであり、基本ソフトウェア部分の著作権は当該事業者が所有しています。したがって、本システムの改修ができるのは当該事業者以外にはないため、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項
契約の相手方	三菱電機株式会社 中部支社
契約金額（円）	59,840,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 配水課 です。

電話番号 052-972-3685

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	配水課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	東部管路センター始め4か所ガス空調設備保守点検委託
契約の概要	本件は、東部管路センター、北部管路センター、西部管路センター、南部管路センターの空調設備であるガスヒートポンプエアコンの保守点検を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	ガス空調設備を常時遠隔監視することで、異常発生時に迅速な対応ができ、また運転時間に応じて必要な定期点検等も適切な時期に行うことができます。この遠隔監視を行えるのは東邦瓦斯株式会社 業務用計画部のみであるため、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	東邦瓦斯株式会社 業務用計画部
契約金額(円)	3,040,100円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 配水課 です。

電話番号 052-972-3744

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	保全課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	下水管路施設調査システム保守等業務委託
契約の概要	本件は、下水管路施設調査システムの保守業務を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	株式会社ジオプラン・ナムテック名古屋事務所は、本システムの開発事業者であり、システム構造・機能仕様・設計思想を包括的に把握している唯一の事業者です。したがって、障害発生時等においてプログラム改修を含むシステム保守が実施できるのは当該事業者に限られるため、当該事業者と随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社ジオプラン・ナムテック 名古屋事務所
契約金額（円）	4,290,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 保全課 です。

電話番号 052-972-3749

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	管路工事調整課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	測量標等保全業務における監督補助等業務委託
契約の概要	本業務は、上下水道工事に伴う測量標等（道路の境界・中心を明示する鉄鈹等）の保全を円滑に実施するため、測量業者が履行する保全業務の監督補助業務を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	本業務の遂行にあたっては、道路上で実施する上下水道工事の内容を熟知するとともに、当局の測量標等保全業務に関する総合的な知識と経験が必要とされます。また、本業務では当局職員の監督補助として、測量業者が作成した成果図書類の内容を確認・精査しますが、その情報をもとに当局が測量業者に対して必要な指導を実施することから、公正性・公平性が求められます。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、上下水道工事の内容や測量標等保全業務に精通した社員を有し、かつ、公正性・公平性を確保したうえで本業務を遂行することができる唯一の事業者であることから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	28,534,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 管路工事調整課 です。

電話番号 052-972-3692

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	管路工事調整課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	道路掘削跡復旧工事監督補助業務委託
契約の概要	本業務は、監督業務の充実と効率化を目的として、管路部及び営業部における道路掘削跡復旧工事の監督補助業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務の遂行にあたっては、道路利用者の安全や工事の品質を確保するため、道路上での占用工事に関する総合的な知識と経験が必要とされます。また、本業務では当局職員の監督補助として、現場の施工状況を確認・把握しますが、その情報をもとに当局が施工業者に対して指導を実施することから、公正性・公平性が求められます。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、工事の施工管理に精通した社員を有し、かつ、公正性・公平性を確保したうえで本業務を遂行することができる唯一の事業者であることから、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	165,550,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 管路工事調整課 です。

電話番号 052-972-3782

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	スカム等処理委託（単価契約）
契約の概要	本業務は、当局の水処理センター、ポンプ所、下水管路施設等において発生するスカム、沈砂、オイルボール及びラード等の焼却処理を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	産業廃棄物処分業許可を持つ焼却処理設備保有の事業者のうち、本業務の実施に必要な1日当たりの最大処理能力約70トンの設備を有し、かつ、年間1,160トン程度の搬入数量に対応でき、焼却設備を複数有することで安定的かつ柔軟に受入れ可能な事業者を近隣で調査したところ、豊田ケミカルエンジニアリング株式会社のみであるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	豊田ケミカルエンジニアリング株式会社
契約金額（円）	スカム処理委託費1t当たり60,600円（税抜き）ほか3件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号 052-052-972-3669

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	汚泥焼却灰セメント利用委託（その2）（単価契約）
契約の概要	本委託は汚泥焼却灰を処理し、セメント原料に再資源化するものです。
契約の相手方を 選定した理由	本委託の目的は、産業廃棄物である汚泥焼却灰を埋立処分するのではなく、環境保全への取り組みとして再資源化して有効活用することにあります。この場合にも、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による規制を受け、監督官庁の許可が必要となります。また、当局から毎年、多量に発生する汚泥焼却灰を環境に配慮しながら安定的にセメント原料として有効活用するためには、一定量処理できる技術と設備を有していることが条件となります。 また、リスク分散の観点から、震災等の不測の事態に備え、名古屋市近隣だけでなく、日本海側で名古屋市から比較的近い場所に施設を有する事業者とも契約しておく必要、及び、施設停止等に備え、複数者と契約しておく必要があります。 上記条件を満たす事業者のうち、汚泥焼却灰の引き受け可能な者は3者あるところ、リスク分散の観点からその全者と契約する必要があります。 本件は、そのうちの1者である住友大阪セメント株式会社と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	住友大阪セメント株式会社 岐阜工場
契約金額（円）	セメント利用委託費1t当たり15,200円（税抜き）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号 052-972-3669

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	汚泥焼却灰セメント利用委託（その3）（単価契約）
契約の概要	本委託は汚泥焼却灰を処理し、セメント原料に再資源化するものです。
契約の相手方を 選定した理由	本委託の目的は、産業廃棄物である汚泥焼却灰を埋立処分するのではなく、環境保全への取り組みとして再資源化して有効活用することにあります。この場合にも、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による規制を受け、監督官庁の許可が必要となります。また、当局から毎年、多量に発生する汚泥焼却灰を環境に配慮しながら安定的にセメント原料として有効活用するためには、一定量を処理できる技術と設備を有していることが条件となります。 また、リスク分散の観点から、震災等の不測の事態に備え、名古屋市近隣だけでなく、日本海側で名古屋市から比較的近い場所に施設を有する事業者とも契約しておく必要、及び、施設停止等に備え、複数者と契約しておく必要があります。 上記条件を満たす事業者のうち、汚泥焼却灰の引き受け可能な者は3者あるところ、リスク分散の観点からその全者と契約する必要があります。 本件は、そのうちの1者である敦賀セメント株式会社と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	敦賀セメント株式会社
契約金額（円）	セメント利用委託費1t当たり20,000円（税抜き）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号 052-972-3669

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	汚泥焼却灰セメント利用委託（単価契約）
契約の概要	本委託は汚泥焼却灰を処理し、セメント原料に再資源化するものです。
契約の相手方を選定した理由	本委託の目的は、産業廃棄物である汚泥焼却灰を埋立処分するのではなく、環境保全への取り組みとして再資源化して有効活用することにあります。この場合にも、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による規制を受け、監督官庁の許可が必要となります。また、当局から毎年、多量に発生する汚泥焼却灰を環境に配慮しながら安定的にセメント原料として有効活用するためには、一定量を処理できる技術と設備を有していることが条件となります。 また、リスク分散の観点から、震災等の不測の事態に備え、名古屋市近隣だけでなく、日本海側で名古屋市から比較的近い場所に施設を有する事業者とも契約しておく必要、及び、施設停止等に備え、複数者と契約しておく必要があります。 上記条件を満たす事業者のうち、汚泥焼却灰の引き受け可能な者は3者あるところ、リスク分散の観点からその全者と契約する必要があります。 本件は、そのうちの1者である太平洋セメント株式会社と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	太平洋セメント株式会社
契約金額（円）	セメント利用委託費1t当たり20,000円（税抜き）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局施設管理課_____です。

電話番号 052-972-3669

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	宝神リサイクルセンタースクリーンかす運搬委託（単価契約）
契約の概要	宝神リサイクルセンターにて洗浄したスクリーンかすを一般廃棄物として環境局（富田・五条川・北名古屋・南陽工場）に運搬するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件を履行するにあたって、2つの条件を満たす必要がある。 ①名古屋市から一般廃棄物収集運搬の許可を有していること。 ②ホッパーから廃棄物を搬出する際に周囲への散乱を防ぐために、10t程度の車両を有していること。 これらの条件を満たす事業者を調査した結果、該当事業者は株式会社笹野運輸のみであったため、随意契約を締結するものである。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社笹野運輸
契約金額（円）	スクリーンかす運搬1t当たり41,000円（税抜き）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号 052-972-3669

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	工業用水道量水器保守等業務委託（単価契約）
契約の概要	本業務は、工業用水道の量水器（流量計）について、毎月の機器動作確認、保守点検及び使用量の確認を行うものです。 また、年間を通じて特に重要な機器の不具合が生じた際の対応業務も行います。
契約の相手方を 選定した理由	本業務の対象となる工業用水道の量水器（流量計）は、愛知時計電機株式会社製であり、本業務の遂行にあたっては同社の専用ソフト及び製品特有の技術が必要です。 愛知時計電機株式会社名古屋支店は、本業務を確実に行うことができる唯一の業者であるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	愛知時計電機株式会社 名古屋支店
契約金額（円）	第1種契約量水器保守1件当たり55,000円（税抜き）ほか22件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号 052-972-3790

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	重油類等供給委託（単価契約）
契約の概要	下水道施設においては、排水ポンプや下水汚泥焼却炉等の燃料用重油類の供給を委託するものです。また、水道施設においては、非常用発電機設備の燃料用重油類の供給を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	当局下水道施設には、雨水ポンプ所を始めとして降雨時など緊急に重油類の供給が必要となる施設及び下水・汚泥処理のために常時重油類が必要な施設が63か所あります。水道施設においても3浄水場と鳴海配水場、志段味配水場、平和公園配水場、朝日取水場を合わせて7か所に停電時等非常用発電機設備があります。所在地は市内外一円に点在していると同時に、各施設における重油類の収容能力には差があります。 このような環境において、質・量ともに安定して重油類を供給できる事業者は、市内外一円に組合員を擁する愛知県石油業協同組合（官公需適格組合）のみであることから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	愛知県石油業協同組合
契約金額（円）	重油（特A）大口ディーゼル機関用、ガスタービン発電機用 1 k L 当たり 126,000円（税抜）ほか3件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号 052-972-3666

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	洗浄沈砂売却（単価契約）
契約の概要	本件は宝神リサイクルセンターで製造された洗浄沈砂を売却するものです。
契約の相手方を 選定した理由	洗浄沈砂を舗装材として利用する場合、一般の砂に比べて取り扱いが難しく、その利用先は限られています。知多舗材株式会社は、現在、当局の洗浄沈砂を利用することのできる唯一の相手先であり、継続的かつ安定的に有効利用を進めていくため、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	知多舗材株式会社
契約金額（円）	洗浄沈砂 1 t あたり1,200円（税抜）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号 052-972-3669

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	三階橋ポンプ所始め 1 1 箇所運転管理等業務委託
契約の概要	本業務は、三階橋ポンプ所を遠方監視拠点として、名城水処理センター、守山水処理センター所管の雨水ポンプ所等 1 1 箇所の運転管理業務等を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	雨水ポンプ所は、市民の安心・安全を守る重要な公的役割を担う施設で、その運転管理業務は、遠方監視体制を前提としたきめ細かな点検管理による高い信頼性と降雨状況に応じた迅速かつ適切な対応が要求されるとともに、機能維持のための各種機器を総合的に管理できる能力が求められる業務です。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、当局施設の運転管理業務に精通した社員を有し、当局施設の構造・機能を熟知しているとともに、雨水ポンプ所の運転管理実績及び緊急対応実績があり、高い水準の運転管理技術やノウハウを有しており、本業務を行うことができる唯一の事業者であるため、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	150,500,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号 052-972-3669

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	山崎汚泥処理場管理業務委託
契約の概要	本業務は、水処理過程において発生する汚泥を処理する山崎汚泥処理場の運転管理及び、維持管理（機器整備を含む。）並びに設備の整備計画や薬品・燃料の搬入計画の検討、関係課公所との運転調整などの総合的な施設運営管理業務を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	汚泥処理は、市内3箇所で集約処理をしており、当局の水処理ネットワークの一部を構成し、汚泥の処理状況の良否がすべての水処理センターの運転管理に影響を及ぼします。 本施設は、令和8年度に休止が予定されており、各種設備の老朽化が進む中で設備を安定的に稼働させる必要があります。 本業務の遂行にあたっては、総合的な運転管理能力を必要とするとともに、緊急時の迅速かつ適切な対応が求められます。また、各種機器に関する専門的な知識を備え、設備の計画的な保全と補修・整備工事を提案できる能力が求められます。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、当該汚泥処理場の管理実績を有し、施設の構造・機能を熟知しているとともに、関係課公所との処理汚泥量調整など緊急時に迅速かつ適切な対応が可能で、設備の計画的な保全や補修・整備工事等の確実な業務執行が可能な唯一の事業者であるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	214,700,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号 052-972-3669

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	柴田汚泥処理場始め10箇所運転管理等業務委託
契約の概要	本業務は、水処理過程において発生する汚泥を処理する柴田汚泥処理場の運転管理業務及び柴田汚泥処理場を監視拠点として、柴田水処理センター及び柴田水処理センター、鳴海水処理センター所管の雨水ポンプ所8箇所の運転管理業務等を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	本業務は、雨水ポンプ所、汚泥処理場及び水処理センターが対象施設となります。 雨水ポンプ所は、市民の安心・安全を守る重要な公的役割を担う施設で、その運転管理業務は、遠方監視体制を前提としたきめ細かな点検管理による高い信頼性と降雨状況に応じた迅速かつ適切な対応が要求されるとともに、機能維持のための各種機器を総合的に管理できる能力が求められる業務です。 汚泥処理は、市内3箇所で集約処理をしており、当局の水処理ネットワークの一部を構成し、汚泥の処理状況の良否がすべての水処理センターの運転管理に影響を及ぼすため、総合的な運転管理能力を必要とするとともに、緊急時の迅速かつ適切な対応が求められる業務です。 水処理センターは、快適な市民生活と公共用水域の環境を守る重要な施設であり、良好な水処理を維持し、処理状況の変化や降雨に応じた適切な対応が求められます。 柴田汚泥処理場と柴田水処理センターは同一構内にあり、これらの運転管理業務は密接に関係しており、同所から所管ポンプ所も含めて一体的に運転管理することが求められます。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、当局施設の運転管理業務に精通した社員を有し、当局施設の構造・機能を熟知しているとともに、雨水ポンプ所、汚泥処理場及び水処理センターの一体的な運転管理実績及び緊急対応実績があり、高い水準の運転管理技術やノウハウを有しており、本業務を行うことができる唯一の事業者であるため、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額(円)	558,000,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号 052-972-3672

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	八剣ポンプ所始め 17 箇所運転管理等業務委託
契約の概要	本業務は、八剣ポンプ所を遠方監視拠点として、宝神水処理センター、山崎水処理センター所管の雨水ポンプ所等 17箇所の運転管理業務や汚水中継ポンプの保守点検業務等を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	雨水ポンプ所は、市民の安心・安全を守る重要な公的役割を担う施設で、その運転管理業務は、遠方監視体制を前提としたきめ細かな点検管理による高い信頼性と降雨状況に応じた迅速かつ適切な対応が要求されるとともに、機能維持のための各種機器を総合的に管理できる能力が求められる業務です。 また、汚水中継ポンプは、故障や停電の発生が市民の下水道利用の停止に直結する施設であり、その運転管理業務は、年間を通じ24時間体制による、きめ細かな点検管理による高い信頼性が求められるとともに、停電などの緊急対応時には関連事業者との連携のもと迅速かつ適切な対応が要求される総合的な管理能力が必要となる業務です。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、当局施設の運転管理業務に精通した社員を有し、当局施設の構造・機能を熟知しているとともに、雨水ポンプ所及び汚水中継ポンプの運転管理実績及び緊急対応実績があり、高い水準の運転管理技術やノウハウを有しており、本業務を行うことができる唯一の事業者であるため、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	212, 200, 000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号 052-972-3669

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	富田ポンプ所始め 1 1 箇所運転管理等業務委託
契約の概要	本業務は、富田ポンプ所を遠方監視拠点として、打出水処理センター、岩塚水処理センター所管の雨水ポンプ所11箇所の運転管理業務等を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	雨水ポンプ所は、市民の安心・安全を守る重要な公的役割を担う施設で、その運転管理業務は、遠方監視体制を前提としたきめ細かな点検管理による高い信頼性と降雨状況に応じた迅速かつ適切な対応が要求されるとともに、機能維持のための各種機器を総合的に管理できる能力が求められる業務です。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、当局施設の運転管理業務に精通した社員を有し、当局施設の構造・機能を熟知しているとともに、雨水ポンプ所の運転管理実績及び緊急対応実績があり、高い水準の運転管理技術やノウハウを有しており、本業務を行うことができる唯一の事業者であるため、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	152,300,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号 052-972-3669

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	鳴海改良土センター管理調整業務委託
契約の概要	本業務は、下水道工事から発生する掘削土を埋戻材として再生させるため、生石灰及び下水汚泥焼却灰を土質改良材として添加することにより改良土を製造する鳴海改良土センターの管理調整業務を委託するもので、施設の運転生産管理・整備保全と改良土の品質管理等を行うものです。
契約の相手方を 選定した理由	本業務の遂行にあたっては、受け入れる掘削土の性状、最適な生石灰及び焼却灰の添加率、改良土の性状等に関する知識と製造技術を必要とするとともに、掘削土の運搬予定量や時期、焼却灰の搬入予定量等を計画・管理し、迅速かつ適切に対応することが必要です。 また、事業の継続的運営のため設備の計画的な保全と補修・整備工事も提案できる等、総合的なマネジメント能力が求められます。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、当該改良土センターの管理調整業務の実績を有し、施設の構造・機能を熟知しており、土量管理及び焼却灰受入量等調整などの総合的なマネジメント能力に優れ、確実な業務執行が可能な唯一の事業者であるため、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	102,500,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号 052-972-3669

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	露橋水処理センター始め2箇所運転管理業務委託
契約の概要	本業務は、露橋水処理センター（場内ポンプ所含む）及び堀留水処理センターの運転管理業務を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	本業務は、雨水ポンプ所及び水処理センターが対象施設となります。 雨水ポンプ所は、市民の安心・安全を守る重要な公的役割を担う施設で、その運転管理業務は、きめ細かな点検管理による高い信頼性と降雨状況に応じた迅速かつ適切な対応が要求されるとともに、機能維持のための各種機器を総合的に管理できる能力が求められる業務です。 水処理センターは、快適な市民生活と公共用水域の環境を守る重要な施設であり、良好な水処理を維持し、処理状況の変化や降雨に応じた適切な対応が求められます。 露橋水処理センターは場内に雨水ポンプ所を有し、また堀留水処理センターを遠方監視しているため、緊急対応時には迅速かつ適切な対応が必要になります。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、当局施設の運転管理業務に精通した社員を有し、当局施設の構造・機能を熟知しているとともに、場内雨水ポンプ所・遠方監視も含めた水処理センターの運転管理実績及び緊急対応実績があり、高い水準の運転管理技術やノウハウを有しており、本業務を行うことができる唯一の事業者であるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	290,300,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号 052-972-3669

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	浄水管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	脱水ケーキセメント利用委託（その2）（単価契約）
契約の概要	本件は、浄水場の浄水処理の過程で発生する汚泥について排水処理施設で脱水ケーキにしたものを、セメントの原料として再資源化し有効活用する委託を行うものです。
契約の相手方を 選定した理由	本委託の目的は、産業廃棄物である脱水ケーキを埋め立てなどにより処分するのではなく、セメント原料として再資源化し有効活用することにあります。その場合も、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による規制を受け、その処理には監督官庁の許可が必要になります。当局から毎年、発生する脱水ケーキを安定的にセメント原料として有効活用するためには、一定量処理できる技術と設備を有していることが条件となります。 また、リスク分散の観点から、処理施設の停止等に備え、複数者と契約しておく必要があります。 上記条件を満たす事業者のうち、排出事業所の近隣において、当該脱水ケーキの引き受けが可能である者は2者あるところ、リスク分散の観点からその全者と契約する必要があります。 本件は、そのうちの1者である太平洋セメント株式会社と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	太平洋セメント株式会社
契約金額（円）	脱水ケーキセメント利用工（無薬注ケーキ）1t当たり16,500円（税抜き）ほか1件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 浄水管理課 です。

電話番号 052-972-3795

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	浄水管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	脱水ケーキセメント利用委託（単価契約）
契約の概要	本件は、浄水場の浄水処理の過程で発生する汚泥について排水処理施設で脱水ケーキにしたものを、セメントの原料として再資源化し有効活用する委託を行うものです。
契約の相手方を 選定した理由	本委託の目的は、産業廃棄物である脱水ケーキを埋め立てなどにより処分するのではなく、セメント原料として再資源化し有効活用をすることにあります。その場合も、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による規制を受け、その処理には監督官庁の許可が必要になります。当局から毎年、発生する脱水ケーキを安定的にセメント原料として有効活用するためには、一定量を処理できる技術と設備を有していることが条件となります。 また、リスク分散の観点から、処理施設の停止等に備え、複数者と契約しておく必要があります。 上記条件を満たす事業者のうち、排出事業所の近隣において、当該脱水ケーキの引き受けが可能である者は2者あるところ、リスク分散の観点からその全者と契約する必要があります。 本件は、そのうちの1者である住友大阪セメント株式会社岐阜工場と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	住友大阪セメント株式会社 岐阜工場
契約金額（円）	脱水ケーキセメント利用工（無薬注ケーキ）1t当たり 8,000円（税抜き）ほか1件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 浄水管理課 です。

電話番号 052-972-3795

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	浄水管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	流達予測シミュレーション保守業務委託
契約の概要	本件は、流達予測シミュレーションの運用にあたり、必要な保守業務の委託を行うものです。
契約の相手方を 選定した理由	株式会社建設技術研究所中部支社は流達予測シミュレーションの開発事業者であり、障害発生時の原因究明と復旧を迅速に行い、現行プログラムの変更・修正等を確実に遂行することができるのは当該事業者に限られるため、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社建設技術研究所 中部支社
契約金額（円）	3,377,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 浄水管理課 です。

電話番号 052-972-3795

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	春日井浄水場
契約締結日	令和8年4月1日
件名	春日井浄水場排水処理施設脱水ケーキ運搬委託（単価契約）
契約の概要	本件は、春日井浄水場の浄水処理の過程で発生する汚泥について排水処理施設で脱水ケーキにしたものを、セメントの原料として再資源化する工場へ運搬するものです。なお、セメントの原料として再資源化する業務は、別途契約します。
契約の相手方を 選定した理由	搬入先である再資源化工場は、工場内の生産管理上の事情等に精通した株式会社油研による運搬を春日井浄水場から発生する脱水ケーキを受け入れる条件としているため、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社油研
契約金額（円）	脱水ケーキ運搬工A（ホッパー搬出）1t当たり 7,800円（税抜き）ほか1件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 春日井浄水場 です。

電話番号 0568-81-8924

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	春日井浄水場
契約締結日	令和8年4月1日
件名	春日井浄水場始め3箇所警備委託
契約の概要	本件は、春日井浄水場、鳥居松沈澱池及び犬山取水場に設置してある機械警備システム（ショックセンサー、赤外線センサー等）を利用し、警備、機器の保守及び警備システム整備の委託を行うものです。
契約の相手方を 選定した理由	機械警備業務は、使用する機械装置と警備業務が一体不可分です。機械の老朽化状況等を調査したところ、十分に継続使用が可能であり、これをこのまま使用することで、新たに入札に付して機器を設置するよりも大幅な経費の節減が見込めることから、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
契約の相手方	株式会社全日警 名古屋支社
契約金額（円）	10,190,400円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 春日井浄水場 です。

電話番号 0568-81-8924

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	春日井浄水場
契約締結日	令和8年4月1日
件名	春日井浄水場排水処理設備保守運転委託
契約の概要	本件は、春日井浄水場の排水処理設備の保守及び運転を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	浄水場の排水処理設備は、継続的に浄水処理を行うために不可欠な設備であり、確実な運転管理が必要です。 また、本設備は、メタウォーター株式会社により製作、設置されたものであり、その構成部品は特殊製品が多く、汎用性のないものが多数を占めております。 メタウォーターサービス株式会社は、本設備の保守及び運転に必要な技術をメタウォーター株式会社から受け継いでおり、本業務を行うことができる唯一の事業者であるため、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	メタウォーターサービス株式会社
契約金額（円）	31,200,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 春日井浄水場 です。

電話番号 0568-81-8924

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	鍋屋上野浄水場
契約締結日	令和8年4月1日
件名	猪高配水場始め 8 箇所警備委託
契約の概要	本件は、猪高配水場、中川西配水場、瑞穂配水場、平和公園配水場、極楽増圧ポンプ所、望が丘増圧ポンプ所、東谷高区増圧ポンプ所、および吉根配水塔の警備を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	機械警備業務は、使用する機械装置と警備業務が一体不可分です。機器の老朽化状況等を調査したところ、十分に継続使用が可能であり、これをそのまま使用することで、新たに入札に付して機器を設置するよりも大幅な経費の節減が見込めることから、当該事業者と随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第 1 項第 6 号
契約の相手方	セコム株式会社
契約金額（円）	4, 841, 760円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 鍋屋上野浄水場 です。

電話番号 052-721-1631

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	大治浄水場
契約締結日	令和8年4月1日
件名	大治浄水場構内発生土積込委託（単価契約）
契約の概要	本委託は、大治浄水場の浄水処理の過程で発生する汚泥について排水処理で脱水ケーキにしたものを、培養土等に有効活用する工場へ運搬する車両へ積み込む作業を行うものです。
契約の相手方を 選定した理由	搬入先である再資源化工場は、工場内の生産管理上の事情等に精通した森実運輸株式会社による積み込みを脱水ケーキを受け入れる条件としているため、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	森実運輸株式会社 名古屋支店
契約金額（円）	発生土積込工 脱水ケーキ1日当たり 167,200円（税抜き）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 大治浄水場 です。

電話番号 052-444-2651

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	大治浄水場
契約締結日	令和8年4月1日
件名	大治浄水場排水処理施設脱水ケーキ運搬委託（単価契約）
契約の概要	本件は、大治浄水場の浄水処理の過程で発生する汚泥について、排水処理施設で脱水ケーキにしたものを、セメントの原料として再資源化する工場へ運搬するものです。なお、セメントの原料として再資源化する業務は、別途契約します。
契約の相手方を選定した理由	搬入先である再資源化工場は、工場内の生産管理上の事情等に精通した株式会社油研による運搬を大治浄水場から発生する脱水ケーキを受け入れる条件としているため、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社油研
契約金額（円）	脱水ケーキ運搬工 ヤード搬出（積込共） 1t当たり10,100円（税抜き）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 大治浄水場 です。

電話番号 052-444-2651

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	大治浄水場
契約締結日	令和8年4月1日
件名	大治浄水場始め 4 箇所警備委託
契約の概要	本件は、大治浄水場、朝日取水場、工業用水道辰巳浄水場及び工業用水道児玉浄水場に設置してある装置（赤外線センサー、監視通報装置等）を利用する機械警備委託を行うものです。
契約の相手方を 選定した理由	機械警備委託は、使用する機械装置と警備業務が一体不可分です。機器の老朽化状況等を調査したところ、十分に継続使用が可能であり、これをそのまま使用することで、新たに入札に付して機器を設置するよりも大幅な経費の削減が見込めることから、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第 1 項第 6 号
契約の相手方	株式会社全日警 名古屋支社
契約金額（円）	7, 629, 600円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 大治浄水場 です。

電話番号 052-444-2651

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	大治浄水場
契約締結日	令和8年4月1日
件名	工業用水道辰巳浄水場始め5箇所監視制御設備等保守点検委託
契約の概要	工業用水道辰巳浄水場始め5箇所の監視制御設備等の保守点検委託を行うものです。
契約の相手方を 選定した理由	本件は、入札後資格確認型一般競争入札に付し、令和8年2月12日付で公告を行いました。が、応札者がなく、入札中止となりました。 本件は、監視制御設備等の保守点検委託であり、年間を通じて故障発生時の受注者呼び出し及び受注者呼び出し時の故障の復旧を行う保守契約を含んでいます。契約するまでの期間においては、この保守契約による故障復旧等を行うことができなくなり、水道水をつくる浄水場の運転に支障をきたす恐れがあるため、令和8年4月1日に履行を開始する必要がありますが、改めて競争入札に付す暇がありません。 したがって、令和7年度の契約事業者から見積書を徴取したところ、予定価格内であったため、地方公営企業法施行令21条の13第1項第8号の規定により、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号
契約の相手方	株式会社明電エンジニアリング 名古屋営業所
契約金額(円)	10,600,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 大治浄水場 です。

電話番号 052-444-2651

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	大治浄水場
契約締結日	令和8年4月1日
件名	大治浄水場排水処理設備保守運転委託
契約の概要	本件は、大治浄水場の排水処理設備の保守及び運転を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	浄水場の排水処理設備は、継続的に浄水処理を行うために不可欠な設備であり、確実な運転管理が必要です。 また、本設備はメタウォーター株式会社により、制作、設置されたものであり、その構成部品は特殊製品が多く、汎用性のないものが多数を占めております。 メタウォーターサービス株式会社は、本設備の保守及び運転に必要な技術をメタウォーター株式会社から受け継いでおり、本業務を行うことができる唯一の事業者であるため、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	メタウォーターサービス株式会社
契約金額(円)	32,600,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 大治浄水場 です。

電話番号 052-444-2651

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	北部水処理事務所
契約締結日	令和8年4月1日
件名	守山水処理センター膜分離活性汚泥法設備運転管理業務委託
契約の概要	本件は、守山水処理センターの膜分離活性汚泥法設備の運転管理業務を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務の対象となる設備は、下水高度処理方法の一つである、嫌気無酸素好気法での膜分離活性汚泥法を採用しており、本設備と同種同規模のものは他にはありません。 また、本設備は、株式会社クボタにより製作、設置されたものであり、その構成部品は特殊製品が多く、汎用性のないものが多数を占めております。 クボタ環境エンジニアリング株式会社は、本設備の運転管理に必要な技術を株式会社クボタから受け継いでおり、本業務を行うことができる唯一の事業者であるため、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	クボタ環境エンジニアリング株式会社 中部支店
契約金額(円)	28,400,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 北部水処理事務所 です。

電話番号 052-794-8211

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	東部水処理事務所
契約締結日	令和8年4月1日
件名	柴田汚泥処理場始め2箇所焼却灰運搬委託（単価契約）
契約の概要	当局では環境保全の取り組みとして、下水処理にともなって発生する汚泥の処分量を減らすために汚泥を焼却し、セメントや改良土の原料、固形燃料化物の肥料として有効利用しています。本委託は、柴田汚泥処理場、空見スラッジリサイクルセンターから発生する汚泥焼却灰を有効利用先である再資源化工場にセメント原料として運搬するものです。
契約の相手方を 選定した理由	搬入先である再資源化工場は、工場内の生産管理上の事情等に精通した沢田運送株式会社による運搬を汚泥処理場から発生する焼却灰を受け入れる条件としているため、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	沢田運送株式会社
契約金額（円）	柴田汚泥処理場焼却灰運搬1t当たり 8,700円（税抜き）ほか1件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 東部水処理事務所 です。

電話番号 052-611-3464

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	東部水処理事務所
契約締結日	令和8年4月1日
件名	柴田汚泥処理場始め3箇所焼却灰運搬委託（単価契約）
契約の概要	当局では環境保全の取り組みとして、下水処理にともなって発生する汚泥の処分量を減らすために汚泥を焼却し、改良土、セメント、タイルなどの原料として有効利用しています。本委託は、柴田汚泥処理場、山崎汚泥処理場、空見スラッジリサイクルセンターから発生する汚泥焼却灰を有効利用先である再資源化工場にセメント原料として運搬するものです。
契約の相手方を選定した理由	搬入先である再資源化工場は、工場内の生産管理上の事情等に精通した株式会社油研による運搬を汚泥処理場から発生する焼却灰を受け入れる条件としているため、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社油研
契約金額（円）	柴田汚泥処理場焼却灰運搬1t当たり13,800円（税抜き）ほか2件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 東部水処理事務所 です。

電話番号 052-611-3464

局区	交通局
課	広報広聴課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度名古屋市交通局公式SNS用動画制作業務委託
概要	市バス・地下鉄の利用促進を目的に、名古屋市交通局Instagram・Facebook・YouTubeにおいて発信する、交通局実施のイベント及び沿線施設・店舗を紹介する動画を制作するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局の実施するイベントを効果的に広報するため、動画の制作においては内容の的確性や独創性、また、当該イベントへの参加促進や動画の拡散を図るための手法においては高い広報効果が期待できるかなど、新規性や創造性を求めることが必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できないため、企画コンペを実施した。 当該企画コンペの結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき)に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 株式会社ティー・オー・エム 940点 2位 西濃印刷株式会社 名古屋営業所 915点 3位 テレビ愛知株式会社 769点 4位 株式会社大手広告中部本社 750点 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社ティー・オー・エム
契約金額(円)	4,970,900

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局広報広聴課 です。
電話番号 052-972-3809

随意契約の内容の公表

2026000187

局区	交通局
課	デジタル推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	財務会計システムの運用保守業務委託
概要	本件は、交通局財務会計システムの安定稼働のために、システムの運用保守業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、財務会計システムの運用保守業務を委託するもので、当該作業には財務会計システムのプログラムの詳細情報が必要となる。当局の財務会計システムは、日本電気株式会社が著作権を有しており、プログラムの詳細情報を公開していないことから、本件は日本電気株式会社しか履行することができないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額(円)	12,504,360

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局デジタル推進課です。
電話番号 052-741-2440

随意契約の内容の公表

2026000203

局区	交通局
課	デジタル推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	契約管理システムのEdge化改修業務委託
概要	本件は、契約管理システムの動作環境がEdge IEモードからEdgeに移行することに伴い、契約管理システムの改修を行い、正常にシステムが動作することを確認するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、契約管理システムの改修業務を委託するもので、当該作業には契約管理システムのプログラムの詳細情報が必要となる。 当局の契約管理システムは、日本電気株式会社が著作権を有しており、プログラムの詳細情報を公開していないことから、本件は日本電気株式会社しか履行することができないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額(円)	6,160,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局デジタル推進課です。
電話番号 052-741-2440

随意契約の内容の公表

2026000370

局区	交通局
課	デジタル推進課
契約締結日	令和8年3月23日
件名	大久手電算機室空調設備保守業務委託(長期継続契約)
概要	大久手電算機室にある電算システム機器(サーバ等)の安定稼働を維持するための空調設備について、定期点検、遠隔監視、障害発生時の緊急対応等の保守業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本空調設備は、電算用の空調設備であり、その性質上、24時間稼働状況を監視し、障害時には早急に復旧する必要があるため、遠隔監視装置を備えている。本空調装置保守における遠隔監視装置の詳細な技術情報は公開されていないことから本件業務を適切に行うことができる者は本空調設備の設計・製造業者に限定されるため、日立グローバルライフソリューションズ株式会社と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	日立グローバルライフソリューションズ株式会社 空調営業本部 中部支社
契約金額(円)	987,800 (年額)

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局デジタル推進課です。
電話番号 052-741-2440

随意契約の内容の公表

2026000513

局区	交通局
課	デジタル推進課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	文書管理システム再構築に伴う財務会計システムの改修業務委託(令和8年度分)
概要	本件は、財務会計システムが、文書管理システムの再構築に伴い正常にデータ連携を行うことができるよう、データ連携機能に係る部分の改修を行い、正常にシステムが動作することを確認するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、財務会計システムの改修業務を委託するもので、当該作業には財務会計システムのプログラムの詳細情報が必要となる。 当局の財務会計システムは、日本電気株式会社が著作権を有しており、プログラムの詳細情報を公開していないことから、本件は日本電気株式会社しか履行することができないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額(円)	19,750,500

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局デジタル推進課です。
電話番号 052-741-2440

随意契約の内容の公表

2026000525

局区	交通局
課	技術管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	令和8年度営繕積算システムRIBC2 賃貸借
概要	営繕積算システムRIBC2を賃借するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件の対象となる営繕積算システムRIBC2は、一般財団法人建築コスト管理システム研究所が開発、管理及び機能改善を行っており、またソフトウェアに関する著作権を保有し、詳細情報が公開されていないことから、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	一般財団法人建築コスト管理システム研究所
契約金額(円)	3,641,770

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局技術管理課 です。
電話番号 052-972-3924

随意契約の内容の公表

2026000033

局区	交通局
課	乗客誘致推進課
契約締結日	令和8年4月20日
件名	令和8年度若年層を中心とした市バス・地下鉄利用促進事業業務委託
概要	若年層を中心とした市バスの利用が少ない、もしくは利用していない方々をメインターゲットとし、市内の参加店舗等を周遊し、市バス・地下鉄の利用を促進する事業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	市バスを利用していない若年層向け施策については、新たな試みとして、キャラクターとのコラボを施策の柱とした内容で実施を予定している。今までの、若年層に人気のカフェ・パン・スイーツの店舗を周遊するというコンセプトから転換を図るため、キャラクターコラボ事業にかかるノウハウを持つ民間事業者からの提案が事業目標達成のために必要不可欠であると考えたことから企画競争入札を実施したもの。 令和7年度及び令和8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「業務委託」、申請業種「宣伝・広告の企画」又は「催事等の企画・運営」の競争入札参加資格を有するものを条件に、公募型プロポーザルを実施した。 3者より企画提案書の提出があり、企画提案の内容等についてヒアリング審査をした結果、最も高い評価を獲得した下記業者と随意契約を締結するもの。 各提案者の順位と点数 1位 株式会社角川アスキー総合研究所 245点 2位 株式会社交通新聞社 207点 ― 株式会社MTK 126点(最低基準点未滿) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社角川アスキー総合研究所
契約金額(円)	12,485,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局乗客誘致推進課 です。
電話番号 052-972-3816

随意契約の内容の公表

2026000038

局区	交通局
課	乗客誘致推進課
契約締結日	令和8年4月16日
件名	令和8年度観光客向け市営交通利用促進事業業務委託
概要	主に観光やビジネス等を目的に国内から名古屋を訪れる人を対象に、市内の参加店舗を周遊し、市バス・地下鉄の利用を促進する事業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	観光客向け施策を実施するにあたっては、その実施状況から販売方法・プロモーション・販路が一体になった購入者・参加店舗双方に魅力的なアイデアや戦略性を含んだ提案が事業目標達成には必要と考えている。そのため契約の相手方の能力・技術・センス・経験に基づくノウハウ等により成果に相当な差異が生じると思われ、事業目標を達成する仕様書をあらかじめ当局で定めることが困難なことから、企画競争入札を実施したもの。 令和7年度及び令和8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「業務委託」、申請業種「宣伝・広告の企画」又は「催事等の企画・運営」の競争入札参加資格を有するものを条件に、公募型プロポーザルを実施した。 3者より企画提案書の提出があり、企画提案の内容等についてヒアリング審査をした結果、最も高い評価を獲得した下記業者と随意契約を締結するもの。 各提案者の順位と点数 1位 東邦瓦斯株式会社 222点 2位 株式会社角川アスキー総合研究所 201点 3位 株式会社JTB 名古屋事業部 183点 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	東邦瓦斯株式会社
契約金額(円)	15,200,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局乗客誘致推進課 です。
電話番号 052-972-3816

随意契約の内容の公表

2026000229

局区	交通局
課	営業課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	定期券システムの保守業務委託
概要	本件は、定期券システムにおける定期券サーバの保守及び定期券発行機を含めたアプリケーション保守業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、当局で導入済みの定期券システムにおける定期券サーバの保守及び定期券発行機を含めたアプリケーション保守業務の委託を行うものであり、作業には定期券サーバ及び定期券発行機全体の機器構成や、定期券サーバ及び定期券発行機の内部プログラム等に関する詳細情報が必要となる。株式会社日立製作所は定期券サーバ及び定期券発行機のプログラム等の開発元で著作権を有しており、定期券サーバ及び定期券発行機全体の機器構成や当該機器のプログラム等の詳細情報は開発元が公開していないことから、本件は下記業者しか履行できないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立製作所 中部支社
契約金額(円)	8,470,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局営業課 です。
電話番号 052-972-3855

随意契約の内容の公表

2026000257

局区	交通局
課	営業課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	駅務機器修理部品の購入(その1)
概要	カード処理機用UPSバッテリーについて、経年劣化によって更新時期を迎えているため、交換用の部材を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件で購入するカード処理機用UPSバッテリーは、株式会社東芝が製造したカード処理機の内部機器であり、当該機器に適合するUPSバッテリーを製造することは、詳細な技術情報が公開されていないことから、本件は下記業者しか履行できないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社東芝 中部支社
契約金額(円)	4,054,600

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局営業課 です。
電話番号 052-972-3855

随意契約の内容の公表

2026000341

局区	交通局
課	営業課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	審査統計システムの運用業務委託
概要	本件は、審査統計システムの安定稼働にかかる運用処理、乗車料集計業務、敬老パス等の運用処理、サーバ機器等の管理、処理負荷が高い業務を行う際のサーバ資源管理及びバックアップ処理を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、審査統計システムの安定稼働にかかる運用処理、乗車料集計業務、敬老パス等の運用処理、サーバ機器等の管理、処理負荷が高い業務を行う際のサーバ資源管理及びバックアップ処理を行うもので、当該業務には審査統計システムのプログラム等の詳細情報が必要である。三菱電機デジタルイノベーション株式会社は審査統計システムのプログラム等の開発元で著作権を有しており、当該機器のプログラム等の詳細情報は公開していないことから、本件業務は下記業者しか履行できないため随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	三菱電機デジタルイノベーション株式会社 第一ビジネスユニット 産業第二事業 エン
契約金額(円)	10,104,336

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局営業課 です。
電話番号 052-972-3868

随意契約の内容の公表

2026000342

局区	交通局
課	営業課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	審査統計システムの業務支援委託
概要	本件は、月次帳票及び年次帳票出力の処理、収入増加・サービス向上に資する審査統計システム内データ分析等の検討支援、出力帳票の小規模改修等を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、月次帳票及び年次帳票出力の処理、収入増加・サービス向上に資する審査統計システム内データ分析等の検討支援、出力帳票の小規模な改修等を行うもので、当該業務には審査統計システムのプログラム等の詳細情報が必要である。三菱電機デジタルイノベーション株式会社は審査統計システムのプログラム等の開発元で著作権を有しており、当該機器のプログラム等の詳細情報は公開していないことから、本件業務は下記業者しか履行できないため随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	三菱電機デジタルイノベーション株式会社 第一ビジネスユニット 産業第二事業 エン
契約金額(円)	3,296,282

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局営業課 です。
電話番号 052-972-3868

随意契約の内容の公表

2026000344

局区	交通局
課	営業課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	クレジットカードタッチ決済の導入に伴う審査統計システム改修作業その2
概要	自動改札機及び窓口処理端末によるクレジットカードタッチ決済対応に伴い、審査統計システム改修の結合試験、システム移行、稼働フォローを行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、審査統計システムの改修をするもので、当該作業には審査統計システムのプログラム等の詳細情報が必要となる。三菱電機デジタルイノベーション株式会社は審査統計システムのプログラム等の開発元で著作権を有しており、当該プログラム等の詳細情報は公開していないことから、下記業者しか履行できないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	三菱電機デジタルイノベーション株式会社 第一ビジネスユニット 産業第二事業 エン
契約金額(円)	17,380,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局営業課 です。
電話番号 052-972-3868

随意契約の内容の公表

2026000346

局区	交通局
課	営業課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	愛知高速交通株式会社料金改定に伴う審査統計システムの対応・改修作業
概要	令和8年9月1日に予定されている愛知高速交通株式会社の運賃改定に伴い、審査統計システムの対応・改修を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、審査統計システムの改修をするもので、当該作業には審査統計システムのプログラム等の詳細情報が必要となる。三菱電機デジタルイノベーション株式会社は審査統計システムのプログラム等の開発元で著作権を有しており、当該プログラム等の詳細情報は公開していないことから、下記業者しか履行できないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	三菱電機デジタルイノベーション株式会社 第一ビジネスユニット 産業第二事業 エン
契約金額(円)	5,830,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局営業課 です。
電話番号 052-972-3868

随意契約の内容の公表

2026000358

局区	交通局
課	営業課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	愛知高速交通の運賃改定に伴う定期券システム対応業務委託
概要	本件は、愛知高速交通の運賃改定に伴い連絡定期券を料金改定するため、定期券システムの改修を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、愛知高速交通の運賃改定に伴い愛知高速交通との連絡定期券の料金改定を行うため、当局で導入済みの定期券サーバの定期券システム機能に対して改修作業を委託するものであり、作業には定期券サーバ全体の機器構成や、定期券サーバ全体の内部プログラム等に関する詳細情報が必要となる。株式会社日立製作所は定期券サーバのプログラム等の開発元で著作権を有しており、定期券サーバ全体の機器構成や当該機器のプログラム等の詳細情報は開発元が公開していないことから、本件は下記業者しか履行できないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立製作所 中部支社
契約金額(円)	16,280,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局営業課 です。
電話番号 052-972-3855

随意契約の内容の公表

2026000519

局区	交通局
課	営業課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	遺留品検索システムの運用保守業務委託
概要	遺留品検索システムの運用保守業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、遺留品検索システムの運用保守業務を委託するもので、当該作業には遺留品検索システムのプログラムの詳細情報が必要である。アイテック阪急阪神株式会社は、遺留品検索システムのプログラムについて著作権を有する開発元であり、当該プログラムの詳細情報を公開していないことから、本件業務は下記業者しか履行できないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	アイテック阪急阪神株式会社
契約金額(円)	3,973,200

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局営業課 です。
電話番号 052-972-3818

随意契約の内容の公表

2026000554

局区	交通局
課	営業課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	マナカ中継システムのリプレイスに係る要件定義業務委託
概要	マナカ中継システムのサーバ更新に伴い、新たに調達する機器の要件定義を業務委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、当局で導入済みのマナカ中継システムのサーバ更新に係る要件定義の業務委託を行うものであり、当該業務には、中継システムに関する詳細情報が必要となる。株式会社日立製作所は、マナカ中継システムの開発元で、プログラムの著作権を有しており、またシステムに関する詳細情報は公開していないことから、本件は下記業者しか履行できないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立製作所 中部支社
契約金額(円)	9,130,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局営業課 です。
電話番号 052-972-3855

随意契約の内容の公表

2026000567

局区	交通局
課	営業課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	マナカ中継システム運用保守業務委託
概要	マナカ中継システム運用保守を業務委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、当局で導入済みのマナカシステムと接続する中継システムに対して運用保守の業務委託を行うものであり、作業にはシステム全体の内部プログラム等に関する詳細情報が必要となる。株式会社日立製作所はマナカシステム及び中継システムのプログラム等の開発元であり、システムプログラム等の詳細情報は開発元が公開していないことから、本件は下記業者しか履行できないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立製作所 中部支社
契約金額(円)	89,946,639

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局営業課 です。
電話番号 052-972-3855

随意契約の内容の公表

2026000417

局区	交通局
課	電車運転課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	鉄道用ダイヤ作成支援システムの賃借(再リース分)
概要	鉄道用ダイヤ作成支援システムを賃借するもの
契約の相手方を選定した理由	本件は、当局で使用している鉄道用ダイヤ作成支援システムを賃借(再リース)するものである。当該システムは三菱電機株式会社が独自に設計・開発したもので著作権を有しており、詳細技術情報を公開していないことから、当該システムの設計・開発会社である三菱電機株式会社から業務移管を受けた三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社 中部支店
契約金額(円)	2,382,468

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車運転課 です。
電話番号 052-972-3857

随意契約の内容の公表

2026000440

局区	交通局
課	管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	バス精算業務システム機器の保守点検業務等委託
概要	営業所に既設のバス精算業務システム機器について、保守点検業務の委託契約をするものです。
契約の相手方を選定した理由	本件は、営業所の精算機、管理装置、カード補充機、簡易解錠機等の部品交換を含む保守・点検を行うものである。これらの機器は、株式会社小田原機器が設計・製造した機器であり、詳細な技術情報が公開されていないことから、当該機器の製造元である小田原機器の指定営業店である株式会社オーバルテックのみが保守等を担当しているため、同社と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社オーバルテック
契約金額(円)	29,997,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局管理課 です。
電話番号 052-972-3865

随意契約の内容の公表

2026000536

局区	交通局
課	管理課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	バスIC中継システム機器等の保守業務委託
概要	本件は、バスIC中継システムのサーバ運用及びネットワーク機器の保守点検業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、バスIC中継システムの運用及びネットワーク機器の保守点検等の業務を委託するものである。保守業務等にあたっては、詳細な技術情報が公開されておらず、当該システムを設計・製造した株式会社日立製作所 中部支社しか行うことができないため、下記業者と随意契約を行うものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立製作所 中部支社
契約金額(円)	5,405,822

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局管理課 です。
電話番号 052-972-3865

随意契約の内容の公表

2026000563

局区	交通局
課	自動車施設課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	バス停留所施設管理システム運用保守等業務委託
概要	本件は、バス停留所施設管理システムの運用保守及び機械学習等に係る業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本件は、バス停留所施設管理システムの運用保守及び機械学習等の業務を委託するものである。 本件委託業務を確実に履行するためには、運用保守及び機械学習等の業務に必要な技術情報を正確に理解し、業務にあたる必要がある。 当該システムは、継続的な機械学習に必要不可欠な機械学習モデルのアルゴリズム等の技術情報は、具体的に開示されていないことから、当該システムを設計開発した株式会社エヌ・エイ・シー・ケアしか履行できないため、下記業者と随意契約を行うものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社エヌ・エイ・シー・ケア
契約金額(円)	3,183,766

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局自動車施設課 です。
電話番号 052-972-3863

随意契約の内容の公表

2026000135

局区	交通局
課	自動車運転課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	バスターミナル案内等システム保守委託
概要	名古屋駅バスターミナルのバス運行案内システム及び栄バスターミナルの運行管理システムの点検並びに保守業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件業務の対象となる名古屋駅バスターミナルのバス運行案内システム及び栄バスターミナルの運行管理システムは、パナソニックコネクト株式会社が開発・製造設置したものであり、本業務に必要な技術情報も公開されていないことから、本業務を履行できるものはパナソニックコネクト株式会社のみであるため、下記業者と随意契約を行うものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	パナソニックコネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー 中日本社
契約金額(円)	8,008,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局自動車運転課 です。
電話番号 052-972-3871

随意契約の内容の公表

2026000539

局区	交通局
課	自動車運転課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	D-TEGジャパン製ドライブレコーダーの保守業務委託
概要	D-TEGジャパン製ドライブレコーダーの保守業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件業務を行うことができるのは、対象機器の構造等について詳細な技術情報が公開されていないことから、当該機器の製造元であるD-TEGジャパン株式会社の指定営業店である東海クラリオン株式会社のみであるため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	東海クラリオン株式会社
契約金額(円)	3,762,209

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局自動車運転課 です。
電話番号 052-972-3871

随意契約の内容の公表

2026000226

局区	交通局
課	自動車車両課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	レゾナント・システムズ製バス用装置部品の購入等
概要	レゾナント・システムズ製バス用装置(バス車内案内表示装置)の調整・修理・点検及び部品を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局バス車両で使用しているレゾナント・システムズ製バス用装置(バス車内案内表示装置)は、(株)レゾナント・システムズが設計・開発・製造した機器であり、詳細な技術情報が公開されておらず、当該機器の修理及び補修部品の供給が可能なのは(株)レゾナント・システムズのみであるため、その指定営業店である株式会社富士エージェンシーと随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社富士エージェンシー
契約金額(円)	4,663,857

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局自動車車両課 です。
電話番号 052-972-3882

随意契約の内容の公表

2026000364

局区	交通局
課	自動車車両課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	アリソン製オートマチックトランスミッション修理
概要	バス車両用のアリソン製オートマチックトランスミッションの修理を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局バス車両用のアリソン製オートマチックトランスミッションは、アリソントランスミッション社(Allison Transmission Inc.)が設計・開発・製造した装置であり、詳細な技術情報が公開されておらず、当該装置の修理を実施できるのはアリソントランスミッション社のみであるため、その指定営業店であるシナジー株式会社と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	シナジー株式会社
契約金額(円)	14,790,134

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局自動車車両課 です。
電話番号 052-972-3882

随意契約の内容の公表

2026000186

局区	交通局
課	路線計画課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	バスダイヤ時刻表作成システムの改修
概要	令和9年4月1日より、バス運転士の勤務取扱いの見直しが実施されることに伴い、労働計算の変更及び必要な各種帳票データ項目の追加を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	現行のバスダイヤ時刻表作成システムは、NECネクサソリューションズ株式会社のパッケージソフトを基に、同者が名古屋市交通局仕様にカスタマイズを行い、システムとして整備したものである。下記業者は当該ソフトウェア等の開発元であり著作権を有していること、当該ソフトウェア等の詳細情報は開発元が公開していないことから、下記業者しか履行できないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	NECネクサソリューションズ株式会社 中部支社
契約金額(円)	10,780,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局路線計画課です。
電話番号 052-972-3864

随意契約の内容の公表

2026000214

局区	交通局
課	工務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	軌道総合管理システム定期点検及び保守管理業務委託
概要	軌道事務所で保有している軌道総合管理システムを通年にわたり保守管理するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、軌道事務所で保有している軌道総合管理システムを通年にわたり保守管理するものである。当該システムは、開発元である三井物産プラントシステム株式会社中部支社が著作権を有している。当該システムのプログラム等の詳細情報は開発元が公開していないことから、開発元の指定する保守点検業者である株式会社トータル・インフォメーション・サービスしか履行できないため選定する。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社トータル・インフォメーション・サービス
契約金額(円)	2,458,555

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局工務課 です。
電話番号 052-972-3888

随意契約の内容の公表

2026000379

局区	交通局
課	工務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	軌道検測車年点検整備
概要	第3号線及び第6号線で使用する軌道検測車について、年点検整備を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、軌道事務所が第3号線及び第6号線で使用している非接触型軌道検測車の年点検整備を行うものである。軌道検測車は、軌道保守に使用する特殊車両であり、走行時の高い安全性が求められる。また測定機器の詳細情報は製造元が公開していないことから、当該車両を製造した株式会社日立製作所の指定営業店である株式会社ヤシマキザイしか履行できないため選定する。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社ヤシマキザイ 名古屋支店
契約金額(円)	8,998,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局工務課 です。
電話番号 052-972-3888

随意契約の内容の公表

2026000380

局区	交通局
課	工務課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	軌道検測車の運搬及び点検整備業務委託
概要	第1号線及び第2・4号線で使用している軌道検測車の運搬及び点検整備を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、軌道事務所が第1号線及び第2・4号線で使用している非接触型軌道検測車の運搬と点検整備を行うものである。軌道検測車は、軌道保守に使用する特殊車両であり、走行時の高い安全性が求められる。また測定機器の詳細情報は製造元が公開していないことから、当該車両を製造したプラッサー&トイラー社の日本法人である日本プラッサー株式会社の指定営業店である伊岳商事株式会社しか履行できないため選定する。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	伊岳商事株式会社
契約金額(円)	8,536,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局工務課 です。
電話番号 052-972-3888

随意契約の内容の公表

2026000328

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	久屋大通駅エスカレーター1・6・7号機健全度調査業務委託
概要	本件は、久屋大通駅エスカレーター1・6・7号機のトラス部材及びトラスの掛かり代部分の健全度調査を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件業務はエスカレーターの健全度の確認とともに部品取外し作業及び復旧作業を行うものであり、当該エスカレーターの内部構造に精通し、正常に運行できるよう適切な組付け調整を行う技術を必要とする。当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該昇降機を設計・製作した日本オーチス・エレベータ(株)以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	日本オーチス・エレベータ株式会社 中部支店
契約金額(円)	11,560,670

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号 052-972-3949

随意契約の内容の公表

2026000415

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	高畑駅始め26駅可動式ホーム柵保守委託
概要	本件は、高畑駅始め26駅に設置した可動式ホーム柵設備の定期点検、臨時点検、保守、定期検査及び整備に関する業務を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	可動式ホーム柵の保守及び整備を行うには、当該可動式ホーム柵の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術が必要とする。当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該可動式ホーム柵を設計・製作した(株)日立製作所から独自の技術情報の開示を受けている(株)日立パワーソリューションズ以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立パワーソリューションズ中部支店
契約金額(円)	71,639,700

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号 052-972-3949

随意契約の内容の公表

2026000420

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	平安通駅可動式ホーム柵保守委託
概要	本件は、上飯田線平安通駅に設置した可動式ホーム柵設備の定期点検、臨時点検、保守、定期検査及び部品交換に関する業務をおこなうもの。
契約の相手方を選定した理由	可動式ホーム柵の保守及び整備を行うには、当該可動式ホーム柵の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術が必要とする。当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該可動式ホーム柵を設計・製作した三菱電機(株)から独自の技術情報の開示を受けている三菱電機プラントエンジニアリング(株)以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 中部本部
契約金額(円)	2,873,750

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号 052-972-3949

随意契約の内容の公表

2026000421

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	矢場町駅始め3駅総合監視盤点検整備委託
概要	本件は矢場町駅始め3駅に設置された総合監視盤(監視盤及び端末伝送装置)が常時円滑に運用でき、その機能を維持するため点検整備等を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	総合監視盤の点検整備を行うには、当該総合監視盤の機能及び個別ソフトウェアの管理に関する専門知識を有する技術者を必要とする。当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該総合監視盤を設計・製作した富士電機(株)以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	富士電機株式会社 中部支社
契約金額(円)	6,058,800

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号 052-972-3949

随意契約の内容の公表

2026000425

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	太閤通駅始め35か所総合監視盤点検整備委託
概要	本件は太閤通駅始め35か所に設置された総合監視盤(監視盤及び端末伝送装置)が常時円滑に運用でき、その機能を維持するため点検整備等を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	総合監視盤の点検整備を行うには、当該総合監視盤の機能及び個別ソフトウェアの管理に関する専門知識を有する技術者を必要とする。当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該総合監視盤を設計・製作したアズビル(株)以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー中部支社
契約金額(円)	54,265,640

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号 052-972-3949

随意契約の内容の公表

2026000449

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	岩塚駅始め11か所昇降機保守整備等委託
概要	本件は、岩塚駅始め11か所に設置した昇降機の定期点検、臨時点検、保守、定期検査及び整備に関する業務を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	昇降機の保守及び整備を行うには、当該昇降機の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術を必要とする。当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該昇降機を設計・製作した日本エレベーター製造(株)以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	日本エレベーター製造株式会社 名古屋営業所
契約金額(円)	15,019,400

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号 052-972-3949

随意契約の内容の公表

2026000455

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	中村公園駅始め7駅総合監視盤点検整備委託
概要	本件は中村公園駅始め7駅に設置された総合監視盤(監視盤及び端末伝送装置)が常時円滑に運用でき、その機能を維持するため点検整備等を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	総合監視盤の点検整備を行うには、当該総合監視盤の機能及び個別ソフトウェアの管理に関する専門知識を有する技術者を必要とする。当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該総合監視盤を設計・製作した新菱冷熱工業㈱以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	新菱冷熱工業株式会社 中部支店
契約金額(円)	9,873,600

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号 052-972-3949

随意契約の内容の公表

2026000477

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	太閤通駅始め18駅昇降機保守整備等委託
概要	本件は、太閤通駅始め18駅に設置した昇降機の定期点検、臨時点検、保守、定期検査、整備及びエスカレーター内部清掃に関する業務を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	昇降機の保守及び整備を行うには、当該昇降機の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術を必要とする。当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該昇降機を設計・製作したフジテック(株)以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	フジテック株式会社 名古屋支店
契約金額(円)	103,338,840

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号 052-972-3949

随意契約の内容の公表

2026000485

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	野並駅始め11か所昇降機保守整備等委託
概要	本件は、野並駅始め11か所に設置した昇降機の定期点検、臨時点検、保守、定期検査、整備及びエスカレーター内部清掃に関する業務を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	昇降機の保守及び整備を行うには、当該昇降機の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術を必要とする。当該昇降機の設計・製作はシンドラーエレベータ(株)及び日本オーチス・エレベータ(株)であるが、前者の国内における昇降機保守事業は後者に移管され独自の技術情報が引き継がれている。当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、日本オーチス・エレベータ(株)以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	日本オーチス・エレベータ株式会社 中部支店
契約金額(円)	135,291,310

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号 052-972-3949

随意契約の内容の公表

2026000487

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名古屋駅始め26か所昇降機保守整備等委託
概要	本件は、名古屋駅始め26か所に設置した昇降機の定期点検、臨時点検、保守、定期検査、整備及びエスカレーター内部清掃に関する業務を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	昇降機の保守及び整備を行うには、当該昇降機の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術を必要とする。当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該昇降機を設計・製作した東芝エレベータ(株)以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	東芝エレベータ株式会社 中部支社
契約金額(円)	159,741,978

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号 052-972-3949

随意契約の内容の公表

2026000511

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	熱田神宮伝馬町駅始め3駅エスカレーター健全度調査業務委託
概要	本件は、エスカレーターのトラス部材及びトラスの掛かり代部分の健全度調査を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件業務はエスカレーターの健全度の確認とともに部品取外し作業及び復旧作業を行うものであり、当該エスカレーターの内部構造に精通し、正常に運行できるよう適切な組付け調整を行う技術を必要とする。当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該昇降機を設計・製作した東芝エレベータ(株)以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	東芝エレベータ株式会社 中部支社
契約金額(円)	8,705,664

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号 052-972-3949

随意契約の内容の公表

2026000512

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	高畑駅エスカレーター2・3号機健全度調査業務委託
概要	本件は、高畑駅のエスカレーター2号機及び3号機のトラス部材及びトラスの掛かり代部分の健全度調査を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件業務はエスカレーターの健全度の確認とともに部品取外し作業及び復旧作業を行うものであり、当該エスカレーターの内部構造に精通し、正常に運行できるよう適切な組付け調整を行う技術を必要とする。当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該昇降機を設計・製作したフジテック株式会社以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	フジテック株式会社 名古屋支店
契約金額(円)	7,104,900

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号 052-972-3949

随意契約の内容の公表

2026000517

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	金山駅始め27か所昇降機保守整備等委託
概要	本件は、金山駅始め27か所に設置した昇降機の定期点検、臨時点検、保守、定期検査及び整備を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	昇降機の保守及び整備を行うには、当該昇降機の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術を必要とする。当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該昇降機を設計・製作した(株)日立製作所より国内昇降機事業を移管され、技術情報が引き継がれている(株)日立ビルシステム以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立ビルシステム 中部支社
契約金額(円)	173,116,240

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号 052-972-3949

随意契約の内容の公表

2026000526

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	太閤通駅始め64駅可動式ホーム柵保守委託
概要	本件は太閤通駅始め64駅に設置した可動式ホーム柵設備の定期点検、臨時点検、保守、定期検査及び整備に関する業務を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	可動式ホーム柵の保守及び整備を行うには、当該可動式ホーム柵の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術が必要とする。当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該可動式ホーム柵を設計・製作した日本信号(株)から独自の技術情報の開示を受けている中部日信電子(株)以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	中部日信電子株式会社 名古屋営業所
契約金額(円)	132,066,880

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号 052-972-3949

随意契約の内容の公表

2026000532

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	高畑駅及び本陣駅昇降機保守委託
概要	本件は、高畑駅及び本陣駅に設置した昇降機の定期点検、臨時点検、保守、定期検査及び整備を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	昇降機の保守及び整備を行うには、当該昇降機の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術を必要とする。当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該昇降機を設計・製作したダイコー(株)以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	ダイコー株式会社 名古屋営業所
契約金額(円)	3,595,900

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号 052-972-3949

随意契約の内容の公表

2026000546

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	栄駅始め55か所昇降機保守整備等委託
概要	本件は、栄駅始め55か所に設置した昇降機の定期点検、臨時点検、保守、定期検査及び整備を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	昇降機の保守及び整備を行うには、当該昇降機の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術を必要とする。当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該昇降機を設計・製作した三菱電機(株)より国内昇降機事業を移管され、技術情報が引き継がれている三菱電機ビルソリューションズ(株)以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 中部支社
契約金額(円)	260,493,750

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号 052-972-3949

随意契約の内容の公表

2026000023

局区	交通局
課	電車車両課
契約締結日	令和8年4月10日
件名	車両検査周期延伸に関する物性試験(防振材料)の業務委託
概要	車両の検査周期を延伸する新しい検査体系を導入するために、走行試験実施後の試験車両から採取した調査対象品のうち、ゴム部品である防振材料の物性試験を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	車両の検査周期を延伸する新しい検査体系を導入するためには、評価検討委員会(部外有識者を交えた独自の委員会)の方式で、車両の安全性が確保できることを国土交通省に対して証明し、許可を得る必要がある。本件は委員会において車両の安全性の評価検討に必要な調査対象品のうち、ゴム部品である防振材料の物性試験を委託するものである。本件業務を適切に行うことができる者は、評価検討委員会の評価実績を有する、公益財団法人鉄道総合技術研究所のみであるため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	公益財団法人鉄道総合技術研究所
契約金額(円)	6,787,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号 052-972-3879

随意契約の内容の公表

2026000024

局区	交通局
課	電車車両課
契約締結日	令和8年4月10日
件名	車両検査周期延伸に関する物性試験(潤滑材料)の業務委託
概要	車両の検査周期を延伸する新しい検査体系を導入するために、走行試験実施後の試験車両から採取した調査対象品のうち、油脂類である潤滑材料の物性試験を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	車両の検査周期を延伸する新しい検査体系を導入するためには、評価検討委員会(部外有識者を交えた独自の委員会)の方式で、車両の安全性が確保できることを国土交通省に対して証明し、許可を得る必要がある。本件は委員会において車両の安全性の評価検討に必要な調査対象品のうち、油脂類である潤滑材料の物性試験を委託するものである。本件業務を適切に行うことができる者は、評価検討委員会の評価実績を有する、公益財団法人鉄道総合技術研究所のみであるため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	公益財団法人鉄道総合技術研究所
契約金額(円)	1,881,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号 052-972-3879

随意契約の内容の公表

2026000445

局区	交通局
課	電車車両課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	5050形車両車内案内表示器の購入
概要	当局高速度鉄道第1号線5050形車両の表示装置に使用している車内案内表示器を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第1号線5050形車両の表示装置に使用している車内案内表示器は、表示装置を構成する機器の一部であり、既存の表示装置に適合する車内案内表示器は、詳細な技術情報が公開されておらず、当該車内案内表示器を設計・開発・製造したコイト電工(株)しか行うことができないため、コイト電工(株)の指定営業店である(株)ヤシマキザイ 名古屋支店と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社ヤシマキザイ 名古屋支店
契約金額(円)	12,947,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号 052-972-3879

随意契約の内容の公表

2026000143

局区	交通局
課	藤が丘工場
契約締結日	令和8年4月1日
件名	1号線車両用軸ばねゴムの購入
概要	当局高速度鉄道第1号線5050形及びN1000形車両の台車装置に使用している軸ばねゴムを購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第1号線5050形及びN1000形車両の台車装置に使用している軸ばねゴムは、台車装置を構成する部品の一部であり、既存の台車装置に適合する軸ばねゴムを製造することは、詳細な技術情報が公開されておらず、当該軸ばねゴムを設計・開発・製造した日本車輛製造(株)しか行うことができないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	日本車輛製造株式会社
契約金額(円)	19,404,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号 052-972-3879

随意契約の内容の公表

2026000151

局区	交通局
課	藤が丘工場
契約締結日	令和8年4月1日
件名	1号線車両用戸車組立の購入
概要	当局高速度鉄道第1号線5050形及びN1000形車両の側引戸に使用している戸車組立を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第1号線5050形及びN1000形車両の側引戸に使用している戸車組立は、側引戸を構成する部品の一部であり、既存の側引戸に適合する戸車組立を製造することは、詳細な技術情報が公開されておらず、戸車組立を設計・開発・製造した日本車輛製造(株)しか行うことができないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	日本車輛製造株式会社
契約金額(円)	3,833,280

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号 052-972-3879

随意契約の内容の公表

2026000153

局区	交通局
課	藤が丘工場
契約締結日	令和8年4月1日
件名	幌布等の購入及び張替(藤が丘工場)
概要	当局高速度鉄道第1号線車両の連結部に使用している幌の幌布等の購入及び張替を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第1号線鉄車両の連結部に使用している幌は、幌布及び幌骨等で構成されており、既存の幌骨に適合する幌布等を製造することは、寸法、形状・構造、強度などの、詳細な技術情報が公開されておらず、幌布等を設計・開発・製造した(株)成田製作所しか行うことができないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社成田製作所
契約金額(円)	3,620,100

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号 052-972-3879

随意契約の内容の公表

2026000181

局区	交通局
課	藤が丘工場
契約締結日	令和8年4月1日
件名	N1000形車両用空気ばね組立の購入
概要	当局高速度鉄道第1号線N1000形車両の台車装置に使用している空気ばね組立を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第1号線N1000形車両の台車装置に使用している空気ばね組立は、台車装置を構成する部品の一部であり、既存の台車装置に適合する空気ばね組立を製造することは、詳細な技術情報が公開されておらず、当該空気ばね組立を設計・開発・製造した日本車輛製造(株)しか行うことができないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	日本車輛製造株式会社
契約金額(円)	29,700,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号 052-972-3879

随意契約の内容の公表

2026000343

局区	交通局
課	藤が丘工場
契約締結日	令和8年4月1日
件名	N1000形主幹制御器部品の購入
概要	当局高速度鉄道第1号線N1000形車両の主幹制御器に使用している主幹制御器部品を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第1号線N1000形車両の主幹制御器に使用している主幹制御器部品は主幹制御器を構成する部品の一部であり、既存の主幹制御器に適合する主幹制御器部品を製造することは、詳細な技術情報が公開されておらず、当該主幹制御器部品を設計・開発・製造した(株)東芝しか行うことができないため、その指定営業店である(株)千代田組中部支店と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社千代田組中部支店
契約金額(円)	4,070,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号 052-972-3879

随意契約の内容の公表

2026000424

局区	交通局
課	藤が丘工場
契約締結日	令和8年4月1日
件名	第1号線車両用運転台制御器照光押しボタンスイッチの更新
概要	当局高速度鉄道第1号線車両放送装置の運転台制御器の照光押しボタンスイッチを更新するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第1号線車両放送装置の運転台制御器の照光押しボタンスイッチを更新することは、詳細な技術情報が公開されておらず、当該運転台制御器を設計・開発・製造した八幡電気産業(株)しか行うことができないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	八幡電気産業株式会社
契約金額(円)	2,376,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号 052-972-3879

随意契約の内容の公表

2026000111

局区	交通局
課	名港工場
契約締結日	令和8年4月1日
件名	幌布等の購入及び張替(名港工場)
概要	当局高速度鉄道第2・4号線車両の連結部に使用している幌布等の購入及び張替を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第2・4号線車両の連結部に使用している幌は、幌布及び幌骨等で構成されており、既存の幌骨に適合する幌布等を製造することは、寸法、形状・構造、強度などの詳細な情報が公開されておらず、幌布等を設計・開発・製造した(株)成田製作所しか行うことができないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社成田製作所
契約金額(円)	5,009,400

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号 052-972-3879

随意契約の内容の公表

2026000124

局区	交通局
課	名港工場
契約締結日	令和8年4月1日
件名	自動巻取フィルタ装置用ろ材の購入
概要	当局高速度鉄道第2・4号線車両の自動巻取フィルタ装置に使用しているろ材を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第2・4号線車両の自動巻取フィルタ装置に使用しているろ材は、自動巻取フィルタ装置を構成する部品の一部であり、既存の自動巻取フィルタ装置に適合するろ材を製造することは、詳細な技術情報が公開されておらず、当該ろ材を設計・開発・製造した日本バイリーン(株)しか行うことができないため、その指定営業店である美浜(株) 名古屋支店と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	美浜株式会社 名古屋支店
契約金額(円)	30,624,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号 052-972-3879

随意契約の内容の公表

2026000163

局区	交通局
課	日進工場
契約締結日	令和8年4月1日
件名	幌布等の購入及び張替(日進工場)
概要	当局高速度鉄道第3号線及び第6号線車両の連結部に使用している幌布等の購入及び張替を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第3号線及び第6号線車両の連結部に使用している幌は、幌布及び幌骨等で構成されており、既存の幌骨に適合する幌布等を製造することは、寸法、形状・構造、強度などの詳細な技術情報が公開されておらず、幌布等を設計・開発・製造した(株)成田製作所しか行うことができないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社成田製作所
契約金額(円)	5,396,600

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号 052-972-3879

随意契約の内容の公表

2026000233

局区	交通局
課	日進工場
契約締結日	令和8年4月1日
件名	N3000形及び6050形用軸箱軸受始め2品目の購入
概要	当局高速度鉄道第3号線N3000形車両及び第6号線6050形車両の台車装置に使用している軸箱軸受始め2品目を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第3号線N3000形車両及び第6号線6050形車両の台車装置に使用している軸箱軸受始め2品目は、台車装置を構成する部品の一部であり、既存の台車装置に適合する軸箱軸受始め2品目を製造することは、詳細な技術情報が公開されておらず、当該軸箱軸受始め2品目を設計・開発・製造した日本精工(株)しか行うことができないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	日本精工株式会社 名古屋支社
契約金額(円)	12,479,753

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号 052-972-3879

随意契約の内容の公表

2026000242

局区	交通局
課	日進工場
契約締結日	令和8年4月1日
件名	3050形及び6000形用軸箱軸受の購入
概要	当局高速度鉄道第3号線3050形車両及び第6号線6000形車両の台車装置に使用している軸箱軸受を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第3号線3050形車両及び第6号線6000形車両の台車装置に使用している軸箱軸受は、台車装置を構成する部品の一部であり、既存の台車装置に適合する軸箱軸受を製造することは、詳細な技術情報が公開されておらず、当該軸箱軸受を設計・開発・製造した(株)ジェイテクトしか行うことができないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社ジェイテクト 中日本支社
契約金額(円)	35,698,300

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号 052-972-3879

随意契約の内容の公表

2026000091

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	高速度鉄道変電所遠隔監視制御装置保守点検業務委託
概要	本件は、電気指令の変電所遠隔監視制御装置、被制御所である岩塚変電所 始め29変電所の端末装置の保守点検業務を委託するものである。
契約の相手 方を選定した 理由	本件は、高速度鉄道変電所設備の遠隔監視制御装置の保守点検を行うものである。遠隔監視制御装置の保守点検にあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該装置を設計・製造した者しか行うことができない。よって、当該設備の設計・製造会社である株式会社明電舎から業務移管を受けた株式会社明電エンジニアリングと随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社明電エンジニアリング 名古屋営業所
契約金額(円)	21,769,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2026000100

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	LAN設備保守点検業務委託
概要	本件は、全線に設置されているLAN設備の保守業務と第2・4号線及び第6号線に設置されているLAN設備の点検、清掃及び測定等を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、LAN設備の保守業務、点検、清掃、測定等を行うものである。保守業務、点検、清掃、測定等にあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該設備を設計・製造した者しか行うことができないため、当該設備の設計・製造会社である日本電気株式会社から業務移管を受けたNECネットエスアイ株式会社と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	NECネットエスアイ株式会社 中日本支社
契約金額(円)	10,839,400

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2026000260

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	野並変電所始め7変電所電気設備点検業務委託
概要	本件は、高速度鉄道変電所(野並変電所始め7変電所)の電気設備点検業務委託をするものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、野並変電所始め7変電所の電気設備の点検を行うものである。変電所電気設備の点検にあたっては、必要な技術情報が公開されていないことから、当該設備を設計・製作した者しか行うことができない。よって、当該設備の設計・製作会社である株式会社明電舎から業務移管を受けた株式会社明電エンジニアリングと随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社明電エンジニアリング 名古屋営業所
契約金額(円)	46,090,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2026000270

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和8年4月6日
件名	山下通変電所始め5変電所電気設備点検業務委託
概要	本件は、高速度鉄道変電所(山下通変電所始め5変電所)の電気設備点検業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、山下通変電所始め5変電所の電気設備の点検を行うものである。変電所電気設備の点検にあたっては、必要な技術情報が公開されていないことから、当該設備を設計・製作した者しか行うことができない。よって、当該設備の設計・製作会社である富士電機株式会社と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	富士電機株式会社 中部支社
契約金額(円)	23,210,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2026000273

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	名駅変電所始め5変電所電気設備点検業務委託
概要	本件は、高速度鉄道変電所(名駅変電所始め5変電所)の電気設備点検業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、名駅変電所始め5変電所の電気設備の点検を行うものである。変電所電気設備の点検にあたっては、必要な技術情報が公開されていないことから、当該設備を設計・製作した者しか行うことができない。よって、当該設備の設計・製作会社である株式会社東芝と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社東芝 中部支社
契約金額(円)	31,460,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2026000296

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	東山線列車無線装置用無停電電源装置の製造及び取替（設備更新）
概要	本件は、中村公園駅始め3箇所に設置されている列車無線装置用無停電電源装置の製造および取替を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、中村公園駅始め3か所に設置されている東山線列車無線装置用無停電電源装置を製造し、取替を行うものである。無停電電源装置は列車無線装置を構成する機器の一部であり、無停電電源装置の製造及び取替にあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該列車無線装置を設計・製造した者しか行うことができないため、当該列車無線装置の設計・製造会社である株式会社国際電気と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社国際電気 中部支店
契約金額(円)	18,012,500

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2026000383

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	栄変電所始め15変電所電気設備点検業務委託
概要	本件は、高速度鉄道変電所(栄変電所始め15変電所)の電気設備点検業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、栄変電所始め15変電所の電気設備の点検を行うものである。変電所電気設備の点検にあたっては、必要な技術情報が公開されていないことから、当該設備を設計・製作した者しか行うことができない。よって、当該設備の設計・製作会社である三菱電機株式会社から業務移管を受けた三菱電機プラントエンジニアリング株式会社と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 中部本部
契約金額(円)	73,310,600

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2026000430

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	上飯田線信号通信設備点検業務委託
概要	本件は、上飯田線上飯田・平安通間及び黒川ビルの信号通信設備の点検業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、上飯田線上飯田・平安通間及び黒川ビルの信号通信設備保守点検業務を委託するものである。この保守点検に使用する大型保守用機械は小牧線より進入が必要であり、名古屋鉄道株式会社から小牧線内の大型保守用機械運行が認められ、同社の夜間作業責任者の資格者を有しているのは名鉄EIエンジニア株式会社のみであるため、名鉄EIエンジニア株式会社と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	名鉄EIエンジニア株式会社
契約金額(円)	11,825,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2026000452

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	第2・4号線、第3号線及び第6号線集中映像伝送装置定期点検
概要	本件は、第2・4号線、第3号線及び第6号線集中映像伝送装置の各部の点検、試験、調整、測定及び清掃等を行い、その装置の機能を常に良好な状態に維持するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、第2・4号線、第3号線及び第6号線の集中映像伝送装置の定期点検を行うものである。点検にあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該装置を設計・製造した者しか行うことができない。当該装置の設計・製造会社である株式会社国際電気は点検業務を指定営業店に移管しているため、指定営業店である株式会社HYSエンジニアリングサービス中日本支店と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社HYSエンジニアリングサービス 中日本支店
契約金額(円)	36,214,090

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2026000464

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和8年4月1日
件名	日比野変電所電力会社取引用VCT取替に伴うGIS関連業務委託(設備更新)
概要	本件は、中部電力取引用計器用変成器の取替に伴うガス絶縁開閉装置のガス回収作業等を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、日比野変電所に設置している中部電力取引用計器用変成器の取替に伴うガス絶縁開閉装置の絶縁性ガスの回収作業等を行うものである。その作業にあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該装置を設計・製造した者しか行うことができない。よって、当該設備の設計・製作会社である株式会社日立製作所の特約店である株式会社ヤシマキザイと随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社ヤシマキザイ 名古屋支店
契約金額(円)	24,090,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2026000538

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和8年4月23日
件名	平安通変電所特高遮断器の分解整備(設備更新)
概要	本件は、平安通変電所の特高遮断器の分解整備を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、平安通変電所に設置している特高遮断器の分解整備を行うものである。その分解整備にあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該遮断器を設計・製作した者しか行うことができない。よって、当該遮断器の設計・製作会社である株式会社明電舎から業務移管を受けた株式会社明電エンジニアリングと随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社明電エンジニアリング 名古屋営業所
契約金額(円)	11,517,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2026000573

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和8年4月22日
件名	上飯田線旅客案内装置用部品の購入(設備更新)
概要	本件は、上飯田線旅客案内装置の交換用部品を購入するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、上飯田線旅客案内装置の交換用部品を購入するものである。交換用部品の購入にあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該旅客案内装置を設計・製造をした者しか行うことができないため、当該旅客案内装置を設計・製造した株式会社新陽社と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社新陽社 名古屋支店
契約金額(円)	12,329,130

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2026000617

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和8年4月22日
件名	名港車庫及び山下通変電所直流き電故障選択装置ユニットの製造及び取替 (設備更新)
概要	本件は、名港車庫及び山下通変電所の直流き電用故障選択装置ユニットの製造及び取替を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、名港車庫及び山下通変電所に設置している直流き電用故障選択装置ユニットの製造及び取替を行うものである。その製造及び取替にあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該装置を設計・製造した者しか行うことができない。よって当該設備の設計・製造会社である津田電気計器株式会社と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	津田電気計器株式会社 営業本部 大阪営業所
契約金額(円)	7,105,208

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2026000637

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和8年4月17日
件名	本陣変電所始め5変電所電気設備点検業務委託
概要	本件は、高速度鉄道変電所(本陣変電所始め5変電所)の電気設備点検業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、本陣変電所始め5変電所の電気設備の点検を行うものである。変電所電気設備の点検にあたっては、必要な技術情報が公開されていないことから、当該設備を設計・製作した者しか行うことができない。よって、当該設備の設計・製作会社である株式会社日立製作所の保守点検業務指定特約店である株式会社ヤシマキザイと随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社ヤシマキザイ 名古屋支店
契約金額(円)	59,400,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892